

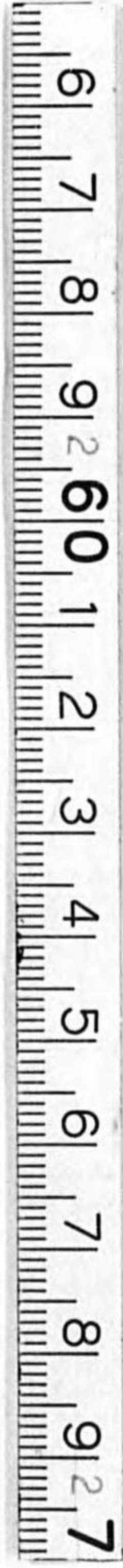
14. 5-996



1200501219792

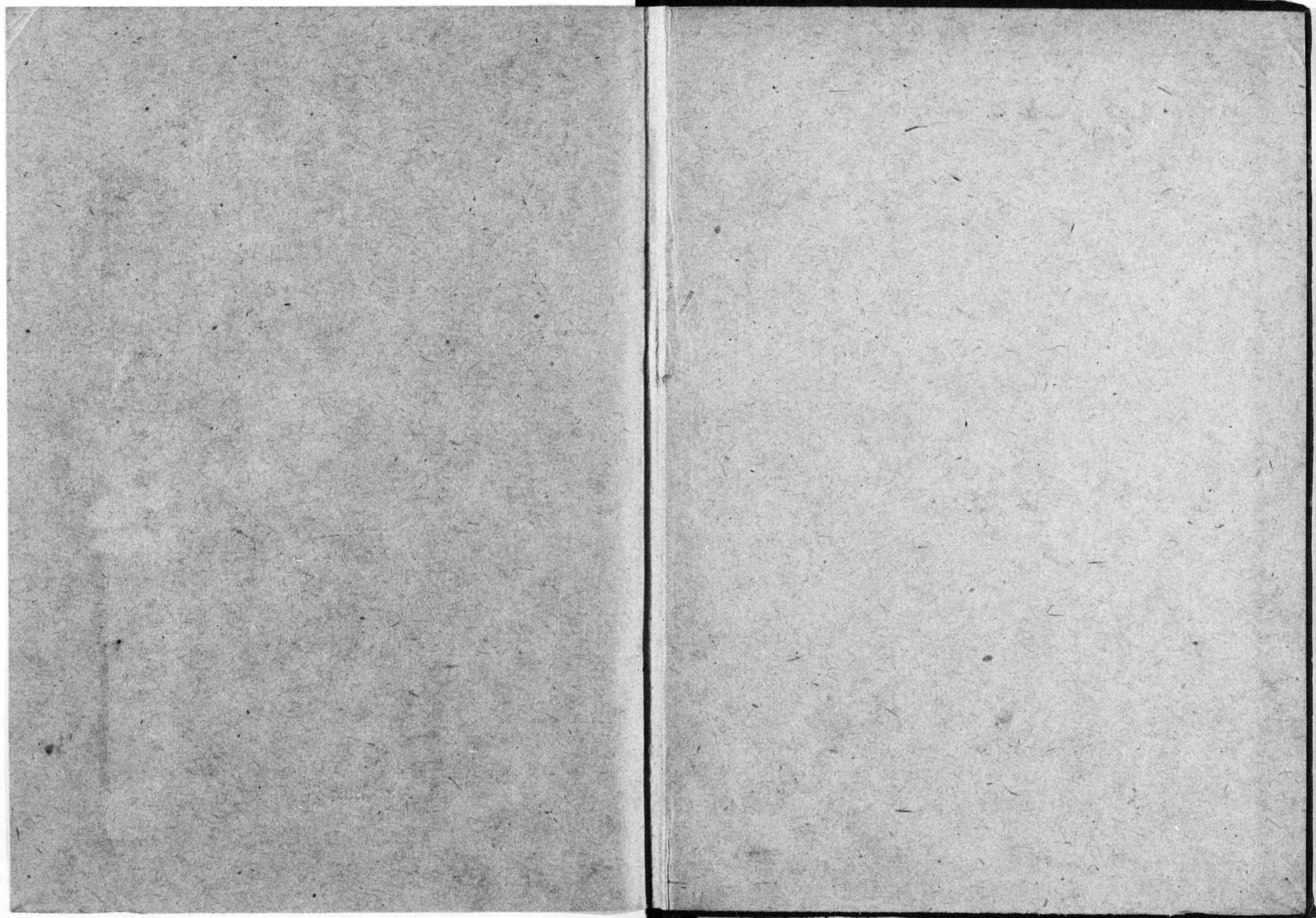
14.5

96



始





發行所寄贈本

臺灣總督府外事部調查百五十(一般部門第二十)

南洋奉鑑 第四回版

臺灣總督府外事部



下卷(大東亞海洋島嶼篇)



145  
99

# 南洋年鑑 下卷

## 目次

比 律 賓	.....	一	三九〇	頁
東 印 度	.....	三九一	八四〇	
(附 葡 領 地)				
北 波 爾 ネ オ	.....	八四一	九四六	
(舊英領・サラワク・ブルネイ)				
ニ ュ ー ギ ニ ア	.....	九四七	九七四	
濠 洲	.....	九七五	一一八六	
新 西 蘭	.....	一一八七	一二六六	
太 平 洋 諸 島	.....	一二六七	一二九四	
附 錄 參 考 資 料	.....	一	一三	

大東亞  
共榮圈  
南方  
廣域  
圈要  
圖

比  
律  
賓

北  
華  
東  
亞

南洋  
羣  
島

南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌

南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌  
南洋羣島之地理與地誌

# 比律賓 目次

## 第一章 自然地理

第一節 位置及面積	一
第二節 地形・地勢及山岳	四
第三節 平野・河川・湖沼・海岸線及港灣	一〇
第四節 地質	一三
第五節 氣象	一四

## 第二章 歴史

第一節 年代記摘要	一五
第二節 自十六世紀至十八世紀末葉	一六
第三節 自十九世紀至現代	一七
第四節 其後の情勢	一七
第五節 對日關係	一八

## 第三章 人口・住民

第一節 人口	一九
第二節 住民	一九

## 第四章 宗教・教育

第一節 宗教	二〇
第二節 教育	二〇

比律賓……目次

## 第五章 衛生

第一節 總說	二五
第二節 衛生行政及施設	二六
第三節 諸疾病	二八
第四節 諸統計	二九

## 第六章 政治

第一節 コムモンウェルス後の獨立問題	二九
第二節 比律賓憲法	二二
第三節 大統領	二六
第四節 副大統領	二〇
第五節 比律賓駐在米國高等辨務官	二〇
第六節 立法	二三
第七節 行政	二四
第八節 司法	二五

## 第七章 國防

第一節 總說	二五
第二節 國防豫算	二五
第三節 陸軍	二五
第四節 海軍	二五
第五節 空軍	二五

## 第八章 財政

第一節 總說	二七
--------	----

第二節 財政機關及豫算……………二五〇

第三節 歲計……………二五〇

第四節 公債……………二六二

第五節 稅制……………二六三

第九章 金融

第一節 經濟の概観と金融……………二六三

第二節 貨幣制度と通貨……………二六四

第三節 金融機構と金融機關……………二六八

第四節 外國爲替と國際收支……………二七〇

第五節 要約……………二七一

第十章 農業

第一節 總説……………二七三

第二節 土地拂下及租借……………二七四

第三節 米……………二七五

第四節 甘蔗……………二七七

第五節 古々椰子……………二七九

第六節 煙草……………二八〇

第七節 玉蜀黍……………二八二

第八節 マニラ麻……………二八三

第九節 マゲイ……………二八三

第十節 將來有望なる農業……………二八三

第十一章 畜産業

第一節 總説……………二八四

第二節 屠殺數……………二八四

第三節 輸出入……………二八五

第四節 畜産行政……………二八五

第五節 家畜傳染病……………二八五

第十二章 林業

第一節 森林面積・分布及蓄積……………二八七

第二節 林況……………二八七

第三節 種類・品質及用途……………二九〇

第四節 森林副産物……………二九一

第五節 伐木・製材企業經過及概況……………二九二

第六節 邦人の伐木及製材企業……………二九三

第七節 公官(有林)主要副産物數量……………二九三

第八節 木材市場及取引方法……………二九三

第九節 林務行政……………二九三

第十節 諸統計……………二九三

第十三章 水産業

第一節 總説……………二九四

第二節 水産行政……………二九七

第三節 關係法規……………二九七

第四節 諸統計……………二九八

第十四章 鑛業

第一節 總説……………二九〇

第二節 鑛業政策並法規……………二九二

第三節 重要鑛産物……………二九三

第四節 主要金鑛會社……………二九五

第十五章 工業

第十六章 労働

第一節 總説……………二九〇

第二節 勞銀……………二九三

第三節 移民……………二九三

第十七章 商業

第一節 總説……………二九五

第二節 國內貿易……………二九六

第三節 小賣商業……………二九七

第四節 倉庫業……………二九七

第五節 保險業……………二九七

第六節 商業會議所……………二九八

第七節 ネハ運動……………二九八

第八節 華僑……………二九八

第十八章 貿易

第一節 總説……………三〇〇

第二節 比律賓の獨立と米比通商問題……………三〇〇

第三節 國別貿易……………三〇〇

第四節 輸入貿易……………三〇一

第五節 輸出貿易……………三〇一

第六節 對日本貿易……………三〇一

第十九章 交通

第一節 陸運……………三〇三

第二節 海運……………三〇三

第三節 空運……………三〇七

第四節 通信……………三〇七

第二十章 其他

第一節 主要都市……………三〇〇

第二節 雜……………三〇七

第三節 文献目錄……………三〇七



# 比律賓

## 第一章 自然地理

### 第一節 位置及面積

位置及面積—地形・地勢及山岳—平野・河川・湖沼・海岸線及港灣

比律賓諸島はマライ群島の北東部を占め、北緯四度四〇分より二二度一〇分、東經二一六度四〇分より一二六度三四分の間に散在せる大小七、〇八三の島嶼より成る群島である。北は一六〇軒のバシー海峽 (Bashi Channel) を隔て、我が臺灣島に對し、東は渺茫たる太平洋に臨み、西は南支那海を隔て、亞細亞大陸の印度支那半島に對し、南はセレベス海 (Celebes Sea) を隔て、モレベス島及びボルネオ島 (Borneo) に對峙してゐる。本群島は所謂外南洋中我が領土に最も接近してゐる點に注意すべきである。總面積二九七、四一〇平方軒にして我が朝鮮、樺太及臺灣を合せたものより稍大である。本群島を構成する島嶼の数は大小七、〇八三を算し、其の中間積一平方哩以上のもの三五七、餘は僅かに波上に岩礁の一部を現はすに過ぎざる小島嶼である。此中最大はルソン島 (Luzon) の一〇四、六八八平方軒、之に次ぐはミンダナオ島 (Mindanao) の九四、六三〇平方軒にして、兩島の面積は群島總面積の約七〇%を占めてゐる。兩島の間にはサマル (Samar)、ネグロス (Negros)、バナイ (Panay)、レイテ (Leyte) 其他より成るビサヤ (Visayas) 諸島を抱き、更に西側にはパラワン (Palawan)、スール (Sulu) の兩諸島並に北方に向つて點綴するバブヤン (Babuyan)、バタン (Batan) 兩諸島を含んでゐる。ルソン、ミンダナオの兩島の外一萬平方軒以上を有するはサマル一三、〇八〇平方軒、ネグロス一二、七〇五平方軒、パラワン一一、七八五

比律賓……自然地理

平方軒、バナイ一一、五一五平方軒である。今面積百平方軒以上を有する主要島嶼名、其の中央地點の緯度經度並に面積を示せば次の如くである。

### 主要島嶼名、中央地點の緯度經度並面積表

出所—Commonwealth of the Philippines, Commission of the Census, Manila Volume V. Census Atlas of the Philippines, 1940

島名	緯度	經度	面積
ルソン	15°00'	121°00'	104,688
ミンダナオ	8°00'	125°00'	94,630
サマル	11°00'	124°00'	13,080
ネグロス	10°00'	123°00'	12,705
パラワン	10°30'	121°30'	11,785
バナイ	11°10'	121°30'	11,515
レイテ	10°30'	124°11'	7,115
セブ	10°30'	123°40'	4,811
ボホール	10°30'	123°40'	4,811
マスバテ	11°14'	123°10'	3,164
カタンダン	12°00'	122°10'	1,810
バシラン	6°30'	123°01'	1,123
アサンガ	11°00'	123°10'	8,698
マリンドフ	12°30'	123°11'	8,433
ホロ	5°30'	123°11'	8,011
ダイナガト	9°30'	123°50'	6,645
タララ	11°30'	123°04'	6,035
ボリ	15°00'	121°40'	5,630
タウイタウイ	5°12'	120°00'	5,413
ギマラス	10°30'	123°34'	5,876

比律賓……自然地理

Table listing islands and their areas. Columns include island names (e.g., ビリラン, シブヤン), area in square meters, and area in square kilometers. Includes a total row for the Philippines.

比律賓群島各州(アルファベット順に列記)別面積並に之に属する名稱を有する島嶼及び無名島嶼数を示せば次表の如くである。
州の總數……四九
總面積(平方呎)……二,七五七,四七〇
總面積(法定)……一,一八八,〇〇〇
特別市の總數……九
島嶼數……七,一〇〇

各州別面積

Table showing the area of each province in the Philippines. Columns include province names (e.g., アンテイゲ, バタネ), area in square meters, area in square kilometers, and number of islands. Includes a total row for the Philippines.

各州附屬島嶼數表

Table listing islands and their counts. Columns include island names (e.g., マスバテ, ミンドロロ), area in square meters, area in square kilometers, and number of islands.

州名

Table listing provinces and their areas. Columns include province names (e.g., アグサ, アバサ), area in square meters, area in square kilometers, and number of islands.

比律賓……自然地理

註) (1)……湖水の面積を含む (2)……都市の面積を含む 出所) 同前表

比律賓……自然地理

特別市の名稱	平方呎 (法定)	面積	島嶼數	計
マウンテン・オブ・ロビンソン*	140,872	5,455,600	1	1
ネグロス・オクシデンタル*	7,579,181	2,923,333	13	63
ネグロス・オリエンタル	5,214,400	2,052,267	6	14
ヌエバ・エシハヌエバ・ピスカヤ	5,491,681	2,110,334	1	20
バラワン	6,033,933	2,262,000	1	1
パンガシナン	14,745,764	5,695,333	64	510
リサール	11,151,133	4,270,000	1	1
ロムブロン	5,233,833	2,010,700	1	40
サマール	1,744,933	762,522	5	217
ソルソゴン	1,370,000	5,337,322	6	5
スリガオ	1,370,000	5,337,322	1	1
タララ	3,750,933	1,409,333	2	6
タヤバ	1,055,000	793,333	2	3
サムボアンガ*	2,813,111	1,086,181	2	4
合計	7,975,833	3,079,948	215	589
特別市の名稱	平方呎 (法定)	面積	島嶼數	計
マコロド	1,614,641	6,212,000	1	1

特別市の名稱並に其面積及び附屬島嶼數表

出所：同前表

註：\* 都市面積を含む

ン山脈、東部のシエラマドワン山脈、ミンダナオ島に於けるアボ山脈は其顯著なるものである。又此等南北山脈と略ぼ四十五度に交叉する形状の山脈を有し、即ちバラワン島上を走るサンペレ山脈、セブ島上に横たはる山脈、スールー群島を連亘する山脈等は西南より東北の方向に連亘する代表的のものである。ルソン島及ミンダナオ島に於ては南北に竝走する数條の山脈の間に縦谷が介在してゐる。比律賓群島中主要なる島嶼の地勢概要を次に記述する。

ニルソン島

本島の地勢、地形を左の諸地方に細分して記述する

- (1) 東部山系
- (2) 中央山系
- (3) 中部大平原
- (4) 西部山脈
- (5) カガヤン縦谷盆地
- (6) 西南火山地方
- (7) 東南火山地方

1 東部山系  
 本山系はルソン島最北端よりボンドック半島 (Bondoc Pen.) の南端に至る迄連亘し、北緯十六度附近に於てシエラ・マドレ山脈 (Sierra Madre) とルソン島の脊梁を成す中央コルディレラ山脈 (Central Cordillera) との結合點を構成してゐる。北部は海に直面して断崖を成してゐる。概ね山岳地なれども其中に東山脈二大山麓の境界を成すカバナトアン・バレル踏破小路 (Cabatuan Baler Trail) 其他二三の山峽があつて東海岸地方と中部地方との連絡路となつてゐる。此地方の岩質は火成岩を主とし、所々に緻密に褶曲せる水成岩を混入してゐる。

2 中央山系

ルソン島最北端より中部大平原の北部境界に至る山系にして、南北に

比律賓……自然地理

比律賓の總合計面積	比律賓の島嶼の總數	名稱を有する島嶼の總數	名稱を有せざる島嶼の總數
115,860,000平方呎	4,373	4,373 (ルソン、ミンダナオ、パナイ、ネグロスを含む)	4,100

第二節 地形・地勢及山岳

比律賓群島の地形を觀るに、群島は日本列島と同様亞細亞大陸の太平洋に面する前衛地に當り、太平洋岸に於ては一大地向斜最深九、七八八米即ち世界最深海 (ミンダナオ島の北東約八五呎に在り) を有する比律賓海溝群島と平行に横たはり、他方ヒマラヤ山脈の餘脈たる印度支那山脈は蜿蜒東海に起伏し、パプア島 (Papua) 山脈の餘勢西北に延長して恰も此群島上に衝突し、地形上の變異を呈してゐる。換言すれば本群島は解析された陸地が海に没り、其頂部を覗かせてゐる如き様態と言ふべく、現在隆起しつゝある。従つて各島の形状多様にして山脈の配列も亦複雑である。然し概して主山脈は南北の方向に走りルソン島に於ける西部のルソン

走る數箇の山脈より成立してゐる。中央には高度一、八〇〇乃至二、四〇〇米の中央山脈があり、東部には高度一、五〇〇乃至二、一〇〇米のボリス山脈 (Pais)、西部には高度一、八〇〇米のイロコス・ノルテ山脈 (Ilocos Norte) がある。中央山脈中の最高峰は高度二、九三〇米のプログ山 (Pulog) にして、之に次ぐデータ山 (Data) は高度二、八〇〇米を有し、山頂は廣闊平坦なる高原状を呈し、アグノ河 (Agno) アブラ河 (Abra) 及びリオ・チコ河 (Rio Chico) マガト河 (Magat) 等の源を成してゐる。此地方は丘陵に富み急流多く且つ河岸線に接近せる爲河川に依り地形は常に變化せしめられる。豁谷は概ねV字型を呈し懸崖多く、河川の所々に大小多數の瀑布を生じ水勢強烈にして浸蝕作用甚だ大である。河川の中下流部分に於ては水勢緩和する爲沖積作用が行はれ沖積土を存すれども、干潮の際にも水面に現出するに至らない。此地方を流る大河水は何れも水源をデータ山中に發し、アグノ河はルソン中部平原を南流し、アブラ河は北流し、ドロレス (Dolores) を流過し西方へ轉流し海岸地方の堅硬なる火成岩を剝蝕して海に注いでゐる。ボリス山脈以北に於ける岩質は火成岩を主とし、中央山脈とボリス山脈との間に幅八乃至十呎の花崗岩帯が存在してゐる。ボリス山脈は主として蝕せる水成岩、砂岩、泥板岩より成り、前記火成岩層は地形不規則にして所々鋸齒狀の外形を呈し、水成岩層は地形規則的にして山腹は緩慢なる傾斜を成してゐる。リンガエン灣 (Lingayen) の最南端よりボクアドル岬 (Cape Bojeador) に至る海岸平原は幅二〇呎を超えず、之は隆起した珊瑚礁及び古き水成岩上に形成せられた堆積岩より成つてゐる。

3 中部平原  
 北はリンガエン灣、南はマニラ灣、東は東部山脈、西は西部山脈に依り包圍された地域にして長さ一六〇呎、幅七〇呎を有し、土地一般に低く唯中央に高度一、三〇〇米のアラヤット山 (Arahat) が聳立するのみである。此地方の岩質は南部及び北部地方は火成岩を含む沖積岩より成

り、東南地方は主として火成岩より形成せられてゐる。北部地方はアグノ河の三角洲を形成し、南部地方はバムバング河(Pampanga)の三角洲を構成してゐる。同河は河岸低く泥質にして東方に平行して幅狭きカンダヌ・スワンプ(Candaba Swamp)がある。

#### 4 西部山脈

本山脈は通常サムバレス山脈(Zamboales Range)と稱しバターン半島(Bataan)より起り北走してパンガシナン州(Pangasinan)に入り二つの平行する山脈に分かれる。其中東部山脈は南方マニラ灣附近に高度一、四〇〇一メートルのマリヴェレス山(Mariveles)高度一、四二二メートルのバターン山及び高度一、二八八メートルのナティフ山(Natib)山があり、前者と後者間にマニラ灣ビラー(Pilar)より西海岸バガク(Bagua)に至る道路が通じてゐる。ナティフ山の北方は相當の高度を有する盆地を成し、其北方にて高度一、七八一メートルのピヌチウボ山(Pinutubo)を最高峰とする群峰が聳立してゐる。ピヌチウボ山の北方に低窪地存在し、中部平原のオドネル(O'Donnell)より西海岸イボ(Iba)に至る道路を通じ、山脈は北方に起伏連亘してゐる。此山脈はパンガシナン州(Pangasinan)に入りて後数列の小山脈に分れ、北端は標高九〇メートルの低地を成してゐる。此地方を形成する岩質は火成岩たる安山岩を主とし、山腹には泥灰土、泥板岩其他の火山凝灰岩存在し、尙ほ蛇紋岩、黒珪石、片磨岩等も現出してゐる。

#### 5 カガヤン縦谷盆地

東部シエラ・マドレ山脈と中央山系との間に存在する縦谷盆地にして沖積土を主とし、周囲の高地より崩壊剝落する砕岩及び火山岩より成り、水成岩層が褶曲作用に依りて弓狀に至る際に生ずる斜向性凹地である。

#### 6 西南火山地方

リサール、カピテ、ラグナ、バタンガスの諸州及び西南タバサスの一部を包括せる地域にして地形甚だ複雑である。孤立せる數個の火山が

連亘して火山群を形成してゐることが此地方の特色である。此地方の基礎岩質は凝灰岩安山岩及び砕岩等の火山岩を主とし、此の外石灰岩、礫岩、砂土、泥板岩等存在し、海岸地方には種々なる沖積層が現はれてゐる。

#### 7 東南火山地方

本地方の特色は西南火山地方と同様に數個の火山が連亘して火山群を形成してゐる点である。本地方の火山は何れも休火山に近き半活火山である。高度一、五四八メートルのマリナオ山(Malino)マヨン火山(Mayon)高度一、九七六メートルのイサログ山(Isarog)高度一、五九九メートルのブルサン山(Bulusan)高度一、一九六メートルのイリガ山(Iriga)等は其主なるものである。最高峰マヨン山は高度二、四二二メートルを有し、比律賓に於てタール火山(Taal)に次ぐ有名な火山にして極めて整然たる形態の圓錐形を呈し、火口は甚だ小さく古來屢々噴火して人畜に多大の被害を與へた。噴出する熔岩は概ね玄武岩である。

#### 三 ウィサヤス諸島

ルソン島とミンダナオ島の間に散在する多數の島嶼をウィサヤス諸島(Visayas)と稱し、第三紀地層、深成岩、舊期進出岩及び新期火山岩等より構成されてゐる。此等の島嶼は殆んど皆山脈系統の一部と見做される。即ち假令其走向に多少の相異はあつても、大體として群島の長軸に沿つて走る數條の系統の山脈が地震其他の地殻變動に因る分離轉位を受けて現在の地貌を呈するに至つたものと考へられる。

#### 1 サマール島

ウィサヤス諸島中最大島たるサマール島(Samar)には他の諸地方に見られる如き中央山脈存在せず、主なる山岳は中央に聳ゆる高度七九六メートルのカンヤバ山(Canyaba)八五二メートルのカポタン山(Capotan)等である。淺瀬を有する多くの河川が流れてゐるを特色とする。サマール島の火成岩は部分的に限られ、西北部には可成り淺見されるが中央部には

所々に點々存在するに過ぎない。全體を通じて最も主要なるものは石灰岩、砂岩、泥板岩、礫石にして何れも浸蝕せられ、褶曲斷層を示してゐる。本島は雨量多く最も未開拓である。

#### 2 パナイ島

パナイ島(Panay)は地形三角形を成してゐる。山脈は南北に縦貫する比較的高度大なる山系と、東部に連る四〇〇一六〇〇メートルの山岳より成るものと二つある。前者に屬する主なるものは高度一、二〇五メートルのラカオン山(Lacon)一、三三三〇メートルのマヒロン山(Magsalon)一、六五〇メートルのナウサン山(Nausang)一、二二八メートルのバロイ山(Baloy)一、三三三〇メートルのローレンテ山(Lorente)一、二八六メートルのサンサナン山(Sansanan)高度一、〇〇〇メートル以上の山岳多數連亘してゐる。前記二連の山脈間にパナイ平原がある。主山脈の岩質は火成岩、主として安山岩である。山麓地方は主として石灰岩、泥板岩、砂岩より成る。中央平原は沖積層より成る谷地にして其低部は主として三角洲である。

#### 3 ライト島

ライト島(Leyte)の地勢上の特色を成すものは東西に分つ中央山脈にして、之は西北部カバリアン(Cabalian)より渡し、本島を縦断してビラン島(Biliran)とマリビボ島(Maripipi)島に迄延び、海拔一、三三三メートルの最高峰アルトール山(Alto)一、一四五メートルのティナガン山(Tinagan)一、一七二メートルのルナス山(Lunas)一、一五〇メートルのサクリバンテ山(Sacripante)其他高度一、〇〇〇米内外の山岳數坐連亘す。

西南地方は半ば山地なれども、カリガラ(Carigara)よりタクロパン(Tacolban)タナウアン(Tanauan)に至る地方は低地である。之は即ちレイテ東北平原である。岩石の構造は火山帯に屬し、岩質は概ね安山岩である。最も普通に存在するは石灰岩の外泥板岩、砂岩、礫石である。尙ほ斷層、褶曲、火成岩の浸透したものがある。東北平原は主として沖積層より成り、沿岸には珊瑚を含む石灰岩が多く存在してゐる。

#### 4 マストバテ島

比律賓……自然地理

マストバテ島(Matanao)の地勢上の特色は北方より東南に走る主脈に對して北方より西南端に走る一支脈を有することである。西方支脈は狭小なる海岸平原と連續する山脈より成り、峻峰連亘してゐる。東南方主脈は連續せざる二箇の山脈より成り、此間に二箇の横谷がある。地勢峻險である。本島中の最高峰海拔五九三メートルのウアク山(Uac)五六二メートルのバグリアート山(Baguiapat)は此中に屹立してゐる。此部分の西南側は可成りの面積の平野がある。兩山脈を形成する岩質は或部分は新しき火成岩に混在閃綠岩等を進へたる比較的古い沖積物たる水成岩であり、或部分は沖積物の中石灰岩、砂岩、泥板岩にして所々に削磨せられた礫石等を混入してゐる。

#### 5 セブ島

セブ島(Cebu)は形状細長く山地に富み、沿岸には帯狀の平原が圍繞してゐる。本島の地形上の特色は地方的に Ctenaeus と稱せらるる河谷の存在である。之は概ね圓形又は楕圓形を成し、洞床は海拔三〇米を越えず、主として河川の流域に存在する。洞床は通常泥板岩、若くは泥灰岩より成り、丘頂は石灰にして洞底は岩脈又は餅岩の形狀を成す堅硬なる火成岩に依り形成されてゐる。中央山脈を構成する主要岩石は火成岩若くは變成岩にして幾分浸透岩、水成岩に覆はれ、水成岩は第三紀に屬し砂岩、泥板岩を主とし、斷層、褶曲多く、水成岩中所々に鋸齒狀に刻まれた石岩層が岩石塊の上部を覆ふてゐる。海岸の帶狀平原は隆起せる珊瑚礁より成り、表面は山地より流れ来る河川に依りて沖積せられた扇狀地となつてゐる。本島には船舶の出入し得る河川は皆無である。

#### 6 ネグロス島

ネグロス島(Negros)は大部分山地である。主要山脈は東海岸東北部より西南に走つてゐる。山脈中主なる山岳は高度一、〇四九メートルのランタワン山(Lantawan)一、三七九メートルのシカバ・ダウ山(Sicaba dau)一、五三六メートルのシカバ・デウタイ山(Sicaba ditay)及び一、八八〇メートルのマシラガン山(Masalagan)等である。北部には噴火山連亘し、其中に有名

なるカンラオン火山 (Canlaon Vol.) が聳立してゐる。同火山は二つの火山錐より成り、一方の舊期火山は海拔二、二〇〇米、他の活火山は高度二、四六五米を有し、整然たる円錐形を呈し、硫黄氣を噴出してゐる。本島の大部分は火成岩にして東部及び南部の大部分は褶曲に富む第三紀水成岩、中世紀に屬する火成岩、石灰岩及び碧玉並に水蝕作用に依りて削磨せられた第三紀火成岩より成り、西北部海岸平原は第三紀最新世若しくは其後に起つた噴火並に河流、海潮の侵蝕に因つて生じたものである。本島は火山性の肥沃なる土壤が多い。又温泉が多数湧出してゐる。

7 ボホール島

ボホール島 (Bohol) の形状はセブ島と異なり略ぼ圓形を成す。海岸線は規則正しい發達を成してゐる。西海岸より中央部に延び來れる山脈は二主要河川即ちイナバング河 (Inabanga) 及びロアイ河 (Loay) の排水地域を分割してゐる。本島には高山なく、山脈中の最高峰は海拔八〇〇米のピンナナン山 (Pinnanan) である。當地方の特色は中部のカルメン (Carmen) に近く無數の乾草錐狀を成す丘陵の連亘してゐることである。カルメンの東北方平原には大規模なるボホール農業植民地が設定せられてゐる。地質上の特色は全島を通じて水成岩就中石灰岩が多いことである。尚ほ中央及び東部地方には多くの火成岩が存在してゐる。

8 ミンドロ島

ミンドロ島 (Mindoro) は形状略ぼ三角形を成し、山嶽に富んでゐる。山脈は南北に走つてゐる。本島を横斷する巒谷は北に環狀高山系 (High rolling mountains) 南にニコ連山 (Baco) を分ち、本島を横斷する爲の唯一の道路となつてゐる。環狀高山系中には高度七九三米のバムクバン山 (Bambuhan) 一、五二五米のブルブルガン山 (Burbungan) トラナツク山 (Balatic) 二、五八六米のハルロン山 (Halon) 一、九五二米のカンブ・グツド・ホーブ山 (Camp Good Hope) 等多数の高山が環狀に連亘してゐる。海岸に沿つて幾箇所も遮斷せられてゐる狭き平原があり、其

中最大地は北海岸のカラパン (Calapan) 附近のニコ河 (Baco R.) 流域平原にして、南部にはサンホセ (San Jose) の沖積平原がある。山脈は所々海岸に接してゐる。ナウハン湖 (Naujan) は東北部海岸に近く位置してゐる。地質の構成は主として閃綠岩及び安山岩を以て形成せられ、北部には片磨岩の如き變成岩が存在し、南部には幾分石灰岩を含有する砂岩、泥板岩の如き第三紀水成岩が見られる。

四 ミンダナオ島

ミンダナオ島は南部に位置し、本群島第二の大島にして山地多く、海岸は深き灣入に富み良港がある。本島は火山性の肥沃なる土壤に富み且雨量適度なを以て農業上有望なるのみならず、礦物の埋藏より見るも重要な地位を占める。本島の地勢、地形を左の諸地方に細分して記述する。

- (1) サムボアンガ地方 (Zamboanga District)
- (2) ラナオ・プキドノン高地 (Lanao-Pukidnon Upland)
- (3) アグサン巒谷 (Agusan Valley)
- (4) デイウアータ山脈 (Dinarta Range)
- (5) マチユチュム山脈 (Matutum Range)
- (6) コタバト巒谷 (Cotabato Valley)
- (7) テイルウライ高原 (Tiruray Tableland)

1 サムボアンガ地方

本島最西端の細長きサムボアンガ半島を含む中位高度の一山系と東北に連亘する高山脈とを包含する。河川は概ね海拔二、六一七米を有するダピア山 (Dapian) 及び海拔二、四二五米を有するマリンタン山 (Malindang) の北部山腹より發する。山脈の南部は凹凸甚だしく、多くの鋸齒狀を呈してゐる。東北部山地は主として玄武岩、安山岩の如き火成岩より成るが、此等火成岩の一部は水成岩に覆はれ高低が著しい。半島の急曲せる箇所は片磨岩を主とする變成岩を以て形成せられ、先端は火成

岩を上層とする水成岩を以て縁取られてゐる。平野は南端のサムボアンガ附近、東北地方はバングイル灣 (Panguil) より北方オロクエタ (Orquieta) に亘つて展開し稍々高地となつてゐる。

2 ラナオ・プキドノン高地

ミンダナオ島中部の高地を占め、海拔平均約六〇〇米にして凹凸に富む熔岩臺地である。草原に富み巒谷が多い。本島の最大湖たるラナオ湖 (Lanao) は此地方である。南部には一列に連る死火山、活火山が屏立してゐる。河川は北方に流れマカハラル灣 (Macjalar) に注ぐ。岩質は概ね火山岩にして殊に玄武岩が多い。水成岩は主として石灰岩、泥板岩、砂岩等の狭小なる岩層帯が海岸地方に存在するのみである。

3 アグサン巒谷

デイウアータ (Dinarta) 山脈とラナオ・プキドノン高原との間の一帯の低地を占め、アグサン河が此の中を貫流してゐる。本巒谷はアグサン河、アグダオアン河 (Agdauan) 等四大河川が中央附近に於て合し約七百平方糎の大低地を形成してゐる爲、此地方一帯に湖沼を連結する運河が縦横に發達してゐることが特色である。アグサン河はミンダナオ東部山脈の南方タグニバイ山 (Tagitay) 中に源を發し、其西方を東部山脈と並行して北流してゐる。本巒谷は全長一五〇糎、幅約二五糎を有する陥落谷にして、流入する河川に依り運搬せらるる碎岩並に地表の活動に因り隆起したる岩石より形成せらる。地質は緻密なる沖積土にして泥土多き粘土質を混入してゐる。

4 デイウアータ山脈

ミンダナオ島東部の海岸に沿つて南北に縱走する山脈にして、北部のデイウアータの主脈と南部の群峰とより成り其最高峰ヒロンピロ山 (Hilongilong) は高度一、八三七米を有する。山脈を構成する岩石は主として安山岩、玄武岩等の火成岩に屬し所々に砂岩、泥板岩、石灰岩等の水成岩が存在する。

5 マチユチュム山脈

比律賓…自然地理

コタバト巒谷の東方に聳立する舊火山の不規則な斷續である。比律賓第一の最高峰アポ (Apo) は此中にあり、海拔二、九五三米を有し現在活火山活動沈黙期に屬し硫黄氣を噴出してゐるに過ぎない。附近一帯はアポ山國立公園 (Mt. Apo National Park) になつてゐる。ミンダナオ島第二の高峰たる高度二、一九三米のマチユチュム山 (Matutum) との間には高度約六〇〇米の高原が横つてゐる。岩石の構造は中腹以上安山岩より成り、山腹には砂岩、泥板岩、石灰岩等が存在する。

6 コタバト巒谷

ラナオ・プキドノン高原とテイルウライ高原との間に在り、コタバト河の流域地方より成り低地の部分には沼澤が多い。コタバト河はラナオ・プキドノン高原に源を發し迂餘曲折を経てイラナ灣 (Iliana Bay) に注ぎ河口は三角洲を成してゐる。巒谷を形成する主岩石は砂岩、泥板岩等の水成岩にして斷層褶曲が多い。尚ほ所々に安山岩、玄武岩等の火成岩及び珊瑚を含む石灰岩其他の火山碎岩塊が存在してゐる。

7 テイルウライ高原

コタバト巒谷の南部に位し山脈が海岸に迫り高度一、〇〇〇米以上を有する峻峰が多数連亘してゐる。其中主なるものは一、九六六米のブサ山 (Busa) 一、七三八米のパーカー火山 (Parker Vol.) マリバト山 (Maliato) タロムポン山 (Talumpung) 等である。海岸線は屈曲少なく規則正しく、山岳の輪廓も一定してゐる。

五 附屬島嶼

比律賓諸島の軀幹を成す前記主要島嶼以外に、肢節を成してゐる附屬島嶼としてスール列島、バラワン列島及びバダン、パファン兩諸島がある。

スール列島 (Sulu) はミンダナオ島のサムボアンガ半島沖より西南に延走しボルネオ島に續く海底山嶺上に載る一聯の島嶼を稱し、ホル (Toto) タウイタウイ (Tawitawi) バングタラン (Banguarang) シン

シ (Siasi) シント (Sibutu) 其他の小島より成り、其大部分は火山性で玄武岩、凝灰岩より構成され多くの休眠火山、噴石丘等がある。其他の特色としてシアシ島は火成岩、タウイタウイ島は水成岩、シブツ島は主として珊瑚礁の隆起より成る。土壤は主として赤褐色を呈する粘土である。スールー列島とサムボアンガ半島との間にあるバシラン島 (Basilan) は休眠火山多し、紅土 (Laterite) の発達顯著である。スールー海に浮ぶ小島カガヤン・スールー島 (Cagayan Sulu) は海拔二五三米の低き火山性の島にして沿岸には珊瑚礁の發達著しい。

パラワン列島 (Palawan) はルソン島西南部、ミンドロ島よりボルネオ東北端に亘る一連の山嶺を成し、東北方より西南方に向つて細長きパラワン島を主とし、之にバラバック島 (Balabac) を西南にブスアンガ (Busuanga)・クリオン (Oulon) の兩島を東北に附屬せしめてゐる。パラワン島に於ては高山は南部に集つてゐる。最高峰は海拔二、〇八六米のマンタリシガハン (Mantalingahan) である。北部は大體六〇〇米である。數箇の横斷豁谷は東西に走つて主山脈の境界を成してゐる。沿岸平野は大なるもの無く、沿岸には到る所に珊瑚が豊富に生長してゐる。本列島の地質調査は不完全なれども、パラワン島は中部、南部には片磨岩の如き結晶状岩石が最多く、北部は石灰岩が主要岩石にして敷料の長さを有する大石灰洞がある。其他火山岩より成る地域も可成りの面積に及び、泥板岩、砂岩も多少存在する。石灰岩より成る地方は多數の豁谷を有し、河川は多く洞窟内を流れ、セント・ポール灣 (Saint Paul Bay) に注ぐ地下水路は有名である。

ルソン島北端よりバシー海峡に至る間にはカミギン (Camiguin)・バブヤン (Babuyan)・カラヤン (Calayan)・メルコリ (Duluyiri)・フガ (Fuga) 等の小島より成るバブヤン諸島とバタン (Batan)・イバヤット (Ibayat) 其他の小島より成るバタン諸島がある。此等諸島の多くは第三紀海底火山の沈積物より成り、新时期火山の噴出もある。沿岸には珊瑚礁が發達してゐる。

### 第三節 平野・河川・湖沼・海岸線及港灣

#### 一 說

本群島の地勢的に著しき特性として、殆んど全地方が高度一〇〇米以上を持ち、急峻なる山地が海に迫つてゐるが故に大河及び廣大なる沖積平野極めて少く、河川は概ね短くして急流を成し、海岸平野は極めて狭小である。山地より土砂を流し且つ珊瑚礁の造陸作用ありと雖も前記の如く新海は何れも深く急傾斜なるが故に海岸平野の形成は望み得られない。之を外南洋のボルネオ、スマトラ等に比較すれば著しき差異がある。

#### 二 平 野

ルソン島に於ける平野には先づ中央平野 (Central plain of Luzon) を挙げねばならぬ。本平野は西面をサムベレス山脈 (Zambales)・東面をカラモアン山脈北部に依り劃せられ長さ一九二軒、幅一一二軒に及び沖積層及び火山質碎屑岩より構成せられ、一つの大地溝と見做される。此平野には北流するアグノ河と南流するパンバング河がある。各々三角洲を構成してゐる。斯の如く兩河が南と北と方向を異にして流れることは、中央部の曲隆又は岩層の異常な堆積に因るのである。パンバング河は河幅は終始廣く、水量少く、河岸低く泥質であり、東方に平行してカンダパ・スワンブ (Candaba Swamp) の幅狭の沼澤地が横はる。尙此平野の中央部に休眠火山アラヤット山 (Arayat) が聳立してゐる。此平野はルソン島中最大の文化地帯を成し人口多し、米・煙草、甘蔗等の農業盛んである。次に注意すべき平野はカガヤン平野 (Cagayan) である。之は東側をシメラマドレ山脈 (Sierra Madre)・西側をセントラル・コルディレラ山脈 (Central Cordilleras) に依り劃せられ、北流して海に注ぐカガヤン河に灌溉せらるゝ地域にして向斜谷に依り形成せられたものである。本平野は沖積土を主とし四方の高地より剝落する碎屑及び火山岩より成る。

タクロバン (Taclouan)・タナウアン (Tanauan) に至る地方は低地にして所謂レイテ東北平原である。

#### 三 河 川

前記諸山脈を縫ふて多くの河川が發達するも島嶼國なるが故に大型汽船運輸の便に供し得る如き深き大河は存在しない。唯僅かにルソン島の最大河カガヤン (Cagayan R.) はシメラマドレ山脈とセントラル・コルディレラ山脈の間を北流して河口アパリ (Aparri) 港に至る延長三五二軒に達し、舟運の便よく汽船は上流一〇〇軒に在るトゥゲカラオ (Tuguegarao)迄、小船は二〇〇軒に在るエチャヤゲ (Echague)迄通ずる。ルソン島中央平野を潤はす河川には北流してリシガエン灣 (Lingayen Gulf) に注ぐアグノ河 (Ago R.) 及び南流してマニラ灣 (Manila Bay) に注ぐパンバング河 (Pampanga R.) がある。前者は舟運の便なく、家兩續げば大洪水となること多く、後者は舟運の便があり、河口より一〇〇軒の間は汽船を、二〇〇軒餘にあるカバナトゥアン (Cabanatuan) 迄は小船を通ずる。ルソン島には以上の外に西北部にアンラ河 (Anra)・西南部にヒコル河 (Bicol) がある。

ミルダナオ島に於ては比較的大河の性質を有し舟運の便良好なる河川が發達し、且火山性の肥沃なる土壤の平野を有するが故に本島は將來ある地域と見做されてゐる。本島第一の長流ミルダナオ河 (Mindanao River) はコマバト平原野を北より南流するプランギ河 (Pulangit R.) と南より北流するアラ河 (Ala R.) とを合せて西流してモロ湾 (Moro Gulf) に注ぎ舟運の便よく、且週期的に氾濫して泥土粘土より成る沃土を流域平野に沖積するが故に農業上大に發展の見込がある。又アグサン河 (Agusan R.) はアグサン平野を北流してブツワン灣 (Butuan Bay) に注ぎ舟運の便に恵まれ且流域は沃野を成してゐる。

#### 四 湖 沼

り、水成岩層が褶曲作用に依つて弓狀に至る際生ずる斜向性凹地である。カガヤン河の流域面積はルソン島全面積の略四分の一を占め、土地豐饒なるにも拘らず煙草、木材の産出を除く外未開拓の状態である。此流域の基盤は大部分中新世中期の地層にして、之に年々厚さを増す沖積堆積物に依り蔽はれてゐる。

以上の外ルソン島の西北部を流るアブラ河 (Abra) 及び西南部を流るヒコル河 (Bicol) 流域に平野存在すれども特記すべき價值を有してゐない。リシガエン灣 (Lingayen Gulf) の最奥部より起つて、ボハアトル岬 (Cape Bojador) に延びた海岸平原は幅廣のものに在りても二〇〇軒を超えない。而して之は隆起した珊瑚礁及び古き水成岩上に形成せられた堆積岩より成る。

ネグロス島には火山性の肥沃なる平野を有し甘蔗の栽培盛んである。ミルダナオ島に於ては海岸平野極めて狭く、稍々見るべきものにサムボアンガ平野 (Zamboanga) がある。之は長さ三五軒、幅一二軒を有し、同名の都市が開けて比律賓西南部の門戸を成してゐる。本島に於ける主なる平野はルソン島に於けると同様、河谷平野にして其主なるものはコマバト (Cotabato)・アグサン (Agusan) 兩平野である。前者はコマバト山脈とクリンタン山脈の間を開け、モロ湾 (Moro Gulf) に注ぐ本島第一の長流たるミルダナオ河 (Mindanao River) に依つて泄流せられ長さ四〇〇軒、幅五〇一六〇軒に亘る大平野である。後者はブツワン灣 (Butuan Bay) に注ぐアグサン河 (Agusan R.) 流域を占め、四大河川が中央附近に於て合し約七百平方軒の大低地を形成してゐる。

バナイ島の南北に縦貫する山脈と東部山脈との間にあるバナイ平原の地質構成は二大沖積平野が相合して形成したものと見られて居り、北方に流るムバナイ河、南方に流るムラウル河 (Jalaur) に依つて沖積され、低い境界が此平原を南北に分割してゐる。其低部は主として三角洲である。

レイテ島の西南地方は半ば山地であるが、カリガラ (Carigara) より

比律賓群島には湖沼少く唯少数の小湖を有するに過ぎない。ルソン島の西南火山群には構造湖にして本群島最大湖たるバイ湖 (Laguna de Bay) がある。湖面八九一平方軒に達し本群島最大の湖であるが深度は六・五米に過ぎない。又同火山群のタール火山 (Taal) の噴火口には本群島の最深湖たるタール湖 (Taal) がある。湖面二四四平方軒、深度一七七米である。ミンダナオ島中部のラナオ高地の火山群には有名なるカルデラ湖 (Caldera Lake) 即ち火山の火口状の窪みに生じたる湖) たるラナオ湖 (Lanao) がある。本湖は海拔七〇〇米の高度に位置し、其の面積三四〇平方軒に達し本群島第二の大湖にして深度一一二米を有す。今湖面積一平方軒以上を有する主要湖水名、所在州名、其中央點の緯度經度並に面積を示せば次の如くである。

主要湖水名、中央點の緯度經度並面積表

出所 Census Atlas of the Philippines, 1940

Table with columns: 湖水名, 所在州名, 緯度, 經度, 湖面積. Lists various lakes like Laguna de Bay, Taal, Lanao, etc.

Table with columns: 州名, 石灰岩名, 層厚, 層高, 層深. Lists limestone types and their characteristics across different provinces.

五 海岸線

比律賓島嶼の海岸線は極めて不規則なる外形を呈して軒餘曲折、甚だ複雑にして海岸線の延長一萬八千五百三十三軒に及び、亞米利加合衆國の二萬八千餘軒、日本の二萬九千餘軒に比較すれば面積の割合に著しく長大である。

六 港灣

海岸線は屈曲に富むが故に港灣多く、良港の發達を推測せらるれども、沿岸は比較的遠淺にして良港なく、大船巨舶の碇泊に適する港は僅かにマニラ (Manila)、イロイロ (Iloilo) バナイ島の東岸に在り、セブ (Cebu) 島の東岸に在り、サムボアンガ (Zamboanga)、ミンダナオ島の西南端に在り、ホロ (Jolo) スール列島のホロ島に在り) の五港にして、此等の港は夙に開港場として知られてゐる。此等の外近年ダヴァオ (Davao)、ミンダナオ島に在り) 及びレガスピ (Legaspi) 又はアルハイ (Albay) とも稱しルソン島の東南端部に在り) の二港が開港された。

第四節 地質

比律賓群島に於て最下層地質は閃綠岩、花崗岩、輝岩、輝綠岩等の深成岩並に貫入岩類より成る基盤層にして、之が群島に於ける金屬礦床形成の第一期を成すものである。此上には Paruyen formation 及び Kaal formation に依り代表される先第三紀層があり、此時代は就てはルソン島北部イロコス・ノルテ (Iloos Norte) より發見された放散蟲珪岩 (深海堆積物) が Canosphaera affinis, Dictyonitra tenuis 等の放散蟲を含むが故に侏羅紀に屬すと言はれてゐる。此等岩石は第三紀層に蔽はれて其露出は甚だしい。古期基盤層の時代に就ては侏羅紀並に第三紀岩石の一部が變質したものと見られてゐる。第三紀最下部の始新統はバラワン島に於てのみ見られ Discocyclus aff. javanus, Asteocyclus sp., Nummulites sp. 等に依り示され、ボルネオに於て發達する同類岩石の連續たることを明示してゐる。之に反して海成始新統岩は本群島に露出せず、同時代に於ては陸化の狀態にあつたものと推定される。

比律賓群島に於て廣大地域に亘り發達するものは、中新統最下部のアキタニアン階に屬する所謂 Vigo formation と呼ばれる地層である。之は褐色又は黒色の砂岩、頁岩より成り、下部には Lepidocyclus richthofeni, L. formosus, Spirocyclus margaritatus 等の大形有孔蟲類を含む厚い石灰岩層を有するが、之は H. Donville の Middle limestone、又は

比律賓……自然地理

W.D. Smith の Cebu formation 若くは Binangan limestone と呼ぶところのものである。此 Vigo group の上に順次に整合的に Canguina formation (下部はマルマイカリアン階) Santa Cruz formation 及び Alpac formation (上部中新統) が載つてゐる。Canguina formation は多数の化石を産し、下部に於て Lepidocyclus, Mlogrypsina, Cycloclypeus を含む石灰岩と Globigerina を含む泥灰岩より成り、上部は Operculinella venosa を含む砂岩、頁岩より成る。又 Santa Cruz formation は凝灰質泥灰岩、Alpaco formation は凝灰岩及び砂質泥灰岩より成る。上部中新統の諸層上を不整合面を境として被覆するものは鮮新統の Malunbang formation である。之は主として造礁珊瑚及び之に隨伴する介化石より成る石灰岩にして地層の厚さ七五—一〇〇米に達し、通常一、五〇—二、五〇〇米の高度に上昇し、甚だしく傾斜轉位せる點に依り新生の珊瑚石灰岩と容易に區別せられ本群島に於て廣く分布を示してゐる。尙ほ鮮新統に屬し且上部と考へられるものに、多数の介化石を含む Panislan formation と稱せらるるものはミンダナオ島低地に發見され、入江堆積物で水平層を成し下部は漸次 Malunbang formation に移行する。尙ほ之に次ぎ整合的に粗粒灰色又は褐色の凝灰岩より成る Guadalupe formation が載つてゐる。Malunbang Vigo 等の中新統乃至鮮新統地層を不整合的に被覆するものは更新統の隆起珊瑚礁にして、主に現生種の造礁珊瑚と之に伴ふ介類より成り、其厚さ二三米、各地に於て數段の海岸段丘上に發達し、其高度四・五米、三〇米、六〇米、一二〇米が普通であるが時に三〇〇米にも見られることがある。然し斯の如き場合に於ても傾斜せず水平を保つてゐるのが特徴にして、Malunbang 珊瑚石灰岩等と區別される。

比律賓群島に於て最も若い地層は、山麓堆積物、粘土、低位河岸段丘堆積物を除き、隆起珊瑚礁にして其代表的な例はルソン島北部のイロコス・ノルテ地方に見られ、此處では高潮面より一・五—三・五米の低位海岸段丘に發達し、表面は漸次海面に向つて低下し、其縁邊は現在の植

比律賓……自然地理

に接してゐる。此隆起珊瑚礁は其層位的位... 比律賓群島に於ける火成岩は火口より噴出せる火山岩が大部分を占

比律賓を應用地質上より見るに、火山岩の噴出多きが故に、金屬鐵床... 比律賓群島はミンダナオ島及びパラワン島を除き佛領印度支那と略ぼ

ナオ島西端のシフゲー湾 (Shifugay Bay) 附近に於ける火山岩層... 比律賓諸島は全地域何れも高き平均気温、大なる湿度、小き気温、年

第五節 氣象

比律賓諸島は全地域何れも高き平均気温、大なる湿度、小き気温、年... 緯二〇度二分、高度一四米)は夏季には略ぼ同湿度を示すが、一

比律賓群島はミンダナオ島及びパラワン島を除き佛領印度支那と略ぼ... 緯二〇度二分、高度一四米)は夏季には略ぼ同湿度を示すが、一

比島中央氣象臺報告書無き爲め、今比律賓の各農作區 (Farming Sec-... 緯二〇度二分、高度一四米)は夏季には略ぼ同湿度を示すが、一

差は三・七度に過ぎない。而もミンダナオの南西端にあるサムボアンガ... 比律賓の各農作區に於ける一九三七年一月―八月の毎月平均気温表 (攝氏)

比律賓の各農作區に於ける一九三七年一月―八月の毎月平均気温表 (攝氏)

Table with columns for location (e.g., 観測所, 一月, 二月) and monthly average temperatures in degrees Celsius. Includes locations like トラオアアガ, ビガ, エチヤーゲ, etc.

比律賓……自然地理



タグビララン	二五九	二六六	二六三	二六八	二七五	二七八	二八三	二八一	二七九
ダマゲテ	二五八	二六六	(a)	二六八	二七六	二七八	二八三	二八一	二七九
カガヤン	二六六	二七二	二七二	二七五	二七九	二八〇	二八〇	二七六	二七五
サムボアング	二六二	二六七	二六七	二七一	二七一	二七二	二七九	二七六	二七〇

比律賓の各農作區に於ける一九三七年九月—一九三八年六月の毎月平均気温表

観測所	九月	十月	十一月	十二月	一九三八年一月	二月	三月	四月	五月	六月
ラオアグ	二七三	二六三	二六二	二六一	二五九	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八
トウゲガラオ	二七二	二五五	二四九	二四六	二四六	二四七	二四七	二四七	二四七	二四七
ビガ	二七三	二六七	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八
エチヤイゲ	二八〇	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八
サン・フェルナンド	二七六	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二
ダグバン	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三
イニ	二七〇	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一
サンタ・クルース	二六八	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二
ダエト	二七〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
アテイモナン	二七一	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六
バタンガス	二七四	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八
ナガ	二七六	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四
レガスビー	二五五	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六
ソルソゴン	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
カルバヨク	二六八	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
ボロンガン	二六八	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
カビ	二七一	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七
タクロバン	二七四	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六
オルモック	二七〇	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八
イロイロ	二七四	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八	二六八

セブ	二八〇	二七五	二七九	二七八	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九
マレーン	二七八	二七八	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
タグビララン	二七三	二六六	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七	二六七
ダマゲテ	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二
カガヤン	二七二	二七二	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一
サムボアング	二七四	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二	二七二

今前表に據り等温線の分布に基づき隔月に付次の如く結論し得る。  
**一月** 北から南へ二三—二五度にして、二六度以上は蒙古系氣流の影響を受けざる南西部のスールー海のみ現はれる。蒙古系氣流もスールー海に入ると共に殆んど全く熱帯海洋化した弱風となる。然るにルソン島中部以北に於ては蒙古系氣流を正面に受ける東側海岸は二三—二四度であり、西海岸の乾燥側は二五度よりも高い。  
**三月** ルソン島の東海岸は二五—二六度、西海岸は二七度を示し、兩者の間に二度の差があるが全群島を通じて大體二六—二七度である。  
**五月** 熱赤道はルソン島の中央地帯迄上り、僅少地域を除き全ルソン島は二八度以上となる。南部の地域は却つて稍々低温にして大體二七—二八度である一年を通じて五月はルソン島の最も暑熱の季節である。之は強烈なる陽光の直射を受けるが、他方降雨少き爲地表の冷却作用を伴はざるに因る。但しミンダナオ島の北端にあるスリガオ(Surigao)のみは八月に於て最高気温が現はれる。之はスリガオの降雨量が此月に於て最低を示すことに對應する。

てある南乃至南西部地方は、比較的低温にして概ね二七度以下である。  
**九月** 二七度の等温線が略ぼ南北の方向に走り、西側は低温にして二六—二七度、東側は高温にして二七度以上である。  
**十一月** ルソン島は二五—二六度にして之より南に位置する諸島は二六—二七度に比し一度の低温を示し、且つ十一月から北部ルソン島の東海岸地方は冷なる北東季節風の風上に當り、降雨區域となるが故に一層気温を低降ならしめる。

**七月** 熱赤道は尙ルソン島に滞留してゐるが、降雨に因り稍々低温となり二七—二八度である。南西季節風の風上に位し降雨多量區域となつ

**三 颶風**  
 颶風は比律賓の氣象、氣候上甚だ重要な位置を占めてゐる。一九〇三—一九一八年の一五箇年間に最低氣壓示度七四二耗以下の颶風六〇回發生し、何れも大なる災害を與へた。此六〇回中一四回は最低氣壓示度七二〇耗以下に下り、九回はマニラの北方を、五回は南方を通過した。マニラの北方を通過した場合にはマニラは南西風の豪雨を受けて災害甚大となる。颶風通過度数の最も多きは北部ルソン島のカガヤン州及びルソン島北方のパプヤン海峡に面するパプヤン諸島(Babuyan)である。比律賓颶風の月別度数を示せば次の如くである。

種別	年度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
1 三耗以下	一九〇三—一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇
2 三—三.五耗	一九〇八—一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇







降雹の月別分布表

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
頻度	一	一	二	三五	一一	三	三	二	一	一	一	一

即ち四月に於て頻度最多く三五回に達し、降雹の六〇％は此月に發生してゐる。雹は必ず雷に伴つて生ずる。四月に於て頻度最多なるは、幅射強列にして氣温高く、而も南支那海から迂回して吹き來る著しく多濕なる太平洋貿易風及び北東風の影響に因ると言はれてゐる。雹は餘り高緯度地方に於ては發生せず、且つ暑熱季に限られてゐることは、即ち上昇氣流が極めて強烈でなければ雹を生ぜざるに因る。

七 バギオの高山氣象

バギオは熱帯高山氣象上著名の地にして、海拔一、五一〇米に達し、

マニラの北方二八〇軒を距つるダクパン (Dagupan) の北東部に位置す。バギオは年降雨量四、六〇〇軒に上り世界有数の多雨地であるが、此雨は一年中平等に分布して降るに非らずして一―三月の三箇月間は甚だ乾燥し、四月及び十一月、十二月の三箇月は適當量の降雨があり、平均氣温一六―一九度にして頗る好天氣である。此六箇月間はバギオは避暑地として好適してゐる。七月の三箇月は何れも月降雨量二、〇〇〇軒以上にして一箇月中二五―二七日間毎日降雨あるが故に避暑に不適である。

第二章 歴史

年代記摘要―自十六世紀至十八世紀末葉―自十九世紀至現代

第一節 年代記摘要

- 一五二一 四月七日マゼラン、セブーに上陸す。
- 一五六五 四月二十七日ミゲル・ロペス・デ・レガスピ、セブーを占領す。西班牙、比律賓を領有す、西班牙宗教團體、功勞者に對し土地(エンコミエンダ)を賜ふ。
- 一五七〇 六月二十四日レガスピ、首府をマニラと定む。
- 一五七四 十一月二十九日支那人林鳳 (Linshang) 六二隻の戎克を以てマニラを襲撃す、更に翌三十日には日本人昌康 (Shocho) なる者六百名の水夫を率ゐてマニラ市の南方八哩の地バラナケに上陸せんとし失敗に歸す。
- 一五九〇 マニラ市の城壁此の頃建設さる。
- 一五九一 比律賓最初の人口調査行はる、當時の人口(山岳地方のイゴロット、南方のモロ族、ネグリト族を除き)六十六萬七千六百十二人と報ぜらる。
- 一五九三 後陽成天皇の御代比律賓の征服を勅命あらせらる。
- 一六〇三 マニラ在住支那人の叛亂あり、次でルソン島に於て支那人二萬五千人の大虐殺行はる。
- 一六二二 ボオール島にダゴホイを首領とする叛亂起る。
- 一六四九 レイテ州バラバグのモロイなる者を首領として起つた叛亂は忽ちにして北ミンダナオ、サムボアンガ、セブー、マニラ、アルバイ、カマリネス諸州に波及す。

比律賓……歴史

- 一六六〇 バムバンガを中心としてドン・フランシスコ・マニアゴの叛亂起る。
- 一七四四 ジェスイト派僧侶の横暴に憤慨したボホル島民の叛亂前、後二十五年を費して漸く鎮定さる。
- 一七四五 宗教上の命令と稱して西班牙僧侶が比律賓人所有地を占領せし爲、マニラ附近數州の農民一揆起り翌年鎮定さる。
- 一七四九 モロ族と西班牙當局との反目は多年に亘り此の年に至り形勢愈悪化す。
- 一七六二 歐洲に於ける英吉利と西班牙兩國間の確執は遂に比律賓にまで延長され、同年十月マニラ市は完全に英人の手に落ち、翌年巴里條約に依り再び西班牙領に歸す。
- 一八一〇 比律賓代表初めて西班牙議會に出席を許さる。
- 一八二〇 マニラ及カビテに外人虐殺起る。
- 一八三〇 マニラに始めて新聞 El Plantopio 發行さる。
- 一八三一 サムボアンガ港開港さる。
- 一八三四 マニラ港無制限開港場となる。
- 一八三七 比律賓代表議員西班牙議會より驅逐さる。
- 一八五五 イロイロ港開港場となる。
- 一八六三 マニラ大地震死者二千名を出す、セブー港開港場となる。
- 一八七七 英・獨兩國、西班牙のスール島支配を承認す。
- 一八八〇 マニラ香港間海底線敷設せらる。
- 一八八六 支那人追放の請願書西班牙政府に提出さる。
- 一八九一 比島最初の鐵道(マニラ―ダクパン間百二十哩)敷設さる。
- 一八九二 革命的秘密結社カテイブナン組織さる。
- 一八九六 八月二十日タガログ族の叛亂起る。
- 八月三十日革命の火蓋サン・ファン・デル・モンテに切らる。
- 十二月三十日革命家ホセ・リサール死刑に處せらる。

- 一八九八 米西戦争の結果、米國比島を領有す
- 一八九九 アギナルド、革命政府を樹立す
- 一九〇一 米・比開戦、比軍破れ比島の獨立有名無實となる
- 一九〇一 米・西講和條約批准交換さる
- 一九三三 米人初代總督タフト著任す
- 一九三四 タイディングス・マツクダツフイ獨立法米國兩院通過、米大統領裁可す
- 一九三五 五月一日比島議會は右獨立法を受諾す
- 一九三五 十一月十五日比島獨立準備政府成立し、マヌエル・ケツン氏初代大統領に就任、従来の總督フランク・マイフイ氏は初代ハイ・コミツシヨナリとなる
- 一九三七 一月ケツン大統領米比通商豫備會商出席の爲米國に赴く
- 一九三八 六月八日午前四時マヨソン山(アルバイ州)にあり、在比邦人間には比律賓富士と呼ばる)大爆發す
- 一九三九 十一月一日比島内閣に國防部設置
- 一九四〇 六月十九日比島革命志士ホセ・リサル博士第七十九回誕辰日を期し、タガログ語を公用語とし、各學校に於て教授開始さる
- 一九四一 十二月二日附米大統領は、比島修正憲法案を裁可す
- 一九四一 外國移民制限實施さる(各國二率に年五〇〇人)
- 一九四一 一月七日比島内閣に厚生部設けられ、内閣は九部となる
- 一九四一 七月二十六日全比島軍隊米國軍の指揮下に入る
- 一九四一 十二月八日日本對英米宣戰布告、十二月十日日本軍ルソン島敵前上陸
- 一九四二 一月二日日本軍マニラ占領、一月七日前マニラ市長バルガス、日本軍により、比島再建の命を受く

### 第二節 自十六世紀至十八世紀末葉

くといふ有様であつた。かくの如き僧侶の政治上に於ける強き勢力は、總て西班牙の比島領有に幾多の禍を誘引するに至つたのである。

比島に於ける僧侶の勢力の強かつたのは、西班牙本國に於ける加特力教の勢力が強大なる爲と、總督が僅少の年限を以て交替するに拘らず、大僧正の如きは異動甚だ稀であつたがためで、彼等は土地の事情に精通することは勿論、法門の雜輩に至りても各地に於て住民と接觸し、之を撫育する機會多く、殊に政府が人民に對して苛酷の取扱ある場合の如きは其の間に立入りて人民を保護するが故に、住民に對する僧侶の信望及勢力は日を経ると共に増加するのは當然であつた。

又當時比島に總督として赴任し來る者の眞の目的は、善政を布いて未開の地を教化せんとするものでもなく、愚昧なる住民の智能を啓發せんとするものでもなかつた。一に私財の獲得に努め、從て比較的短年月に裕福になつて老後を風靜かなる本國の都會に送らんとするものが彼等の眞の目的であつた。故に其の在任中は苛欲誅求を専らとし、行政の主腦者たる總督が既に斯の如きため、その末輩に良吏無きはいふ迄もなかつた。然るに一方住民に對する僧侶の信望は日々に加はるに及び、宗教の勢力強大なる西班牙植民地に於て、官吏が僧侶に爲に益々壓迫せらるゝは巴むを得ないことであつた。殊に總督の更迭に際し、其の政治中の功罪を調査して之を本國政府に報告する委員中に大僧正があり、而も若し總督が彼の逆鱗に觸るゝ事があれば、忽ち彈劾の鐵槌を加へられるのであつた。さすれば僧侶の勢力加はると共に漸く專横の爪牙を現はし來つて、遂に人民に對し精神上ばかりでなく政治上に迄全然之を支配するの模様になつたのである。斯かる專横の行に對しては總督と雖も如何とも爲す事が出來ず、況んや地方の小官吏に於ては實に爲す術を知らなかつたのである。即ち比島に於ける政治上の實權は總督の手より僧侶の手に移つて居たと云つても過言ではなかつた。法門にその人を得れば或は好い結果を得る事が出來たであらうけれども、若しその人を得ざれば宗教政治の前途又危い哉である。一五七〇年より一八九八年に至る三百二十八年

### 一 西歐人の比律賓群島發見

比律賓群島が西歐に紹介されたのは彼の南米尖端の海峡に其の名を留めて居るマゼラン(F. Magellan)に依るものである。マゼランは、世界巡航の途一五二一年三月十六日サマル島の山影を望み、四月七日を以てセブーに上陸した。然し彼はセブー酋長を心服せしめんとし、寡兵を以てセブーの海岸マクタン島に於ける住民との戦闘中、不幸にして斃れたる爲、セブー酋長は却つて西人に敵意を表し、西班牙軍は軍を退いて本國に歸航した。

一代の冒險兒マゼランに依り比島の名一度歐洲に傳へらるゝや、風雲兒の東洋に目がけて來るもの踵を接した。中にも西班牙は屢々兵船を載して比島遠征を試みたが、レガスピエ(M. L. de Legaspi)が一五六五年セブーを、次いで一五七〇年マニラを占領するに至る迄いづれも失敗の歴史を繰返してゐる。

當時、東洋に於ける新陸地の發見、又は領土擴張の目的は、一は當時歐洲に於て富の源泉と稱せられてゐた香料の産地かこの方面にあるのを尋ねて來る者、即ち經濟上の利益を目的とするもので、二は西班牙及葡萄牙の國王が國教を世界に宣傳布教せんとするにあり、從て是等萬里遠征し來る中には僧侶も混つて居たのであつた。

其の頃に於ける比島内部の状況は、幾多の酋長各地に割據し、各勢力範圍を維持して何等の統一もなかつた爲、比較的少人数と比較的時間に於て西人の爲に征服せられたのであつた。

### 二 西班牙の領有

西班牙人の比島征服は武力に據りたるは勿論であるが統治には宗教の力が大いに利用せられた。これ一にその本國に於ける僧侶の勢力が強大であつたのに因るものであつて、從て比島に於ても總督は僧侶に一目を

の間に、總督を代ふること實に百十五、その更迭の頻繁なることは實に驚くべきものがあつた。

### 三 對外接觸

一五七〇年、西班牙の比島領有以來十九世紀の中葉に至る迄、外國との間には多少の事件があつた。例へば支那の株鳳のマニラ入寇の如き、或は豐臣秀吉の比島總督に書を送つて朝貢を迫りたるが如き、又一七六一年英軍のマニラ占領(翌年平和條約成立と同時に還附)の如き種々の外患があつたけれども、内政上にはこれといふ變化はなかつた。

併し乍ら、一八六九年東西兩洋の航路短縮として古今の偉業たるスエズ運河の開鑿され、西班牙本國と比島の交通容易になると同時に、歐洲の新風潮はルソンにも及び、漸次比島比民の思想上の變化を來した。比島革命の主腦者であるマビニ(A. Mabini)の如きも其の革命に關する所論に於て、スエズ運河の開鑿が比島住民の思想に一大變化を與へたと云つて居る。

### 第三節 自十九世紀至現代

#### 一 カビテの動亂と三僧侶の死刑

一五七〇年より十九世紀の中葉に至る迄約三百年の間は、内政上に大事件として特筆するものはなかつたが種々の局部的騷動は各所に於て演ぜられた。一八七〇年に至るや端なくも一般的騷動を惹起する事件が發生した。それは比人僧侶と西班牙人教團派僧侶との確執である。元來、教團派の僧侶は我が邦の比教に於ける延曆寺の如く、又高野に於ける金剛峯寺の如く、寺坊を市中に營まず、世間と交渉を絶つて教義の研究と修業に専念し、唯市中の僧侶不足なる場合にのみ、出で市中に寺坊を構ふるを許された。故に市内の僧侶十分なるに至らば市中を引揚ぐべきものなるに、教團派は之に背きて市中を引揚ぐるを肯んぜず、地の利を

置有する寺坊を固く持して動かさなかつた者が多かつたため、遂に比人僧侶との間に隙を生ずるに至つた。

彼等兩派の宗教上の争闘は最も熾烈に進行し、土人側には遠くローマ法王に直訴するものあり、就中、特に力を入れて争つたのは、ブルゴス (Dr. J. Burgos) サモラ (F. Zamora) 及ゴメス (F. Gómez) の三僧であつた。ゴメスの如き八十五歳の高齡を以て而も熱烈なる抵抗を試みたのであつた。

一八七二年、カビテの海軍工廠に小規模の騒動が起きた。其の騒動は稍者民の謀反的性質を帯びて居たが、決して一般的の叛亂でなかつたのに拘らず、奸諷且つ陰險なる教團派は常に其の間隙を狙ひつゝあつたので、敵將ブルゴス、サモラ、ゴメスの三僧を陥るべき好機であるとし、政治上の勢力を利用して、百方策を講じ、カビテ謀反の罪を此の三僧に歸せしめた。専横なる西班牙僧侶に蔽はれて天日爲に暗く、マニラ法院は被告の三僧に對して證據の何等據るべきものもなかつたにも拘らず、叛逆の大罪に問ふて死刑を言渡した。斯くてこの三僧は法衣の儘銃殺の刑に處せられた。無辜の民の生命を絶つたる暴虐なる裁判は一般比島原住民をして甚だしく反感を抱かした。即ち政府並に教團派に對して何等かの方法を講ぜざれば、如何なる危険に遭遇するやも知れずとの觀念、換言すれば茲に國民的自覺を起さしむるに至つたのである。

### 二 偉人リサル現はる

比律賓革命史より抹殺し得ざるものは、ドクトル・リサル (Dr. Rizal Mercado) の小説及其の死刑である。彼の健筆に成る二卷の小説は比島の住民に深刻なる國民的自覺を興へ、而して彼の死は國民的自覺の爆發となつた。

ホセ・リサル・イ・メルカドは彼の本名にして一八六一年の出生である。比律賓人中其の種々なる點に於て他に比類を見ない不世出の偉人であつた。彼は幸か不幸か、其の同胞が稍國民的自覺を起した時代に生れ出た。一八九一年同じく白耳義に於て再び一書を發表した。題してエル・フイリプステリスモ (El Filibusterismo) といふ。英語では「貪慾の世」と譯され、内容は前者の續篇であるが、思想文章共に稍過激に亘り、西班牙の政府及僧侶は恰も第二の爆彈を投げつけられた如く驚いた。後者が最も彼等の忌諱に觸れたのは、リサルが同書の巻頭に於て、かの罪なくして殺されたブルゴス、サモラ、ゴメス三僧の靈前に捧ぐの一文である。前後二卷の小説は、比島の人心に深くしみ渡り、恰も警鐘を亂打する如く祖國の同胞を覺醒せしめたのである。

リサルは其の後香港に歸りて得意の眼科醫院を営んだ。何時の世如何なる國の英雄にも親子の情に淪りなく、リサルの如き愛國の士も祖國に在りて政府の暴虐に泣く親を思ふ時斷腸の念に堪えなかつたものか、遂に時の總督の許可を得て歸國した。然るに奸諷にして執念深き僧侶はリサル社會に生存せしむるは、恰も虎を野に放つ如き危険ありと爲し、遂に比律賓群島の最南端ミンダナオ島のダビタン (Davao) に幽閉して社會との交通を遮斷した。歐洲に於ける彼の友人等は、彼を救はんとして西班牙政府に請願書を差出し種々劃策して居たが、時も好し、西領政に内亂起り、兩軍傷病者多くして醫藥の不足せるを聞き、總督へ書を致し傷病者看護のため從軍する事を請ひ、許されて西班牙本國に向け出發した。

當時偶々總督更迭し、新總督は僧侶の讒を容れて本國政府に急報したので、リサルの到着するを待つて捕縛し、更にマニラに還して獄に投じ、擬するに叛逆罪を以てした。法院はリサルの明瞭な辯解に耳を傾けずして死刑を言渡し、一八九六年十二月三十日、綠蔭濃かなるルネタ公園の芝生に於て銃殺の刑を執行した。リサル時年三十五であつた。

### 四 アギナルドの奮起

西班牙政府の比島政治三百有餘年、その間失敗の數枚擧に遑あらずと

たのである彼は幼少の頃より學藝業に秀で、十四歳にして既にラテン語の詩を作つたといふのに徴しても、決して平凡な人物でなかつた事を知り得るのである。長じて西班牙本國の大學に醫學を修め、後、維納・伯林・巴里及倫敦等に轉學して斯學の蘊奥を極めた。彼の修行は單に醫學上許りではなかつた。修學各方面に亘り實に博學多才であつた。語學の如きは英・獨・佛・西は勿論日本語さへも多少解し、其の他繪畫・彫刻、更に土木に至る迄殆ど専門家の譽を摩するものがあつたと云ふ。其の彫刻の如きは作品の今尚マニラに残存し、後人をしてその技巧を讚嘆せしめてゐる。

彼が歐洲滞在中、祖國の現状を慨嘆し、同胞覺醒の一手段として選んだのが小説であつた。彼は一八八五年、白耳義に於てノリ・メ・タン・ヘレ (Noli Me Tange) を發表し祖國の暴狀を世界の人士に訴へたのであつた。同書は英譯されて「社會の腫物」と云はれる。

### 三 リサルの小説と其の死刑

リサルの小説は其の當時比島に於ける社會状態を最も明にし、且つ西班牙の僧侶が如何に社會上に跳梁跋扈して居たかを一讀瞭然たらしむると同時に、之が救済策は其の當時住民の騒ぎ立てた参政權の獲得のみを以てしては、決して目的を達し得るものでない事を知らしめた。即ち救済の根本問題は、住民を教育し以てその智能を向上せしめ、而して政治上の權利を行使し得る力を養成せねばならぬと云ふのがリサルの主張であつた。

リサルはこの書に於て何等危険的思想を表して居ない。即ち同胞に對して西班牙政府に謀反せよとは論じて居ないのである。然るに西班牙の政府及宗教家は此の書を手にして痛く恐慌を感じた。政府はリサルの家族に對してあらゆる壓迫を加へ、而もその壓迫は甚だしく殘虐を極めた。之を傳へ聞いてリサルは非常に憤慨した。故なくして無辜の民を虐ぐる政府の魔手は、溫和なるリサルをして過激に赴かしめた。彼雖も、リサルの死刑は蓋しその最も大なるものであらう。小銃の一彈を以てリサルの生命を斷つは容易である。然れども、リサルの思想を斷つは至難である。飛彈彼の心臓を貫く時、迸る血潮は全比島の人民に革命の洗禮を興へたのであつた。

願れば、スエズ運河の開通より歐洲の新思想は漸次ルソンの天地に浸潤して、原住民僧侶對敵團派争論の近因となり、無辜の三僧の死刑に依り、比島人對西班牙への問題が起つた。更に愛國の士リサルの健筆に成る雄篇に依りて、比島社會の缺點曝露せらるゝや、一般の住民をして國民的自覺の促進となり、遂にリサルの死刑に至つて一大爆發の導火をなし、一般的革命叛亂を起すに至つた。

是より先カテイブナン (Katipunan) と稱する一種の秘密結社が原住民の間に組織せられ、一八九二年其の本部をマニラに置くに至つたが、一八九六年八月マニラ市の一僧侶に依りて、陰謀の内容が發表せられ、止むなく旗擧げの準備未だ整はなかつたにも拘らず、同市外カロカン (Caloan) に於て初めてカテイブナンの革命旗を躍すこととなつた。之が爲各地に散在せる黨員も一齊に蜂起し、カビテ州に於ては、アギナルド等指揮の下に擧兵した。リサル死刑宣告の理由は、同人が此の結社の首腦であつたと云ふのにあつたけれども、其の當時リサルはダビタンに幽閉せられ、事實上外部との關係はなかつたと云はれる。

アギナルドは一八九九年カビテに生れ、其の旗擧げ當時は二十七歳の青年にしてカビテの村長を勤めて居た。最初カビテに民軍を起して同地の兵營を襲撃し、相當の武器を奪ふことに成功したので、近隣の評判一時に揚り、來り投ずる同志多く、叛亂は附近に擴延したが、烏合の衆として政府の軍隊には敵し得ず、漸次後退して森林に入り、以て攻むるに難き地の利に據つて防戦した。各地に蜂起した叛亂に政府も奔命に疲れ、何かの名目を以て干戈を收むるの必要上、原住民パテルノ (Senor Pedro A. Paterno) は總督と協議して仲裁する事となり、和議成立、革命軍はアギナルド外首領が政府より八十萬弗を受けて國外に去る事、又政府は内

政を改善する事を条件とし、一八九七年十二月アギナルド及首領数名は先づ四十萬弗を受取つて香港に向つてマニラを去つた。此の和議を稱してビヤタナバト盟約 (Pact of Biacnabato) と云ふ。斯くて叛亂は表面上平定した様でも、アギナルド一派は決して比島の獨立運動を中止したのではない。海外に在つて徐に再舉を圖る考のあつた事は疑ひがない。一八九八年、アギナルドは歐洲に於て比島の現状を説明し以て一般歐洲人の同情を得んが爲め、香港より渡歐の途に上つたのである。

一八九八年に入りてより、政務問題に因を發した米西兩國の國交は甚だしく危機に陥つた。一方アギナルドは四月香港發西貢を経て四月二十一日新嘉坡に到着した。米西關係は愈切迫し、米國はアギナルドの新嘉坡着の日四月二十一日を以て西班牙と砲火の間に相見えたのである。アギナルドは新嘉坡に於て、米國領事ブラット (Consul Pratt) と會見し比島獨立の密約を結び、その結果アギナルドは在香港の米海軍デユウイ提督 (Admiral Dewey) と會見するため四月二十八日英船マラツカ號にて新嘉坡を渡り五月四日香港に歸着した。併し時既に遅く、デユウイ提督は本國政府の電命により、西艦隊撃滅の爲にマニラに向け出發の後であつた。アギナルドは己むなく香港駐在米國領事を介してデユウイに請ひ、其の許可を得て米海軍運送船マクロク號に搭乘し、比島の獨立即ち祖國救済の希望に燃えつき、五月十九日マニラ灣の一角たる彼の居村カピテのビエホ村に到着し、直ちに上陸したが、當時既に米海軍は西班牙艦隊撃滅の後であつた。

### 五 アギナルドとデユウイ提督との約束

五月一日、米海軍は比島の海上権を得たるも、陸兵を有せず、機にかにカピテの海軍兵營を占領したのみで他の陸上に對しては如何ともならず事が出来ず、マニラ市に對してさへも指を染むる事が出来なかつた。茲に於てデユウイはアギナルドの舉兵を便宜上之を許し、鹵獲せる西軍兵器を與へた。茲にアギナルドは同志を糾合して軍隊を組織し、カピテを根據

として威を近隣に振つた。八月米國陸軍の到着する迄武を練り兵を養ひ、やがて來るべき一大機會に對し、多大の期待を有した。八月、米陸兵を滿載せる運送船連續して來り、直ちにマニラ攻撃に移つたが、米軍司令官は考ふる所あつてアギナルド軍の參加を許さなかつた。斯くて米軍専らマニラ攻撃に當り、八月十三日、星條旗はサンテイアゴ城頭高く掲揚せられたのである。

アギナルドとデユウイ提督との間には、ブラット領事と同じく比島獨立の約束問題が起つた。アギナルドはカピテ舉兵の際、提督と比島の獨立を明かに約束したと主張し、之がため米國政界の問題を惹起し、戦後、議會はブラット領事、デユウイ提督を召喚して該約束の有無を質したが、兩人共に之を否認し、結局確認するに足るべき證據なき儘有耶無耶の裡に葬り去られた。

然れども比島人民は獨立問題に對して、一の大きな希望と期待を持つて居た爲、戦後米國が比島領有に決するや、甚だ之に迷つたのである。それは米國は對西宣戰の布告に於て、領土の獲得を目的とせず、玆瑪の人民が西班牙政府の苛政に虐げらるゝを傍觀するに忍びず、即ち正義と人道の見地よりして玆瑪人を西班牙の暴政裡より救出するを目的とするに在ると云つた爲である。戦争の結果は西班牙敗れて米國の勝利に歸した。故に比島も西班牙の手より離るゝも米國の領有になるのではなく、比島は比島人の國土として其の獨立を許さるべきものなりと思考して居たのである。斯かればこそ一般比島人をしてアギナルドのブラット領事及デユウイ提督と約束ありとの主張を無稽にあらざと信ぜしめた。然れども比島は米國の領土となるに至つた。

### 六 比島共和國の成立及消滅

アギナルドはデユウイ提督の許しを得てカピテに於て兵を擧げるや、五月二十四日、一般比島人民に對し布告を發して曰く「西班牙を殲滅し、憲法を制定して政治の組織完成するに至る迄、予は比島共和國の獨裁主

權者たるでゆらう」と六月十二日、獨立國旗を掲揚し、同月十八日地方行督制度を設け、代議士選舉令を發し、更に同二十三日に至つて獨裁政治を廢し、革命政府を建設し、アギナルドは假大統領となつた八月一日、各地の議員選舉を行ひ、本部をカピテよりマニラの北方二十哩のマロス (Malolos) に移して此處に議員を召集し、九月二十九日憲法を發布し立國の基礎を完了した。言ふ迄もなくアギナルドは第一期大統領に選舉せられた。

當時米軍は依然マニラ市を占領して比島軍の入市を許さず、比島軍は市外サン・ファン・デル・モンテ橋を境界として屯營して居た。是より先、マニラ攻撃に比島軍の參加を許されなかつたことは、アギナルドを始め一般比島人民をして痛く失望せしむると同時に甚だしく彼等を憤慨させた。従て比島軍は米軍に對し快くなかつた折柄、比島兵のサン・ファン・デル・モンテ橋通過に際し、米兵の誰何に答へなかつたと云ふ一小事件が發した。偶々之が導火を爲して兩軍は砲火を交へるに至つた。米軍は間もなく比島軍の根據地を衝きて之を占領し、比島軍は散亂して折角の獨立も有名無實となつてしまつた。

マツキンレー大統領は比島の處分に關し、調査の必要上時のコーネル大學總長シューマン博士 (Schurman) を委員長とする調査委員の一行を比島に送り、比律賓に對する米國施政の方針を定むる參考資料の報告を爲さしめた。

### 七 米・西講和條約成立と比島の處分

四月二十一日砲火を開きたる米西戦争は百十有四日後の八月十二日休戰條約が成立した。その十二日は比島の十三日に相當し、恰も米軍がマニラを攻略して星條旗をサンテイアゴ城頭に樹てた日である。

同年九月、米西兩國の全權委員巴里に會合し、講和談判を始めたが容易に調はず、就中米國側に取つて難問題とされたのは比島の處分であつた。

是より先、アギナルドは五月比島に歸りて擧兵するや、香港に於ける同志に檄を飛ばし、革命政府の利益の爲に各國政府に向つて熱心なる運動を行はしめ、尙米西の講和談判に際しては代表を巴里に或は華盛頓に派遣して米國の比島領有の不條理を説き、只管その獨立の實現に努めた然れども大統領マツキンレー氏は輿論の趨向に鑑み、左の如き理由に基いて比島の領有を電命した。

### 八 獨立準備政府の樹立

米國が一九一六年ジョーンズ法 (Jones Act) に依り比島に約した獨立許與の問題は、世界經濟恐慌の深刻さに伴ふ主として米國の經濟問題より急激に解決される事となつた。比島獨立法案は一九三二年ヘリア法 (Hare Act)、一九三三年ヘリア・ホーズ・カッティング法 (Hare-Hoopes-Cutting Act) 相次いで米國議會に上提され、之等は米國大統領の拒否又は比島議會の拒否にて葬り去られたが、最後に一九三四年米國議會通過せるタイディングス・マツククダツフイ法 (Tydings-McDuffie Act) は比島議會の受諾する處となり、該法により比律賓憲法制定され、九月十七日正・副大統領及國會議員總選舉行はれ、十一月十五日を以て獨立準備政府たる比律賓聯邦 (The Commonwealth of the Philippines) の樹立となつた。

尙該獨立法に依れば、一九四六年七月四日を以て比島は完全なる獨立國となり、獨立の宣言により比律賓共和國 (The Republic of the Philippines) となるべく定められてある。



### 第四節 其後の情勢

アメリカが比島を領有してから其統治政策は必ずしも一貫したものではなかつた。のみならず共和黨、民主黨と時の政府に依り、對比政策に多少の相違のあつたのは勿論である。

タ・マ獨立法のアメリカ議會通過（一九三四年三月二十四日大統領署名）と、これに伴ふ比島聯邦政府の施政開始（一九三五年十一月十五日）によつて一應解決を告げ、一九四六年七月四日から完全なる獨立國となる事になつたが、一九三八年、ビサヤ州選出のホセ・ロメロ議員の獨立再検討論は、果然比島政界に對し波紋を生ぜしむる結果となつた。然して大體二つの角度から獨立問題が論議される事になつた。その一は、専ら經濟的見地から獨立過渡期にある比島經濟の破綻を喰ひ止めると共に、完全獨立後に於ける米比貿易の急變を迴避せんと企つるものであり、他の一は政治的見地から獨立の後比島が外國よりの侵略を受ける可能性を憂慮して論ずるものである。この第二の政治的見解よりする獨立再検討論は、勿論確たる根據なき臆説ではあるが、東亞の新情勢又は隣國の侵略主義等の論旨により、所謂某々國の對日惡宣傳のため不知不識の間に漸次一般民衆の間に其政治的關心を浸透しつゝあつた事は注目すべきであらう。

然し獨立再検討論の論争の中心は、比律賓自體の諸情勢を考へると、經濟的見解に基づきもので政治的見解よりするものはあくまで、第二義的のものである。即ち、從來、比島の輸出貿易は、其約八割までが、アメリカ向で、然も無稅通關の取扱ひを受けて居た爲、砂糖、椰子油、麻、煙草等の重要諸産業と、これを繞る經濟機構は、殆ど擧げてアメリカ市場に依存してゐる。しかるにタ・マ獨立法の經濟規程によれば、一九四〇年十一月十五日以降、これら重要産物の對米輸出は、毎年五分宛累加する輸出稅賦課を受ける事となり必然的に、價格の騰貴を來し輸出の減退を生じ、國內産業は、非常なる打撃を受けるものと危懼されるに至つた。

からである。よつて聯邦政府は獨立法中の經濟條項の修正法案を製、一九四〇年一月には、ケソン大統領は自ら米國に赴き、種々折衝の結果聯邦政府の提案は大體に於て認められる事になり、三月には米大統領の署名を得たが右修正法は砂糖、マニラ麻製品の無稅取扱量の増加、煙草、椰子油、眞珠貝ボタンの累進的課税を廢止して年稅輸出量の割宛等を規定し、更に獨立後の貿易に關しては、獨立日以前二年前に比米兩國政府代表者間に會議を開くべきことを規定して、一應比島經濟界は安定したかに見えたが、右修正は比島に於ける經濟的危機が一應延期されたものとは解し得るが、永久に比島經濟の危機が解消されたものと見る事は出來ず、從つて最近擡頭した獨立再検討論の論議はこゝに胚胎するに到つた。一九四〇年九月、ロハス財政部長官が對米放送をなし「比島は其經濟的基本を米比間の特惠通商に置いて來たため、この特惠通商の廢止される日こそ比島主要産業が潰滅に直面する日である」と述べたのは、率直に比島經濟の苦悶を表現したものである。これが對策として、彼は經濟關係の準備期間を少くも十箇年延期し、また平和克服後四箇年までアメリカ向輸出品の割當制限及び課税の増加を停止されん事を希望した。一方再検討論の大立物たるロメロ議員は、急先鋒となり、政治的經濟的の二つの觀點から獨立の再吟味を主張し、同志を糾合して、比島文化聯盟を結成して全國的運動を行つて居る事は、甚だ注目すべき事柄である。然し乍ら比島の獨立は現實の問題で、アメリカは、比律賓が、其議會を通じて獨立の延期を要請しない限り豫定の如く獨立させるものと見なければならぬ。獨立再検討論がかくの如き經過を経てゐる中に、國民間に近年膨拜として高まりつゝあつたのは、ナシヨナリズムの運動である。この運動は、官民一體となり政治、教育、社會、經濟的各方面に表現されたが、其最中核をなすのは、經濟的獨立こそ完全獨立の根幹であるとし、農工業方面の比島人化、外國人の移民制限、小賣業の自主化運動となり、更に國産品を愛用せんとする大衆的なネバ運動となつて具現し、一九三九年には先づ國立興發會社を設立し、その監督下に、米穀、食料

品、砂糖、椰子、マニラ麻等の比島主要産物の生産加工に關する國策會社を設立し、比島の工業化に努力しつゝあつた、又これと共に比島の開發は比島人の手によりのモットーの下に、外國移民制限法案は一九四〇年五月國民議會を通過し、一九四一年一月より實施されるに到り、外國移民許可數を一律に毎年五〇〇名に制限した。これにより最も苦益をなめたのは日本で毎年二千八百名の移民を送つて居たので大なる打撃を蒙つた。又商業方面に於ても、從來完全に華商に掌握されてゐた商權を比島人に回復せんとし、一九四〇年一月資金五〇〇萬ペソを以て國營商會社を設立、比島小賣業者に商品の卸賣と融資を行ひ、他方、一九四〇年の第二議會は、共同組合制を可決し、外國人仲介者の手を経る事なく、比島生産者より直接商品を消費者に配給せしむる事とした。この様な比島經濟の完全獨立を目指す政府の政策と相俟つて、このナシヨナリズムの最も大衆化したのが、ネバ運動である。ネバ (NEBA) とは National Economic Protectionism Association の頭字を取つたもので、其目的とするところは、國産品奨励と、全比島の工業化で、毎年八月には國産品愛用週間を設けて、比島人に愛國主義を鼓吹してゐた。これと呼應して政府當局は、愛國曆の作製、比島偉人の傳記、逸話、演説等を學校教育の教材とし、又獅子舞踊の振興、タガログ語を一九四〇年六月十九日のホセ・リサル第七十九誕辰日を期して公用語として用ひる事に決定し、一方各學校に於ても之が教授をなさしむる等、比島完全獨立を前にしての必死の諸政策を續けてゐた。

### 第五節 對日關係

對日關係に於ては、比較的冷靜なる態度を持して居たが、其後の情勢の變化と、戰果の南方波及による所謂 ABCD の強壓とにより日本の對米開戦は必至なり、との見解を抱く者を生じ、一方米國は對日壓迫の基地として比島を利用した爲、比島に於ける米國の壓力は刻々と増大するに到り、加ふるに是を利用せんとする重慶政府第五列の活躍等によ

り、最近、航空基地の増設、空軍の増強、義勇軍の召集等により、其軍備擴充に狂奔しつゝあつたが、遂に一九四一年七月には、全比島軍は、米國軍の指揮下に入り、完全に比律賓は ABCD の一翼として對日敵性振りを發揮しつゝあつた。かくして遂に昭和十六年十二月八日我日本對英米宣戰布告と共に、比島も亦日敵性國家の一として、我と遂に干戈を交ふる事となつたが、開戦三日を経ざる十二月十日には、日本軍は早くもルソン島に敵前上陸を敢行、續いて、ダバオ、ルソン島各地に上陸し、一月を出でずして昭和十七年一月二日には、我軍は、首都マニラを占領するに至つた。

比律賓……人口・住民

### 第三章 人口・住民

人口・住民

#### 第一節 人口

##### 一 總説

一九三九年一月一日の第三回比律賓國勢調査の示すところによると、比律賓總人口は、一六、〇〇〇、三〇三人（一九四〇年、一六、三八二、〇〇〇、一九四一年、一六、七七一、九〇〇）で、一平方軒當り人口密度は、五三・四人となつて居る。一九三九年一月一日の國勢調査の數字を基として、其人口を世界主要國のそれに比較すると日本内地の約四分の一、北米合衆國の八分の一に近く、佛蘭西、伊太利の五分の二、西班牙の四分の三に當り、世界總人口を約二億と見ると、一四〇分の二に當る。人口密度の上から見ると、比律賓の一平方軒當り五三・四人は、ギリシヤ（四七・七）、西班牙（四六・八）、アイルランド（四三・〇）、キューバ（三四・八）、舊蘭領東印度（三一・九）、泰（二七・九）、北米合衆國（一五・七）、フィンランド（八・九）、ソ聯（八・一）に勝つてゐる。次に比律賓總戸數は三、一四三、八八六戸で、一戸平均人口は、五・二人となつてゐる。以下一九三九年一月一日の國勢調査を基とした各種人口統計を掲げて、其趨勢を示さう。

##### 二 表

- 一 比律賓人口増加趨勢表
- 二 州別人口・面積及人口密度表
- 三 主要都市人口及面積表

三四

- 四 年齡別・性別人口表
- 五 主要島嶼（面積百平方軒以上）人口・面積及人口密度表
- 六 家族數別戸數表
- 七 各州國籍別人口表
- 八 人口數別村落表
- 九 勞働別勞働者人口表
- 一〇 民度別人口表
- 一一 新聞雜誌購讀者人口表

##### 1 比律賓人口増加趨勢表

出所 Philippine Yearbook, Page 11.

年次	人口
一九三九	一、五〇二、五七四
一九三〇	一、五六一、二五一
一九二一	一、九三三、三三一
一九一〇	二、一〇六、二三〇
一九〇〇	二、五九三、二八七
一九〇九	三、〇九六、〇三一
一九〇八	三、八五七、四二四
一九〇七	四、二九〇、三八一
一九〇六	四、七二一、〇〇六
一九〇五	五、五六七、六八五
一九〇四	五、九八四、七二七
一九〇三	六、二六一、三三九
一九〇二	七、六三五、四二六
一九〇一	一〇、三一四、三一〇
一九〇〇	一六、〇〇〇、三〇三
一九〇九	一六、三八二、〇〇〇
一九一〇	一六、七七一、九〇〇

#### 2 各州別人口・面積及人口密度表

出所 Philippine Yearbook, Page 11.

州名	州廳所在地	面積(方軒)	一九〇三	一九一八	一九三九	一九三九年平方軒當り人口密度
アブサラ	パンゲツド	三八〇・九	五、一八六〇	七、七三三	八、七七八〇	三三・〇
アグサ	ブトウア	一〇、六七一〇	三〇、六一三	四四、七四〇	九九、〇三三	九・三
アルバイ	レガスピ	四、〇〇九	一三、〇三三	一三、三三三	一三、三三三	一〇・七
アンテイケ	サン・ホセ	二、七三三	一三、二四六	一五、四九九	一九、九四一	七・四
バタネ	バラシガ	一、三三〇	四、六七七	五、八三〇	八、五三六	六・三
バタンガス	バタス	一、九七六	八、二二三	一〇、二二四	一三、五一一	四・七
ボホール	バタンガス	三、〇八八	二、五七五	三、四〇一	四、四〇三	一四・三
ブキドノン	ダグピララン	四、〇七八	二、六八三	三、九八七	四、九〇八	一一・五
ブラカン	マライバライ	八、〇三六	二、一六三	三、九八四	五、七五三	七・二
カガヤン	ツゲカラオ	八、九八二	一、四七九	一、九三〇	二、九〇七	三・五
カマリネス・ノルテ	ダエト	二、一四六	四、五〇三	五、二〇八	六、三三四	四・八
カマリネス・スール	ナガ	五、三三六	一、九三〇	二、二七三	三、五九九	七・三
カピス	カピス	四、一〇一	三、〇七二	三、二六六	四、〇五二	九・九
セブ	セブ	一、二八六	一、三〇七	一、五七五	二、〇八五	一八・五
コタバト	セブ	四、八八五	一、五七九	一、七三三	二、八八〇	二・九
ダバオ	コタバト	一、九四九	六、五三七	七、一七九	八、九三三	一一・四
イロコス・ノルテ	ダバオ	三、三六八	一、七八九	二、九二九	三、七五八	一一・一
イロコス・スール	ラオアグ	二、六八五	一、八九五	二、四七五	三、一五八	七・〇
イロイロ	ヴィガン	五、三〇五	一、〇三二	一、四九二	二、一五三	一〇・一
イサベラ	イロイロ	一〇、五九九	七、四三三	一〇、九六〇	一三、九八四	一三・七
ラグーナ	サンタ・クルス	一、三〇八	一、三七八	一、七三六	二、七〇五	一五・一
ラ・ウニオン	サン・フェルナンド	一、三〇八	一、四〇六	一、九四五	二、四三三	一八・六
レイテ	タンサラン	七、九八九	三、八三三	五、九七五	九、五八五	一四・六
マニラ(市)	タクロバン	三、七〇	二、九二八	三、八三〇	六、三三九	一六・八
マリンドウケ	ボアク	九、〇〇三	五、一七四	五、六八八	八、一七六	八・八

比律賓……人口・住民

三五

比律賓……人口・住民

市	面積(方料)	人口
マスバテ	4,070,000	43,755
カラボン	1,070,000	71,931
オロキエタ	2,070,000	81,015
カガヤン	2,920,000	22,678
ボントク	1,410,000	19,933
ドコロド	7,700,000	39,666
カバナトワン	5,400,000	37,353
カバムボン	6,800,000	35,838
プエルト・プリンセサ	1,400,000	69,673
サン・フェルナンド	2,400,000	37,521
リンガエン	5,300,000	74,245
バシダ	2,000,000	44,485
ロムブロン	1,300,000	99,367
カトバロガン	3,700,000	64,610
ソルソゴン	2,200,000	37,957
ホル	2,100,000	27,844
スリガオ	7,900,000	130,001
タルラク	3,000,000	177,777
ルセナ	2,100,000	22,751
イバ	3,600,000	83,750
サムボアンガ	1,670,000	147,333

3 主要都市人口及面積表

出所：比律賓國勢調査

市	面積(方料)	人口
マニラ(市)	570,000	229,928
イロイロ	350,000	41,791
ダバオ	1,930,000	85,652
セブ	330,000	133,000
マニラ(市)	570,000	229,928

面積(方料)

人口

タガイタイ  
サムボアンガ  
ケソン

カピテ  
サムボアンガ  
リサール

6,500  
2,920  
736

1,557  
3,145  
3,913

3,481

3,660

4 年齢・別性人口表 (一九三九年)

出所：比律賓國勢調査

年齢	男		女		(百分率)	(百分率)	(百分率)
	人口	百分率	人口	百分率			
五歳以下	2,610,446	13.7	2,373,316	12.3	16.0	16.0	16.0
一〇歳以下	2,493,048	12.8	2,215,180	10.8	15.9	15.9	15.9
一五歳以下	1,784,618	9.3	1,600,306	7.7	11.3	11.3	11.3
二〇歳以下	1,657,112	8.7	1,500,801	7.2	10.4	10.4	10.4
二五歳	1,533,917	8.0	1,364,716	6.5	9.8	9.8	9.8
三〇歳	1,347,736	7.0	1,199,500	5.8	8.4	8.4	8.4
三五歳	917,160	4.8	822,669	4.0	5.7	5.7	5.7
四〇歳	868,855	4.5	780,676	3.8	5.4	5.4	5.4
四五歳	606,223	3.2	555,974	2.7	3.8	3.8	3.8
五〇歳	571,030	3.0	526,955	2.6	3.6	3.6	3.6
五五歳	411,599	2.1	374,415	1.8	2.6	2.6	2.6
六〇歳	311,149	1.6	284,118	1.4	2.0	2.0	2.0
六五歳	247,711	1.3	228,719	1.1	1.6	1.6	1.6
七〇歳	193,156	1.0	178,481	0.9	1.2	1.2	1.2
七五歳	148,463	0.8	138,841	0.7	0.9	0.9	0.9
八〇歳	77,433	0.4	70,141	0.3	0.5	0.5	0.5
八五歳	24,904	0.1	22,511	0.1	0.1	0.1	0.1
九〇歳以上	7,783	0.0	7,338	0.0	0.0	0.0	0.0
計	1,600,000	8.3	1,450,000	7.3	100.0	100.0	100.0

5 主要島嶼(面積百平方料以上)人口・面積及人口密度表 (一九三九年)

比律賓……人口・住民

三七

出所：比律賓國勢調査

比律賓……人口・住民

Table with 4 columns: 島 (Island), 人口 (Population), 面積 (Area), 人口密度 (Population Density). Lists islands like 比律賓全島嶼, ミンダナオ, サマール, etc., with their respective values.

三八

6 家族数別戸数表 (一九三九年)

Table showing household counts by family size (1 person, 2 people, etc.) and percentage. Includes categories like 家族数(一戸に付), 戸数, 百分率.

7 各州國籍別人口表 (一九三九年)

Large table with 7 columns: 州別 (Provinces), 總人口 (Total Population), 比律賓人 (Filipino), 日本人 (Japanese), 支那人 (Chinese), 米合衆國人 (American), 西班牙人 (Spanish), 英國人 (British), 佛蘭西人 (French), 聯邦邦人 (Federal), 獨逸人 (German), 和蘭人 (Dutch), 其他國人 (Others), 不明 (Unknown).

比律賓……人口・住民

出所：比律賓國勢調査書

比律賓……人口・住民

Table of population and residents for various locations in the Philippines, including Manila, Cebu, and others, with columns for population and percentage.

8 人口數別村落數表 (一九三九年)

Table showing the number of villages by population size (e.g., 1000 or below, 1000-1999, etc.) for the year 1939.

Table showing the number of laborers by sex and age group (e.g., 15-19, 20-24, etc.).

9 勞働別勞働者人口表 (一九三九年)

Table showing the number of laborers by occupation (e.g., agriculture, industry, commerce, etc.) and their percentage of the total labor force.

10 民度別人口表 (一九三九年)

Table showing population statistics by sex and age group, including literacy rates and percentages for different age groups.

比律賓……人口・住民

比律賓……人口・住民

年	性		年	年	年	年	年
	女	男					
一	一〇	一〇	一	一	一	一	一
二	二〇	二〇	二	二	二	二	二
三	三〇	三〇	三	三	三	三	三
四	四〇	四〇	四	四	四	四	四
五	五〇	五〇	五	五	五	五	五
六	六〇	六〇	六	六	六	六	六
七	七〇	七〇	七	七	七	七	七
八	八〇	八〇	八	八	八	八	八
九	九〇	九〇	九	九	九	九	九
十	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

11 新聞・雜誌購讀者人數表 (一九三九年)

新聞	雜誌	購讀者數	總人口に對する百分率	一〇歳以上人口に對する百分率	一〇歳以上文字理解者に對する百分率
...	...	...	...	...	...

出所：比律賓國勢調査書

州別

州別	購讀者數	總人口に對する百分率	一〇歳以上人口に對する百分率	一〇歳以上文字理解者に對する百分率
州別總人口	...	...	...	...
...	...	...	...	...

比律賓……人口・住民

州別	購讀者數	總人口に對する百分率	一〇歳以上人口に對する百分率	一〇歳以上文字理解者に對する百分率
カマリネス・ノルテ	...	...	...	...
カマリネス・スール	...	...	...	...
...	...	...	...	...

四三

比律賓……人口・住民

サマール	五四六〇六	一八八七五	三五	五二	一五六
ソルソゴン	二四七六五三	一四一四七	五七	八六	一六四
スリガオ	二四七二七	三五八九	一五	二二	二二三
スララク	二二九八九五	一一〇一〇	五三	七九	一七五
タヤパス	二六四三九	二五二七九	九五	一四一	二五二
サムバレス	三六、五五三	四〇、八七〇	一一四	一六二	二四一
サムボアング	一〇、六九五	一〇、一八五	九六	一四二	二五五
計	一、四〇〇、〇〇〇	一、七、七、四、五七	六六	一〇二	三〇五

三 外國人・移民

一九三九年一月一日國勢調査によると、比律賓在住外國人總數は、總人口の一%強、一六六、六五四人で、其内支那人は絶對多數を占め一七、四八七人となつて居り、續いて日本人の二九、〇五七人、米合衆國の八、七〇九人、西班牙人の四、六二七人、獨逸人の一、一四九人、英國人一、〇五三人の順序で、日本人の大部分はダバオ州、其他の諸外國人は、主に、都會地に集り、商業、貿易業に重要な地位を確保してゐる。移民の状況を見ると、比律賓に於ては、米本國に於ける支那人排斥法が適用せられてゐる爲、支那人の労働者の入國を禁止して居り、南方圏内の諸國に比して、支那人の入國は僅少で、最近は殊に減少の傾向があつた。日本人は年々二千人乃至三千人の出入國者があり、特にダバオ州に於ける状況は、日本人が絶對多數を占めて居るか、コモソウエルス政府樹立後は、一九四六年七月四日の完全獨立を前にして、比島獨立の重點である經濟的獨立を目指して、ナシヨナリズム運動が盛となり、其結果外國人移民制限なる問題が議會に上程せられ、遂に外國移民制限法案は、一九四〇年五月二日國民議會を通過し、一九四一年一月から實施せられる事となつた。該法案によると、外國移民許可數は、各國一率に、年五〇〇名に制限せられる事になり、過去十箇年、年平均入國者數二、一六三人

を擁する日本に取つては、大なる打撃となり、佛蘭西人の一一七人、獨逸人の七〇〇人に比して、著しく不公平な措置と云はなければならぬ。然も日本人は、他の諸外國移民と異り、常に勞多くして、益の少ない仕事をのみやつて來て居るのである。即ち支那人や猶太人が、仲介的な仕事を比律賓人を搾取してゐたに對し、日本人は何時にも汗して生産部門の第一線を受持つて來たのである。ベンゲット道路工事、ダバオ州の開墾、漁業、林業、製造工業等、比律賓の發展の爲大なる貢獻をして來たのである。該法案が、將來日本人事業に大なる障害を與へる様な結果にでもなれば、それは單に在比同胞の損失ばかりでなく、比律賓の未開發資源の開發、就中農礦業の開發の爲に、誠に悲しむべき結果となるであらう。

比律賓の移民に就いては、最近の統計を缺くが、比律賓労働部移民局發表一九三七年度の統計によれば、同年度中に海外諸國から比律賓に入國した外國人數は、移民、非移民を合して四四、三二〇名となつて居り、一九三六年度中の三七、〇二二名に對し、七、二八九名の増加を示してゐる。一九三七年度入國者中、移民として比律賓に留まつた者は、一〇、六二〇人で、其大部分を支那人が占め、五、一七〇人は移民であつた。又入國日本人六、一八九人中、移民として入國した數は、四、一七〇名である。次に一九三七年度に於ける移民、非移民の數を國籍別に示すと

次の如くである。

支那	二〇、二四三
米國	七、一七七
比律賓	七、〇二九
日本	六、一八九
日	一、一七三
英國	四五六
西班牙	三七四
獨逸	二二二
露西亞	二〇四
東イノド	二〇三
和蘭及フランダーズ	八七
伊太利	八二
葡萄牙	八二

渡航出入國者數表

國籍別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
米國	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
比律賓	五〇九七	五〇五六	四九五五	六四一九	五、六九五	四、六八〇	四、六七八	五、〇三三	五、四〇三	五、六一八
日本	一〇、六一〇	一三、三一一	一〇、二八二	七、六八八	五、四三三	一、〇二二	三、五三七	四、三三一	三、四二六	三、七七一
支那	五三	五八	五二	一四	七	三	三	一〇	五	一
布哇	一、六六七	一、八二七	一、六七三	一、五二四	一、六〇三	一、七九五	一、五八四	一、六八一	一、六八一	一、七〇〇
和蘭及フランダーズ	九九	一一二	一一一	一〇三	一〇三	八九	一一一	一一一	一一〇	一一七
印度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
英國	六五	五七	五七	六四	七三	七九	六二	六七	六〇	六九
佛蘭西	六六	八二	五九	六四	七一	七六	〇七	六七	六〇	六九
獨逸	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
愛蘭	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
伊太利	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
日本	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
葡萄牙	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
比律賓	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
計	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三	一、三、三、三

土耳其	二八
愛蘭	二一
スカンヂナビア	二〇
蘇格蘭	九
シリア	二
リヤ	二
其他	七三三

(註) 各國別渡航者出入狀況は、本年第三回版を参照せられたし。

移民 比律賓に於ては、米本國に於ける支那人排斥法適用され、支那人労働者の入國を禁止して居り、他の南洋各地と比較して支那人の入國者は僅少であり、殊に最近に於ては減少の傾向が顯著である。本邦人の入國はダバオの發展に伴ひ年々増加を示して居る。左に最近五箇年間に於ける各國籍別渡航者出入狀況を示す。

出所 比律賓關稅局年報

比律賓……人口・住民

四 國籍別・性別・年齢別人口表 (一九三九年)

出所：比律賓國勢調査表

國籍及性別	總人口	年齢別人口											
		五歳未満	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	一〇歳	一一歳	一二歳	一三歳以上		
比律賓人	1,563,649	258,453	217,787	177,243	144,812	110,505	74,566	48,813	27,335	14,473	7,435	3,405	1,570
支那人	79,415	13,049	12,025	11,151	10,499	9,712	8,812	7,812	6,812	5,812	4,812	3,812	2,812
支那男	40,007	7,000	6,500	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500
支那女	39,408	6,049	5,525	5,151	4,999	4,712	4,312	3,812	3,312	2,812	2,312	1,812	1,312
日本人	2,708	533	497	461	425	389	353	317	281	245	209	173	137
日本男	1,400	293	271	249	227	205	183	161	139	117	95	73	51
日本女	1,308	240	226	212	198	184	170	156	142	128	114	100	86
米合衆國人	8,723	1,446	1,351	1,256	1,161	1,066	971	876	781	686	591	496	401
米合衆國女	4,362	723	676	629	582	535	488	441	394	347	300	253	206
西班牙人	3,580	600	560	520	480	440	400	360	320	280	240	200	160
西班牙男	1,900	300	280	260	240	220	200	180	160	140	120	100	80
西班牙女	1,680	300	280	260	240	220	200	180	160	140	120	100	80
英國人	1,053	172	161	150	139	128	117	106	95	84	73	62	51
英國女	527	86	81	76	71	66	61	56	51	46	41	36	31
佛蘭西人	415	69	65	61	57	53	49	45	41	37	33	29	25
佛蘭西女	208	35	33	31	29	27	25	23	21	19	17	15	13
露西亞人	119	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
露西亞女	60	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1
其他	43,799	7,315	6,812	6,309	5,806	5,303	4,800	4,297	3,794	3,291	2,788	2,285	1,782

比律賓……人口・住民

四六

比律賓……人口・住民

而して右の内一九三五年に於ける米國人・布哇人及比律賓人を除く其他の外國人の移民及非移民別渡航者数は次の如くである。

外國人渡航者移民及非移民別出入者數 (一九三五年)

出所：同前表

國籍別	入國		出國	
	移民	非移民	移民	非移民
支那人	3,377	9,900	2,161	11,287
支那男	1,603	4,672	1,000	5,315
支那女	1,774	5,228	1,161	5,972
日本人	1	8,900	1	9,900
日本男	1	8,900	1	9,900
日本女	1	1	1	1
米合衆國人	2,131	3,567	1,812	2,788
米合衆國男	1,066	1,781	971	1,446
米合衆國女	1,065	1,786	841	1,342
西班牙人	405	2,000	350	1,788
西班牙男	200	1,000	170	890
西班牙女	205	1,000	180	898
英國人	131	1,000	117	950
英國男	66	500	56	475
英國女	65	500	61	475
佛蘭西人	69	1,000	61	499
佛蘭西男	35	500	31	249
佛蘭西女	34	500	30	250
露西亞人	19	1,000	18	999
露西亞男	10	500	9	499
露西亞女	9	500	9	500
其他	7,315	1,000	6,812	1,000



比律賓……人口・住民

Table showing population and residents of the Philippines, categorized by gender and nationality (Total, Japanese, Other, etc.).

五 在留邦人

日本移民が始めて比律賓へ渡航したのは、明治三十三年（西曆一九〇〇年）で、人数も僅か五人であつたが、三年後の三十六年（一九〇三年）には、一躍二、二一五人、三十七年には、二、九二三人に激増し、昭和十三年（一九三八年）の調査によると、實に二五、七七六人の多数に上つて居る。

四八

り、礎石的の仕事をして来たのである。次に在比邦人の最近に於ける活動の状態を見よう。昭和十三年（一九三八年）十月一日現在の調査に據れば、在比邦人總數は、二五、七七六人（一九三九年一月一日比律賓國勢調査に依れば、二九、〇五七名で、男一九、三三五、女九、七二二となつてゐる）で、是を男女性別に見ると、男一七、二二一人、女は八、五五五人となつて居り、之を職業別に見ると、農業關係、同労働者數が、全體の約四分の一弱に當り、續いて會社、銀行、商店の事務員が、一、八五一人で第二位、漁業、製鹽業及び同労働者が、一、四六六人、大工、左官、石工、ペンキ職等の一、〇三四人が、之に續いてゐる。其詳細は左に掲ぐる「在留内地本邦人職業別、性別人口表」の示す通りである。比律賓には、臺、鮮人も若干居住するが極少數である。（註）在留日本人地域別人口については、前掲の「各州國籍別人口表」を参照せられ度し。

六 在留本邦内地人職業別・性別及人口表

（昭和十三年十月一日現在）出所：海外各地在留本邦内地人職業別人口表

Table showing the occupation, gender, and population of Japanese residents in the Philippines, categorized by profession (Agriculture, Industry, etc.).

第二節 住民

四九

Table showing the population of residents in the Philippines, categorized by profession (Retail, Finance, Education, etc.).

一 總 說

最も早く比律賓を占據したのはネグリート族なりと推定せらる。其後馬來人の一種であるイゴロツト族移住し來り、ネグリートを山岳中に驅逐して海岸の平野を占領したが、更にタガログ其の他の馬來人の侵來に遭ひ自ら追ひたるネグリート人の跡を追つて山中に退き、新來の馬來族が海岸の沃土に據るに至つた。其後、回教が馬來半島より爪哇一帯の地に普及するや、回教徒馬來人即ち今のモロ人が南方より來つてミンダナオに占據し、北上してビサヤ諸島からルソンに迫り一時マニラをも占有したが、時偶々西班牙人の來寇あり、南方に追はれてミンダナオ及スルーに住居して今日に至つて居る。

更に之を人類學上より分類すれば、黒色人種と褐色人種の二種となる。ネグリートは前者に屬し、爾餘の各人種は悉く後者に屬する。又或る人類學者はネグリート、高架索族に屬する有史以前の種族A及Bタイプ、インドネシヤン及蒙古人種の五大種族が比律賓に存在し、最も多數を占むるは蒙古人種であり、ミンダナオの山中には高架索族の痕跡をも認めると説いて居る。

更に之を宗教乃至文化の別に從へば、基督教徒族及非基督教徒族の二に分つことが出来る。而して實際問題として關係の最も深いのはこの區別であり、以下この區別に從つて細説する。其の數に就ては後表を参照せられたし。

二 種 族

1 基督教徒族

普通比律賓人と呼ばれるのはこの種族であつて、最近迄天下の視聽を集めた比律賓獨立問題の如きも、本人種に限られたる問題と稱するも差支へない。全人口八分の七を占む。更に之を細別すれば次の六種族を有

として、パンガシナン州に定着して居るパンガシナン族、ルソン東北端の沃野に在るカガヤン族、ルソン中部西海岸に居るサムバレス族等がある。

2 非基督教徒族

上記基督教徒に歸依したる以外の種族を總括して非基督教徒族と謂ふ。一九一八年國勢調査に據れば其の數九三三、〇〇〇人と稱せらる。モロ人を除いては多く基督教徒族の侵迫を被つて山岳中に隱遁し、文化の程度の低い未開人である。

(一) ネグリート族 本族は比律賓の先住民族であつて、恰も本邦のアイヌの如く後來の諸人種に追はれて、今は山間の僻地に在り、弓矢を以て狩獵を事とし、樹梢高く住居を營む。性甚だ怯懦であつて、外人を見れば山間樹林中に逃げる。身體矮小、毛髮黒く縮れ、皮膚亦漆黒阿弗利加土人に酷似す。知識の程度低く到底教化の見込がない。ルソン、ネグロス、パナイ、パラワン等の山岳地帯に放浪してゐる。此の外タダバヌアの如きセミ・ネグリート族が居る。

(二) モロ族 回教を信奉する慷慨なる馬來人であつて、最も遅く本島に渡來したものである。北ボルネオにては本族をムルト族と稱して居る。彼等は船を巧に操り、嘗ては海賊を業として屢々北上西班牙人を苦しめた事は再三に止まらなかつた。歴代の西班牙總督は敬遠主義を採つた爲、ミンダオオ、スール、パラワンの諸島に據り威を内外に振つて居たが、十九世紀に入り蒸氣船の發明あるに及んで漸く西班牙人に窘蹙せられ、米領となるに及んで、漸次静謐され今日に至つた。併し性質甚だ狂暴にしてミンダオオ軍政撤回後十數年を経たに拘らず、歸順して居らぬ所がある。

(三) イゴロツト族 イゴロツト族はルソン北方の山岳中に住居し、モロ族に次いで非基督教徒族中の優勢人種である。近年迄は山中に於て部落相互に首狩を行ひ頗る臺灣の蕃人に似て居る。近時漸く文明の教化に浴して温順なる民となつた。軀幹矮小であるが頑丈であつて勢力に堪え

比律賓……人口・住民

力なるものとす。

タガログ族

マニラ市を中心とする南ルソンの一部即ちヌエバ・エシハ、ブラカジ、パターソン、リサール、カビテ、パタンガス、ラグナ地方

ビサヤ族

ビサヤ諸島即ちセブ、パナイ、ネグロス、レイテ、サマール、ボホルの諸島及北ミンダナオ地方

イロカノ族

北部ルソンの西部地方

ピコール族

ルソン南東半島及附近諸島

バムパンガ族

ルソン中央部バムパンガ地方

パンガシナン族

ルソン中央部パンガシナン地方

人口數から見ればビサヤ族が遙に他の種族を凌駕して居るが、政治的社會的勢力から見ればタガログとビサヤとは相伯仲して居る。夫はタガログ族が首府マニラを中心として南ルソン方面に占むる地理的優位關係によるものである。曩に獨立準備政府初代大統領に就任したケソン氏及比律賓最初の共和國大統領であつたアギナルド將軍は共にタガログで、副大統領に就任したオスメニヤ氏はビサヤ族出身である。イロカノ族は、比律賓のヤンキーと呼稱せらるゝ種族にして、地味不良と稱せられるルソン島北西部海岸地方に住む關係上銳意産業に力を注ぎ、航海通商に長じ、比律賓人中最も敏捷且つ勤勉なる人民となつた。過般大統領選舉にアグリバイ派獨立教會派に推されて立候補したグレゴリオ・アグリバイ師はイロカノ族である。ピコール族に就ては特記する事はないが、ビサヤ族の分族で元氣がありニューモアに富む。バムパンガ族は人口の寡少ななるに拘らず、最も誇るべき歴史を有して居る。即ちこの族は比律賓唯一の尙武種族であつて、十七世紀の交、和蘭軍隊に投じて爪哇に轉戦し、十八世紀にはアングダ將軍を支援して侵寇せる英國に抗し、又十九世紀にはブルドン將軍に加はつて支那と戦つて居る。今日に於ても米國陸軍に投じて居るのは此の種族が最も多い。尙其の他にリソガエンを中心

る。常食は甘藷及米であるが、山岳中に住居する爲平地を有せず、三、四千尺の高山を耕して、水田を作つて米を栽植して居る。階段式水田は土語ビラビレスといつて世界七不思議の一であり、イフガオ族は二千年の昔より峽谷の斜面を削つて水田として居る。犬の肉を愛好するのは本族の特色であつて、バギオの市場にては日曜毎に犬の賣買が行はれる。イゴロツト族をイフガオ、カリンガ、ボントツク、ナバロイ及カンカナイの五支族に分ける。

(1) イフガオ族 イフガオ族も山岳州中のイフガオ副州に居住する。イゴロツト同様首狩人種であつたが今は歸順して平和愛好の民となつて居る。農を業とし清潔を好む。他の比律賓人の多くが手指を以て食事をなすに反し獨り木製の匙を用ひて居る。

(2) カリンガ族 山岳州のカリンガ副州に居住する。首狩人種であつたが、山中遠隔の地に在る者の外は多く温良なる農夫となつて居る。

其の他にルソン山岳州のイロンゴツト及チンギアン族、ミンダオオ山中のマノボ、パコボ、フキドノン等がある。ミンダオオ島のマンギヤン族及タダバヌア族等はサンスクリット擬ひの幼稚なる文字を有し、竹に記して相普通通すと言ふ。

三 メステイーン

比律賓の住民を論ずるに當つて閉却出来ないのは、メステイーン(Mestizo)である。メステイーンと云ふのは、西班牙語で混血者と云ふ意味であるが、比律賓に於ける西班牙統治三百年、亞米利加の四十年間に、比律賓人と西班牙人、米國人、支那人間に多量の混血のなされた事は云ふ迄もない。是等混血者を比律賓に於ては、特にメステイーンと呼んで居るのである。メステイーンの數がどれ程あるかは不明であるが、現比律賓人に凡そ一〇%位この様な外國人の血が入つてゐるだらうと云はれてゐる。比律賓の社會に於ては、是等メステイーンは、極めて特殊

な意義を有し、又メステイーン自身も、彼等がメステイーンである事を誇りとして居る位である。而して之等の外國人と結合する比律賓人は、全く基督教民族に限られてゐる。彼等混血の経路は、多量の南支那人が比律賓に來り居住し、比律賓人の女性を妻として娶る。西班牙人は最初から比律賓人を妻とした。この當時はまだ、避道の不健康地であつた比律賓に來る白人の女はあまりなかつた事は勿論である。其後米國人、其他の白人が來て混血した譯である。この様にして出來た混血兒は、比律賓人ではあるが、彼等も誇とする如く、特殊上流社會を構成し、社會的に優位を占めてゐる。メステイーンは又再び比律賓人と結婚して、外國人の要素は、段々沈降するが、彼等の文化は、一般に他の比律賓人よりも高く、經濟的にも恵まれて、上流階級となるのである。

メステイーンは、彼等自身も自らそれを誇とする如く、一般に羨望せられて居る事は、南方諸國の混血者に比し、特殊な現象と見るべきであらう。事實、支那人とのメステイーンは、比律賓界、實業界に大なる勢力を有し、嘗て比律賓獨立の大立物であつたアギナルド將軍、元副大統領オスメニヤ等の如きは支那人の血液を交へて居り、ケソン元大統領は、西班牙人、又革命の英雄だつたりサールの如きは、實に西班牙人、支那人は勿論、日本人の血さへ混じて居ると云はれてゐる。其他演劇に映畫にメステイーンの活躍が見られる。

然し乍ら三百数十年の長きに亘る、西、米、支那人との間のこの様な混血は、反面現比律賓人の體質の複雑を齎し、其人種的究明の困難を思はせるものがある。

四言 語

言語は比律賓統治上の大難關であつて、其の地勢山岳多く河川急湍にして、交通困難であつた爲、各地方に於て各々別乾坤を爲して生活し、遂に言語上の連絡全く絶え各村固有の言葉を有し、其の種類八十種を數ふるに至つた。其の根幹をなすは馬來語系統のものであつたが、西班牙

Table with 3 columns: Language Name, Population, Percentage. Includes entries like セブアン語, バナイルイリガイノン語, サマールレイテ語, etc.

比律賓……人口・住民

Table with 3 columns: Language Name, Population, Percentage. Includes entries like マンダヤ及マンサカ語, カリンガ語, テインギヤン又はイトネグ語, etc.

領有三百周年に人種のみならず言語迄混交し、西班牙語を根幹とする語發達し、更に米領となるに及んで英語の普及に努める結果、全島を通じて英語を語らざるもの殆どな迄にき至つた。最近獨立準備政府の成立以來國語統一の論が旺となり、國語制定委員會が組織され、比島に於ける有力なる言語、タガログ、ビサヤ語等を中心にして、新たな國語が制定せんとしてゐたが、遂に一九四〇年六月十九日比島革命志士ホセ・リサールの七十九回誕辰日を期して、公用語としてタガログ語が採用せらるゝ事となり各學校に於て一齊に教授を開始した。

五風 俗

前述せるが如く現在比律賓群島の原住民は、ネグリートと稱する短軀醜黑平鼻厚唇の人種であるが、新來馬來人及西班牙統治三百幾十年間に西班牙人と混血し、この混血は又混血を生み、遂に今日見るが如き比律賓人を現出したのである。故に今日比律賓人と稱せられる者は多少共に西班牙人の血を混へないものはなく、上は西班牙人と見違ふばかりの白人人あると思へば、下は蕃人に近い黒色獠猛の比人があつて、果して之が同じ國に生れ、又同じ國に育つた者かと疑はしめる程である。従て風俗も非常に區々であつて、開化せる比人は瀟洒なる服装をなし、美靴を穿ち、頭髮を梳り、社交に長じ、舞踏音楽を好み、大體平和愛好人種であるが、開化してゐない比人即ち行政上非基督教徒族と呼ばれてゐる北のイゴロット、南のパロボ、モロなどは今猶原始的な風俗をしてゐる。所謂竹の柱に葺の屋根の生活に甘んじてゐる。

尙「人種別人口表」に就ては最近の統計を缺くを以て本年鑑第二回版を参照せられたし。

Table with 3 columns: Language Name, Population, Percentage. Includes entries like マンダヤ及マンサカ語, カリンガ語, etc.

比律賓……人口・住民

チャバカノ語  
バヌワウオン語  
ママンワ語  
バダク語  
ケニエ語  
クラマン語  
ドウマガト語  
其他

主要三語州別人口表 (一九三九年)

出所は比律賓國勢調査  
註り△印は州總人口を示す

1,290,000	0.01
779,000	0.01以下
614,000	0.01
391,000	0.01
199,000	0.01
185,000	0.01
147,000	0.01
54,522	0.03

州別 言語又は方言別

州別	言語又は方言別	話し得る人口	百分率
アブラ	イロコ	85,964	9.79
△(87,780)	ティンギヤン又はイトネグ	29,910	3.43
アグサン	ビスヤルセブマン	249,952	2.84
△(99,033)	英語	79,553	0.91
	マノボ	30,461	0.35
	ビコロ	13,049	0.15
アルバイ	英語	411,177	4.75
△(432,445)	タガログ	1,335,899	15.43
アンテイケ	ビスヤルバナイ	1,981,055	22.83
△(1,994,044)	英語	477,110	5.54
	タガログ	3,219	0.04
バタラン	英語	81,490	0.94
△(85,538)	タガログ	2,997	0.03
	バムバンガ	221,131	2.56

比律賓……人口・住民

セブ	ビスヤルセブアン	1,043,554	12.11
△(1,066,076)	英語	214,590	2.51
	タガログ	1,401,416	16.38
コタバト	マヒンダナオ	1,469,977	17.04
△(1,994,044)	英語	3,219	0.04
	タガログ	3,219	0.04
ダバオ	英語	1,469,977	17.04
△(1,474,000)	タガログ	3,219	0.04
	英語	3,219	0.04
イロコス・ノル	英語	3,219	0.04
△(3,275,566)	タガログ	10,711	0.13
	英語	3,219	0.04
イロコス・スー	英語	2,671,655	31.08
△(2,715,333)	英語	8,021,000	94.49
	英語	8,021,000	94.49
イロイロ	英語	7,359,151	87.03
△(7,394,033)	英語	3,394,761	40.10
	英語	3,394,761	40.10
イサペラ	英語	1,554,633	18.35
△(1,594,701)	英語	6,899,833	81.70
	英語	6,899,833	81.70
ラ・ウニオン	英語	1,554,633	18.35
△(1,604,701)	英語	6,899,833	81.70
	英語	6,899,833	81.70
ラグナ	英語	954,944	11.25
△(1,000,000)	英語	5,694,544	67.35
	英語	5,694,544	67.35
ラナオ	英語	777,110	9.17
△(800,000)	英語	3,219	0.04
	英語	3,219	0.04

パタネス	イバタン	93,860	1.10
△(95,533)	英語	3,145	0.04
	タガログ	110,133	1.30
パタンガス	英語	440,882	5.15
△(442,004)	英語	101,108	1.19
	英語	4,919	0.06
ボホール	ビスヤルセブアン	462,065	5.43
△(491,608)	英語	13,572	0.16
	英語	2,903	0.03
ブキドノン	英語	3,370,100	39.73
△(3,575,600)	英語	3,370,100	39.73
	英語	3,370,100	39.73
ブラカン	英語	1,009,218	11.91
△(1,030,000)	英語	9,409	0.11
	英語	9,409	0.11
カガヤン	英語	2,087,876	24.60
△(2,120,000)	英語	1,621,273	19.20
	英語	83,553	0.99
カマリネス・ノル	英語	769,909	9.11
△(800,000)	英語	6,958	0.08
	英語	6,958	0.08
カマリネス・ス	英語	3,995,100	47.20
△(4,388,695)	英語	1,100,675	13.00
	英語	4,577,110	54.07
カビテ	英語	3,219	0.04
△(3,288,800)	英語	3,219	0.04
	英語	3,219	0.04

レイテ	ビスヤルセブアン	559,835	6.60
△(575,853)	英語	3,571,000	42.39
	英語	1,994,044	23.54
マニラ	英語	584,055	6.94
△(600,000)	英語	3,314,811	39.36
	英語	833,171	9.90
マリンドケ	英語	81,133	0.97
△(85,000)	英語	2,019	0.02
	英語	2,019	0.02
マスバテ	英語	101,668	1.21
△(105,883)	英語	50,668	0.60
	英語	1,136	0.01
ミンドロ	英語	1,176,677	13.91
△(1,215,600)	英語	3,643,292	43.36
	英語	1,584,046	18.87
ミサミス・オク	英語	2,066,331	24.41
△(2,100,000)	英語	5,149,553	61.11
	英語	4,553	0.05
ミサミス・オリ	英語	2,066,331	24.41
△(2,120,000)	英語	5,909,849	70.47
	英語	7,151	0.09
マウンテン	英語	1,130,033	13.42
△(1,170,000)	英語	1,019,993	12.10
	英語	6,991,111	83.30
ネグロス・オク	英語	610,097	7.23
△(630,000)	英語	3,100,987	37.06
	英語	2,489	0.03
ネグロス・オリ	英語	3,899,455	46.13
△(4,200,000)	英語	6,990,985	83.30
	英語	1,303,000	15.63

ヌエバ・エシハ	タガログ	三三、一〇五	七九七
△ (四一六七二)	イロコ	二〇、七九五	四九八
英	英語	一、五八五九	二七八
ヌエバ・ビスカ	イロコ	五九、三六一	七五六
△ (七八五〇五)	イゴロト	二四、九五〇	三二八
英	英語	一〇、一三三	二二九
バラワン	クシノ、カガヤノ	四八、〇四三	五二二
△ (九三六七三)	タガログ	二四、九六八	二六七
英	英語	二四、六四九	二六三
バムバンガ	バムバンガ	三五、七一六	九五二
△ (三七五二一)	タガログ	一一、三三三	二九六
英	英語	一〇、一七〇	二七四
パンガシナン	パンガシナン	四七、六五三	六四二
△ (七四二四七)	イロコ	四三、六三三	五八七
英	英語	二二、四五六	二八六
リサール	タガログ	四三、一五四	九七八
△ (四四八〇八)	英語	一七、九〇七	三九一
西	西班牙語	二二、一〇八	五五
ロムブロン	ビサヤ、バナイ	九二、二七	九九九
△ (九九三六七)	タガログ	三三、二五五	二三四
英	英語	六、八三七	六九
サマール	ビサヤ、サマール、レイテ	五〇、二九六	九五二
△ (五四六三〇)	英語	一〇、八八八	一九九
英	英語	三三、〇八	五八
ソルソゴン	ビコル	四六、一三三	九九四
△ (二四七六五)	タガログ	六、〇〇八	二五五
英	英語	一〇、八六一	四四
スール	スール、モロ	二〇、九七三	八四九
△ (二四七二七)	サマール、モロ	八〇、五五二	三二六
英	英語	一九、二四	七七

スリガオ	ビサヤ、セブアン	二二、四四三	九七一
△ (三五八九五)	英語	五、四七六	二四一
タララク	イロコ	一五、八九四	六〇一
△ (二六四七九)	バムバンガ	一一、一六〇	四五八
英	英語	八、二八〇	三〇九
タヤパス	タガログ	三五、三八四	九八七
△ (三五八五三)	英語	一、五三三	三三三
英	英語	一〇、九六一	三二
サムパレス	イロコ	六四、一八五	六〇〇
△ (一〇九九五)	タガログ	五、〇五一	四六八
サムボア	ビサヤ	四九、二二七	四六〇
△ (三五五九八)	西	一四、一〇〇	三九六
英	英語	七、九一〇	三三三
ス	スペイン語	六、八四一	一九二

### 第四章 宗教・育教

#### 宗教・教育

##### 第一節 宗教

###### 一 總説

中世紀の植民は宗教により其の緒を得、宗教により夫を失つた幾多の事例を残して居るが、比律賓も此の例に漏れず、西班牙領有三百年の緒も宗教により、又其の終末も宗教に因つたものである。従て現在比島の政治及文化は西班牙領有當時の宗教史を無視して其の真相を確知するを得ない。以下宗教別にして簡単に歴史及現況を述べる。

###### 二 太古の宗教

比律賓に於ける太古の信仰はバタラ (Batalla) 即ち神を信じたものである。それよりバムブ (Bambu) 人間の根源バリット (Bali) 動物・石・河・樹木等の自然崇拜ティエブラン (Tieblang) 怪物崇拜を行つた。

###### 三 回々教

回々教はモロ族のミンダナオ渡來と共に、比島の南部に入り、同族の北方移動と共に漸次マニラ灣に及んだ。本教の入島により、亞刺比亞文字が紹介され比島文化史上に一新紀元を劃した。モンローの教育百科辭典に據れば現在に於ても、ミンダナオ及スール群島のモロ人は回々教の教師及役僧をして居り、其の通用語を亞刺比亞文字にて書き表はし得るもの多敷ありと云ふ。

###### 四 基督教

比律賓に於ける基督教の布教は、一五六五年のレガスビーの遠征の

比律賓……宗教・教育

際、二、三のオーガスティン派の教團僧が之と行を俱てし渡來したるに始まる。其の後十数年間は何等其の歩進の見るべきものはなく、サンデ總督 (Sande) 當時は僅に十三名の僧侶が在任せるに過ぎずと報告されて居る。其の後一年にして漸くフランシスコ派僧侶の一隊が到着し、次いで一五八一年セスイツト派三名が到着した。ドミニカン派は一五八七年に、レロレクト派は一六〇六年に夫々渡來した。一五九四年に於て一僧侶は、レイテ、ネグロス、ボホール、サマール、ミンダナオ、マスバテ等の諸島嶼が、西班牙朝貢以來三十年を経たるも、宣教師なきため、布教上進歩なしとて、布教師の派遣方を西班牙國王に進言した。西班牙王は之に見る所ありてか、布教上に注意を拂ひ宣教師を派遣し、十七世紀初葉に於ては其の數將に五百を數ふるに至つた。是等僧侶は土人を教會堂に集合せしめ教化に従事し、斯くして十八世紀の中葉に至つて、モロ人住居區域、北ルソン及森林密なる山岳地域を除き殆ど全島に亘つて基督教の布教を見るに至つた。又彼等はローマ式アルファベツトを紹介し印刷所を置き、教義問答等に關する出版物をなし、一方各教區の卑用人には土語を以て教育を施した。之が動機となつて、十九世紀中葉に至る迄は教育は専ら教會に委せられ、一六〇一年にはサン・ホセ大學、一六一一年にはサント・トマス大學等が設立せられたのである。

然れども教政の強大となるに伴ひ、又僧侶の政治に關係する者多きに至れるは當時の事情として已むを得ざりし事なるも、此の爲教勢擴張の背後には政治の魔手が動き、諸國の王者並に大政治家等は僧侶に與へ、特權を許し治世の道具に供した。真正に教化の鴻業を志したも、比島民教化に努めたものもないが、又教化を受けた比島人にして教界の爲犠牲献身の生涯に立ちたるものなど現はれたけれども、獨流滔々として現世の榮華に眩惑し、教勢漸く比島に普及するに従つて世を擧げて、却つて人心弛緩し、女人禁制を破りて姦淫に墮し、信徒の女と通じ妾を蓄ふる破戒の行動等、識者の憂鬱を買ひ、加ふるに政治上



比律賓……宗教・教育

Table with 10 columns and 15 rows of data, including names like 'バムバング', 'サンガシナン', and numerical values. A total row at the bottom shows '総計' with values 16,000,000 and 11,600,000.

第二節 教育

一 總説

西班牙の比律賓領有の目的の1が、基督教の普及にあつた事は、今更言ふまでもない。従つて其教育方針もカトリックの信仰に基く教育であつた。勿論ヒンズー、マライ等の文化の影響を受け、中には比較的高度の文化を有してゐた部族も若干はあつて、所謂寺小屋式教育の行はれてゐた形跡もないではない。即ち或は兩親に、或は古老に、讀み、書き、數の勘定、宗教、呪文、護身術等を教はつたが、凡そ近代的意味の教育とは、全くかけ離れたものであつた。故に西班牙人の來比は、實に比律賓教育史上に、新時代を齎したものと云ふ事が出来る。

比律賓を西班牙人が發見したのは、かの有名なマゼランで、一五二一年の事であるが、實際に西班牙政府が、其統治を比律賓に及ぼすに到つたのは、一五六五年、ミゲル・ロハス・デ・レガスピを渡比せしめた時に始まる。このレガスピの探險隊には、アウグスティン派の僧侶ウル

ダネタ以下數名の僧侶が随伴し來り、是等僧侶は、來比すると直に、全比島にカトリック教の宣教に力を致したのである。彼等は其布教と同時に、教會に、或は寺院に簡單なる教育施設を兼營して、比律賓人に對する教育を開始したのである。これが比律賓教育史の第一頁である。其後比律賓はフランシスカン派(一五七七年)、ジェスイ特派(一五八一年)、ドミニカン派(一五八七年)、リコレ特派(一六〇六年)の宣教師達が相次いで渡來し何れも熱心に、布教すると同時に教育事業に従事したのである。従つて比律賓に於ける教育史上是等カトリック宣教師の功績は、其成果の如何に關はず、一應是を認めなければならぬ。斯の如く比律賓の教育は、西班牙宣教師によつて開始せられたので、其教育はカトリックに基いた教育で、其信徒は、是等宣教師から、如何にして讀み、書かかを修得すると同時に、善良にして忠實なカトリック信者でなければならなかつた。

比律賓に於て西班牙人によつて開かれた初等教育の濫觴とも云ふべきものは、一五九〇年にラゲナ州に開かれたもので、宣教師プラセンシャが是を建て、爾來一五八九年には、ジェスイ特派宣教師により、カレッ

チ、オブ、サン、イグナシオ (College of San Ignatio) 一五九九年には、同じくカレッチ、オブ、サン、イルデフオンソ (College of San Ildefonso) が開設せられ、一六〇一年には、マニラにカレッチ、オブ、サン、ホセ (College of San Jose) が始められた。ドミニカン派の僧侶は、一六一一年にカレッチ、オブ、アラ、レデイ、オブ、ザ、ロザリイ (College of Our Lady of the Rosary) を開設したが、是が後改稱せられ、カレッチ、オブ、サン、トマス (College of Santo Tomas) となつた有名な大學である。其他カレッチ、オブ、サン、ホワン、デ、レトラン (College of San Juan de Letran) を一六三〇年に開設してゐる。

中等教育機關としては、一八七二年にアテネオ、ムニシパル (Ateneo Municipal) 一八五二年、セミナリイ、オブ、ヌエバ、セゴビア (Seminary of Nueva Segovia) 一八六五年にセミナリイ、オブ、ヌエバ、カサネス (Seminary of Nueva Caesares) 一八七〇年にセミナリイ、オブ、ホロ (Seminary of Joro) 一八七二年にはセミナリイ、オブ、セブ (Seminary of Cebu) 等が次々と建設せられてゐる。

比律賓に於ける女子教育は、東洋に於ては、其起源が最も古いと稱せられてゐるが、一五九一年には、マニラにカレッチ、オブ、サン、ホセ、テンシアナ (College of Santa Potenciana) が創設せられたのを最初として、一六九六年には、サンタ、イサベラ、カレッチ (Santa Isabela College) 一七一九年には、ベアテリオ、デ、サン、セバスティアン (Beaterio de San Sebastian) 一六九四年には、ベアテリオ、デ、ラ、ロムバニヤ、デ、カサネス (Beaterio de la Compania de Jesus) 一八六九年には、カレッチ、オブ、ラ、コンコルディア (College of La Concordia) 等がある。又職業學校も一七五五年マニラ市に開かれたアカデミイ、オブ、マセマティクス (Academy of Mathematics) を始とし、一八二〇年には海員養成の爲のナウティカル、カレッチ (Nautical College) 一八四〇年には、マニラ商務局の要望に答へて、簿記語學學校 (School of Bookkeeping and Language) が開かれ、一八四九年には美術學校

比律賓……宗教・教育

(School of Fine Arts) 其他、農業學校、師範學校が開設せられた。かくの如く教育機關は、形式的にせよ一應は下は初等教育から大學教育に至るまで準備せられてゐたが、基礎教育となるべき初等教育機關の不完全は、一般庶民教育の放任となり、結局上記の學校は、富有階級、貴族階級の教育機關となり、初等教育は小學校でなされずに、中等以上の學校でなされると云ふ變則的な現象を呈したのである。勿論西班牙政府當局は其間にあつて、上記の如き弊害を除去し、比島教育の進歩、改善の爲は其次に互つて法令勅令を發してゐるが、比律賓政府官吏對宗教家の争、共通語の缺如、教員の不足、財政的貧困、確固たる教育方針の無であつた事等により、其等の法令、勅令は一片の空文となり、本國政府當局の努力にも關らず、比律賓に於ける教育的効果は、さして擧げなかつたのである。

比律賓の教育制度が確立し、所謂特權階級の教育より、一般庶民階級教育に重點が置かれる如くなつたのは、實に、時の植民地大臣ドン、ホセ、デ、ラ、コンチャ (Don Jose de la Concha) の勸諭により、西班牙政府より發せられた一八六三年十二月二十日の新教育令によつて開始せられたのである。新教育令は從來の教育を一變したもので、當時歐羅巴を風變してゐた自由主義的な新教育主義に基くもので、其内容の主なるものを擧げれば、比律賓各都市には、公立の初等學校(男女共)を開設し、教員にはマニラに開設せらるべき師範學校出身者を以て之に充て、其教科課程も、從來餘りにも重んぜられた宗教的科目萬能を排して、實用的なる科目を採用する等である。此新教育令に基き、マニラには全比律賓の公立學校を統括管理する教育最高委員會が設立せられ、其管理の下に、新軌道に乗つて比律賓教育は進められて行く事となつた。かくして其教育的効果は、着々其實績を向し、一八六七年には、全比島に五九三の公立學校が存し、一八三、九九〇名の生徒を收容するに到り、更に十年後の一八七七年には、學校數一、六〇八校、生徒數一七、一一三名の數字を示すに至つた。又西班牙統治最後の年一八九九年には、學校

數二、一六〇校、生徒數は二〇萬名と稱せられて居る。西班牙治下比律賓に於ける教育につき、或は其組織の不完全、又長年の間餘りにも強調せられたカトリック主義等により、其失敗を云々する向がないでもないが、かゝる状態にもかゝらず、此數字に見る通り、多數の比律賓人が、多くの教育的恩恵を、西班牙人より受け、嬉々として、學校教育を樂しんでゐた事實を以て、我々は西班牙人が、比律賓教育界に残した足跡に一應の敬意を表さなくてはならない。

一五六五年から三世紀に亘つて比律賓を統治した西班牙に代つて登場したのが、アメリカ合衆國である。其教育主義も、西班牙の天主教的のそれとは、全く異り、又其經營も漸次宗教家の手から離れ、教育本來的の姿に復したのである。

比律賓に亞米利加が、最初に開始した學校は、デューイ提督が、西班牙艦隊を撃滅した一八九八年五月一日より数日後、マニラ灣に臨むコレヒドール島に開いたのがそれである。其後八月十三日にはアメリカ軍によつて、マニラ市が占領されると、アメリカ軍司令部は、直に市内七小學校を再開し、翌年六月には、ジョージ・D・アンダーソン中尉がマニラ市學校管理官となつてから、次々と比律賓各地方の學校が開設せられ英語によるアメリカ式の教育が始められたのである。勿論之は戦亂後に於ける人心安定、秩序回復の手段として軍政府が、教育を用ひた結果であるが、既に當時生徒數は六、〇〇〇人に上つたと云はれてゐる。占領翌年の一六〇一年一月二十一日には、比律賓法案第七四號により、公立學校部 (Department of public school) が創立せられ、比律賓の全學校は其管理下に入り、同時に公立學校に於ける宗教教育は全面的に禁止せられ、西班牙時代のカトリック的教育とは全く異つた教育が開始せらるゝに至つた。然して、教員養成の爲、師範學校を創始すると共に、アメリカ本國よりアメリカ人教員を移入する事に決し、同年六月には、早くも第一回教員團一、〇〇〇名が、マニラに到着し全島の各學校に配置せられて活潑な活動を開始した。

一方中央政府は、公立學校部の下に、教育局を置き、是を管理せしむる所謂中央集權的な視學制度を確立し、教科課程表を新定して、各學校と教育局との連絡系統を明確にする等、教育に對しては異狀なる熱意を示した。其教育方針も、前述の如くスペインのそれは全く異り、宗教を教育から分離して教育當局の手に返し、西班牙時代の徹底した宗教的教育を排除し、教授用語は西班牙語を排して英語たるべき事を規定した。従つて其教育は、民主主義的、平等自由の教育で、其教育効果も漸次上るに至つたのである。一九二六年八月にコロンビヤ大學ポール・モンロー博士を委員長とする合同委員會から、米國議會に提出せられた報告書中に「米國が比律賓に期待するところは、同國をして代表的民主主義政體に發展せしむるにある。比律賓の公立學校制度はこの目的達成のため最も有力なる機關である」と言つてゐるのを見ても、比律賓教育に對するアメリカ當局の方針が明かである。従つてアメリカ當局は、比律賓統治の最も重要な役割を依るに置き、且つては、教育部の長官には副大統領を兼任せしめ、年々の教育費が、比律賓歳出の二〇%前後を占むるを見ても、アメリカの比律賓教育に對する政策の重大性を知らる事が出来る。

其教育施設は、アメリカ合衆國のそれをモデルとしたものであつて、初等教育は尋常科四年、高等科三年に分れ七箇年で修業し、中等學校(四箇年)には、是等高等小學校を卒業したものが、入學する事になつて居り、この中學からは、二年乃至三年制の各種專門學校や大學に接続する事になつて居る。

かくて一九〇一年一、〇〇〇名のアメリカ人教師によつて開始せられた比律賓教育は、三五年後の一九三五年には、公立學校數七、八三〇校、生徒數一、二〇四、四八五名、教員數二七、八五五名に達する盛況を見るに到つた。

比律賓人は、一九三五年獨立準備政府が成立し、愈々其獨立が約束せられる事となつたが、其結果は、教育に於ても米國に依存せる米國式教育

育より脱却して、比律賓人の比律賓として、比律賓人に適應せる教育方針の樹立が必要となり、政府要路の間にも眞面目に本問題を論議する者を生ずるに至つた。この動向は教育に於ける國粹主義の鼓吹と云ふ形式となつて表現せられて來た。即ち比律賓革命兒ホセ・リサールの七十九回忌たる一九四〇年六月十九日を期して、タガログ語が公用語となり、比律賓全學校に於ては、タカログ語教授の爲の特別な教程課程表を編成して是を教授する事となり、又愛國カレンダー (Patriotic Calendar) を制定して、比律賓に於ける歴史的な重要事件、或は偉人傑士の誕生日を國民に周知銘記せしめて其愛國心を揚せしめ、又一方教育局に於ては、古今に亘る比律賓の格言、物語、記録、演説等を蒐集して、初等、中等學校の教材として教科書に採入れ、民話、民舞踊を獎勵して國民精神を鼓吹する等、比律賓當局の國粹主義強調の計畫は着々其實績を挙げつゝある。一九三九年十月二十六日には、尋常小學校に於ける教育効果を向上する爲、必要の場合、地方語の使用を許可する法令を許可して、下級學年に於て往々直面する教師兒童間の意思の不通を排せしめた。かくてコモンウェルス政府樹立以來比律賓當局は、教育に於ける國粹主義の強調に對し特別な熱意を示した結果、其教育効果に顯著なものがある。其狀況を一九三五年の學校數、教員數、生徒數を三年後の一九三八年のそれとを比較し参考としよう。

教育局年報

年次	學校數	教員數	生徒兒童數
一九三五	七八三〇	二七、八五五	一、二〇四、四八五
一九三八	一〇、四一七	三三、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
增加數	二、五八七	五、一四五	三九五、五一五

右數字に見る如くコモンウェルス政府は、教育に對して異狀なる熱意を示してゐる。

比律賓……宗教・教育

比律賓公立學校種類別學校數、教員數、生徒數 (一九三八年十一月十五日現在) 出所: 教育局年報

學校別	學校數	教員數	生徒數
專門學校	二	一一	三、二二五
中等學校	一一	一、四四四	一、八〇〇
高等小學校	一、一三	一、四〇三	一一〇、三〇〇
尋常小學校	九、二七二	二二、八六三	一、一〇〇、〇〇〇
計	一〇、四一七	三三、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇

(註) 右數字中には、比律賓大學、バギオ陸軍士官學校を含みます。

## 二 教育行政

比律賓に於ける教育行政は、其統治上最も重要な部門に屬する事は既述の通りであるが、獨立準備政府の成立後は、其重點を國民的自覺の教育に置き、教育審議會を設立して政府の諮問機關たらしめた。比律賓教育の總元たる教育部 (Department of Public Instruction) は、教育關係一切の事務を司るもので、次の様な各機關を以て組織せられてゐる。

- 長官々房 (Office of Secretary)
- 教育局 (Bureau of Education)
- 私教育局 (Office of Private Education)
- 成人教育局 (Office of Adult Education)
- 國立圖書館 (National Library)
- 比律賓體育聯盟 (Philippine Amateur Athletic Federation)
- 教育審議會 (National Council of Education)
- 綜合教育調査委員會 (Joint Educational Survey Committee)
- 教科書局 (Textbooks Boards)

而して各部局には局長を置き、教育局は局長專屬の外に次の教課に分つて事務を分掌せしめてゐる。



局長 (Director)  
副局長 (Assistant Director)  
本局員 (The General office staff)  
地方職員 (The field staff)

教育局は、人事課、學科課程課、教育課、衛生教育課、體育課、圖書課、出版課、職業課、農業教育課、商業教育課、家政教育課、會計課、記録課、學校園藝課、統計課に分れ教育局長所管の事務を分掌してゐる。然して地方職員は、地方視學官、地方視學、區視學、中等學校長、初等學校長からなつてゐる。

地方監督官廳は、マニラ市、セブ市を夫々一州と看做して、全比律賓を五四地方に分ち、各地方毎に左の職員を置いて、各管内の教育を監督し、事務を採らしめてゐる。五四地方の内四は直轄學校である。

地方視學官は、教育局長の申請に依り、教育部長官が之を任免し、教育局長に直屬する。其所管事務は、自己の監督する地方の各學校の財政、建築、衛生等の状態を管理し、市教員の任免権を有し、各年度に於ける處理業務を教育局長に報告する事になつてゐる。

地方視學は、地方視學官の指揮監督を受け、専門科視學、工業科視學、普通科視學から成り、専門科視學及び工業科視學は、専門科目、職業科目の監督に當り、普通科視學は、英語、家政、保健科の監督指導に當る事となつてゐる。

各地方は更に是を教區の學區に分ち、各區毎に區視學を置いてゐる。區視學は、地方視學官、地方視學の指揮の下に、其所管學區の監督指導に當つてゐる。區視學は各學區に於ては地方視學官、地方視學の代表者で、其所管事務は、各地方に於ける地方視學官と同様である。

各地方には概ね一以上の中等學校を有する。中等學校長は、地方視學官の指揮監督下にあり、教育局長の推薦により、教育部長官が是を任免する。各市區には大抵中央小學校を設置する。この中央小學校は尋常科四年、

高等科三年を完備した學校で、各市區の大村落には普通尋常科四年のみを有する小學校がある。中央小學校長は、普通地方視學官の任免にかゝり、區視學の指揮監督を受ける事となつてゐる。各村落小學校は其主任教員が其學校行政を司り、直接區視學の指揮監督を受ける事となつてゐる。又或市區には視學學校長 (Supervising principals) があり中央小學校長としての任務を有すると共に、其市區の全小學校を監督する。各州は公立初等學校、中等學校設置の權利義務を有し、州知事、州會及地方學務委員があつて自治を行ふが教育事務に關しては、地方視學官が、教育費豫算の認可、支出権を有し、且教員の進退も亦地方視學官の所管事務となつて居る。

教育費

比律賓政府が年々教育費として計上する豫算は、前述の如く決して小額ではない。殊にコモンウェルス政府樹立後は、其教育費も年々増加し、一九三五年度に於ける教育費二五、〇五三、九九五、一八比であつたものが四年後の一九三八年には三六、六四〇、七二七、〇二比に達し、同年度歳出の一九、九三%に達してゐる。然し乍ら之を學童一人當り及人口一人當りに付き之を見ると、一九三九年に於て人口一人當り二、二九比、學童一人當り二、〇七比で、一九三四年に於ける米本國、布哇、加奈陀、フェルトリコ、日本の教育費に比較すれば、未だ僅少と云はなければならぬ。次に其比較を示さう。

Table with columns: 國又は地域別, 學童一人當り, 人口一人當り. Rows include 米本國, 加奈陀, フェルトリコ, 比律賓.

次に一九三八年度に於ける公立學校費をコモンウェルス政府、州政府、市政府につき百分率を示せば次の如くである。

Table with columns: 負擔別, 總經費, 教育費, 總額との百分率. Rows include 中央政府, 州政府, 市政府, 特別市政府, 計.

三學校

1 制度

比律賓の公立學校は、普通、實業に分れ、是を其程度によつて分類すれば、初等學校、中等學校、高等專門學校、大學に分轄せられる、初等學校 (Elementary School) は尋常小學 (Primary School) 四年、高等小學 (Intermediate School) 三年、計七年で修業となつて居るが、尋常小學校修了者は、高等小學校のみならず、高等小學校程度の地方授産學校 (男子は農業、女子は家政科) に入學する事が出来る。この地方授産學校は、都會地より遠隔にして、人口稀薄なる地方に設けられるものである。

中等學校 (Secondary School) は、修業年限四年で、大學入學の準備教育機關である豫科中學校 (Academic Highschool) の外普通中學校 (General Highschool) があり、豫科中學校が大學入學の準備教育機關であるのに對し、普通中學校は其學科課程に若干の實業科目を採用する準職業教育的色彩を有するものである。實業學校には、商業學校、師範學校、農業學校 (トリニダッド農業學校には、同校二年修了者の爲、修業年限二年の師範科を特設してゐる)、家政學校があり、何れも修業年限四

比律賓……宗教・教育

箇年で、初等學校修了者を入學せしむる事になつてゐる。高等專門學校には、高等師範學校、商工學校、商船學校の他比律賓大學があるが、高等師範學校には、中等學校卒業生の爲の普通科二年(綜合科三年)或は家政學校卒業生の爲の修業年限三年の綜合科の外、二箇年修了で、教員養成機關でない商業科等がある。高等師範學校は中學修了者を入學せしむるが、其目的は初等教員養成である。商工學校は、數多の科に分れ、修業年限は、一年乃至三年となつてゐる。何れも職業教育機關である事は勿論である各科は次の通である。工場實習科二年 (Machine-shop practice) 木製鑄物科二年 (Pottery making and foundry work) 銲接科一年 (Welding work) 自動車修繕科二年 (Automobile repair) 船舶機關科二年 (Marine engineering) 定置機關科二年 (Stationary engineering) 實用電氣科二年 (Practical electricity) ラヂオ機械科二年 (Radio mechanics) 建築科二年 (Building construction) 木工科二年 (Woodworking) 製圖科二年 (Drafting) 銲接機械科二年 (Welding mechanics) 商用ラヂオ工作科一年 (Commercial Radio operation) 右の外商業學校卒業生の爲二箇年修了の商工師範科、中學校出身者の爲、三年修了の商工師範科があり、教員を養成してゐる。商船學校は修業年限二箇年で、中等學校出身者を入學せしむる事となつてゐる。

現在比律賓に於ける官立大學は、比律賓大學のみである。比律賓大學は、原則として中等學校卒業生を收容するのであるが、學部によつては、大學豫科の課程を修了せし者に限り入學せしむるものがある。法學部醫學部等は即ちそれである。其他中等學校卒業生を入學せしむる、附屬林業學校、音樂學校、齒科學校、美術學校等を併設し、専門的教育を施してゐる。

比律賓に於ける私立學校は、西班牙領時代から存続するものが多く、其比律賓教育界への貢獻は偉大なるものがある。其中には、幼稚園より大學に到る課程を有するものがあり、其大部分は、カトリック教團體の經營にかゝるものが多い。私立學校は、凡て私教育局の管轄下にあり、

其課程は大體に於て、公立學校の組織に準據したものであるが、私立中等學校より官立高等專門學校に入學する便法も、教育部長官の認定によりて開かれてゐる。比律賓に於ける學校制度は、上記の如く米合衆國の教育制度を模倣したもので、男女共學制度も亦米合衆國の模倣である。勿論女子のみを收容する學校もあるが、原則として比律賓に於ける初等學校は云ふに及ばず中等學校以上の學校は男女共學で、中等學校に於ては其性別により、諸種學科課程を異にしてゐる。例へば、女子のみの家政科目、男子のみの木工科、農場經營科等がそれである。

尋常、高等小學校、中等學校、專門學校

Table with columns for year (年次), school type (尋常小學校, 高等小學校, 中等學校, 專門學校), and enrollment rate (在籍百分率). Rows show data for years 1933, 1934, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939.

2 教育の現状

(一) 初等教育 比律賓の初等教育は、前述の如く尋常小學校四年、高等小學校三年計七年を以て修了する事になつて居る、コモンウェルス政府成立以來、當局は初等教育に對して異狀なる熱意を示し、其進歩、改善、普及は、着々其效を奏しつゝあるが、村落小學校と都會地の中央小學校との間には、就學率、校舍建築、其他設備の點に於て著しい差を認めざるを得ない。即ち初等學校に於て、尋常科、高等科を完備するものは、中央小學校のみで、大部分の村落學校は尋常科四年級或はそれすらもいまだ完備せざる状態である。次に其狀況を示さう。

尋常小學校數

子それが著しく低調であるに對し、比律賓に於ては、男子四一・二%、女子四一・六%で、其處に著しい差を認めないのは、比律賓に於て、當局の採用したる男女共學制度に負ふ所が大であり、比律賓女子教育の成功を物語るものと云はなければならぬ。次に参考の爲、高等小學校に於ける就學率を示さう。

高等小學校就學率 (通齡一・一三歳)

Table showing enrollment rates for elementary schools, categorized by gender (男子, 女子) and total (右百分率).

初等教育に於ける教科課程は、單一であるが、高等小學校は、普通科、農業科に分れ、農業科に於ては、農業理論、農業實習、クラブワーク等を課程に採用して、小國民に農民的訓練を施して居る。参考の爲次に、初等教育に於ける教科課程表を掲げよう。

尋常小學校教科課程表(一九三八年)

Table of curriculum for elementary schools, listing subjects like arithmetic, civics, and hygiene for the first and second years.

即ち一九三八年に於ける尋常小學校數は、九、四八九校に上つたが、第四年級までを完備したものは、其半數である事がわかるのである。次に尋常小學校に於ける児童就學狀況を示さう。

尋常小學校就學率 (通齡七・一〇歳)

Table showing enrollment rates for elementary schools by grade level (第一, 第二, 第三, 第四年級) and gender.

即ち右表の示す如く尋常小學校就學率は男女平均四一・四%で、我臺灣に於ける公學校の昭和十四年度の就學率五三・一五%に比すれば、其一般的普及の狀態は遲緩の感が深いのである。然し乍ら南洋各地の三〇%そこ/と比べると、比律賓の教育程度は相當の効果を擧げて居る事が解るのである。而して男女別に我臺灣と比較すれば、臺灣に於ては、男子六七・二七%、女子三八・一〇%で、男女により著しく相違があり、女

Table of curriculum for elementary schools, listing subjects like language, music, and physical education for the third, fourth, and fifth years.

高等小學校教科課程表(普通科)(一九三八年)

Table of curriculum for secondary schools, listing subjects like language, mathematics, and science for the third, fourth, and fifth years.

科目	時間
語學及綴方	二五〇
音樂	一〇〇
教練體育	三三〇
讀方及發音	二五〇
社會	二〇〇
書方	一〇〇
計	一、九七五
第六學年	
オプニングエグザサイズ	五〇
算術	二〇〇
修身・公民(週二回)	四〇
衛生(週三回)	六〇
衛生(週四回)	六〇
家政(週一回)	四〇
園藝(週一回)	四〇
園藝又はクラブワーク(週四回)	四〇
園藝又はクラブワーク(週一回)	四〇
園藝又はクラブワーク(週一回)	四〇
語學及綴方	二五〇
音樂	一〇〇
教練體育	三三〇
讀方及發音	二五〇
社會	二〇〇
書方	一〇〇
計	一、九七五
第七學年	
オプニングエグザサイズ	五〇
算術	二〇〇
修身・公民	一〇〇
衛生	二〇〇
工業・クラブワーク(男子)	二〇〇
家政(女子)	二〇〇

科目	時間
語學及綴方	二五〇
比律賓史・政治	一〇〇
教練・體育	三三〇
讀方及發音	二五〇
計	一、九七五
高等小學校(農業科)教科課程表(一九三八年)	
第五學年	
オプニングエグザサイズ	五〇
農業(理論)	二〇〇
算術	二〇〇
修身・公民(週二回)	四〇
農業實習・クラブワーク	四〇
園藝・木工・鐵工・工作(雨天或は隨時)	六〇
衛生(週三回)	六〇
衛生	六〇
語學及綴方	二五〇
體育(女子)	三三〇
教練(男子)	三三〇
讀方及發音	二五〇
計	一、九七五
第六學年	
オプニングエグザサイズ	五〇
農業(理論)	二〇〇
算術	二〇〇
農業實習・クラブワーク	四〇
園藝・木工・鐵工・工作(雨天或は隨時)	六〇
衛生(週三回)	六〇
衛生	六〇
語學及綴方	二五〇
體育(女子)	三三〇
教練(男子)	三三〇
讀方及發音	二五〇
計	一、九七五
第七學年	
オプニングエグザサイズ	五〇
農業(理論)	二〇〇
算術	二〇〇
農業實習・クラブワーク	四〇
園藝・木工・鐵工・工作(雨天或は隨時)	六〇
衛生(週三回)	六〇
衛生	六〇
語學及綴方	二五〇
體育(女子)	三三〇
教練(男子)	三三〇
讀方及發音	二五〇
計	一、九七五

比律賓史及政治  
 教練(男子) 二五〇  
 體育(女子) 二五〇  
 讀方及發音 二五〇  
 計 一、九七五

初等教育に就て、比律賓に於ては、特に「學習の興味」と云ふ點に重きを置き總ての課程を興味本位に指導して教育効果を擧げんとしてゐる點に我々は關心がある。即ち、教科書にしても、誠に美麗な三色刷で、其内容も最近は興味深い物語風のもの、文學的、詩的な教材を豊に盛つた副讀本を採用する等、必然的に兒童の興味をそゝると云ふ風に仕向けてゐる。又流石の國支配下にあるだけ、生徒は教科書、教具は一切學校より貸與せられ、登校には、身一つで行けば良い様になつて居り、未だ完全な義務教育ではないが、原則として、小學校は授業料を徴收しない事になつて居る。

尙國民議會は、一九四〇年六月の特別議會で、一九四〇―四一年度より、初等及中等教育は、すべて中央政府が是を經營し、全國の學校を官立學校とする法律を可決し、同時に、初等教育年限を七年制より六年制に短縮し、尋常科四年は、之を義務教育とする事に決定した。又學齡は満七歳より満九歳に引上げられる事になつた。

(二) 中等教育 比律賓に於ける中等教育機關には、大學入學の爲の豫科中學校の外、普通中學校、家政學校、商業學校、農業學校、中等師範學

豫科中學校教科課程表

第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
------	------	------	------

比律賓……宗教・教育

校等がある。何れも其修業年限は四年で普通中學校は、準實業學校で、我國で云ふ中學校とは、いさゝか其教科課程を異にしてゐる。従つて、比律賓に於ける中等教育は、豫科中學校を除けば、他は殆ど、實業學校的な色彩を有つてゐるのである。是等中等學校数は、一九三八年度に於て、教育局の發表によれば、一一四校、生徒数は、七六、〇八四名を有して居るが、其中純實業學校を除く、豫科中學校、普通中學校数は、其半即五〇校を算し、生徒數四七、五六八名を有して居る事は、比律賓少年の一般的傾向が、純實業學校を好まざる事を示すものである。一九三九年は於ける其就學率左の如くである。

中等學校生徒就學率 (滿齡一四―一七歳)

項目	就學率
適齡總人口數	一、三四七、五七八人
就學生徒數	三二九、六二八人
右百分率	二四・五%
男子適齡人口數	六六八、三六八人
女子就學生徒數	二〇〇、八一八人
右百分率	三〇・〇%
女子適齡人口數	六七九、二一〇人
女子就學生徒數	一二八、八一〇人
右百分率	一九・〇%

(註) 最下段の數字は一週中の回数、一回は四〇分授業、Dは其倍八〇分を示す。教練及體育は六〇分授業なり。

世界史	時事	體育 (女子)	教養 (男子)	一般數學	5	1	4
米合衆國史	時事	體育 (女子)	教養 (男子)	職業・家政科目 機械 冶金 木工 電氣 榮業 縫紉 刺繡 刺繡 刺繡 個人・家庭・團體衛生 商店住宅・天文・園藝 養雞 養豚	5D	1	4
高等算術	時事	體育 (女子)	教養 (男子)	職業・家政科目 機械 冶金 木工 電氣 榮業 縫紉 刺繡 刺繡 刺繡 個人・家庭・團體衛生 商店經營・天文 園藝・養雞・養豚	5D	1	4
比律賓史	時事	體育 (女子)	教養 (男子)	職業・家政科目 機械 冶金 木工 電氣 榮業 縫紉 刺繡 刺繡 刺繡 個人・家庭・團體衛生 商店經營・天文 園藝・養雞・養豚 家庭・育兒	5D	1	4

◎隨意科目  
幾何、音樂、タイプ、速記

◎隨意科目  
藝術鑑賞、音樂、タイプ、速記、西班牙語、高等代數、製陶、比律賓事情

◎隨意科目  
物理、タイプ、速記、西班牙語、製陶、化學

普通中學校教科課程表 (A)

第一學年	文學	作文	體育 (女子)	教養 (男子)	衛生	修身	代數	時事	世界歷史	作文	文學
第二學年	文學・作文	一般理科	體育 (女子)	教養 (男子)	體育 (女子)	衛生	幾何	時事	米合衆國史	一般理科	文學・作文
第三學年	文學・作文	生物學	體育 (女子)	教養 (男子)	體育 (女子)	高等代數	時事	比律賓事情	生物學	文學・作文	
第四學年	文學・作文	經濟學	體育 (女子)	教養 (男子)	體育 (女子)	物理學	時事	比律賓史	經濟學	文學・作文	

普通中學校教科課程表は、A Bの二種類がある。Aに於ては、職業課程が必須科目となつて居り、一九三八年度に於て、Aを採用する普通中

學校は八校である。Bを採用する學校は二九校で、Aと異なる點は、其課程中の職業科目が隨意科目となつて居る點である。

農業學校教科課程表

第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
文 學 1 4 時 事 1 作 文 5 園 藝(理論を含む) 5D 體 育(女子隨意) 3 教 練(必須) 2 體 育(男子隨意) 3 農 場 實 習 (男子のみ) 毎日三時間一週五日 木曜日のみ五時間 食 物・衛 生 (女子のみ) 5 輕 園 藝(蔬菜・花卉・果樹) 家事(修繕・洗濯) (女子のみ) (毎日八〇分・木曜日四時間)	文 學・作 文 1 4 時 事 1 教 學(農業教學・記録を含む) 5 家 畜 耕 作(動物・人類學を含む) 5D 體 育(女子隨意) 3 教 練(必須) 2 體 育(男子隨意) 3 農 場 實 習 (男子のみ) 毎日四時間一週六日 藝 術 鑑 賞 (女子のみ) 5 裁 縫・織 物 (女子のみ) 5 養 雞 事(修繕・洗濯) (女子のみ) (毎日八〇分・木曜日四時間)	文 學・作 文 1 4 時 事 1 農 事 收 穫(黒穗病其他病害) 5D 比 律 賓 史 及 比 律 賓 農 業 及 社 會 問 題 5 代 數(隨 意) 3 體 育(女子隨意) 3 教 練(必須) 2 體 育(男子隨意) 3 農 場 實 習 (男子のみ) 毎日四時間一週六日 家 庭 育 兒 (女子のみ) 3 家 庭 育 兒 (男子のみ) 2 手 藝(マツト・帽子・絲編み) 家事(修繕・洗濯) (女子のみ) (毎日八〇分・木曜日四時間)	文 學・作 文 1 4 時 事 1 農 業 經 濟(開墾を含む) 5 幾 何(隨 意) 3 體 育(女子隨意) 3 教 練(必須) 2 體 育(男子隨意) 3 農 場 實 習 (男子のみ) 毎日四時間一週六日 農 業 物 理(農工・力學を含む) (男子のみ) 5D 商 店 經 營 (女子のみ) 5 個 人・家 庭・團 體 衛 生 織 機・蚊 帳・袋 物・衣 類(各種) (女子のみ) (毎日二時間・木曜日のみ四時間)

農業學校課程は表各種農業學校 (Agricultural High School, Rural High School)に適用せらるゝもので、其目的とするところは、地方小農の養成にあり、其課程中にも、實習を主とした點を觀取し得る。一九三八年度に於ける各種農業學校は、二五校で、生徒数は四、六〇五人である。

此種農業學校中最も完備した學校は、中央ルソン農業學校 (Central Luzon Agricultural school)で、此學校は六五〇ヘクタールに及ぶ農園を有し、中央ルソン島の米作中心地に位置して居る。然して此學校は中等程度のものであるが、希望に応じて更に上級のコースも開かれてゐる。

商業學校教科課程表

第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
文 學 1 4 時 事 1 作 文 5 代 數 5 圖 畫 3D 商 店 實 習 (毎日二時間)	文 學・作 文 5 世 界 史 4 時 事 1 平 面 幾 何 5 圖 畫 3D 商 店 實 習 (毎日二時間)	文 學・作 文 5 一 般 理 科 5 工 作 5 圖 畫 3D 商 店 實 習 (毎日二時間)	文 學・作 文 5 物 理 5D 商 業 教 學 5 圖 畫 3D 商 店 實 習 (毎日二時間)
體 育 3 教 練 2	體 育 3 教 練 2	體 育 3 教 練 2	體 育 3 教 練 2

商業學校は、概ね地方商工業の中心地に設けられてある。一九三八年度に於て、全部で二七校、生徒數九、二一八名であつた。

家政學校教科課程表

第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
文 學	5	文學・作文	5	文學・作文	5	文學・作文	5
作 文	5	一般理科	5	生物學	5D	經濟學	5
一般 數學	4	米合衆國史	4	世界史	4	比律賓史・政治	4
時 事	1	東洋史	1	時 事	1	時 事	1
榮 養	I	榮 養	II	育 兒	5	個人・家庭・ 團體衛生	5
刺 烹	I	刺 烹	II	比律賓事情	5	家 庭	5
裁 縫 及 織 物	I	裁 縫 及 織 物	I	體 育	5	體 育	5
體 育	5	體 育	5	體 育	5	體 育	5

(三) 師範教育 中等師範學校は、或は地方師範學校とも稱せられ、永年地方に於ける初等教員養成機關であつたが、近年比律賓政府當局は、教員の質的向上、教育効果の向上を痛感し、是等中等師範學校を、専門程度の學校に昇格せしめ、初等教員養成機關たらしめつゝある。然して一九三八年に於て、専門程度の師範學校には、マニラの比律賓師範學校、イロイロ師範學校、セブ師範學校、レイテ師範學校、アルバイ師範學校があり、この中比律賓師範學校を除く他の四校は、何れも二箇年を修業年限としてゐる。比律賓師範學校に於ては、上記修業二箇年の課

程の外、二年半修業の家政科、三年修業の綜合課程を有つてゐる。是等専門程度の師範學校は、何れも中等學校卒業生を收容する事となつてゐるが、前述の中等師範學校は高等小學の課程を修了した者を收容する。既述の如く、此種中等師範學校は、當局の方針に依り漸次専門程度のものに昇格せられつゝあるが、一九三八年に於ては、いまだ、ブキドノン師範學校、サムボアンガ師範學校の二校がある。右の他、中等程度のものに、トリニダッド農業學校に師範科があり、是は前記農業學校二年修了者で、初等教員たらんとする者を入學せしむるもので、修業年限二箇年である。

一九三八年度に於ける専門程度師範學校生徒は一、九二四名、中等師範學校生徒は七一二名である。

比律賓教員の問題は、亞米利加領有以前より重大なる問題であつたが、米領有後も、コモンウェルス政府樹立後に於ても同様教員養成に關しては、多大の關心を示してゐたが、地理的關係よりして米國人教員を移入する事も困難であるので、結局比律賓人を教育して、教員たらしむる事とし、着々成果を擧げつゝあるが、コモンウェルス政府成立後は、特に比島人教員養成、質的向上等多大の努力を拂つてゐる。即ち四月より六月に互る夏季休暇中には、講習會或は夏季師範學校講座を開き、比律賓人無資格教員の教育或は教員の再教育等を行つてゐる。結果、其等教員は質的向上すると共に、米占有當初一、〇〇〇名を算した米人教員は著しく減少し、是に反し比島人教員の増加は著しいものがある。次に最近十年間の公立學校米比人教員の割合を示さう。

中等師範學校教科課程表

第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
文 學	5	文學・作文	5	文學・作文	5	文學・作文	5
作 文	5	讀 方	5	生物學	5D	經濟學	5
世界 史	4	米合衆國史	4	比律賓事情	4	比律賓史及政治	4
時 事	1	東洋史	1	時 事	1	時 事	1
算 術	5	一般理科	5	初等教育	5	語學	5
				教授理論	5	衛生	5

出所：比律賓統計書



比律賓公立學校教員數		米國人		計	
年	次	比律賓人	米國人	比律賓人	米國人
一九三〇	一〇	二八、二五六	二、六一九	三〇、八七五	二八、五二一
一九三二	二一	二八、〇〇六	二、六〇〇	三〇、六〇六	二八、四六九
一九三三	三二	二七、〇三〇	二、三三三	二九、三六三	二七、五二二
一九三四	四三	二六、七六九	一、八八八	二八、六五七	二六、九五七
一九三五	五四	二六、八九六	一、九八九	二八、八八五	二七、〇六五
一九三六	六五	二七、七三三	一、三三三	二九、〇六六	二七、八五五
一九三七	七六	二八、三六六	九八九	二九、三六五	二八、四八五
一九三八	八七	二八、三八八	九七七	二九、三六五	二八、四八五
一九三九	九八	二七、五〇五	八八八	二八、三九三	二七、五九三
一九四〇	〇九	二八、一六三	八〇〇	二八、九六三	二七、三九三

音樂	3	音樂	2	工藝又は家政	2D	工藝又は家政	3D
書方	2	書方	3	圖書	3D	圖書	2D
體教	育(女子)	體教	育(女子)	地理	5	地理	5
體教	育(男子)	體教	育(男子)	觀察及實習	5	教授演習(各人二週間宛必須)	5
3	2	5	3	5	5	5	5

(四) 專門大學教育 比律賓に於ける專門學校には、前項專門程度師範學校の他、比律賓商工學校 (Philippine School of Arts and Trades) と、比律賓航海學校 (Philippine Nautical School) とがある。前者は工場實習科の外、師範科に到る各種の科に分れ、夫々の特有の教科課程表により教育が行はれてゐる。修業年限は、師範科に三箇年、ものを有する他は概ね二年で、一九三八年に於ける生徒数は一、〇一三名であつた。後者は商船士官の養成機關で、生徒数は、一九三八年の統計によれば、一〇三名に過ぎない。

現今比律賓には、八大學が存在するが、其中で唯一の官立で、完全なる綜合大學の體裁を備へてゐるのは、比律賓大學である。本大學は一九〇八年(明治四十一年)の創立であるが、既に其前年に出来てゐた醫學專門學校は、明治三十三年是に合併せられた。現在は農學部、教育學部、工學部、法學部、文學部、商學部、醫學部、藥學部、獸醫學部、藝術科學部の十學部の外に、簿科、齒科學校、美術學校、林業學校、音樂學校衛生看護學校、セブー專門學校、衛生研究所等の機關を附設し、學生生徒數も最近では、七、六〇〇人以上に達してゐる。是等の各學部、各學校は、中等學校卒業生を直ちに入学せしむるを原則として、我國の專門學校程度のものであるが、中には學部によつては、附設の大學豫科卒業者

のみを收容するものもある。現在はマニラ市中央部に約十町歩の面積を占むる本部と、市外ラグナ州ロス・バニョスに在る農學部と林業學校から成つて居り、醫學部、衛生研究所、獸醫學部は夫々市外地に位置して居るが、一九四二年までは、ケソン市に五百ヘクタールの敷地を占めて目下工事進行中の新校舍に移轉する事になつてゐる。本大學の經營は政府支出によつて居るが、其大部分は寄附金に仰ぎ、最近では、一年間の寄附金額一〇萬比に達すると云はれてゐる。

比律賓大學經費表

年次	經費
一九三三	一、八〇四、一五八、四一
一九三二	一、六〇四、三八〇、六九
一九三一	一、六三五、三九三、二五
一九三〇	一、七三四、八三五、七七
一九二九	二、三五二、〇六五、三五

比律賓大學學生生徒數表

學年度	學生生徒數
一九三四—三五	五、一三四

- 一九三五—三六 五、五九五
- 一九三六—三七 六、四七六
- 一九三七—三八 七、四〇六
- 一九三八—三九 七、六五六
- 一九三九—四〇 七、九七二

(五) 私學教育 比律賓に於ける教育を述べるに當り言及しなければならぬのは、私立學校である。私立學校が比律賓教育界に盡した否目下盡しつゝある功績は決して是を過少に見る事は出来ない。比律賓に於ける私立學校は、孰れも個人又は法人の所有管理に屬するものであるが、大部分は、西班牙領有時代から存するもので、其殆んどがカトリック團體により管理されてゐる。其種類も甚だ豊富で、下は幼稚園から、上は大學、其他純粹な專門學校から實業學校まで各種、各階級の學校がある。是等私立學校は、凡て教育局直屬の私學督學官の監督するところとなつて居り、是等私立學校生徒と云へども、教育部の認可の有る學校出身者は、官立上級學校に入学する事が出来る。學校教も相當多數であるが、就中大學、專門學校には、歴史も古く、財政も豊かで、充實したものが多し。其主なるものを列記すれば次の通りである。

- セント・トマス大學 (Univ. of Santo Tomas)
- アテネオ・デ・マニラ (Ateneo de Manila)
- デ・ラ・サレ專門學校 (De la Salle College)
- サン・ペドロ專門學校 (San Pedro College)
- サン・ホワン・デ・レトラン專門學校 (San Juan de Letran College)
- セント・スカラスステイカ專門學校 (St. Scholastica College)
- アザムプシオン・コンベンツ學校 (Assumption Convent School)
- セント・テレサ大學 (St. Theresa's College)
- サンタ・ローザ專門學校 (Santa Rosa College)
- ホリー・ゴスト專門學校 (Holy Ghost College)

比律賓……宗教・教育

シリマン大學 (Silliman University)  
中央比律賓專門學校 (Central Philippine College)  
ユニオン專門學校 (Union College)  
ホロ農業學校 (Joro Agricultural School)  
ナショナル大學 (National University)  
マニラ大學 (University of Manila)  
極東大學 (Far Eastern University)  
ホセ・リサル專門學校 (Jose Rizal College)  
マプア工科學校 (Mapua Institute of Technology)  
比律賓齒科專門學校 (Philippine Dental College)  
國民教員專門學校 (National Teacher's College)  
セントロ・エスコロアル大學 (Centro Escolar University)  
比律賓女子大學 (Philippine Women's University)  
アダムスン化工科學校 (Adamson School of Industrial Chemistry & Engineering)  
キスミン工科學校 (Quisumbing School of Technology)  
パテルノ應用化學科學校 (Paterno Institute of Applied Chemistry)  
右に掲げた學校は、何れも比律賓に於ける有力な私立學校で、今日比律賓の政界、社交界に活躍する要人名士の大部分は、是等私立學校の出身者である。就中、セント・トマス大學は、其歴史古く、ケソン大統領、オスメニヤ副大統領以下比律賓政界の重要ポストに位置する諸士を輩出してゐる。

比律賓私立學校在學生生徒數

上記諸學校の他に、特殊學校として、極東飛行學校、ヴァレリアノ航空學校等がある。次に一九三六—三七、一九三七—三八年度に於ける私立學校在學生生徒數を表示して、私學教育の現況を示さう。

比律賓……宗教・教育

學校別	一九三六—三七年	一九三七年—三八年
尋常小學校	三六、四三三	四〇、〇七六
高等小學校	一五、九三六	一九、九四二
中等小學校	二九、七六八	三六、六三七
專門小學校	一三、七〇三	一六、九二二
其他	二、八八一	三、〇三九
計	九九、〇六七	一一七、〇二三

比律賓私立學校、在學生徒數 (一九三九年度)

學校別	學校數	百分率	生徒數	百分率
幼稚園	四七	0.4%	1,414	1.6%
尋常小學校	280	2.6%	8,001	9.4%
高等小學校	210	1.9%	3,376	3.9%
中等小學校	334	3.1%	4,759	5.5%
專門小學校	122	1.1%	2,472	2.9%
計	1,045	100.0%	33,690	100.0%

(六) 成人教育 比律賓に於ける成人教育は、既に西班牙領有時代に其萌芽を發見し得るが、實際に其効果が現はれ来たつたのは、米領有後である。即ち一九〇八年、比律賓評議會は、比律賓人の文化的向上の爲、全比律賓の市町村住民に通俗的な文化教育講座を開く旨の法案を可決して、具體的な方法を示したが、更に一九二六年には、すべての學校校舍は授業時間外に於て、成人教育の爲之を使用する案を可決した。かくして其効果は着々実績を示しつゝあつたが、獨立準備政府樹立後、當局は獨立後に於ける比律賓人文化的教養の急務なるを痛感し、成人教育機關の強化、擴充に努め、遂に一九三六年には、教育部内に成人教育局 (Office of Adult Education) を開設し、其管理の下に成人教育を組織

的、效果的に指導する事となつた。

即ち政府は、文盲者一掃、職業指導、公民的訓練の三箇條を目標とし活潑なる運動を開始したのである。其制度を見ると、先づ比律賓人は十三歳に達すれば、必ずこの成人教育の課程を履まなければならぬ事とし、其課程は四つのコースがあり、この四コースを修了した者には、模範市民證 (Model Citizen's Diploma) が與へられる事になつて居る。かくして其実績は着々として擧げられつゝあるのであるが、現在全島各地に開かれて居る成人學校は、五、〇五三校に達し、生徒は二八九、四四九名に達して居る。一九三九年一月の國勢調査の示すところに依れば、十歳以上の者で、英語、西班牙語、タガログ語等の比律賓重要語を讀み書きし得る者の割合は、四八・八%となつて居る。

在比邦人小學校

比律賓に於ける邦人小學校(高等小學校を含む)の数は、昭和十三年(一九三八)に於ては、ダバオ十二校、マニラ、バギオ、イロイロ、セブ及びビコロに夫々一校、合計十七校となつて居るが、右十七校に於ける生徒合計は二、七〇〇名、指導員合計一〇〇名、所要經費は、年額約三十萬圓に達して居る。尙高等小學校は、ダバオに二校、マニラ、バギオに各一校となつて居る。

3 學校衛生

「健全なる身體に、健全なる精神宿る」の原則に基き、比律賓當局は、教育局、衛生局、赤十字社の三者を糾合し學校衛生に就き適切な指導、施設を強化せしめつゝある。即ち公立學校には可及的に衛生室、手洗所、水呑所、洗面所を設け、學校看護婦の配置をなし、生徒兒童の肉體改善、疾患治療を施すと共に、併せて生徒兒童に對する衛生的觀念の培養に努力しつゝあるが、學校看護婦の配置は、公立學校の急激なる増加に伴はざる狀況であるので、各學校には、一定の衛生講習を受けた衛

生教員を配置する事にして、學校看護の仕事を代行せしめてゐる。其現況を見ると一九三八年度に於て、衛生室を有する公立學校数は、九、〇九五校に達し、同年度間に其衛生室に於て處置を受けた生徒兒童数は一、二二〇、二七七名に上つてゐる。

是等治療を受けた生徒兒童の疾患は、皮膚病、營養不良、眼病、齒齦、寄生蟲等である。

公立學校衛生室、衛生教員、受治療生徒、學校看護婦數表

年次	衛生室數	衛生教員數	受治療生徒數	學校看護婦數
一九三五	五、八九四	六、五五四	六八、五八五	九七
一九三六	六、三七五	六、九一四	七九、二八三	一一五
一九三七	七、一九一	七、七三二	九七、〇三二	一五三
一九三八	九、〇九五	九、〇九五	一二〇、二七七	一五五

四 國語教育

西班牙の比律賓統治方針は、出來得る限り島民を分散せしめて、其統一集合を避けしむるにあつた。従つて其言語に於ても出來得る限り、統一を爲さず、各種族間の意志を通ぜざる状態に置く事を其統治方針としてゐたものゝ如くである。故に米國領有當初に於てすら比律賓人にして西班牙語を話し、書く者は極少數であつた。是は全く西班牙政府當局の方針と比律賓に於ける住民構成が甚だ複雑である理由に基づくものである。米國政府は、この西班牙の方針とは全く異りたる方針の下に、政治的危険があつても統一した共通語を、比律賓人に用ひさすべきであると、其教育は英語を以てなし、同時に是を公用語として用ふべき事とし、只管其普及に努めた結果、一九二五年には、全人口の一割約一二〇萬人が英語を話すに至り、比律賓人の英語教師も二五、〇〇〇人に達する

比律賓……宗教・教育

有様であつた。其後政府は、英語と同時に西班牙語をも公用語として用ひる事にして、比律賓人間の意志疏通に便せしめたが、西班牙時代の言語不統一の習慣は容易に改まらず、今に到るも異部族、異島間には意志の疏通を缺く事が多い状態である。現に全比律賓に話されてゐる地方方言は、學者によつては二百乃至三百に分類する向もあるが、一九三九年一月國勢調査の統計の示す所に據れば、比律賓全人口に對し、其地方語を話す人口百分率〇・〇一%以上のものを擧げては六十三種類に上つてゐる。

かくの如く現今比律賓で使用されてゐる言語は、各方言の外、西班牙語あり、英語ありで、複雑を極めて居るのである。従つて國語統一の問題は、比律賓に於ける重要問題となつてゐたが、更に一九三五年獨立準備政府の樹立後は、其政治的意味の上からも何れかの地方語を以て國語としなければならぬ事となつた。かくして新國語決定の問題をめぐつて、各語族の間には、相當なる論争が繰返されつゝあつたが、新國語決定の問題は、遂に一九三五年三月二十五日米國大統領の裁可を経て、比律賓に實施せらるゝ事となつた。比律賓憲法第十三章第三條の、國民議會ハ現行内地語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ發達採用ノ爲メ適當ノ手段ヲ講ズベシ 法律ニヨリ別段ノ規定ケラルル迄ハ英語及西班牙語ハ依然公用語タルベシ」に依り、現實の問題となつて比律賓人の間に大なる破綻を投じたのである。斯くて、新國語決定の問題は、重大なる比律賓國民議會の議題となり、各語族出身の議員によつて、激しい討論がなされたのである。新國語の候補語としては、數的に優勢なるウイサヤ語、マニラ市を中心として話され、政治的背景を有し、大統領ケンソンの代表するタガログ語の外、イロカノ語、バムパンガ語、ピコラノ語等があつたが、語學的に、政治的に文學的に最も良き條件を有するタガログ語が、其第一候補となり、遂に一九三七年十二月三十日革命の志士ホセ・リサール記念日に於けるケンソン大統領の「タガログ語を基礎とする國語の選定」なる宣言により決定的なものとなつたが、遂に一九四〇年六月





比律賓...宗教・教育

タ。ル。ラ。夕  
タ。ヤ。バ。ス  
サ。ム。バ。レ。ス  
サ。ム。ボ。ア。ン。ガ  
計

Table with 4 columns: 宗教 (Religion), 教育 (Education), 總數 (Total), 百分率 (Percentage). Rows include various religious and educational categories with numerical data.

性別・年齢別就學狀況表 (五歳以上) (一九三九年一月一日現在)

Large table showing enrollment status by gender and age group. Columns include 年齢別 (Age Group), 總數 (Total), 就學數 (Enrollment), 百分率 (Percentage) for both males and females.

性別・年齢別學校教育修了程度表 (一九三九年一月一日現在)

出所比律賓國勢調査書

性・年齢別 五歳以上 人口數

Table showing population by sex and age group, and educational attainment levels. Columns include 性 (Sex), 年齢別 (Age Group), 人口數 (Population), 尋常小學校 (Elementary School), 高等小學校 (High School), 中等學校 (Middle School), 專門・師範・大學及其他 (Specialized, Normal, University, etc.), and 程度 (Level).

比律賓...宗教・教育

Table with 10 columns representing age groups (e.g., 五歳以上, 一〇歳以上, etc.) and rows of corresponding data values.

第五章 衛生

總説—衛生行政及施設—諸疾病—諸統計

第一節 總説

西班牙領有三百年間は、衛生設備として、特に見るべきものなく、主として宣教師が、一般の患者に施薬した程度に過ぎなかつた。従つて死亡率も高く、一八七六年は千人當り二六・七、一八八五年には二八・九、一八九八年は三〇・五で、一九三二年の一八・六、一九三八年の二一・三に比すれば、相當の高率を示してゐる。

米國領有後は、専心衛生設備の完成普及に努めた結果、衛生状態は著しく好轉し、南洋各地中に於ても有数の健康地となつてゐる。

最近の一般衛生の概況を見れば次の如くである。即ち近年は、往年猛威を振つた諸種傳染病も發生せず、一般に平穩な健康状態が維持せられてゐる。家屋の状況、飲料水の供給、公設市場や、屠畜場の衛生施設、塵芥の處理等は嚴密な検査を以てなされ、従つて、死亡率も年々低下の路を辿つて居る事は、數字の示す通りである。比律賓に於ける人口増加のペースは、一四六・二五(出生一、〇〇〇に對し、但し死産を含まず)より、一九三八年には一三九・〇四に低下を示してゐる。又出生率は同じく一九三三—一九三七年の五箇年の平均は三九・九三(キリスト教人口一、〇〇〇に對し)から、一九三八年には四一・六七と云ふ著しい増加を示してゐる。

比律賓に於ける諸疾病中最も重大なるものゝ一である結核に對しては、政府は非常なる努力をなした。近年は、X光線診療所二箇

比律賓……衛生

所の他、四箇の移動X光線装置及常設X光線診療所が國費で經營せられ、患者の早期発見、豫防に充てられてゐる。其他研究を目的とする結核研究室が、一九三八年六月一日に開かれ、最初の一年間には九、六六一件の喀痰検査が行はれ、其中二、一六九件は陽性結核桿菌反應を示した事が明らかとなつた。又同じく比律賓に於ける重要な疾病の一である癩病に就いても當局は、非常なる努力を以て、其撲滅に力を盡してゐるが、一九三九年一月一日には、八、五八二人の癩患者が發見隔離せられ、又一九三九年一月一日から同五月三十一日までの間には、九九一件の新患者が發見せられ隔離された。又一九四〇年十月には八、九四六人の患者が收容所及び治療所に隔離されたが、其中で五、三一九人は、クリオン癩病患者が移された。衛生施設は、今後益々其完備、充實を要望せられて居るが、一九四〇年の状況を見ると、衛生局の下に四六箇所の病院が經營されて居る。其中国立病院五、地方病院三三、州立及市町村立病院六、市村立二である。此の全收容能力はクリオン癩病患者を收容するの爲に四九を含めてベッド數四、六〇六であるが、其他に、諸地方の癩治療所宿泊用ベッド一、三九〇がある。又、他に一、五三五の施設がある。前記二病の他、天然痘豫防の爲の種痘、腸チフス、パラチフス、赤痢、コレラ等流行病に對する豫防注射は大量に行はれ、其結果、往年比律賓の惱の種となつてゐた天然痘及コレラは、全く其姿を消すに到つた。

斯くて比律賓に於ける衛生状態は漸次改善されつゝあるが、政府當局は、上記諸衛生施設の充實と相俟つて、比律賓人に對する衛生觀念の培養に努力をなした。即ち保健當局は、教育局、或は赤十字社と三者協力の下に、學校兒童に對する衛生思想普及の手段として、其學課中に衛生の講義を行はしめ、或は各學校には、衛生室を設置せしめて衛生教員又は學校看護婦を配置して、其實際の指導に當らしめてゐる。又一方保健局には、家屋、井戸、廁等の改良模型が多數準備せられて、各所の展覽會には、必ず陳列して公衆に閱覽せしめて居る。又「カーニバ

ルの時などには、定つて是等の衛生に關する陳列場を開いて、色々な造り物を出品し、蚊に跨る「マラリヤ」の悪鬼を「規那」と云ふ大砲で射撃しつゝある造物、又は大なる蠅を征伐する造物、涎を流して狂ふ狂犬を撲殺する造物が、自動車に飾り付けられ、我國の山車の様に市中を練廻つて宣傳する。其他常に市場、停車場等の盛場には衛生に關する「ボスター」を掲げ、又平易なパンフレットを屢々發行して一般市民に對する衛生思想の普及に努力してゐる。

### 第二節 衛生行政及施設

#### 一 衛生行政

比律賓に於ける衛生中央機關は、厚生部 (Department of Health and Public Welfare) 内の保健局 (Bureau of Health) である。保健局は、管理課、流行病課、母子衛生課、病院課、衛生施設課の五課に分れ、各課は更に數箇の係に分つて、夫々の任務を擔當する課を形成する。各係は次の通である。  
管理課 人事、食物検査、記録、會計、宣傳、公衆衛生教育、養護係。  
流行病課 人口統計、結核防疫、マラリヤ防疫、癩防疫、一般流行病防疫係。  
母子衛生課 學校衛生監督、産院、團體衛生、小兒保健、營養、養護係。  
病院課 地方病院、クリオン癩病患者寮落 (クリオン)、サン・ラサロ病院 (マニラ)。  
衛生施設課 マニラ衛生施設、技術、天然痘種痘免疫、地方衛生施設地方醫務官。  
上記の局、課、係には、夫々課長、主任を置く。特に課長は熱帯衛生に通曉せる人物を以て之に充てる事となつてゐる。

局長の権限は左の通りである。

- 一 官立病院及診療所の指揮管理
  - 一 傳染病々院の監督、該病患者の捜査、監禁、隔離に關する規約作成
  - 一 學校衛生の監督、刑務所、ビナル・セツルメント、留置所及捕縛人、罪人等留置所衛生の監督
  - 一 傳染病流行期に於ける國內検査の施行
  - 一 死亡者の衛生的處理、墓地衛生の監督
  - 一 一定の期間或は必要なる時、臨時痘菌、血清或は豫防薬による群島民接種の施行
  - 一 嬰兒に關する注意及傳染病に關する豫防方法に就いて群島民衛生思想の普及
  - 一 臨時衛生機關の検査
  - 一 左記事項の調査統計及情報の蒐集
- 比島一般生命統計、疫病原に傳染病に就ての原因、病狀及豫防法、比島に於ける死亡率、各階級兒童に及ぼす各種の影響及其生命の保護及比島國水に關する化學的組成及醫學的性質。  
而して地方衛生機關としては、全島を適當な衛生區に分ち、局長により任命せられた區衛生官を置いて、管轄區内の衛生一般の監督、市區衛生會議或は其他の衛生機關及地方衛生官吏の監督をなさしめてゐる。次に保健局職員及豫算表を表示しよう。

保健局職員表 (一九三八年)

職名	一九三七年	一九三八年
局長	一	一
各課長	五	五
地方醫務檢察官	三	三
各科主任醫務官及其他醫務官	二〇	二二
醫官 (レブラ専任及臨床審査)	二〇	二二

出所 衛生局年報

比律賓衛生歳出表 (一九三八年)

項目	中央	地方	計
醫官 (マラリヤ専任)	一四	一	一五
醫務官 (補育部及社會衛生部)	四九	一	五〇
食物検査官	三二	一	三三
地方保健醫務官	七六	一	七七
診療所長	八	一	九
病院長及病院醫官	六七	一	六八
細菌醫官	六	一	七
病院助手	六一	一	六二
計	六二	六	六八

單位 比 出所 衛生局年報

比律賓衛生歳出表 (一九三八年)

費目	中央	地方	計
一般衛生管理費	二〇,七六三	一,一七三	二一,九三六
管理費	一〇,七六三	一,一七三	一二,九三六
一般衛生施設及豫防に關する經費	八三,一九五	一	八三,一九五
一般衛生施設費	五,一八二	一	五,一八二
其他防塵事業費	一〇,三〇一	一	一〇,三〇一
種痘事業費	一三,二七五	一	一三,二七五
其他の經費	五〇,八四四	一	五〇,八四四
補育事業に關する經費	一,七七一	一	一,七七一
治療及調査に關する經費	一,七七一	一	一,七七一
癩病	一,七七一	一	一,七七一
結核	一,七七一	一	一,七七一
マラリヤ	一,七七一	一	一,七七一
印度痘 (フラン・ハチャ)	一,七七一	一	一,七七一
公共施設院	一,七七一	一	一,七七一
計	一,七七一	一	一,七七一

單位 比 出所 衛生局年報

#### 二 衛生施設

比律賓には多數の醫療機關があるが、内容外觀共に、代表的と稱せらるゝものは、副大統領官房所屬の比律賓公立病院 (Philippine General Hospital) である。其他殆ど各州には、保健局所屬の地方公立病院四五あり、大學、司法部、陸海軍、社會團體、宗教團體、公益委員會、企業家等に附屬する病院がある。是等醫療施設の分布は、都市に厚く、地方に薄いの、何處の國に於ても同様であるが、比律賓に於ては、マニラ市に其最も完備した状態を見る事が出来る。其主なる病院は左記の三十三である。

- Chinese General Hospital
- Clinica Singian
- Daipian Maternity
- The Doctor's Hospital
- Emanuel Hospital
- Harrison Hospital
- Hospicio de San Jose

其他衛生諸機關歳出表 (一九三八年)

項目	單位 比
マニラ市 補育部に關する經費	一四、五七七・三二
保健厚生委員會部門	一一、五二〇・〇〇
各種委員會部門	八二、四一二・四〇
厚生部	一二、四二二・〇〇
比律賓公立病院	四七八、七九二・〇〇
細菌検査室、衛生研究所	一〇〇、〇〇〇・〇〇
各種試験委員會	四九、九五一・〇八
計	八五九、六七四・八〇

單位 比 出所 衛生局年報

- Hospital Español de Santiago
  - Instituto de Terapeutica Fisica
  - O Japanese General Hospital
  - Manila General Hospital
  - Manila City Hospital
  - Manila Sanitarium and Hospital
  - Manuquit Maternity Hospital
  - Mary Chiles Hospital
  - Mary J. Johnston Memorial Hospital
  - Mercy Hospital
  - Nippon Maternity
  - Philippine General Hospital
  - Physical Health Center
  - Quezon Institute
  - Saint Joseph's Hospital
  - Saint Paul's Hospital
  - San Juan de Dios Hospital
  - San Lazaro Hospital
  - Settlement House
  - Singalong Maternity Hospital
  - St. Anthony's Hospital
  - St. Luke's Hospital
  - St. Mary's Maternity and Childrens Clinic
  - Sternberg General Hospital
  - St. Therese's Hospital
  - T. B. Free Dispensaries and Laboratory
- 尙保健局所屬地方病院及ヘッド数は、一九三八年現在に於ては、別表(九二頁)の通りである。

### 第三節 諸疾病

#### 一 諸疾病

比律賓に於ける重要疾患は、コレラ、赤痢、腸チブス、天然痘、麻疹、百日咳、チフテリア、感冒、肺結核、マラリヤ、脚氣、梅毒、フランペジヤ、寄生蟲等であるが、尙一般住民の栄養不良も比島の保健上重要問題となつて居る。故に一般比律賓人は、呼吸器疾患に對する抵抗力弱く、且齧齒が極めて多く、又脚氣の多量及び夫れによる高度の死亡率等の現象が見られる。

「マラリヤ」は現今に於ても比律賓に於て、最も重要な疾病となつて居るが、一九三八年度の保健局年報に依ると其罹病者数は、七六、一九三人で、是による死亡者は、九、四二四人に達してゐる。本病は大體全島に分布するもので、其罹病率は一般に山脚地帯住民に多く、標高二、〇〇〇呎以上の地には通常發生しないと云はれてゐる。比島に於ける「マラリヤ」分布は二地帯に分れ、一地帯は海岸平地と内部臺地との間、他の一地帯は、此地帯と山地との間即ち山脚、低山地帯で、後者に最も濃厚に浸潤してゐる。通常は海岸地帯及平地には少く、マニラ市、セブ市等の都會地には殆ど發生を見ない状態である。

「コレラ」、「バチルス」は、時々支那方面から傳播され、比島に於ては「コレラ」は一九三〇年から三四年に到る五年間には相當流行を見たが、一九三五年以來は殆ど發生を見ない。

「腸チブス」は乾燥季よりも雨季に多く、年々一、〇〇〇内外の死亡者がある。本病は地方よりも市街地に多く發生して居る。

「赤痢」は非常に多く、記録によれば、年々一萬人内外の罹病者があり、三、〇〇〇人内外の死亡者がある。本病は細菌によつて起るものと、「アメーバ」によるものとがあると云はれ、主として、七、八、九月頃の蠅の發生、飲用水の汚染などに伴つて猖獗する。

#### 二 氣候と衛生

氣候が人身に及ぼす影響或は諸種疾病、流行病に對する影響の大なる事は今更是を説く要はないが、比律賓の氣候が其衛生状態と如何なる關係にあるかを瞥見してみよう。

比律賓の氣候は云ふまでもなく熱帯性氣候で、常に氣温高く且又、湿度の高い事は著明である。一年は雨季と乾季とに分たれ、雨季は大體四月から十月半ば、十一月からは乾季となるのが普通である。雨季に於ては南支那海方面から多量の濕氣を含んだ風が吹き來り、毎日一、二回の雷鳴を伴ふスコールがあり、早きは二〇分永く三時間續いて、其後の涼風は實に熱帯ならねば味なふ事の出來ぬ爽快さである。乾季は、他の熱風は實に熱帯ならねば味なふ事の出來ぬ爽快さである。乾季は、他の熱帯に多少異り、氣温は雨季よりも總體的に低く、十二月から翌年一月にかけては最も良い季節である。只雨季に移行する前、即三月、四月は空に濕氣が多く、最も不健康の季節であつて、隨つて各種病菌の繁殖に適するので、マニラ、腸チブス、赤痢其他の胃腸病が此時期に多く發生する。

熱帯性氣候の健康に及ぼす悪影響は主として、海岸、低地地方に於て見られるものであつて、比島土着の住民は此氣候に對する抵抗力が強く、順應性があるが、日本人、白人の中には、此の悪影響を受ける者多く、就中、暑氣、濕氣の高い爲、身心共に著しく衰弱するのを見受けらる。殊に熱帯生活者は、かゝる氣候の影響を受け、精神的に弛緩した者が多く、不衛生に墜りやすく、ともすれば諸種疾病に罹る者が多い様である。

### 第四節 諸統計

現在では患者が発見された時は、強制的に本院に收容し、次いでクリオン或はセブのコロニーに送つて、隔離して仕舞ひ癩病の根絶を期して居るが、一九三八年の統計によれば、比律賓に於ける癩患者数は八、五八二名となつて居る。

比律賓人は米を常食とする關係よりして、「脚氣」患者が非常に多く、一九三八年には、幼児一三、八七一人、成人七、〇六三人の罹病者があり、其中死亡は幼児一三、二七人、成人三、八三三人の高率を示してゐる事は、本病が如何に比律賓に於ける疾病中重要なものであるかを示してゐる。殊に幼児の本病死亡者の多い事は、比島人口問題或は國防的見地よりして重要な問題で、比律賓當局が、比律賓人に對し、半搗米常用其他代用食物の研究、指導をしてゐるのも當然であらう。



Batangas Provincial Hospital
Bayombong Hospital
Bohol Provincial Hospital
Bontoc Hospital
Bukidnon Public Hospital
Bulacan Provincial Hospital
Butuan Provincial Hospital
Capiz Provincial Hospital
Cervantes Hospital
Cotabato Public Hospital
Culion Leper Colony Hospital
Cuyo Hospital
Davao Public Hospital
Etiada Memorial Hospital
Iloocos Norte Emergency Hospital
Iloocos Sur Provincial Hospital
Iloilo Emergency Hospital
Kiangnan Hospital
Laguna Provincial Hospital
Lanao Public Hospital
Leyte Provincial Hospital

Labuagan Hospital
Margosatubig Emergency Hospital
Mati Emergency Hospital
Misamis Oriental Provincial Hospital
National Psychopathic Hospital
Nueva Ecija Provincial Hospital
Occidental Negros Provincial Hospital
Pampanga Provincial Hospital
Pangasinan Provincial Hospital
Pikit Emergency Hospital
Puerto Princesa Hospital
Rizal Memorial Hospital
San Lazaro Hospital
San Pablo Hospital
Sorsogon Provincial Hospital
Southern Islands Hospital
Sulu Public Hospital
Tarlac Provincial Hospital
Tayabas Provincial Hospital
Zamboanga General Hospital

最近十五箇年主要疾病患者數・死亡數率表 (基督教人口一〇萬人に對する割合)

Table with columns for year (年次), disease type (e.g., 霍亂, 赤痢, 腸チフス, 天然痘, 麻疹, 百日咳, チフテリア), and death rate (死亡率). It lists data for years 1924-1929 across various provinces.

出所: 保健局年報

Table with columns for year (年次), disease type (e.g., 霍亂, 肺結核, 其他の結核, マラリヤ, 脚氣(幼児), 脚氣(成人)), and death rate (死亡率). It lists data for years 1924-1938 across various provinces.

一九二五	罹病	一五七〇	一四七四九	三三一九八	二二八八	三三〇一〇	五五八三二	一四四四九	三三〇五二	六九六九
一九二六	罹病	一三〇〇五	一三六四三	二六六四四	二二〇三六	三三〇一〇	三三〇三九	一三〇二九	五〇四八	四八八四
一九二七	罹病	一六〇八五	一五〇八一	二八六八三	二二七三〇	三三〇一〇	三三〇三九	六二七三	六三七八	六三七八
一九二八	罹病	一七〇四五	一七〇〇七	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九二九	罹病	一九三六一	一七〇〇七	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三〇	罹病	二四二七四	二二八六六	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三一	罹病	四三三七八	三六五三五	四〇九二二	三六〇五二	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三二	罹病	一〇〇三三	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三三	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三四	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三五	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三六	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三七	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二
一九三八	罹病	三三〇一〇	三三〇一〇	三三〇一〇	二二八八八	三三〇一〇	三三〇三九	五八三二	四九三二	四九三二

### 第六章 政治

コムモンウエルス後の獨立問題—比律賓憲法—大統領—副大統領—比律賓駐在高等事務官—立法—行政—司法

#### 第一節 コムモンウエルス後の獨立問題

##### 一 總 說

比律賓が一九四六年七月四日を以て完全獨立を承認せられて米國の羈絆を脱することは、タイディングス・マクダウフイ獨立法第十條の規定するところである。

しかしながら、タ・マ法の成立に至る経緯は、獨立準備過渡期に於いて國際情勢なり米國資本主義の情勢變化に隨伴し、比島獨立に對する米國の心境に變化を來さないと保障するものではなかつた。且つ又、十年の準備期間内に果してよく比律賓が政治的獨立に必要な經濟的自主性を確立し得るや否やも危惧されたところである。

果せる哉、其の後の情勢は、比島獨立問題に關する米比の心理に動搖を齎らし、米比の經濟再調整に或は獨立そのものに對し論議續出するに至つた。

其の動きは大體に於いて、タ・マ獨立法中の經濟條項修正問題、獨立期繰上問題、獨立期延長問題に類別できるのであるが、先づ之を検討する前に是れ等獨立再検討論生起の背景をなす政治的經濟的原因に一瞥を與へよう。

米國が世界史上稀に見る無血獨立を比島に許容した所以のものは、或は歴史的行がかりと米國の傳統的政政策殊に民主黨多年の政綱と聲明に束縛された點もあらうが、忘れてならないことは、米國の經濟的利害關係が獨立承認に有力な要因となつたことである。即ち、比島が原料供給市

場として、商品販賣市場として、資本投下市場として米國にとり漸次魅力を失ひつゝあつたこと、加ふるに直接原因としては、一九二九年末に始まつた世界經濟恐慌に際して、比島産業を米國の關稅障壁の埒外に閉出し、比島移民の流入を阻止する切實な必要に迫られたこと、是等の米國に内在する經濟的契機が比島の獨立を米國が割に容易に承認するに至つた根本の理由に外ならなかつた。従つて若し米國に農業恐慌なく比島の砂糖や椰子油の輸入を防止し得る他の方法があつたならば、獨立問題は未だ純理論の域を脱しなかつたに違ひない。ともあれ、比島獨立問題の推進力となつたものは米國の農業者であり労働者であつて、米國の東亞政策は此の場合に於ても其の領有の時と同じく間接の役割を勤めたに過ぎなかつた。やがて世界經濟恐慌は底を突き、米國經濟の景氣恢復と共に比島商品の米國産業に與へる脅威は次第に後退し、米國農業者も比島農産品との競争を昔日ほど重大視しないやうになり、其の結果として比島を獨立さす必要は米國經濟にとつて相對的重要性を減じてきた。

然るに他方では、政治軍事的側面から積極的に比島に對する米國の關心を喚起せしめる諸現象が生じつゝあつた。タ・マ獨立法の制定を見た一九三四年の十二月二十九日日本は通告を發して一九三六年十二月三十一日以降ワシントン條約を廢棄する意圖を明にしたが、次いで一九三六年一月十五日ロンドン會議を脱退して不當なる海軍制限協定の最後の連繫を切斷した。

かくて、ワシントン會議以來不自然に凍結せられてゐた東亞政局に於ける矛盾する諸要素は次ぎ／＼に解けて行つたが、一九三七年七月支那事變勃發し日本を盟主とする東亞の新秩序は動かすべからざるものとなつて進展したのである。

かゝる東亞事情の根本的變化に對し、米國は條約尊重と新秩序不承認の態度を固執したが、専ら支那に於ける權益保持と消極的蔣介石援助の線に止まり、進んで日本に對する集團的強壓にイニシアチヴを取ることを避け其の反面に於いて大海軍建設へと突進した。それは云ふ迄もな



「中立」準備として「周到なる待機」を意味するものであった。かくて、一九三九年九月第二次歐洲戦争勃發し英國東亞政策が消極化するや逆に米國東亞政策は東亞への積極的干渉へと轉換し日本に對するヘゲモニーを打倒する方向へと向つたのであつた。米國のかゝる態度は勢ひ日本をして獨伊へ接近せしめ、一九四〇年九月日獨伊三國同盟の成立となり、是に對應して米國は本格的に對日包圍陣形成を講ずるに至つた。

太平洋の危機に伴ひ大きく浮び上つたのは比島の存在である。比島は米國の歴史に於ける劇的な轉換期と云はれる一八九八年以來、亞細亞に對する米國の軍事、政治經濟の重要な前哨基地であり、尤も、アメリカ大陸から餘りに遠く、しかも日本に近いこの群島の戰略的價値は重大な疑問符が附せられてゐるとは云へ、比島の運命は確かに亞細亞及び太平洋西部に於ける米國の地位に關する一切の問題と緊密に關係した。比島からの後退は亞細亞からの退却を意味し、亞細亞から退却せずとの米國の決意はとりもなほさず、比島から後退せずとのシノニムである、事實、支那事變の起るや米國は東亞に於ける政治的干渉は抑制しつゝも其の對比島關心を新にし、殊に東亞政策積極化以來は、英國の援蔣排日政策の重點としての香港、新嘉坡（現昭南）と呼應し、其の太平洋政策の重點としての比島との關係をますます密接ならしむるに至り、其の間おのづから比島獨立に對する態度は冷却するの傾向を辿つたのである。茲に、比島獨立再檢討論の擡頭すべき主要な政治的素地が存した、比島獨立を再檢討すべしとの叫びは先づ米國によつてあげられたが、時恰も獨立後の經濟不安に深刻な懊惱を感じ、東亞の事態變化から起る聯想に危懼の念を深めてゐた比島側殊に糖業者方面に絶大の共感を喚起せずにはおかなかつた。

即ち、輸出農業を根幹とする比律賓經濟の蔽ひ難い植民地的脆弱性を、獨立再檢討論の根本的な而して決定的な根據をなしたのである。凡そ、植民地が本國の原料供給市場或は食料品供給市場として不可避的に運命づけられることは資本主義經濟の特色である。比律賓も其の點に於いて何等其の例に洩れるものでないが、それが關稅的特惠措置を以て行はれたところに比律賓の特異性が存した。一九〇九年、米比間に確立を觀た特惠的な相互自由貿易制度は、全き意味で、比島農産物を世界市場の苛烈な競争から保護し、比島輸出農業を驚異すべき發展に導いた。

米比貿易額と比島貿易總額との比率

年 度	出所 比律賓關稅長官年報	輸 入	輸 出
一九〇〇	一九〇〇	九	一三
一九〇一	一九〇一	四〇	四四
一九〇二	一九〇二	四〇	四二

一九三九年は一月六月  
一九四〇年は一九三九年七月一九四〇年六月

一九一五	五三	四四
一九二〇	六二	七〇
一九二五	五八	七三
一九三〇	六四	七九
一九三一	六三	八〇
一九三二	六五	八七
一九三三	六五	八六
一九三四	六五	八三
一九三五	六四	八〇
一九三六	六一	七九
一九三七	五八	八〇
一九三八	六八	七七
一九三九	六五	七八
一九四〇	七四	七五

右表の示すやうに比島輸出總額の大部分は米國に送られ且つ又この貿易に含まれてゐる諸商品の大部分は、主として輸出のために生産され、非常に限定された國內市場を持つに過ぎない。萬一米國市場が失はれた場合は、これに代る輸出市場を見出す可能性は殆どなく、全産業は崩壊に當面するであらう。其の反面、米國の比島向輸出は、僅かに米國總輸出の二・六パーセント（一九三七年）にしか當らない。如何なる場合に於ても、之等商品の主要消費者は米國國內市場で、輸出は餘剩部分である、のみならず米國工業製品の比島に代る市場を見出すことはそれ程困難なことではない。

されば、獨立準備政府樹立以來、比律賓經濟の米國依存性を矯正し、可及的速かに經濟的自立を確保しようとする眞剣な努力が續けられた。官民合同の國民調査會議と國民經濟會議とは、島内の經濟開發および經濟調整問題の研究を目的として創設されたのである。しかしながら、動力源の不足、良好なる勞働力の缺乏、生産財產の未發達、資本蓄積の不足等は、比島産業の再編成に一種の限界性を與へ、島内工業化の進展は急速に望むべくもなかつた。

ニタ・マ獨立法修正法

從來、比律賓外國貿易の大部分は對米貿易で占められ而も無税の取扱を受けてゐた爲め、重要國産品で且輸出品である砂糖、椰子油、麻、其の他の硬質纖維品、煙草、木材、刺繡等の諸産業と、之を繞る經濟機構は殆ど擧げて米國市場に依存して来た。

然るに、タ・マ獨立法の規定に依れば、一九四〇年十一月十五日以降是等重要國産品の對米輸出には、毎年五分づゝ増進する輸出税が課せられることになつてをり、従て、此の種商品の米國市場に於ける價格は勢ひ騰貴して、他國商品との競争を餘儀なくされ、一方、毎年果進的に増加する課税によつて輸出高は必然的に減退するものと觀られ、其の結果、是等重要産業の經營は勿論之を繞る各般の經濟機構は甚大な影響を受け、延いては獨立比律賓の前途に大きな暗影を投ずるものと危懼されるに至つた。

更に重要なことは、タ・マ獨立法により、米比通商關係は一箇の確固たる基礎の上に置かれ、過渡期間中は變更を來さないものと思料されたにも拘らず、比律賓輸出貿易を妨害する各種の貿易統制措置が合衆國によつて講ぜられた。即ち一九三四年合衆國の關稅法は、それは後に一九三五年、一九三六年幾分修正されたが、タ・マ法に違反して比律賓椰子油一ポンドにつき三セントの加工税を課した。このことは一九三八年油脂助品價格が暴落した時代には全滅的影響を及ぼした。尙、一九三五年には合衆國は、硬質纖維に關する法律によつて其の輸入を六〇〇萬ポンドに引上げたが、此の數量以上の輸出は許されなくなつた。更に一九三四年のジョーンズ・コステイガン法並に一九三七年の砂糖法は合衆國向砂糖輸出に最高割當量を決定した。而も此の砂糖の輸出は一九三七年の國際砂糖協定に於いて更に制限され、加之比律賓は合衆國が其の砂糖無税輸入量を引下げた場合か乃至は世界の砂糖消費量が上昇した場合かでない限り、合衆國以外の國に砂糖を輸出し得ないと云ふ協定の下に置かれた。

比島が斯る不安なる事態に直面してタ・マ法の經濟條項に全面的再吟

味を要請するに至つたことは當然である。況んや、タ・マ獨立法中不完全且不適當な點があれば、後日是を是正するに吝かでないとは、タ・マ法成立當時に於けるルーズベルト大統領の言明であつた。

されば、タ・マ獨立法第十三條には米比間の將來の通商關係に就き、勸告案を作成する目的で、所定の比島獨立期より遅くも一箇年以前に米比會商を行ふべき旨が規定されてゐるが、比島側では、速かに其の經濟國策を確立し、國民生活に安定を與ふるの必要上、なるべく早き機會に該會議の繰上開催を希望し、折衝の結果、一九三六年十二月二十八日、米國國務省は、米比通商會議の準備として米比豫備會商を開催する旨を聲明した。由つて、ケンソン大統領は一九三七年二月下旬ワシントンに赴き、米政府當局と三月九日及び三月十八日の二回に亘り豫備會商を行つたが、米國側に於いて比島側の申出を全部容認しなかつた結果としてケンソン大統領は、比島獨立の早期承認即ち獨立期を一九三八年十二月三十日又は一九三九年七月四日に繰上げ以て米比通商關係を獨立國間の條約締結形式により一層確實な基礎の下に調整せん事を主張した。

ルーズベルト大統領は是を考慮することを拒否したが、然し獨立期繰上提議の結果として、米比間に専門家の共同準備委員會を任命して、獨立期繰上並に兩國間の經濟問題を檢討することに協議が纏まり、米國國務次官補セーヤー氏とケンソン大統領の連名を以て大要左の如き聲明が發表された。

米比會商の結果、米比専門家の共同準備委員會を近く任命することに打合せを遂げた。該委員會は、米比間の通商關係を檢討して比島の國家經濟の調整に關するプログラムを勸奨する。本公表は比島聯邦ケンソン大統領と比島事項に關する關係各省委員會との會商に基くもので、該委員會はルーズベルト大統領を代行するセーヤー國務次官補を委員長とする。獨立法には比島の完全なる政治的獨立は、一九四五年七月四日より有

到達した結論は次のやうであつた。

「短時日の間に米比貿易の特惠條項を廢棄することは、直接には大部分アメリカ市場に依存してゐる比律賓の輸出農業及び輸出工業に對して重大な困難を齎らし、之等の輸出産業に依存してゐる比律賓人の生活を危殆に陥れるばかりでなく、間接には、輸出の減退は必然に輸入の減退を伴ひ、比律賓人全體の生活程度の引下げを結果し、更に輸出産業の發展によつて支へられてきた比律賓政府の財政收入をも減少せしめ、それにも拘らず獨立後は寧ろ益々膨脹すべき支出を賄ふとすれば、何等かの形式による新たな課税によつて、愈々比律賓人の生活程度を低下せしめることとなる。其の結果は民主的比律賓政府の存在すら危殆に瀕する虞がある、アメリカ側にとつても、急激なる特惠條項の廢棄に伴つてアメリカ商品に輸入税を課せられることは影響すらくところ輕からぬものがある。従つて「アメリカ及びフィリッピン」の双方に對して變化した關係に適應する合理的な機會を與へる」ことが必要である。そのためには貿易の特惠關係は一九四六年に終熄せしむべきではなく、フィリッピン商品に輸出税が課せられる一九四一年から二十年後の一九六〇年末に終熄せしむべきである」

- 一 米比共同専門委員會の研究題目は次の如きものであつた。
- 一 比島が經濟的に自立し得る迄の一定期間米比間に存在すべき特惠通商關係の性質
- 一 右特惠期間終了後の通商關係を律すべき細目協定
- 一 比島經濟調整の實行方法及其の資金
- 一 比島の通貨、銀行制度並に國際債務の條項を變更するの可否
- 一 完全獨立後の米國及比島市民の權利及利益の保護
- 一 比島中立に關する國際協定の可能性

米比共同専門委員會は華府、桑港及マニラの各地に於いて關係業代表者を招致し公聽會を開催し且比島の經濟狀態に關する情報を直接蒐集するため比島の南北に亘つて實地調査を行つた。其の間タ・マ獨立法經濟條項の修正を繞り米比間には種々交渉が行はれたが、翌一九三八年四月五日結局ルーズベルト大統領とケンソン大統領との話合に基き、タ・マ獨立法の經濟條項を直接修正することは取止めて、其の代りに比島の經濟的獨立を一九六〇年迄延長すると云ふことに妥協が出来た。依つて、米比共同専門委員會は之を基礎とする報告書を作成し、一九三八年五月二十日に正式調印を了し、該報告書は、多大の期待裡に一九三九年十一月二十九日ルーズベルト大統領とケンソン大統領の無條件承認の聲明と共にワシントン及マニラに於いて同時に公表されたが、調査の結果委員會が

輸出税 獨立 政治的獨立はタ・マ獨立法規定の通り。

免稅品 葉卷、層煙草、貝ボタン、刺繡、椰子油を現行輸出税より免除し、刺繡を除き他は遞減無税對當適用とす。

但し開始期たる一九四〇年十一月十五日を一九四一年一月一日に改更する。

比律賓……政治

綱 索 一九四一年五月一日 *Corriage Act* 満期後は、綱條に對する割當制は絶對的のものに非ず。

米 國 品 米國品は獨立に至るまで現行無稅特典を享受す。

借 款 比島は借款清算に必要な現行法律に依る償還年金を引續き積立つべし。

通貨及銀行制度 一弗對二比の現行爲替標準を維持し、比島歳入及銀行制度改正に就ては更に研究すべし。

條 約 一九四六年七月四日以降に於ける通商、財政關係事項及財産權の決定は出来る限り早目に兩國の商議により之を條約中に規定すること。

かくて、米比共同専門委員會の勸告に基くマ・マ獨立法修正案は、一九三九年一月二十六日米國上院島嶼委員長ミラーD・S・タイディングス氏及下院島嶼委員長レオ・コシアルコウスキー氏により夫々上院及下院に提出された。

同法案が議會に提出さるゝや、當初から問題視されてゐた米比將來に於ける經濟條項の修正に就いては議論百出し更に此の修正條項の通過することによつて利害相反する米國內農業團體の背後の阻止運動、加ふるに東亞情勢の急激なる變化により比島問題そのものに對する根本的再檢

討論などに影響され、オスマニア副大統領を主班とする比島使節團の通過促進運動にも拘らず、比島側で希望し且つ米比共同専門委員會報告書が勸告した一九六〇年迄の特惠通商關係を繼續せしめんとする條項は遂に米國議會の容認するところとならず、あらためて延長條項を削除し代りに、完全獨立二箇年前に再び米比經濟調整に關して米大統領より會議を召集することあるべき旨の條項を挿入した新妥協案が提出され、一九三九年七月三十日下院を、八月三日上院を夫々通過し、八月八日ルーズベルト大統領の署名を得、比島側では八月十八日の特別議會で受諾を可決され次いで十月國民投票によつて承認された。

この、マ・マ法修正案は一名タイディングス・コシアルコウスキー (Tydings-Kocalkowski) 經濟調整法とも呼ばれてゐる。

いま、新舊經濟條項を比較すれば次の通りである。

獨立準備政府開始(一九三五年十一月十五日)以後毎年一年間、左記品種の數量は對米輸出に付き無稅の取扱を受く、但し超過數量は普通輸入稅率を課す。

分蜜糖 五萬英噸 硬質纖維製品 三〇〇萬封度  
粗糖 八〇萬英噸 椰子油 二〇萬英噸

右品種に對しては獨立準備政府開始後第六年目(即ち一九四〇年十一月二十五日より翌年十一月二十四日に終る年から米國普通稅率の五分に相當する輸出稅を課し以後毎年)五分宛を累加課稅し第十年目以降獨立日までは二割五分を課し、以後稅率全額を課す。

比律賓獨立後の米比貿易關係調整に關する勸告案の制定方に付ては獨立日から一年前に、米比兩國政府代表の會議を開き之を決定す。

新經濟條項―本條項の概要は左記の通りである。

し、若し其の獲途を誤つた場合は米國大統領は其の送金を中止し得ることを規定す。

此の法案の實施に由つて比島は次の如き利益を得るものと認められた。

- 一 タ・マ獨立法に依る輸出稅賦課に依り全減を豫想され本比島主要産業シガー・タバコ・刺繡及び眞珠貝ボタン等が救済される。
- 一 比島の米國向輸出綱條(ローデージ)割當量一箇年六〇〇萬ポンドを規定してゐる。Corriage Act は一九四一年五月一日を以て満期となり、その後は現行タ・マ獨立法の規定する割當數量一年三〇〇萬ポンドに減少される事となつてゐるが、新修正案は前記 Corriage Act を比島の獨立期即ち一九四六年七月四日迄延長する事を規定してゐる故、比島はタ・マ法の規定を受けずして一九四六年七月四日迄六〇〇萬ポンドの綱條を米國へ輸出し得ること。
- 一 比島政府は割當保持者が割當年度内に於ては使用し得ない所の全ての割當配分を自由に配當する權限を賦與される。
- 一 比島市民及び團體は米國內及び米國の管轄權の及んでゐる全ての地に於いて、コムモンウェルス樹立當時享受してゐた全ての權利及び特典の享有を保證される。
- 一 獨立一年前に米比會議を開催することとなつてゐるタ・マ獨立法を改め、一九四六年七月四日の完全獨立より少なくとも二年前に米比通商會議を開き、此の會議に臨む米國側委員に米國議會代表の地位を賦與する事を規定してゐる爲め、同會議に於いて採擇される議案の米議會承認の機會が多くなること。
- 一 比島の米國向砂糖及び椰子油に對する消費稅の比島政府渡し並に其の使途方法を規定してゐる現行法がより自由化されること。
- 一 殘餘の過渡期間(一九四六年七月四日迄)米國向コブラ及びマニラ麻に對しては輸出稅が賦課されぬこと。

比律賓……政治

舊條約の規定により米國に於いて比律賓の椰子油及砂糖に對し課稅した消費稅の收入は比律賓に回付して經濟的調整の費途に充てられたが、實際に於いて砂糖の消費稅收入は糖業者の間に専ら配分され、之に反し椰子油の稅收入は椰子栽培業者には交付されず、種々問題となつて居つた處、新條項に於いては、右兩收入の費途を統一して専ら經濟的獨立に即應する費途に充つべきことと

右割當量は一九四一年一月以降毎年五分宛を減減し一九四五年年度分は基本量の二割五分を減じ、翌年一月以降七月三日迄の分は前年度割當量の二分の一とす。

砂糖の無稅取扱量は一九三九年一月以降毎年八五萬英噸とし、此の内分蜜糖を五萬噸以下とす。但し、一九四六年一月一日以降同七月三日迄の分は右數量の半分とす。

一九四〇年一月以降、對米輸出に付き無稅の取扱を受くる品種の基本數量を次の通り割當てる。

葉卷煙草(各種兩切を除く)―二億本 椰子油―二〇萬英噸  
層煙草及同葉―四五〇萬封度 眞珠貝ボタン―八五萬グロ―

硬質纖維製品主として綱條類の無稅取扱量は一九四一年五月以降同年末までの分四〇〇萬封度、翌年一月以降一九四五年末迄は毎年六〇〇萬封度とし其の翌年一月一日以降同年七月三日迄の分を三〇〇萬封度とす。コブラ及び麻の輸出は數量に關係なく無稅の取扱を受く。

獨立後の米比貿易關係調整に關する勸告案の作成に就ては獨立日より少くとも二年前に米比兩國代表者の會議を開き之を決定す。

同會議には、米國側は上下兩院より夫々三名の議員と大統領選任の者三名を出し、比律賓は議會の承認を経て大統領の任命せる者九名を出す。

舊條約の規定により米國に於いて比律賓の椰子油及砂糖に對し課稅した消費稅の收入は比律賓に回付して經濟的調整の費途に充てられたが、實際に於いて砂糖の消費稅收入は糖業者の間に専ら配分され、之に反し椰子油の稅收入は椰子栽培業者には交付されず、種々問題となつて居つた處、新條項に於いては、右兩收入の費途を統一して専ら經濟的獨立に即應する費途に充つべきことと

和したことは議論の餘地なく、之によつて過渡期の獨立準備施政期間に於いて、比律賓の輸出産業を中心に全經濟が蓬着すべく豫想された危機は或程度まで回避され得るかに見えた。しかしそれは單に獨立開始に至るまでの五箇年間の問題の一次的な解決に過ぎない。かの共同準備委員の調査に基づく米比特惠貿易關係を少くとも一九六〇年まで延長すべきだとした中心的提案は新經濟條項に於いても容れられなかつたのであるから、比律賓經濟が新しい事態に適合する暇のないうちに、特惠的貿易關係の撤廢に當面しなければならぬことは、舊經濟條項に於けると毫も異るところなく、危険は依然として拂拭されず比律賓經濟を脅かすかのやうに見えた。

ケンソン大統領は、特別議會に於いて右法案の承認を要請するに當り、教書に於いて該法案を概括し且つ次の如く述べてゐる。

該法のみで、經濟調整の重要問題が、適當且つ完全に解決されるものではない。何んとなれば獨立後少くとも十五年間、米比特惠關係が繼續せられる案が採用せられず、一九四六年七月四日突如米國關稅全額が課せらるるとせば、比島年収入の四割に當る重要産業が存続され得ることは全く希求すべからざるが故である。而もこれ等重要産業の破壊は、國家構成上、財政的基礎が最大機能を發揮する必要の眞只中に於いて生ずるだけに、打撃は尙ほさら大なるものがある。故に獨立二年前に開かれる米比共同會議に於ては米比兩國にとり最も正しく且つ公正なる規定を設くるであらうことは余の信じて疑はざるところである。

比島はこの會議のため早く準備をなすべきであり、余は次期通常議會に於いてこの目的のため何等かの議案の提出せらるべきを期して止まないのである……と。

その後の世界情勢は、豫感せられた危惧を裏書するかの如く推移した。

### 三 獨立期線上問題

ものと思惟した、此の獨立法の下に米比間の通商關係は一箇の確固たる基礎の上に置かれ、過渡期間たる十箇年間は變更され得ないものと確認したのであつた。

併しながら此の獨立法が吾々比律賓人によつて受諾された後、間もなく、米國議會は米比通商關係調整のための獨立法規定條項を修正し始めた事實から見て、米國議會は獨立法の規定に拘らず何時たりとも此の米比通商關係を修正する権限を有するものゝ如く考へてゐる。

斯る事態の下にあつて現状を續けるならば比島は經濟的破滅を招く外はない。米比通商關係をより一層確實な基礎の下に置く事は絶対に必要であり、此の目的を達成するには唯一の方法即ち米國政府及び獨立比律賓共和國の兩者間に於いて條約を締結すること以外にはないのである。

比律賓が星條旗の下にといまる限り、米國議會は比島に關する何れの法規をも自由に修正できると常に考へるであらう。若し一度獨立して比律賓が米國との間に獨立法に規定する米比通商條項の如きものを含む條約を締結し得たなら米國議會は此の條約の存在する限り之を尊重せざるを得ない。

是れ、余が比律賓の早期獨立を要求した所以である。と

更に十月十八日國民議會に對する教書に於ても早期獨立の望ましい所を以て述べてゐる。

「一九四六年に獨立を與へらるべきものとすれば、一九三八年乃至一九三九年に之を得られぬ有力な理由を發見することは出来ない。僅か七箇年に比島の現状を實質的に變化せしめる格別のことは成し得ない。現在の障害は一九四六年にも同様である。十年の準備期間を設けたのは比島人の經濟的打撃を考慮したものである。それ故に若し比島側が之を甘受すれば獨立線上は爲し得るのである。今日獨立線上を提議したのは、比島に好意を有するルーズベルト大統領の在任中に獨立するのを得策と思料されるが故である……獨立準備期間中に於て比島は共和國たる素

比律賓獨立期線上問題は、一九三七年三月九日、同十八日の兩日に互り開催された米比通商會議議備會商に於けるケンソン大統領の提議によつて表面化した。

ケンソン大統領は二月下旬前記會商に出席するため華府に赴いて以來、比島の經濟發展と自由獲得の目的により、一九四六年に完了すべき獨立準備期間を短縮せんとする希望を表明するところあつたが、會商の席上正式に、比島獨立の早期承認即ち一九三八年十二月三十日乃至一九三九年七月四日に獨立期を繰上げ完全獨立を賦與する案を要請したのである。

本問題は、米比間に専門家の共同準備委員會を任命し検討すべし、との米國國務次官補フランシス・B・セーヤーとケンソン大統領との共同聲明となつて一應落着を見、而してタ・マ法規定の一九四六年の獨立期が何等の變更をみるに至らなかつた経緯は、既に述べたところである。

一九四六年の獨立期を以てさへ、比島經濟に對する悲觀的見解の一般的であるにも拘らず、ケンソン大統領は何故に獨立期線上を提唱しなしたのであらうか、彼の眞意を捕捉するに當つてかゝる提案が米議會に於て承認さるゝことは極めて困難な問題に屬し實現も覺つかなかく思はれる點に就いて、或は政策的に米國の輿論に一石を投じ其の動向を見極はめんと試みたのではないかとの憶測は暫く措き、少くとも表面的には是に對する解答としては、コムモンウェルス樹立以來體驗せる権限の不明と獨立法案通過後米國側の恣意によつて順次制定され且比島に不利なる諸法案の成立を擧げ得るであらう。

四月五日ケンソン大統領はワシントンからのラヂオ放送に於て次の如く述べてゐる。

「何故吾々は完全獨立の爲十箇年もの準備期間を許與されたのか、其の主なる理由は米國議會の意見として完全獨立に備ふる國民經濟調整のため十箇年の準備期間を必要とされたものである……吾々は獨立法受諾の際其の條項の一箇條たりとも比律賓人の同意なくしては修正できない地をつくらなくてはならぬところ、關稅、貨幣、財政、移民、國際義務等の最重要な事項は米國大統領の裁可得なくてはならぬ現状では、獨立準備の責任を果し得ない。

要するに、米比相互ともに獨立することが望ましい。と

如上の演説によつてもわかるやうに、ケンソン大統領の意向は政治的には比島側の権限の不明を除去し、經濟的には其の不安定を除去するために、早期に獨立し、獨立國間の條約締結形式に依り一層確實な基礎の上に兩國關係を調整し、特に獨立後の米比通商關係は、現在の米國と汝馬との間に於けるやうな特惠協定にしたい、と云ふにあつた。

はからずも、ケンソン大統領が投じた獨立期線上の提議は、米比各方面に少なからぬ衝動を與へ賛否の論議を捲き起したが、駐比高等辦務官代理ジョーンズの是に對する意見は、當時に於ける現地米國官邊の意向を代表するものとして、其の後程なく擡頭するに至つた比島獨立再検討運動と對照するとき、ジョーンズ自身の再検討論者への轉向は別とするも、洵に興味ふかいものがある。

即ち、ジョーンズの意見は次の通りである。

「獨立期の繰上げは相當實現の可能性がある、元來、米國議會に於ける空氣は、農業團體及び汝馬關係者の勢力が強大であるから比島拋棄論に傾き、若し無條件にて比島に完全獨立を與ふべしとの提案ならば、大なる反對なくして採擇せらるゝ形勢にある。

但し、行政部特にルーズベルト大統領としては、折角獨立せしめんとする比島を、經濟的に見殺しにするに忍びない建前の下に其の經濟的調整に關する具體案を見出ししめんとしてゐるものである。即ち比島側に如何なる經濟的打撃を受けても政治的に獨立を得んとする覺悟さへあるならば、或は今日にも獨立は不可能ではない。然しタ・マ獨立法の經濟條項よりも遙に有利な條件で互惠協定を爲し且完全獨立を得んとする要求では假令行政部の養成を得たとしても議會の通過は困難であらう。即ち獨立期を繰上げ得べきや否やは一に比島側の覺悟如何にあるのであつ

て、經濟上何等米國に求むる所なくんば議會の關する限りは線上も亦易々たるものである。

尤も行政部としては通商關係以外に極東の情勢、海軍問題等の所謂高政策をも考慮に入れる必要があらうが、少くとも現在の日米關係に於ては軍事上比島保有の必要は餘りない様である。米國產品の專屬市場としての比島は其の消費力大ならず、日米貿易が米比貿易より遙に重要な数字の示す所である。假に米國が比島產品を購入しない限り比島側も米國品を購入せずと主張するなら、勝は必ず米國に歸するであらう。即ち米國は比島產品の代用品を中南米其他諸國より買付け是等諸國の購買力を増進することにより有力なる互惠協定を締結することを得る。而して右は比島市場の喪失を償つて優に餘りありと云へる。但し比島土着の米人等は線上は勿論獨立にも反對してゐる。米國の比島占領以來同國に根據し又既に相當の投資をも爲してゐる彼等は著しく帝國主義的思想を有し、本國に於ける空氣を嫌がらない模様である。米比共同専門委員は經濟調整策及び獨立線上の時機等に關し行政部に勸告をなすため更に種々研究をなす趣であるが、米比通商關係の資料は先般米國側委員の公表した調査書に網羅せられ、獨立後に於ける比島經濟打撃の程度も明確となつてゐるから、實際問題は右資料に基き米比兩委員が互惠協定の打合點を見出すにあるべく、結局は比島側の決心如何にある。

結局は比島の獨家は一、二年中に完成することは至難であらうが、一九四六年より遅いことはないであらう。ルーズベルト大統領の在任最後の年たる一九四〇年頃であらうと考へられる。

#### 四 獨立再檢討問題

##### 1 米國側の動向

比島獨立問題の再檢討は既述の如く政治經濟的に擡頭すべき要因を包蔵してゐたが、表面化する直接の導火線となしたものは一九三七年二月ポール・V・マクナットの駐比高等事務官就任であつた。

彼は前任者マコフィーと異つて比律賓政府に對し強硬態度を以て臨み其の鋒鏘は着任後間もなく現はれた。

「比律賓コムモンウェルス政府を樹立せる米國議會法律(憲法附屬法令第一條第十項)は「外交事務は米國の直接の監督及統制下に屬すること」を規定せるにより、米國高等事務官はコムモンウェルス政府又は其の代理機關に宛てたる公用通牒は凡て本官署を経てコムモンウェルス政府に移牒せらるべきことを希望す」

との一九三七年五月十四日マニラ駐在各國領事館宛の公文回章の送達及「今後各國領事と比律賓政府官吏と會合の公式席上に於て乾杯する場合にはコムモンウェルス大統領に對するよりも先づ米國高等事務官に對し先にすべし」との同五月二十一日比律賓駐在各國領事宛の通告の如きは比律賓政府を事の以外に驚愕せしめたところである。

本問題は立消に終つたが彼の此の對比強硬態度は米國の對比硬化の一端を窺ひしものがあつた。しかし、獨立問題に關する限りマクナットは四月比島に着任した當時は未だ再檢討論を抱懐してをらず、着任後最初の新聞記者會見談に於ても「タ・マ獨立法に規定してゐる充分なる權限を基き……仕事を始むべくタ・マ獨立法にして變更されぬ限り比島獨立は一九四六年より早からずとの假定の下の下事務を遂行するであらうと言明してゐる程である。然るに支那事變勃發後彼の見解は漸次變化し、特にパナイ號事件後一九三八年一月下旬上海に赴きヤネル亞細亞艦隊司令長官等と比島問題及び東亞情勢に關し商議するに及んで、彼の比島獨立に對する見解は俄然一變し、「米國は東亞の利益を留保せざるべからず」と比島拋棄反對意見を抱くやうになつた。

三月一日マクナットはワシントン・ブレックス・クラブに於て「過去の米國の對比島政策は失敗である。比島經濟界は全く米國・日本・支那等の外國勢力の支配下に在る。比島が經濟上の獨立なくして政治上の獨立を實現せんとするは甚しい矛盾である。今後に於ける米國の對比政策として

は、(1)タ・マ獨立法をそのまま實施するか、(2)同法に重大な變更を加へるか、(3)同法を廢止するか、の三方法がある。何れを探るにせよ最近東亞に於ける事態の變化は充分に考慮することを必要とする……米國が比島より撤退するに於ては同島は自然に亞細亞の強國の勢力下に入る事となるであらう。米國は將來に於ても現在通り同島に踏留まることが肝要である。比島獨立に關する同島の意向は獨立を主張するアギナルド一派の如きものもあるも、一般民衆の多數は獨立に反對のやうである。」と述べ、且つ既に三度びに互リルーズベルト大統領へ比島獨立延期を進言したと云はれたが、次いで、三月十四日ワシントンからのラヂオ放送により比島民に呼びかけ「比島獨立は現實に即して再檢討すべきである。」として次の如く述べた。

「比島は今運命の岐路に立つてゐる。比島は人口は甚だ稀薄である。而もその周圍には數千萬の國民がその國土に充ち溢れた國家を以て圍まれてゐるのだ。比島獨立は極めて現實的な人種滅亡の脅威に直面する。之に加ふるに外國の軍事的侵略に對する自己防衛力の缺如と米國市場の喪失による經濟的破壊が豫想される。この情景を想像することは誠に悲惨なるものがある。一方、米國の立場から觀ても同様にその將來は陰鬱だ。萬一米國が比島から手を引くならば、我々は東洋外交に對する發言權を喪失することになる。

今日の比島は東洋に於ける唯一の幸福地である。こゝを支配するものは節度とデモクラシーと平和だ。こゝに於てのみキリスト教主義東洋人の魂を統べ、アメリカ文化が自由の炬火をかざし隣人愛を發揮することを得たのである。

政治方面に於ては、米國旗と主權は依然として比島に遺すべきである。この場合、米國は、外交、關稅、移民、通貨、公債等の管理權を保留するも、其の他に關しては比島に廣汎なる自治を許す外、經濟的には米國の國內産業を害せざる限りに於て比島に對し最善の貿易關係を與へねばならない。

軍事的には、米國旗が比島に懸へる限りは如何なる外國と雖も、比島に駐屯する軍隊を無視して侵入するを得ないであらうことを余は斷言する。米國旗が此の島にある限り比島は極東の平和的再建設の礎となるであらう。

而して若し米國旗が引降されたならば、比島は忽ち血腥き戰場と化せんことを余は敢て斷言するものである。

比島は、東洋唯一のアメリカニズムの前哨なのだ。何時の時代に於ても前哨は米國繁榮の指導權であつた。現代の米人は勿論だが、後代の米人も亦この前進の大業を忘却してはならない。

吾々は後退し逃避してはならないのだ。吾々は此の際比島獨立に對し現實に即した再檢討をなすの必要がある。此の檢討が、米比の永久的なる政治的經濟的關係維持政策を有利とする結論に達したならば、是れを實現せしむべきものと余は信ずる。何故なら、それは比島民が欲し且つ我が國家的目的遂行の助けとなるからである。米國は力を以てその主權を如何なる國民にも強制するものでないが、兩國の福祉と安全は最高の理想であり、兩者は相離るべきものでない。

比島の救済、米の利益而して太平洋平和の爲めに調和さるべきものであることを余は確信する。この演説に於いてマクナットは單に獨立の延期ではなく、米國は政治經濟軍事的に比島を永久に保持すべきことを強調し、比島に新たな衝動を與へたのであつた。かくてマクナットは比島獨立再檢討の一石を投じ漸次米比兩國に該機運を醸成して一九三九年七月聯邦保險局長官に轉じた。その後と雖も彼は歸米の途次桑港に於て比島自治領案を繰返し説いたのを始め機會ある毎に持論を主張し續け、比島獨立再檢討の輿論昂揚に努めたのであつた。

新高等事務官フランシス・B・セーヤーの對比態度は各方面から注視されてゐたが、八月一日ワシントンに於ける新聞記者との會見に於て、彼は「一九四六年を期して比島に獨立を與へることを規定してゐる現行比

島獨立法の再検討即ち獨立延期は比島側の希望によつてのみ行はるべきもので、米本國としては何等干渉すべきではあるまい。」と語つたが更に十月二十一日マニラ着任の翌二十二日發表した聲明でも「比島獨立問題は幾多の困難、錯綜を伴ふべきも其の根本問題は明確である。比島獨立は米國の比島領有以來、民主黨たる共和黨たるを問はず常に米國政府の確約せる所で、一九三四年にマニラ獨立法の制定を更に過般經濟條項の修正をみた。同法の改變は米國議會のみがなし得る所であつて同法が改變せられない限り其の條項實施は米比兩國官憲の義務である。米國議會がマニラ法を採擇し、比島民が同法に基き憲法を受諾した以上、米比兩國國民一致の希望によらない限り、獨立を撤去し乃至は其の基本條項に變改を加ふべきではない。

萬一比島民が永年翹望せる政策の變革を決定するとも、その最後の決定は世界及び比島情勢を熟慮の上米國議會のみが爲し得るものであつて、是れを今日より豫斷するは困難である。」と述べた。

要するに、セーヤーの對比態度は「比島側より自發的に再検討の要請なき限り米國議會の問題にあらず。比島獨立は既定の事實として進行するであらうとの見解に終止したが、なほ且つ「比島問題は米國の東亞外交方針と云ふ更に重大なる問題と之を切離す事は不可能である。」との意向を抱き歐洲情勢や東亞情勢の進展に即應して獨立問題を考究する必要のあることを示唆してゐる。

2 比島側の動向

獨立問題に關する比島側の一般情勢は、各般を通じて政治的獨立は素より歡迎するところであるが、獨立期の近づくに従ひ、漸次自國の經濟的無能力を自覺して、獨立後の經濟確立に危惧の念を抱くものが増加してゆく觀があつた。政府及び政界方面は獨立を強調して來たが、實業界殊に現在米比間特惠關係に依存してゐる椰子、砂糖及び麻生產業者並に貿易業者方面では自己の利害關係の立場から一九四六年に獨立することに反對を表明する者多く、米國系實業者も亦自己の投資を保護するた

め、此の趨勢を利用して反對氣運の醸成に努めた。これ等の獨立反對氣運は、マクナットが比島獨立再検討乃至延期論を提唱して以來益々旺盛を呈し、支那事變及び歐洲戰爭による國際不安を巧みに利用して、此の運動の強化に努めた。

かくて、獨立戦線何となく異狀あるやの觀を呈するものあつたが、此の時農商務長官アキノ氏は、マクナット辭任二箇月後の九月十四日マニラ・ロータリ俱樂部の午餐會に於て「比律賓の獨立」なる題目の下に自治領案其の他の獨立再検討論を痛烈に批判して眞向から反對し「比律賓獨立運動の志士リサル及マビニを讃へ、我等に残された途は絶對且つ完全な獨立あるのみ、比律賓人は植民地又は合衆國の一州たることを欲せず、況んや自治領政府の下に於て完全な自治を享有し得るなどと思ふことは空想にすぎない。一國の權威、名譽及名聲は富裕及安樂よりも大事であり、今や此の重大な試練期に當り自分の子孫は外國統治下の自國に於て、富裕なれども奴隸たることよりは、貧困なれども自由の民たることを望む」と絶叫した。是に對する反動は須由にして現はれた。砂糖の産地ネグロス島選出の議員ホセ・ロメロは、九月二十五日歐洲戰亂對策措置のため召集された臨時議會の劈頭「獨立問題の再検討案」を提議し、前述アキノ演説を辯駁して、感傷的獨立論は採るに足らずと酷評し、

一 比律賓を繞る東亞諸國民は、個人的自由は無頓着で而も衛生保健の觀念なく、一年幾百萬の疫病者を出す苦役労働者であつて、且つ物質的道德的の不隨者、宗教的の狂信者、神秘主義者である。我等比律賓人が斯かる東洋人の運命から免れたのは我等が過去四百年間西洋諸國と精神的物質的の交渉を持つた御蔭である。

今、米國との關係を斷つことは我等が四百年後に於て西から東へ轉じたことであつて、我等は東洋のレヴェルに引下げられるものである。我等が準備なくして東洋に還つたとき、隣國人の移民の流れを阻止し得るか、又苦役労働の低賃銀で造つた商品の流入に對し、あ

の名義上の監督に別れを告ぐるために拂つた代價に外ならぬのである。

と論じ、獨立後の比律賓の經濟的困難と外國からの脅威を想へばアメリカとの關係を斷つべきではないことを主張した。はからずも議會で揚つた公然たる獨立再検討の烽火に、ケンソン大統領は「政府に於てはマニラ獨立法の規定方針に従ひ一九四六年に完全獨立のため必要なる對策の準備を進めてゐる。旨の聲明書を發表して政府側の意向を闡明し、又議會は獨立受諾確認決議を五三對六を以て採擇して、其の獨立に對する議會の變らざる意思を表明したのである。議場外意波の捲起し敗れ去つたロメロ一派は、直に同志を糾合して、フライリツピン・シウイツク・リーグなる團體を結成し、有志五百名の署名した左記要旨の聲明書を公表し、獨立問題の再検討運動を開始した。

シウイツク・リーグの聲明書

我等は次の七項目を確信する。  
 一 我が政府の根本目的は、比律賓人民の安寧、幸福及進歩を確保するに在り、而して此の目的は平和、安全感及民主主義の雰囲気のみにて達成し得る。  
 一 現下世界の情勢は最早條約に頼り得ざるに付、比律賓の最善保障は、アメリカとの結合關係を延期するにあり。何となればアメリカは比律賓に對し絶えず恩情と正義を以て臨み、最高の名譽と公平を與へ來りたるを以て、我等はアメリカの約束に頼り得る。  
 一 我等は比律賓の自由と最終的獨立を要望するものであるが、未熟且つ不安なる獨立を得むが爲に最終且つ永劫の獨立を犠牲とするを欲せず。此の理由に依り一九四六年の獨立案再検討に賛成する。

一 アメリカはマニラ獨立法に依り、既に比律賓の完全な獨立を許容したが、右の獨立は停止條件附のものに過ぎない故に、我等が一九四六年以降アメリカとの間に或種の政治的關係を繼續せむと欲

く造關稅の障壁を守り得るか、又比律賓資源の保存と國民化に關する諸法規は現在米國の統治下に在つても屢々犯されてゐるが、獨立後果して之を嚴重勵行し得るか。

往年比律賓の警官は漁業法を勵行し様としたとき、海中に投げ込まれた。犯人の引渡を請求したとき體よく斷はられた。或る者は此の外國が平和的手段に依る以外、何物をも比律賓から取り得ないと云ふが、多分然かるべしと思ふ。然し此の點が最も警戒を要するのであつて、我々は次から次へと、各種の利權を讓り結局比律賓の重要産業、漁業、林業、小賣業及或種の鑛山等は武力に依つたと同様平和の裡に此の外國人の手に收められるのであつて、經濟的利權を握られた比律賓人は所謂「東亞の新秩序」の線に引摺つて行かれ、次いで政治的利權をも握られる事になるのではないか。

一 現在米國の統治下にある比律賓は如何なる國からも攻撃を受けることはない。何故かなれば、假に比律賓が占領されたとしても、過去に於て戰に敗れたことのない米國、又現在日を遂つて強大となりつゝある米國は最後に勝利を占めるからである。

一 米國と一所の比律賓は米國の一兵だに居なくとも安全であると云ふ所以である。

一九四六年の獨立に就て、吾々が經濟的に準備されて居らぬであらうことは一般に認められてゐる。獨立後の比律賓に對し米國から與へらるべき貿易上の特典は政馬に對する特典よりも寛大であるとは思へない。一九四四年の會議に於て、政馬に對する特惠稅率よりも有利な特典を比律賓が貰ひ得ないとせば、吾々は最も重大な經濟問題に直面することとなり我等の砂糖、椰子油、煙草、刺繍、貝ボタンの産業は破滅を免れぬ。財政は逼迫し、失業者は續出する饑饉に泣き、困苦を訴ふる者全國に滿つるであらう。之は取りも直さず、我國に於ける米國

しても、それが爲に我等の自由意思と自主権の行使を妨げられな

一 アメリカとの間に政治的乃至経済的關係を繼續することが、兩國の爲に利益であると双方に承認された場合、右關係の繼續を我等が企圖したとするも之が爲め比律賓の國民の名譽を毀損することはない。

一 アメリカと比律賓の政治的關係の繼續は、兩國の恒久的友誼と経済的乃至文化的協力を保全する最善の方法であつて、この友誼と協力こそ兩國の永遠なる幸福、アメリカの強大、比律賓の安全及び東亞平和の確保となるものである。

一 前項の米・比關係の繼續に關する折衝の途は、廣く双方の間に開けてゐるが、最近アメリカ高等事務官セーヤー氏の明言した如く、一九四六年以後に於ける米比間政治關係の再檢討問題に就ては、比律賓側から先鞭を付けなければならぬ。しかも此の見解は、ワシントンの多數有力者によつて支持されてゐる。

以上の見地から我等は共通の意志と共通のプログラムに依り、眞面目に獨立問題の再檢討方を提唱し、且つアメリカ政府及び市民に對して我等の研究及審議の基礎として、自治領の政治體制を提案する。

シウイツク・リーグの首腦部には、比島砂糖協會長ブラシド・エル・マバ、レイテ州選出議員カルロス・タン、元比島憲法會議々員サルヴアドル・アラネタ、労働國家委員會委員エステバン・アイ・ヴァスケス、マニラ大學總長マリアノ・サントスの他、エデュアルド・コフランコ(有力米作者)ルイス・デ・レオン(資産家)等が名を連ねてをり、而して運動關係者の多數は製糖業者であり、この運動が旺盛の地方は甘蔗栽培地方であるが裏面には在比米人實業家との緊密な連絡があり、運動資金の如きも米人商業會議所方面より相當豊富に支給されてゐる模様で、米國人權益擁護の前哨團體であるとも觀られた。シウイツク・リーグの運動は漸次興味と關心を以て迎へられ、特に實業家、知識階級及労働者の一部には共鳴

者尠くない模様であり、又、米國內獨立反對論者は右運動を利用するであらうし、同運動は比島の完全獨立達成途上に於ける痛をなすものと觀られた。

然らば、シウイツク・リーグの運動に對する比島労働階級の動向はと云ふに、同リーグ首腦中には前記の如く労働國家委員會委員であるヴァケスを含むも、同委員會加入比島労働團體全部を意味し或は又同委員會の意向を代表するものではなく、右委員會委員中には「日本が比島侵略の意思のないことは明白な事實である。従つて、經濟生存を保證せられ以上何等獨立を恐れる理由はない。」とて反對意見を表明するものもあり、又比島共産黨書記長ギレルモ・カバドシアの如きも「最早や米國依存を放棄し比島人自身の獨立のため奮起すべき時である。」と言明し反對意向を表明した。

獨立再檢討乃至延期問題に對するケンソン大統領の態度に關しては、曩に一九三九年九月の第二次特別議會に於て「比島政府はタ・マ獨立法の既定方針に基き一九四六年に完全獨立の準備中」なる旨の聲明書を發表せしめ其の態度を表明したのであるが、實に一九四〇年一月二十二日の第二期第二回通常議會に對する致書中、獨立再檢討論起つて以來始めて議會に於て同問題に觸れ、その獨立計畫遂行に對する信念を極めて明瞭に表明した。即ちケンソン大統領は

「獨立計畫を變更するに當つては、第一に米國が現在の政治的並に經濟的關係を保持しつゝ獨立のみを延期することに賛成するか否かを考へねばならぬが、米國がかゝる計畫に賛成するものと思はれぬ。第二に若し比島民が獨立國となるを欲せず又は恐れるなら其の唯一の代案は永久に米國の領土として留まることであるが、それは比島民に出来ることでない、第三に米國が外國の侵略に對して比島を保護せねばならぬが米國はかゝる責任を負担せぬであらうし、又比島が米比間の恒久的結合を圖らんとするには比島側に於いて移民、貿易、通貨、其他關係財政事

項、更に他國との條約締結權に對する完全なる權限を保持し得るとの條件の下に於てのみ可能であるが、米國側に於て之に賛成するとは思はれない。

一度が米國の羈絆を脱した時、比島が外國の侵略の前に曝されぬと斷言することは出来ない。併し、若し我々が自由なる權利を以て自治を行はんとするなら、我々は其れに伴ふ責任を負担せねばならぬのであり、他の獨立國もそうであつた様に我々も我々自身に依存せねばならないのである」と述べて再檢討論の非實現性を指摘し、如何にするも獨立せねばならぬとの決意を披瀝したのである。

五 最近の動向

然るに、日本を中心とする大東亞共榮圈確立を繞ぐる日米關係の悪化と歐洲大戰の勃發、加ふるに三國同盟の成立は輻輳國對英米の抗争をますます熾烈ならしめ比島の立場をいよゝ苦境に陥れた。

即ち比島の輸出貿易を安定せしめんとする全計畫は戰爭によつて完全に阻害されるに至つた。比島の對歐貿易の大部分は失はれ戰爭の擴大によつて事實上消滅するに至り、米資産凍結金及び米輸出統制法の比島適用により對東洋貿易も事實上死滅し、比島經濟の生命たる對米貿易も太平洋に於ける船舶不足の爲め重大脅威に曝されるに至つた。而も他の民主主義國に新市場を獲得するの計畫も深刻な船舶不足のため實現性は殆どなくなり、他方對内的には、國防強化の必要から現在までに經濟機構強化のため支出されることになつてゐた經費も今から支出し得る經費も總て軍事費に充てられねばならなくなつた。

かくて比島は戰爭の影響と對日政策の反動から輸出全産業に深刻な打撃を受け、比島經濟は未曾有の苦境に陥り、從來とても危まれてゐた比島自身の手による比島經濟の再建はいよゝ絶望となり、たとへ、比島が一九四六年に政治的獨立を成就したとしても、經濟的に對米依存關係を斷絶することは不可能視するに至つた。

比島政府は、此の經濟難局打開のため從來以上に米國の救援を渴望し、最近の對米折衝はすべて、この線に沿つて行はれてゐる有様である。一九四〇年九月十七日ロハス財務長官はラヂオを通じ次の如く對米要請を行つた。

「吾人は今や祖國を護れとの召集喇叭が響き渡つた時には、その人的資源も物的資源も米國のお役に立てるやう決意してゐる……吾人が經濟調整の爲めに採擇した計畫と同様議會の方法も亦自由競争の上に立つ國家間の自由なる交易と云ふ世界に主流を爲してゐた正常なる状態を見越してのものであつた。だが斯る基本的な條件は最早や存在しないのである。

議會が豫明し得ざりしもの、且つ又、吾人の力の及ばざる四圍の状況が、吾人の刻下の經濟調整への問題と化し來り、それは頗る困難であるばかりでなく吾人の見た處では現代には實際には不可能とさへ思はれるものである。之等の困難は來年一月から效力を生ずる米國への我輸出品に對する輸出税の賦課や割當制限により、激化されるであらう。網具は一定の割當量に制限され、椰子油及煙草は逐年遞減制度により量的制限を受け、砂糖でも他の商品も漸次合衆國に於て課税率は増加されることとなつてゐる。此の時恰も戰爭状態にある爲め吾人が米國へ賣込んでゐた物産を振向ける新市場を見出し得ず滞貨が増し生産費が漸増せんとする際に生ずるのである。

比律賓は須らく、此の困難の時代にあつて吾等の重荷を増すが如き斯る議會の取極めは中止し即時救済手段の必要を認めるべきだと信ずるものである。余の説く救済策は少くとも獨立經濟調整の期間を更二十箇年延長し世界平和再建設後の四箇年迄米國への比律賓の輸出品に對する割當の遞減制度や輸出税の遞増を禁止することである……經濟調整方策を如何に變更するとも獨立法中に規定された獨立の日附を變更したり延期したりする必要は更にないのである……」

このロハス演説は、實業界は云ふまでもなく、ケンソン大統領始め政府

筋から全面的支持を受けたが、従来その立場上獨立を強調してきた政府要路者さへも、比島の將來に不安を抱き始めて、現實に即した再考慮を餘儀なくせしめられてゐる事實を物語るものとして、注目すべきものであつた。

次いで、ケソン大統領は一九四一年一月三十一日國民議會に對する致書に於いて「此の世界的非常時に當り、比島は母國たる米國のために其の全人力及び物實力を捧げるものである。

比島はその國防を米國と結合して充實するために全力を盡してゐる。併しながら比島の獨立を以てしては自國を防衛するに足らざる現狀にある。故に吾人の希望するところは、米國國防計畫が比島をも其の中に包含せんことである。

比島の防衛は先づ第一に米國の責任でなければならぬ。何故ならば、比島が米國の下にある限り比島が平和を保つべきか戦ふべきかを決するものは一つに米國の決定に懸つてゐるからである。」と對米依存を特に強調し、國防問題に關しては全的に米國に頼らんとする態度を示し、議會は、タ・マ法修正法(タ・コ法)規定の輸出賦課を無期限若は米比通商會議開催まで停止すべきことを米大統領及米議會に要請せんとする決議案並に前記輸出賦課停止要請決議案の通過は獨立問題に關し一般の誤解の招く惧ありとして「比島議會及國民は米比間の問題たる一九四六年政治的獨立は既に決定的のものにして殘る問題は獨立完成への努力のみであるとしてゐる。」旨の「政治的獨立に對する比島議會及國民の態度表明決議案」を採擇したのである。

然るに、右決議案に基く輸出税並に割當制限を停止せんとする比島政府の要請は、比島獨立の根本法たるタ・マ獨立法、同修正法の精神に全く背致し、後者の如きは、全く一片の反古と化するに至るものとなし、米議會には早くも干渉議員による比島獨立放棄論乃至延期論の擡頭を見るに至つた。

即ち、オースティン共和黨上院議員は「フィリッピンの獨立の無期延期は米國及びフィリッピンのために有利である。故この際米國は獨立問題の再検討をなすべきである。余の考へではフィリッピンに自治領の地位を與へ、これによつてフィリッピンの保護を容易ならしむべきである。」と述べ、民主黨上院領袖パークレー議員も「世界情勢の變遷に鑑み、フィリッピンの獨立延期が望ましい。」と賛意を表し、是に對してタ・マ法産みの親タイディングス上院議員、孤立派の一部は、フィリッピンは政治的にも軍事的にも米國の大きな負擔なりとし反對を表した。比島問題の新たな展開に對しては、ホワイト・ハウスとしても、東亞情勢の不安状態に鑑み重大考慮を拂ふに至つた様子が推測され、比島獨立は再び危機に直面するに至つた。

斯る情勢裡に、シヴィック・リーグ會長ホセ・ロメロは「現下の緊迫且つ不安なる情勢下に於て小國の運命は極めて不安であり、隨つて獨立再検討は現在其の時機でない」との理由に基き獨立再検討運動放棄を聲明、再検討より全面的對米依存に歩を進めた。

米議會方面の比島獨立延期論に對し、比島の支配者達は議會議の決議にも明かにされた通り、比島側の要求は單なる經濟問題で、決して獨立放棄を意味するものでないと稱し、オスマニヤ副大統領も「比島の獨立は世界情勢の推移により變更を觀るが如きことは絶対にない。」と斷言、ケソン大統領も八月十六日ナショナルスタグ大会に於ける次期大統領候補指名受諾演説に於いて「獨立問題は既定の事實として今更議論の餘地なし。」と述べたが、併し輸出税並に割當制限停止の要請が米議會の容るゝところとなれば、比島の獨立は單なる名目上の獨立を意味するもので、當初タ・マ獨立法が企圖した獨立とは全く變質したものであることは、當然豫想されることである。

かくて、比島が深刻なる經濟危機に直面し、比島經濟が米國の援助なくしては獨立的發展を遂げ得ないと云ふ事實は一九四一年七月比島陸軍

の米軍編入と共に、米比關係が新たなる局面に突入したことを示すものである。

### 第二節 比律賓憲法

比律賓ノ人民ハ其ノ理想ヲ具體シ、國家ノ資産ヲ保護發展シ、進歩及福祉ヲ増進シ、自身及子孫ノ爲ニ正義、自由及民主ノ制度ノ下ニ獨立ノ恩惠ヲ確保スヘキ政府ヲ樹立スルカ爲ニ天佑ヲ祈願シ、茲ニ本憲法ヲ制定發布ス

#### 第一條 領域

第一項 比島ハ一八九八年十二月十日米國及西班牙間ニ締結セラレタル巴里條約ニ依テ米國ニ割讓セラレタル總テノ領域ニシテ、其範圍カ同條約第三條ニ掲ケラレタルモノ及一九〇〇年十一月七日米國及西班牙間ノ華盛頓條約、一九三〇年一月二日米國及英國間ノ條約ニ掲ケラレタル一切ノ島嶼並ニ現在ノ比島政府カ管轄權ヲ行フ一切ノ領域ヨリ成ル

#### 第二條 主義ノ宣言

第一項 比島ハ共和國トシ、主權ハ人民ニ在リ一切ノ統治權ハ人民ヨリ發ス  
第二項 國防ハ政府ノ主要ナル義務ニシテ此義務ノ遂行ニ當リテハ全テノ市民ハ法律ニ從ヒ兵役ニ服シ又官ニ任スルモノトス  
第三項 比島ハ國策遂行ノ爲ニスル戰爭ヲ否認シ、一般ニ承認セララル國際法ノ主義ヲ其ノ國法ノ一部トシテ採擇ス  
第四項 市民トシテ其ノ子弟ヲ養育スル親ノ自然權及義務ハ國家ニヨリ補助支持セラレヘシ  
第五項 國家ハ總テノ人民ノ幸福及經濟的安全ヲ保障スヘキ社會正義ノ促進ニ努ムルモノトス

#### 第三條 民權

第一項 一 比律賓市民タルモノハ正當ナル法律ノ手續ナクシテ其ノ生

- 命、自由若シクハ財産ヲ奪ハレ、又法律ノ平等的保護ヲ拒否セララルコトナシ
- 二 私有財産ハ正當ナル補償ナクシテ之ヲ公用ノ爲ニ徵收セララルコトナシ
- 三 不當ナル搜索及差押ニ依リ身體、家屋、書類及財産ニツキ保護セラレタル人民ノ權利ハ毀損サルコトナシ、訴願者ノ宣誓、確認若シクハ立證ニヨリ檢査又ハ殊ニ搜索セララルヘキ場所及差押ヘラルヘキ人若シクハ物ヲ明示シタル後判事ニヨリ決セラレタル相當ノ理由ニ基クニ非サレハ合狀ヲ發スルコトヲ得ス
- 四 法律ニ依リ規定セララル範圍内ニ於ケル居住及移轉ノ自由ハ確保セララルヘシ
- 五 信書ノ秘密ハ裁判所ノ適法ノ命令ニ依ルカ又ハ公共ノ安全秩序ノ爲ニスル場合ニ非サレハ之ヲ犯スコトヲ得ス
- 六 法律ニ反セサル目的ヲ以テ組合及結社ヲ組織スル權限ハ認めラルヘシ
- 七 宗教ノ樹立ヲ命シ又ハ宗教ノ自由ナル實施ヲ禁スルカ如キ法律ヲ制定スルヲ得ス、信仰及禮拜ノ自由ナル實施及享受ハ差別又ハ特權ナク永久ニ許容セララルヘシ、公權又ハ政權ノ行使ニ關シ宗教的審査ヲ要求スルコトヲ得ス
- 八 言論ノ自由又ハ平和ニ集合シ且政府ニ請願スルノ權利ヲ制限スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス
- 九 貴族ノ稱號ヲ與フル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス、比律賓ニ於テ營利又ハ信託ノ業ヲナス者ハ國民議會ノ同意アルニ非サレハ外國ヨリ何等ノ贈與、俸給、官職又ハ稱號ヲ受クルコトヲ得ス
- 一〇 契約上ノ義務ヲ毀損スルカ如キ法律ハ制定セララルコトナシ



- 一 溯及的效力ヲ有スル法律又ハ公權剝奪ヲ定ムル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス
- 二 何人ト雖負債又ハ租税不納ノ爲ニ監禁セララルコトナシ如何ナル形式ニセヨ不當ナル勞役ハ適法ニ告發セラレタル犯罪ノ刑罰以外ニハ課セラレサルモノトス
- 三 人身保護令狀ノ特權ハ叛逆、暴動又ハ外寇ノ場合ニ於テ公安上ノ必要アルニ非サレハ之ヲ停止スル事ヲ得ス
- 四 何人ト雖法律ニ依ルニ非サレハ刑事事件ニ付キ回答ヲ強要セラルコトナシ
- 五 犯罪ノ證據カ顯著ナル死罪ニ付告發セラレタル場合ヲ除キ何人モ判決前ニ相當ノ保證ヲ立テ保釋セララルモノトス但シ極端ナル保釋ハ要求スルコトヲ得ス
- 六 刑事訴訟ニ於テ被告ハ反證アル迄ハ無罪ト推定セラレ且自身及辯護人ニ於テ意見ヲ述ヘ、訴訟ノ性質及理由ノ開示ヲ要求シ迅速ナル公開裁判ヲ求メ證人ニ對面シ及自己ノ爲ニ證人ノ出頭ヲ要求スル等ノ權利ヲ享有スヘシ
- 七 被告ハ自己ニ對シ不利益ナル證人タルコトヲ強要セラルルコトナシ
- 八 過度ノ罰金又ハ殘酷且異常ナル體刑ハ之ヲ課スルヲ得ス
- 九 同一ノ犯罪ニ對シテ再度ノ處罰ヲ課スルコトヲ得ス、若シ一行爲カ法律及命令ニヨリ處罰セラレタル場合、其有罪或ハ無罪ノ決定ハ同一行爲ニ對シ他ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ許サス
- 一〇 裁判所ニ自由ニ出入スルハ貧困ノ理由ニヨリ拒否セララルコトナシ

第四條 市 民

- 第一項 左ニ掲クルモノヲ比島市民トス
- 一 本憲法發布ノ際ニ比島市民タル者

- 二 兩親ハ外國人ナルモ比律賓ニテ出生シタル者ニシテ憲法發布以前比律賓政府ニ依リ市民タルコトヲ認メラレタル者
  - 三 其ノ父カ比律賓市民タル者
  - 四 比律賓市民タル母ヲ有シ成年ニ達シ比律賓市民タルコトヲ認メラレタル者
- 第五條 普通選舉
- 第一項 選舉權ハ法律ニ依リ缺格者トセラレタル比島市民タル男子ニシテ二十一歳以上ニ達シ讀ミ書キヲ爲シ得、引續キ一年間比島ニ居住シ且選舉前少クトモ六箇月間選舉ヲ行フ市町村ニ居住スル者之ヲ行フコトヲ得但シ國民議會ハ憲法發布以後二年以内ニ於テ此目的ノ爲ニ行ハルヘキ一般投票ニ於テ選舉資格ヲ有スル女子二十歳以上カ賛成シタル場合ニハ普通選舉權ヲ女子ニ及ホスコトヲ得
- 第六條 議會
- 第一項 立法權ハ國民議會ニ屬ス、國民議會ノ議員數ハ百二十名ヲ超ユルコトヲ得ス、三年毎ニ選舉セララルモノニシテ住民ノ數ニ應ジ各州ヨリ割當選出サルモノトス、國民議會ハ法律ニ依リ人口計算ノ報告後三年内ニ割當選出ヲ行フ、右割當アル迄ハ國民議會ハ九十八名ノ議員ヨリ成ル、内八十七名ハ現ニ法律ニ規定セララル選舉區ヨリ三名ハ山岳地方ヨリ爾餘ハ八箇ノ特別區域ヨリ各一名ヲ選出スルモノトス、スール、ラナオ、コタバト各州ノ國會議員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ選出サレソノ他ノ州ニ於テハ選舉權所有者ノ投票ニ依リ選出サルモノトス
  - 第二項 議員タル者ハ、三十歳以上ニ達シ五年間比島市民タリシ者ニテ選舉權ヲ有シ、選舉前少クトモ一年間選舉セララル州ノ住民タルコトヲ要ス
  - 第三項 一 國民議會ニ缺員ヲ生シタルトキハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ

- 二 國民議會ノ選舉ハ法律ノ定ムル期日ニ於テ之ヲ行フ
  - 三 議會ハ毎年一回通常議會ヲ召集ス、而シテ法律ニ依リ別段ノ期日ナキ限り議員選舉ノ行ハレタル翌月ノ第二月曜日ニ於テ召集セララルモノトス、國民議會ハ一般立法及大統領ノ指示スル事項ニ付審議スル爲大統領ニ依リ臨時ニ特別議會ヲ召集サルヘシ、特別議會ハ日曜日ヲ除キ三十日、通常議會ハ百日ヲ超ユルコトヲ得ス
  - 四 議會ハ議長・書記・守衛及其他所要ノ吏員ヲ選任スヘシ
  - 五 國民議會ハ議事規則ヲ定メ秩序ヲ紊ス行爲ニ對シ議員ヲ罰シ、又三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得
- 第六項 國民議會ノ議事規則ヲ定メ秩序ヲ紊ス行爲ニ對シ議員ヲ罰シ、又三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得
- 議事録ヲ探リ、秘密ヲ要スト認ムル部分以外ハソノ都度之ヲ公表スヘシ、議事ニ對スル議員ノ贊否ハ出席者ノ五分ノ一ノ要求アルトキハ之ヲ議事録ニ掲クヘシ
- 第四項 選舉委員會ハ大審院長ノ任命シタル大審院判事三名、議會ニ依リ選舉セラレタル議員六名ヲ以テ組織スルモノトス、選出議員六名ノ中三名ハ最多數ノ政黨ノ議員ヨリ選出シ、残り三名ハ第二多數黨ノ議員ヨリ選出サルモノトス、同委員會中ノ上席判事ヲ以テ議長トス、選舉委員會ハ國民議會ノ選舉、報酬及資格ニ關スル全テノ訴訟ノミヲ判決スルモノトス
- 第五項 國民議會ノ議員ハ法律ニ別段ノ定メナキ限り年額五千比ノ報酬ヲ受ク、議會開期中ハ各選舉地ヨリ又ハ選舉地ヘノ旅費ヲ受ク、年額手當ハ其増額ヲ可決シタル議會ノ議員ノ任期滿了後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ得ス、國民議會ノ議長ハ法律ニ別段ノ定メナキ限り年額

- 六千ベソノ報酬ヲ受ク
  - 第六項 國民議會ノ議員ハ、叛逆、騷擾、社會秩序ヲ害スルカキ場合ヲ除キ會期中逮捕セラレサル特權ヲ有ス、又議院内ニ於ケル言論ニ對シテハ他處ニ於テ責任ヲ問ハラルコトナシ
  - 第七項 國民議會ハ院内ニ於ケル政黨ノ代表的議員中ヨリ任命委員會及懲罰委員會ヲ選任ス、各委員會ハ二十一名ノ議員ヲ以テ組織ス、兩委員會ハ國民議會成立シ、議長ノ選舉セラレタル後三十日以内ニ組織サルモノトス、國民議會開期中ニ於テノミ開カレ、各委員長及委員ノ多數ノ贊成ニ基キ其ノ委囑サレタル權限ヲ行フ目的ヲ以テ會合スルモノトス
  - 第八項 一 國會議員ハ議員ノ地位ヲ喪失スルニ非サレハ官職ニ就クコトヲ得ス、議員ハソノ選任セラレタル期間、制定セララルヘキ如何ナル官職ニモ任命サルコトヲ得ス、議員ハ其ノ選任期間中ソノ地位ニ於ケル報酬ヲ増額スルコトヲ得ス
  - 二 國會議員ハ其任期中直接又ハ間接ニ政府其他ノ諸官廳トノ契約又ハ議會ノ與フル特權ニ關シ利益ヲ受クルコトヲ得ス、議員ハ選舉、裁判又ハ政府其他ノ官廳カ相手側タル民事事件ニ於ケル法廷ニ辯護士トシテ出席シ、政府ノ官職カソノ官職ニ關シテ犯シタル犯罪ニツキ告訴サルル行政裁判又ハ刑事訴訟ニ出席シ報酬ヲ受クルコトヲ得ス
  - 三 國民議會ノ任命委員會ノ委員ハ大審院以下ノ下級裁判所ニ辯護士トシテ出廷スルコトヲ得ス
- 第九項 大統領ハ國民議會ノ通常議會ノ開會後十五日以内ニ一經經費ノ基礎タル歳入及歳出豫算ヲ提出スヘシ、國民議會ハ國民議會、司法省ノ經費ヲ除ク外豫算ニ明記サレタル政府ノ施政事項ニツキ大統領ノ推薦ニヨリ經費ノ増額ヲナスコトヲ得ス
- 豫算ノ形式及其附屬報告書ハ法律ニ依リ定メラル
- 豫算ニ掲ケラレタル特定ノ經費ニ關係アルニ非サレハ一般豫算中ニ於

テ何等ノ施設ヲ爲スコトヲ得ス

第一〇項 各省長官ハ自己ノ發意ニ於テ又ハ議院ノ要求ニ依リ議會ニ出席シ且所管事務ニ關シ演述スルコトヲ得、但シ公益カ之ヲ不可トシ且大統領カ書面ヲ以テ其旨ヲ聲明シタル場合ハ此限ニアラス

第一項 議會ヲ通過シタル法案ハ大統領ニ呈示セラルヘシ、大統領裁可シタルトキハ之ニ署名スヘシ、然ラサルトキハ反對事由ヲ附シ議會ニ之ヲ返附スヘシ、議會ハ議事録ニ反對理由ノ要旨ヲ記入シタル上ソノ議案ニツキ再考ヲナスモノト

再考ヲナシタル後國民議會ノ三分ノ二ノ議員カ該法案ノ通過ニ贊成シタル時ハ該法案ハ法律ト成ル、全テカカル場合ニ於テ議會ノ投票ハ贊成及否決ニ依テ決セラレ、贊否議員ノ氏名ハ議事録ニ記載セラルヘシ、法案カ大統領ニ呈示セラレタル後二十日以内(日曜日ヲ除ク)ニ返付セラレサルトキハ大統領ノ署名ヲ得タルト同シク法律トナル、但シ國民議會カ休會ニ依テ大統領ノ返付ヲ妨ケタルトキハ此ノ限ニ非ス、此ノ場合休會後三十日以内ニ大統領カ拒否スルニ非サレハ法案ハ法律トナル

二 大統領ハ豫算案ノ特別ノ項目ニツキ却下スル權ヲ有ス、但シ斯ル拒否ハ大統領ノ反對ニ關係ヲ有セサル項目ニハ效力ヲ及サス、豫算案ノ一規定カ同法案ノ一箇又ハ數箇ノ項目ニ關係アルトキハ大統領ハソレニ關係ヲ有スル特別ノ項目ヲ共ニ拒否スルニ非レハ該規定ヲ拒否スルコトヲ得ス、反對サレタル項目ハ本憲法ニ於テ規定サレタルカ如キ方法即チ大統領ノ裁可ヲ得スシテ議會ノ再考ヲ求メラルル如キ方法ニ依ルニ非サレハソノ效力ヲ發生セサルモノトス、但シ其ノ拒否カ前年ニ於ケル政府ノ總經費ニ關スル豫算案ニ於テ可決セラレタル總額ノ一割ヲ超ユル額ヲ支出スル法案又

爲ニ指命サルル場合ハ此ノ限ニアラス

第一四項 一 課税ノ規則ハ一様タルヘシ

二 國民議會ハ一定ノ制限及限定ヲ條件トシテ大統領ニ對シ特定ノ範圍内ニ於テ關稅率・輸出入割當・埠頭稅及噸稅ヲ決定スル權ヲ委任スルコトヲ得

三 墓地・教會・牧師館・修道院又ハ宗教・慈善、教育ノ目的ノ爲ニ使用セラルル全テノ土地・建物及其修築ハ稅ヲ免セララルヘシ

第一五項 國民議會ハ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ以テ戰ヲ宣スル權ヲ有ス

第一六項 戰時及事變ニ際シ國民議會ハ期間ヲ限リ其ノ定メタル制限ニ基キ宣言セラレタル國策ヲ遂行スル爲命令ヲ發スル權ヲ大統領ニ付與スルコトヲ得

第七條 政 府

第一項 行政權ハ比島大統領ニ屬ス

第二項 大統領ノ任期ハ六年トシ同一任期ヲ有スル副大統領ト共ニ比島人民ノ直接投票ニ依リ選舉セラルモノトス、各地ノ投票檢査所ニヨリ確認サレタル大統領及副大統領ニ關スル選舉報告ハ國民議會ニ送付スルモノトス、該報告ヲ得タル後國民議會ハ直ニ開會セラレ公開ノ議場ニ於テ投票ヲ計算シ、大統領及副大統領ニ選舉セラレタル者ヲ宣言スヘシ、大統領及副大統領ニ對スル投票ノ最多數ヲ得タル者ハ夫々ノ當選者トシテ公表サルヘシ、二人以上ノ者カ同數ニシテ且最高投票ヲ得タル場合ニ於テハ國民議會ハ多數決ニ依リテ大統領又ハ副大統領タルヘキ者ヲ決ス

第三項 比島市民トシテ出生シ選舉資格ヲ有シ四十歳ニ達シ又ハ選舉前十年間比律賓島ノ住民タリシ者ニ非ハレハ大統領又ハ副大統領ニ選舉セラルコトヲ得ス

第四項 大統領ニ選舉セラレタル者ハ次期ニ於テ再選セララルコトヲ得

ハ豫算案ノ一項目ニ就キテノ場合又ハ公債ノ増額ヲ承認スル法案ニ就キテノ場合ニハ、國民議會ノ議員ノ總數ノ四分ノ三ノ協贊ヲ得ルニ非サレハ該法案ヲ法律ト爲スコトヲ得ス

三 大統領ハ議入法案又ハ關稅法案ノ特別ノ項目又ハ數箇ノ項目ヲ拒否スル權ヲ有ス、拒否セラレタル項目ハ大統領ニ拒否サルル法案ニ關シ特ニ規定サレタル方法ニ依ルニ非サレハ效力ヲ生セス

第二二項 一 法律トナルヘキ法案ハ其ノ名稱ヲ明示スヘキ題目ヲ一箇以上含ムコトヲ得ス

二 法案ハ印刷セラレ其ノ原本カ確定セラレタル形式ニ從ヒ議會ニ於テ協贊セラルル少クモ三日前ニ議員ニ配付セラルルニ非サレハ議會ヲ通過シ又ハ法律ト成ルコトナシ、但シ大統領カ即時ノ制定ヲ必要トシタル旨ヲ證明シタルトキハ此ノ限ニアラス、法案ハ最終ノ議會ニ於テハ修正ヲ許サス、其ノ最後ノ通過ノ可否ハ直ニ決セラルヘキ議員ノ贊否ハ之ヲ議事録ニ記入スヘシ

第三項 一 特別ノ目的ノ爲課サレタル稅ノ徵收金額ハ國庫ニ於テ特別資金トシテ管理セラレ、當該目的ノ爲ニミ支出サルヘシ、特別資金ヲ設定シタル目的カ果サレ又ハ廢サレタルトキハ其收支ハ政府ノ一般資金中ニ移管サルヘシ

二 國庫金ハ法律ニ依リ經費ノ爲ニスルニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス

三 公ノ金錢又ハ財産ハ直接又ハ間接ニ宗派・教會・宗派の機關若クハ宗教組織ノ使用、利益若シハ支持ノ爲ニ又ハ僧侶・教師等ノ使用、利益又ハ支持ノ爲ニ之ヲ支出スルコトヲ得ス

但シ右僧侶・教師等カ軍隊・刑務機關・孤兒院・癩病療養所ノ

ス、又本憲法ノ定ムル所ニ從ヒ大統領選舉前一年内ニ大統領ノ職ニ就キタル副大統領其他ノ者ハ右選舉ニ於テ大統領ニ選舉セラルコトヲ得ス

第五項 大統領及副大統領ノ選舉ハ六年毎ニ國民議會ノ定ムル期日ニ於テ之ヲ行フ

第六項 大統領及副大統領ノ任期ハ選舉ヨリ滿六年ノ期日經過後ノ十二月三十日正午ニ於テ終了スルモノトス而シテ後任者ノ任期ハ此時ヨリ始マル

第七項 大統領ノ任期ノ始マル時ニ於テ大統領死亡シタルトキハ副大統領トナル、大統領ノ任期ノ始マル時ニ於テ大統領カ選舉セラレ又ハ故障アルトキハ副大統領ハ故障ノ止ムマテ、大統領ノ職務ヲ行フ

第八項 大統領ハ職務ニ就クニ當リ左ノ宣誓ヲ爲スヘシ

第九項 大統領カ罷免セラレ又ハ死亡シ辭職シ若シクハ其ノ職務ヲ履行スルコト能ハサル場合ニ於テハ大統領ノ職務ハ副大統領ニ歸スヘシ、

大統領及副大統領共ニ罷免・死亡・辭職又ハ故障ノ場合ニ於テハ國民議會ハ法律ヲ以テ如何ナル官吏カ大統領ノ職務ヲ行フヘキカヲ宣言ス、右官吏ハ故障カ除去セラレ又ハ大統領カ選舉セラルル迄大統領ノ職務ヲ行フ

第一〇項 大統領ハ官邸及法律ノ定ムル報酬ヲ受ク、其報酬ハ任期中増減スルコトヲ得ス、大統領ハ任期中政府又ハ其機關ヨリ他ノ給與ヲ受

タルコトヲ得ス

國民議會カ別ニ定ムル迄ハ大統領ハ年額三萬ベソヲ受ク、副大統領ニシテ大統領ノ職務ヲ行ハサルモノハ法律ニ依リ別段ノ定メアル迄ハ年額一萬五千ベソヲ受ク

第一項一 大統領ハ國ノ元首ニシテ一切ノ中央政廳ヲ統轄シ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ一切ノ地方政廳ヲ監督シ且法律ノ誠實ニ執行セラルルコトニツキ注意ス

二 大統領ハ比律賓軍ノ總帥ニシテ必要ナル場合ニハ暴動、外寇、一揆又ハ内亂ヲ防止シ又ハ鎮定スル爲ニ軍ヲ動かスコトヲ得、内亂、外寇又ハ緊急事變ノ場合ニ於テ公共ノ安寧ヲ必要トスルトキハ、大統領ハ人身保護狀ノ特權ヲ停止シ又ハ比律賓島ノ全部若シクハ一部ニ戒嚴令ヲ施クコトヲ得

三 大統領ハ國民議會ノ任命委員會ノ同意ヲ以テ各省及部局ノ長官、陸軍ニテハ大佐級以上ノ將校、海軍及空軍ニ於テハ艦長司令官以上其他法律ノ定ムル官吏及法律ニ依リテ大統領ノ任命ニテ委任サレタル官吏ヲ任命ス、但シ國民議會ハ法律ヲ以テ下級官吏ノ任命ヲ大統領、裁判所又ハ各省其他ノ行政機關ノ長官ニ歸屬セシムルコトヲ得

四 大統領ハ國民議會閉會中任命ヲ爲ス權ヲ有ス、但シ其ノ任命ハ任命委員會ノ否認アル迄又ハ國民議會ノ次期開會迄其ノ效力ヲ有スルモノトス

五 大統領ハ每議會中時々議會ニ對シ教書ヲ以テ國家ノ情勢ヲ告知シ且必要又ハ便宜ト認ムル施設ヲ其ノ審議ニ付スヘシ

六 大統領ハ課スルヲ適當ト認ムル制限又ハ條件ニ基キ懲罰ノ場合ヲ除キ斷罪後全テノ犯罪ニ對シ執行猶豫、減刑、赦免、罰金免除、沒收許容ヲナス權ヲ有ス、大統領ハ議會ノ同意ヲ得テ特赦ヲ行フ權ヲ有ス

七 大統領ハ國民議會ノ議員ノ大多數ノ同意ヲ以テ條約ヲ締結

スル權ヲ有ス、又任命委員會ノ同意ヲ以テ大使公使及領事ヲ任命ス  
比律賓政府ニ對シ信任狀ヲ奉呈シタル國ノ大使・公使及領事ノ駐劄ヲ許可ス

第二項一 現在ノ比律賓島政府ノ行政官廳ハ國民議會カ別段ノ規定ヲ爲ス迄法律ニ依リテ設置セラレタルモノト看做シ存續スヘシ

三 各省及部局ノ長官及屬僚ハ其ノ任期中他ノ職業ニ從事シ又ハ職務ト直接、間接ニ關係アル私設企業ノ管理若シクハ監督ニ關與スルコトヲ得ス  
政府又ハ其他ノ官廳トノ契約ニ於テ直接、間接ニ財政的利益ヲ得ルコトヲ得ス

三 大統領ハ副大統領ヲ内閣ノ一員ニ任命シ又ハ省長官ニ任命スルコトヲ得

第八條 裁判所

第一項 司法權ハ大審院並ニ現在及將來ノ法律ニ依リ設立セララルル裁判所ニ與ヘラレタルモノトス

第二項 國民議會ハ種々ノ裁判權ヲ規定シ賦與スル權ヲ有ス、但シ大審院ハ法律及裁判所ノ規定ニ依リ其有スル大使・公使及領事ニ關スル事件ノ裁判權又ハ檢閱校訂取消修正ヲ爲シ又ハ控訴ノ認可、訴件書類ノ移送命令、違法令狀、下級裁判所ニ於ケル最終判決ニ對スル上訴權ヲ管轄スル等ノ權ヲ奪ハルルコトナシ、此ノ上訴審ハ左ノ事件ヲ包含ス  
一 條約・法律・大統領令又ハ行政命令ノ效力、立憲性力爭ハルル一切ノ事件  
二 租稅・手数料賦課・港稅又ハ之ニ關スル刑罰ノ適法力爭ハルル一切ノ事件

三 裁判所ノ管轄力爭ハルル一切ノ事件  
四 死刑又ハ終身禁錮ニ處セラレタル刑事事件

五 法律ノ誤謬又ハ疑義力爭ハルル事件  
第三項 國民議會カ別段ノ規定ヲ設クル迄ハ大審院ハ憲法發布ノトキ迄ニ比島大審院カ有シ執行セル上訴裁判權ヲ有スルモノトス

第四項 大審院ハ同様に大使・公使及領事ニ關スル事件ノ裁判權ヲ有ス  
第四項 大審院ハ大審院長及判事十名ヲ以テ組織ス、法律ニヨル別段ノ規定ナキ限り全員列席又ハ二部以上ニ分レテ開廷スルモノトス

第五項 大審院ノ職員及下級裁判所ノ判事ハ國民議會ノ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領之ヲ任命ス

第六項 比島ニ出生シタル市民ニシテ四十歳ニ達シ五年間裁判所ノ判事タルカ又ハ十年間法律ノ實務ニ從事シタルモノニ非サレハ大審院ノ指命判事タルコトヲ得ス

第七項 特定ノ地方ニ任命セラレタル判事ハ大審院ノ承認ナクシテ他ノ地方ニ轉セラルルコトナシ、國民議會ハ法律ニ定ムル所ニ依リ下級裁判所ノ判事ノ居所ヲ定ムルモノトス

第八項 國民議會ハ下級裁判所ノ判事資格ヲ規定ス、但シ比島市民ニシテ比律賓法ノ施行ヲ許可セラレタル者ニ非サレハ其ノ判事ニ任命サルルコトヲ得ス

第九項 大審院ノ院長及判事、下級裁判所ノ判事ハ不正行爲ナキ限り七十歳ニ達スル迄在職スルコトヲ得且相當ノ待遇ヲ受ク、國民議會ノ定ムル報酬ヲ受ケ其ノ報酬ハ在職中減額セララルコトナシ、國民議會カ別段ノ定ヲ爲ス迄大審院長ハ年額一萬六千ベソ、大審院判事ハ年額一萬五千ベソヲ受ク

第一〇項 條約又ハ法律ノ立憲性ヲ議スル場合ニハ大審院判事列席ニテ審理サレ裁決サルヘシ、大審院ノ總人員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ非サレハ條約及法律ノ非立憲性ヲ宣言スルヲ得ス

第一一項 大審院ニ提出サルル全テノ事件ノ判決ハ其ノ事件ニ對スル大

審院ノ判決文ノ起草ヲ一人ノ判事ニ委託スル前ニ大審院ノ合議會ニ付スヘシ

第二項 如何ナル裁判所ニ於テモ其ノ適用サルル法律及其實事ヲ明瞭ニ表ハシタル記録ヲナスニ非サレハ判決ヲ下スコトヲ得ス

第三項 大審院ハ各裁判所ニ於ケル訴訟手續及處務ニ關スル規則ヲ制定シ法律ノ施行ヲ許可スル權ヲ有ス  
右規則ハ同一階級ノ裁判所ニ對シテ一樣ニシテ其ノ基礎的權利ヲ消滅增加修正スルコトヲ得ス、抗辯・訴訟手續ニ關スル現存法ハ廢止サレ同法ヲ更改修正スルコトハ大審院ノ權限ニ屬スルモノトシ裁判所構成規定ヲ布告スルモノトス

國民議會ハ抗辯・訴訟手續及比律賓ニ於ケル法律ノ適用許可ニ關スル廢止・更改・補充ヲナス權ヲ有ス

第九條 彈劾

第一項 大統領・副大統領・大審院判事及會計検査院長ハ不當ナル憲法ノ侵害・叛逆・贈賄其他ノ重罪ノタメ彈劾セラレ審決サレタルトキハ罷免セララルヘシ

第二項 國民議會ノ懲罰委員會ノ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ニ依リ彈劾ヲナス權ヲ有ス

第三項 國民議會ハ一切ノ彈劾ヲ審理スル權ヲ專有ス、議員ニシテ此ノ目的ノ爲會議ニ出席シタル場合ハ宣誓ヲナスヘシ

比律賓大統領カ彈劾セララルトキハ大審院長ヲ以テ議長トス、懲罰委員會ニ屬セサル議員ノ四分ノ三ノ同意ヲ得ルニ非サレハ有罪ト判決セラルルコトナシ

第四項 彈劾ノ場合ニ於ケル審決ハ罷免及比島政府ノ下ニ於ケル官職ニ就ク資格ノ喪失以上ニ及フコトナシ、但シ有罪ノ判決ヲ受ケタル者ハ法律ニ從ヒ訴追審理及處罰セララル責任ヲ負フ

第一〇條 會計検査院

第一項 會計検査院長ノ指揮監督ノ下ニ會計検査院ヲ設ク、院長ノ任期ハ十年トシ再任セラルルコトヲ得ス、院長ハ任命委員會ノ同意ヲ以テ大統領ノ任命シ法律ニヨリテ定メラレタル年額報酬ハ其在任期間中減セラルルコトナシ

第二項 會計検査院長ノ一般的職權ハ一切ノ收入及支出並ニ比島政府及其ノ所屬官廳ノ所有又ハ保管スル資金又ハ財産ノ支出及運用ニ關スル計算ヲ審査決定シ、其勘定書ヲ作成シ、其ノ勘定ニ關スル帳簿・記録及書類ヲ検査シ、且比島政府及其所屬官廳ニ關スル一切ノ債權及債務ヲ決定スルニ在リ、院長ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其他ノ職權ヲ行フコトヲ得

第三項 會計検査院長ノ決定ハ法律ニヨリテ定メラレタル期間内ニ爲サルヘシ、然シテ其決定ハ最終決定權ヲ有スル大統領迄控訴スルコトヲ得、而シテ其ノ訴訟者カ個人ナル場合會計検査院長ノ決定ニ對スル訴訟ハ法律ニ定メラレタル方法ニヨリ記録裁判所ヘ直接送付セラルヘシ

第一條 官 吏

第一項 政府内文官ノ配置ハ法律ノ定ムル所ニヨル、文官ノ任命ハ政策決定ニ關シ機密ナルモノ或ハ性質上多大ノ技術ヲ必要トスルモノヲ除キ其ノ功績及適否ニ因ルモノニシテ出來得ル限り競争試験ニ依リ決定セラルヘキモノトス

第二項 文武官吏ハ直接又ハ間接ニ政治運動ニ干與シ又ハ投票ヲ爲ス以外ノ選舉ニ關係スルコトヲ得ス

第三項 政府官吏ハ特ニ法律ニヨリテ定メララルル外附加的或ハ二重ノ報酬ヲ受クルヲ得ス

第四項 官吏ハ法律ノ定ムル事由ノ外轉職或ハ停職セラルルコトナシ

第一項 官有ノ耕地・森林及鑛山並ニ比島内ニ於ケル水・鑛物・石炭・石油・其他ノ鑛油・鳥獸魚類・其他ノ水産物及他ノ天然資源ハ空氣及一切ノ潜在動力ト共ニ國有ニ屬ス、其ノ處分・開發・發展及利用ハ本憲法ノ下ニ設立サルル政府始政ノトキニ於テ存スル權利・許可・貸與ヲ條件トシテ比島市民又ハ其資金ノ六〇%カ市民ニ依リテ所有セラルル會社又ハ社團ニ限ラルヘシ、但シ右天然資源ハ一般公有地ヲ除キ一般ニ讓渡セズ、天然資源ノ開發・發展又ハ利用ニ關スル許可・貸與又ハ讓與ハ灌溉・水道・漁業用又ハ水力發展以外ノ工業用ノ爲ニスル水利權ヲ除キ二十五年トシ更ニ二十五年ノ更新ヲ許サル

第二項 會社又ハ社團ハ一、〇二四四超ユル官有耕地ヲ取得シ租借シ又ハ所有スルコトヲ得ス、個人ハ一四四四超ユル如上地ヲ買入ルルコトヲ得ス、又ホーム・ステッドノ場合ハ二四四四超ユル限度トス、二、〇〇〇超ユル超ユル牧養地ハ個人私有會社及會社ニ租借ヲ許スヘシ

第三項 國民議會ハ法律ヲ以テ今後個人會社又ハ社團カ取得シ所有シ得ヘキ耕地ノ面積ヲ定ムルコトヲ得、但シ同法制定以前ニ存スル權利ヲ基礎トス

第四項 國民議會ハ正當ナル報酬支拂ニ基キ土地ヲ小區域ニ分割シ、個人ニ其ノ土地ノ價格ニ從ヒ讓渡スルコトヲ許可ス

第五項 相續ノ場合ヲ除ク外私有ノ土地ハ、比島ニ於テ官有地ヲ取得シ又ハ所有スル資格ヲ有スル個人・會社又ハ社團以外ニハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス、國家ハ國民ノ安寧保護ノ爲ニ工場及交通運輸機關ヲ設立經營シ、正當ナル代償ヲ支拂ヒテ公有事業及他ノ私的事業ヲ政府ヲ經營ニ移管スルコトヲ得

第一三條 一般規定

第一項 比島ノ國旗ハ一箇ノ太陽ト三箇ノ星トヲ有スル赤・白・青ノ三色旗ニシテ人民ニ依テ奉戴セラレ尊敬セラレ、且ツ法律ニ依リ承認セラルルモノトス

第二項 比島ノ文武各官ハ憲法ヲ支持擁護スヘキコトヲ誓フヘシ

第三項 國民議會ハ現在ノ比島語ノ中其一ヲ基礎トシテ共通ナル國語ノ

發展及採擇ヲ目的トスル手段ヲ講スヘシ、法律ニ依ル別段ノ定メアル迄ハ英語及西班牙語ハ公用語トシテ使用サルヘシ

第四項 國家ハ科學研究及發明ヲ獎勵ス、藝術及文學ハ國家ニ依リ保護セラルヘシ、著作及發明ニ關スル特許權ハ一定期間著者及發明者ニ對シテ確保サルヘシ

第五項 一切ノ教育機關ハ國家ノ監督ノ下ニ在リ且國家ノ法律ニ違フモノトス、政府ハ完全ニシテ適當ナル普通教育ノ制度ヲ設立維持シ少クトモ自由ナル小學教育ト成年ノ市民ノ教育トヲ施設スヘシ、一切ノ學校ハ道德的性質、個人ノ訓練、政治的良心及職業的能力ヲ陶冶スルヲ目的トスヘシ、市民ノ義務ハ學校ニ於テ教授セラルヘシ、現ニ法律ノ認容スル小學校ニ於ケル任意的宗教ヲ育ハ維持セラルヘシ、國家ニ依リ設立サレタル大學ハソノ學問的自由ヲ享有スヘシ、國家ハ特ニ才能アル者ニ對シ藝術、科學、文學ニ於ケル獎學金ヲ供スヘシ

第六項 國家ハ労働者殊ニ婦人小兒ニ必要ナル保護ヲ與ヘ農業及工業ニ於テ資木ト労働、地主ト小作人トノ關係ヲ規定シ強制調停ヲ用意スルモノトス

第七項 國民議會ハ一般法規ニ依ルモノヲ除キ政府其他ノ諸官廳ノ所有又ハ支配ヲ受クル會社ニ非サレハ個人會社ノ創設・組織・取締ヲ規定セ

第八項 公共事業ノ經營ニ關シテハ比律賓市民又ハ比律賓法ニ依リ比律賓市民カ其ノ資本金ノ六〇%ヲ占ムル會社以外ニハ特許・免許其他ノ認可ハ許可セラレサルモノトス、而シテ其ノ特許・免許・認可ハ十五年間以上獨占的タルヲ得ス、公共ノ利益ノため國民議會ニ依リ修正、更改、廢止セラルル場合以外ニハ個人・商館・會社ニ對シテ特許又ハ權利カ許サルルコトナシ

第九項 政府ハ社會ノ秩序ヲ維持シ、法律ヲ擁護スルため警察ヲ組織シ警察力ヲ維持ス

第一〇項 本憲法ハ英語及西班牙語ニテ公式ニ發布サル、但シ兩國語ニ

ツキ疑義アル場合ハ英文字ヲ以テ正シキ意味トスルモノトス

第一四條 改 正

第一項 國民議會ハ議員總數ノ四分ノ三ノ投票ニ依リ本憲法ノ改正ヲ提議シ又其ノ目的ノ爲ニ議會ヲ召集スルコトヲ得

憲法改正ノためニ行ハルル選舉ニ於テ多數ノ投票ヲ以テ國民力之ヲ批准シタルトキハ本改正案ハ憲法ノ一部トシテ效力ヲ發生ス

第一五條 臨時規定

第一項 本憲法ニ規定サレタル官吏ノ第一回選舉及比律賓獨立準備政府ノ始政ハ一九三四年三月二十四日ニ承認サレタル米國議會法律第一二七號ニ於テ定メラレタル如ク行ハルルモノトス

第二項 比律賓島ノ全テノ法律ハ比律賓獨立準備政府ノ始政迄效力ヲ持續ス、爾後此等ノ法律ハ本憲法ニ矛盾セサル限り國民議會ニ依リ改正、更改、修正、廢止サルル迄ハ效力ヲ保持スヘシ、比島ノ政府・官吏ニ關スル前述法律中ノ條項ハ本憲法ニヨル政府又ハ官吏ニモ同様適用サルルモノト解スヘシ

第三項 本憲法發布ノトキ存スル全テノ裁判所ハ本憲法ニ一致スル別段ノ法律カ制定サルル迄ハ其ノ裁判權ヲ繼續施行スルモノトス、同裁判所ニ於テ裁判中ノ民事及刑事事件ハ當時施行中ノ法律ノ下ニ審理サレ裁判セラレ判決セラルルモノトス

第四項 比島政府現職ノ全官職員ハ國民議會カ別段ノ規定ヲ爲ス迄ハ其職務ヲ繼續スルモノトス、但シ憲法ニ依リ其任命カ大統領ニ委任サレタル總テノ官吏ハ其ノ任命カ比律賓獨立準備政府始政ノ日ヨリ一年以内ナルトキハ後任者ノ任命ニヨリ其ノ職ヲ退クモノトス

第五項 山岳地方ニ於ケル國民議會ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ選舉セラル、以テ特別區域ニ屬シ現在定マレル區域ヲ形成シタル市町村及自治地方ノ投票者ハ法律ノ定ムル地域ニ於テ國民議會ノ議員ヲ選舉ス

第六項 本條及第五條ニ合マルル規定及本憲法ノ下ニ選舉セラルヘキ官吏ノ選舉及資格ニ關スル規定ヲ除ク他ノ本憲法ノ規定ハ比律賓獨立準

備政府ノ始政ノ時迄效力ヲ發生セサルモノトス

第一六條 比島獨立ノ宣言ト共ニ效力ヲ發生スル特別規定

- 一 亞米利加合衆國大統領カ比島ノ獨立ヲ承認スル宣言ヲ爲シタルトキハ亞米利加合衆國及比島ノ財產權ハ速ニ整理決定セラルヘク、亞米利加合衆國國民又ハ同法人ノ現在ノ財產權ハ比島市民ノ財產權ト同一範圍ニ於テ確認尊重及保護セラルヘシ
- 二 本憲法ノ下ニ選舉セラレ就任シタル官吏ハ比島ノ自由且獨立ナル政府ノ官吏タルヘク、一別ノ關係ニ於テ直接ニ右政府ノ下ニ選舉セラレタルモノトシテ職務ヲ行フコトヲ得、又憲法ニ規定セラルル任期ヲ有スヘシ
- 三 比島・州・市・町村及所屬官廳ノ債權及債務ニシテ亞米利加合衆國主權ノ終局且完全ナル撤回ノ際ニ有效ニ存スルモノハ比島ノ自由且獨立ナル政府ニ於テ之ヲ引受クヘシ、亞米利加合衆國議會ノ法律ニ依リ比島・州・市・町村カ公債證券ヲ發行シタル場合ニ於テハ、比島政府ハ其ノ元利支拂ノ必要上基金ニ關シ適當ナル處置ヲ爲スヘク右債權ハ比島ニ於テ徵收セラレタル租稅ニ對シ第一位ノ擔保權ヲ有スヘシ
- 四 比島政府ハ米國ヨリ獨立スルト共ニ比律賓割讓ニ關スル米・西平和條約ノ下ニ米國カ引受ケタル一切ノ義務ヲ引受クヘシ
- 五 比島政府ハ米國トノ條約中ニ以上ノ條項ヲ規定スヘシ

第一七條 獨立準備政府及共和國

- 第一項 本憲法ニ依リ樹立サルル政府ハ、比律賓獨立準備政府トシテ知ラル、亞米利加合衆國主權ノ終局且完全ナル撤退後比律賓獨立ノ宣言ニ依リテ爾後比律賓共和國トシテ認メラルヘシ

增補布告

- 第一項 上述憲法ノ諸條項ノ規定ニモ拘ラス尙亞米利加合衆國主權ノ最

終的且完全ナル撤退ハ未タ確定セラレタルモノニ非ス

- 一 總テノ比律賓市民ハ亞米利加合衆國ニ對シテ忠誠ノ義務ヲ負フ
- 二 比律賓獨立準備政府ノ總テノ官吏ハ、其ノ義務ヲ履行スルニ當リ職務ノ誓ヲナシ署名シ亞米利加合衆國ノ最高權ヲ認メ、亞米利加合衆國ニ對スル信義ト忠誠ノ念ヲ保持スルコトヲ宣言スヘシ
- 三 信教ノ絕對的自由ハ確保サレ、如何ナル住民及宗教團體モノノ信仰及禮拜ノ爲ニ身體及財產ヲ害サルルコトナシ
- 四 亞米利加合衆國關係及墓地・教會關係ノ財產・人物及宗教・慈善・教育ノ目的ニノミ使用サルル總テノ土地・建物・修築ハ稅ヲ免ル
- 五 比律賓及亞米利加合衆國間ノ貿易關係ハ一九三四年三月二十四日ニ米國議會カ承認セル法律第一二七號第六項中ニ規定セラレタル根據ニ基クヘシ
- 六 比律賓及其從屬地ノ公債ハ現在ノ制限又ハ今後亞米利加合衆國ノ議會ニ於テ定メラレタル額ヲ超ユルコトヲ得ス
- 七 如何ナル借款モ亞米利加合衆國ノ大統領ノ承認ヲ得スシテ契約スルコトヲ得ス
- 八 比島現政府各地方官廳・市・町村・自治體及附屬機關ノ借財・負債・債務ニシテ憲法發布當時尙存シ且效力アルモノハ比律賓獨立準備政府ニ依リテ引受ケ支拂ハルモノトス
- 九 比律賓獨立準備政府ハ主トシテ英語ニテ教育セラルル公立小學校ノ適當ナル制度ヲ設立維持スヘシ
- 十 通貨・貨幣鑄造・輸出・輸入及移民ニ關スル法律ハ亞米利加合衆國ノ承認ヲ得ルニ非サレハ法律トナスコトヲ得ス
- 十一 外交事務ハ亞米利加合衆國ノ直接監督及統制ノ下ニアルヘシ
- 十二 比律賓獨立準備政府ノ國民議會ヲ通過シタル總テノ法律ハ亞米利加合衆國議會ニ報告セラルヘシ
- 十三 比律賓ハ亞米利加合衆國ニ對シ公共ノ爲財產ヲ收用スヘキ權利又ハ陸軍及其他ノ軍隊ヲ比律賓ニ駐在セシメ亞米利加大統領ノ命

令ニ依リ、比律賓獨立準備政府ニ依リ組織サレタル軍隊ヲ上述米國軍隊ノ勤務ニ召集スルコトヲ得

- 一三 比律賓裁判所ノ判決ハ現在法律ニ規定サルル如ク亞米利加合衆國ノ大審院ニ依リ再審ニ從フモノトス、斯ル再審ノ範圍ハ比律賓憲法ニ合マルル總テノ事件ニ及フモノトス
- 一四 會計検査院長ノ裁定ニ對スル訴訟ハ亞米利加大統領ニ提起サルヘシ
- 一五 亞米利加合衆國ハ大統領ノ宣言ニヨリ比律賓獨立準備政府ノ保全ニ付又本憲法ニ定メタル如ク政府ノ維持又ハ生命財產ノ保護、個人ノ自由及憲法ノ條項ニ從フ政府ノ義務不履行ニ對シ發言スル權利ヲ有スルモノトス
- 一六 一九三四年三月二十四日亞米利加合衆國議會可決ノ法律第一二七號ニ規定サルル如ク、比律賓獨立準備政府ノ亞米利加合衆國比島駐在高級政務官ノ職ヲ登クモノトス
- 一七 亞米利加合衆國ノ市民及法人ハ比律賓獨立準備政府ノ市民及法人ノ總テノ民權ヲ享有スルモノトス
- 一八 比律賓憲法ニ對シ各々適法ニ採用サレタル改正ハ其承認ノタメ亞米利加合衆國大統領ニ提出サルヘシ、大統領カ改正承認シタル場合又ハ其提出ノ時期ヨリ六箇月以内ニ此改正ニ對シ承認ノ意志表示ヲナササル場合ニハ此改正ハ同憲法ノ一部トシテ效力ヲ生スルモノトス
- 一九 亞米利加合衆國大統領ハ、比律賓獨立準備政府カ其ノ契約ヲ履行シ、擔保負債及其ノ利息ヲ支拂ヒ、減債資金ヲ準備スルコトニ難澁シ又ハ比律賓通貨ノ保證準備ニ害アリ又大統領ノ判斷ニ於テ亞米利加合衆國ノ國際義務ヲ害スト認メラルル法律・契約又ハ比律賓獨立準備政府ノ行政命令ノ效果及施行ヲ停止スヘキ權ヲ有ス
- 二〇 比律賓獨立準備政府ノ大統領ハ同政府ノ施政經過及行政作用ニ

付亞米利加合衆國大統領及議會ニ年度報告ヲ爲シ又ハ亞米利加合衆國大統領及議會ニ要求ニ依リ其他ノ報告ヲモナスモノトス

第二項 比律賓ニ對スル亞米利加合衆國主權ノ最終的且完全ナル撤退アル迄ハ比律賓獨立準備政府ノ大統領ニヨリ任命委員會ノ同意ヲ以テ指命サルヘキ亞米利加駐劄比律賓政府事務官ヲ置クモノトス、駐劄事務官ノ職務權限ハ國民議會ノ決定スル他ノ義務ト共ニ一九三四年三月二十四日米國議會可決セル法律一二七號第五節第七節ニ定メラレタル所ニ依リヘシ、駐劄事務官ノ資格・俸給・費用ハ法律ニ依リテ規定サルヘシ

第三項 一九三四年三月二十四日、米國議會可決セル法律第一二七號中ノ他ノ總テノ規定ニシテ比律賓獨立準備政府ニ準用セラルルモノハ此處ニ明記セル條項ト同シク此ノ法令ノ一部分トナル

比律賓修正憲法

第三章 權利章程

- 第一條 九 貴族ノ稱號ヲ賦與スルノ法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス、又、利益又ハ信用ヲ伴フ地位ニ在ルモノハ何人ト雖モ比律賓議會(Congress of the Philippines)ノ同意アルニ非サレハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス外國ヨリ贈與、報酬、地位若ハ稱號ヲ受タルコトヲ得ス
- 第六節 立法部
- 第一條 立法權ハ比律賓議會ニ存ス、比律賓議會ハ上院(Senate)及ヒ下院(House of Representatives)ヲ以テ成立ス
- 第二條 上院ハ二十四名ノ議員ヨリ成リ、議員ハ法律ヲ定ムルコトヨリ比律賓ニ於ケル選舉有資格者ニヨリ全國的ニ選舉セラルルモノトス
- 第三條 上院議員ノ任期ハ六箇年トシ選舉年度ノ十二月三十日ヨリ始マシ、但シ此ノ憲法ニヨリ選舉セラレタル第一期議員ハ法律ノ定ムル所ニヨリ等シク三種ニ分タレ第一期議員ハ任期六箇年第二期議員ハ任期四箇年、第三期議員ハ任期二箇年トス

第四條 上院議員ハ比律賓生來ノ市民ニシテ選舉ノ當時年齡三十五歲以上ニ達セル選舉資格者デアリ選舉ノ直前二箇年以上比律賓ニ居住シタルモノナルコトヲ要ス

第五條 下院ハ二百二十名ヲ超ヘサル議員ヲ以テ組織サレ、議員ハ出來得ル限り住民ノ數ニ應ジ各州ニ割當テラルヘシ

第六條 下院議員ノ任期ハ四箇年トシテ選舉年度ノ十二月三十日ヨリ始マル

第七條 下院議員ハ比律賓生來ノ市民ニシテ選舉ノ當時年齡二十五歲以上ニ達セル選舉資格者デアリ選舉ノ直前一年以上比律賓ニ居住シタルモノナルコトヲ要ス

第八條 一 上院及下院ノ選舉ハ法律ニヨリ定メラレタル手續及期日ニ於テ之ヲ行フ

第九條 議會ハ法律ニヨリ別段ノ期日ヲ定メサル限り毎年一回一月第四月曜日ヲ以テ通常會ヲ召集ス

第十條 大統領ハ隨時一般法案若ハ大統領ノ指定スル特殊議案ノミヲ審議スル爲メ臨時會ヲ召集スルコトヲ得

第十一條 臨時會ハ三十日以上繼續スルコトヲ得通常會ハ日曜日ヲ除キ百日以

上繼續スルコトヲ得

第十條 一 上下兩院ハ各々議長其ノ他必要ナル役員ヲ選任ス

二 議員ノ過半数ヲ以テ議事決定ノ定足數トス但シ議員數カ右定足數ニ滿タサル場合ハ日程ヲ順延スルコトヲ得、又議會ノ定ムル方法並ニ罰則ニヨリ缺席議員ノ出席ヲ強要スルコトヲ得

三 上下兩院ハ議事規則ヲ定メ秩序ヲ亂ス行爲アリタル議員ヲ罰シ且ツ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得

四 上下兩院ハ議事録ヲ保存シ且ツ秘密ヲ要スト認ムラルル部分ヲ除キ時々之ヲ公表スベシ

五 上下兩院ハ會期中他院ノ同意ナクシテ三日以上休會スルヲ得且ツ議會開催ノ場所ヲ變更スルヲ得

第六條 上下兩院ニ各々選舉裁判所ヲ置ク選舉裁判所ハ議員ノ選舉、選舉報告、資格ニ關スル一切ノ係争ニ對スル唯一ノ判決機關トス

第七條 各選舉裁判所ハ大審院長ノ指名スル大審院判事三名並ニ上院若ハ下院ノ議員六名ヲ以テ組織ス、右六名ノ議員ハ各議院ニヨリ選舉セララルルモ中三名ハ最多數ノ表決權ヲ有スル黨ニヨリ三名ハ第二多數黨ニヨリ指名セララルルモノトス、各裁判所ニ於テハ上席判事ヲ以テ裁判所長ニ充ツ

第八條 議會ニ於ケル各政黨ノ比例代表ニヨリ各議院ニヨリ夫々選舉セラレタル上院議員十二名下院議員十二名ヨリ成ル任命委員會ヲ置ク

第九條 上院議長ハ其ノ職務ニヨリ委員長トナリ可否同數ノ場合ヲ除ク外投票セラルモノトス

第十條 選舉裁判所及任命委員會ハ議長選舉ト共ニ上院下院ノ組織セラレタル後三十日以内ニ構成セララルヘキモノトス、任命委員會ハ委員長若ハ委員ノ過半数ヲ要求ニヨリ議會開會中ニノミ開催セラレ本憲法ニヨリ賦與セラレタル權能並ニ職務ヲ執行ス

議又ハ協賛スルコトヲ得

第十九條 一 大統領ハ議會ノ通常會期開會ノ日ヨリ十五日以内ニ一般歳出豫算案ノ基礎トナルヘキ收支豫算ヲ提出スヘシ、議會ハ豫算ニ明記セラレタル政府ノ施政上必要ナリトシテ大統領ニヨリ勸奨セラレタル經費ヲ増額スルコトヲ得、但シ議會及司法省ノ經費ハ此ノ限ニ非ス

豫算ノ形式並ニ其ノ包含スヘキ説明事項ハ法律ニヨリ規定ス

二 如何ナル條項若ハ條例ト雖モ一般歳出豫算案中ノ或特定ノ經費ニ關係ナキ限り一般歳出豫算案中ニ包含セシムルコトヲ得、且ツ右ノ如キ條項若ハ條例ノ適用ハ當該經費ノミニ限ラルモノトス

第二十條 一 議會ヲ通過セル一切ノ法案ハ法律トシテ成立スルニ先立ち大統領ニ提出スルヲ要ス、大統領右法案ヲ裁可スル場合ハ之ニ署名シ裁可セラルトキハ反對理由ヲ附シテ右法案ヲ發案シタル院ニ差戻スヘク該院ハ其ノ反對理由ヲ議事録中ニ詳細記載シ右法案ヲ再審議スヘシ、再審議ノ後該院ノ議員總數ノ三分ノ二カ右法案ヲ通過ニ同意スルトキハ右法案ハ反對理由ト共ニ他院ニ送付セララルヘク送付ヲ受ケタル院ハ前同様ノ手續ヲ以テ右法案ヲ再審議スヘシ、該院ノ議員總數ノ三分ノ二ノ同意アリタルトキハ右法案ハ法律トシテ成立ス、右ノ如キ場合各院ノ表決ハ贊否ノ投票ニヨリ決定セラレ贊成又ハ反對ノ票決ヲナセル議員ノ氏名ハ議事録ニ記載スヘシ

若シ法案カ大統領ヨリ返付セラレタル場合ニハ右法案ハ大統領ノ規定ニ從ヒ大統領ヨリ返付セラレタル場合ニハ右法案ハ大統領カ之ニ署名シタルト同様法律トシテ成立スルモノトス但シ議會カ閉會ニヨツテ大統領ノ返付ヲ妨ケタル場合ハ此ノ限ニ非ス此ノ場合右法案ハ議會閉會後三十日以内ニ大統領ニヨリ拒否セラレサル限り法律トシテ成立ス

二 大統領ハ歳出豫算案ノ特定ノ一項目若ハ諸項目ヲ拒否スル權限ヲ有ス、但シ其ノ拒否ハ大統領ノ反對セラル他ノ項目ニ影響セラルモノ

比律賓...政 治

第十四條 上下兩院ノ議員ハ法律ニ別段ノ規定ナキ限り日當及其ノ他ノ報酬若ハ手当ヲ含ミ各々歳費トシテ七千二百ペソヲ受クルモノトス、但シ議會出席ノ爲メ下院議員ニアリテハ選舉區ヨリ上院議員ニ在リテハ居住地ヨリノ往復旅費ハ別ニ之ヲ支給ス、右歳費ノ増額ハ之ヲ可決シタル上下兩院議員ノ任期滿了後ニ非サレハ效力ヲ生セス

第十五條 上下兩院ノ議員ハ叛逆罪、重罪及治安紊亂ノ場合ヲ除ク外議會出席中及議會ヘノ往復ノ途次ニ於テ逮捕セラレザル特權ヲ有ス

第十六條 上下兩院ノ議員ハ議員タルノ地位ヲ喪失スルコトナクシテ政府ノ他ノ官職ニ就クコトヲ得、又其ノ任期中ニ創設セラレ若ハ報酬ノ増額セラレタル如何ナル行政上ノ官職ニモ就クコトヲ得

第十七條 上下兩院ノ議員ハ政府又ハ政府機關トノ如何ナル契約若ハ其ノ任期中議會ニヨリ許與セラレタル如何ナル特許及特權ニ關シテモ財政的ニ直接又ハ間接ニ關係スルコトヲ得

第十八條 選舉裁判所ニ若ハ政府又ハ政府機關カ一方ノ當事者タル民事事件若ハ政府ノ官吏又ハ雇傭人カ其ノ職務ニ關係セル犯罪ニヨリ起訴セラレタル刑事事件ニ關シ如何ナル司法裁判所ニモ辯護人トシテ出頭スルコトヲ得、尙行政上ノ手續ニ關シ選舉裁判所又ハ司法裁判所ニ出頭スルコトアリトモ右ニ對シ報酬ヲ徵收スルコトヲ得、又職務上其ノ行爲ヲ必要トセララルコトアルヘキ訴訟事件若ハ事實問題ニ參加スヘキ職業ニ就クコトヲ得

任命委員會ノ委員ハ合議制ノ上訴裁判所ヨリ下級ノ裁判所ニ辯護人トシテ出頭スルヲ得

第十八條 公費支出法案、國內收入法案、關稅法案、公債增額授權法案並ニ私的法案ノ發案ハ下院ノ排他的權限ニ屬ス上院ハ修正權ヲ以テ之

ノトス、歳出豫算ノ一條項カ法案ノ一若ハ其レ以上ノ項目ニ影響  
スル場合ニハ大統領ハ右條項ノ關係ヲ有スル特定ノ項目若ハ諸項目  
ヲ同時ニ拒否スルコトヲシテ右條項ヲ拒否スルコトヲ得ス、大統  
領ニヨリ反對セラレタル項目若ハ諸項目ハ大統領ノ裁可ナクシテ議  
會ニ返付セラレタル法案ニ關スル前項規定ノ方法ニヨルニ非サレハ  
有效ニ成立セズ

大統領ノ拒否カ前年度ノ一般政費ニ關スル歳出豫算案ニ於テ可決セ  
ラレタル總額ノ一割ヲ超過スル額ノ支出ヲ規定スル法案又ハ歳出豫  
算案ノ或項目ニ關シ若ハ公債増額ノ權限ヲ賦與セントスル法案ニ關  
スル場合ハ是等ノ法案ハ各院ノ議員總數ノ四分ノ三ノ同意アルニ非  
サレハ法律トシテ成立セサルモノトス

三 大統領ハ歳入法案若ハ關稅法案中特定ノ一項目若ハ諸項目ヲ拒否  
スル權限ヲ有ス、拒否セラレタル項目若ハ諸項目ハ大統領ニヨリ拒  
否セラレタル法案ニ關シ規定セラレタル方法ニヨルニ非サレハ效力  
ヲ生セズ

第二十一條

一 法律トシテ制定セラルヘキ法案ハ一件以上ヲ包含スル  
コトヲ得ス該事項ハ其ノ法案ノ表題ニ表示スヘキモノトス

二 如何ナル法案モ之カ印刷セラレ且其ノ最終ノ形式ニ於ケル寫カ各  
院通過ノ少クトモ三日以前ニ議員ニ提供セラルルニ非サレハ各院ヲ  
通過スルコトヲ得ス、但シ大統領ニ於テノ緊急制定ノ要アルヲ證  
明シタル場合ハ此ノ限ニ非ス法案ノ最終讀會ニアリテハ其ノ修正ヲ  
許サス右法案ヲ可決スヘキヤ否ヤノ問題ハ最終讀會後直ニ附議セラ  
レ贊否ハ之ヲ議事録ニ記載スヘシ

第二十二條

一 課稅規則ハ單一タルヘシ  
二 議會ハ法律ニヨリ大統領ニ對シ議會ノ定ムル制限ノ下ニ一定ノ範  
圍内ニ於テ關稅稅率、輸出入割當、噸稅、埠頭稅ヲ定ムル權限ヲ賦  
與スルコトヲ得  
三 墓地、教會、教會附屬ノ牧師住宅若ハ修道院並ニ宗教的慈善的又ハ

式ニ證明セラレタル大統領及副大統領ニ關スル總テノ選舉報告ハ上院  
議長ニ向ケ國民政府所在地ニ移送スルヲ要ス  
上院議長ハ上下兩院ノ席上ニ於テ總テ證明書ヲ開披シ次イテ投票ヲ計  
算スヘシ

大統領並ニ副大統領ノ投票中各最多數ヲ得タル者カ當選者トシテ宣言  
セラルヘシ但シ右何レノ地位ニ對スル投票ニ於テモ同一ノ最多數ヲ得  
タル者二名以上アル場合ニ於テハ兩院合同會議ニ於ケル議員ノ過半數  
ノ表決ヲ以テ右ノ中一名ガ大統領若ハ副大統領ニ選舉セラルヘシ

第三條 生來ノ比律賓市民ニシテ選舉權者タル資格ヲ有シ年齡四十歳以  
上ニシテ選舉直前少クトモ十年間比律賓ニ居住シタル者ニ非サレハ大  
統領若ハ副大統領ノ地位ニ選舉セラルルコトヲ得ス

第四條 大統領並ニ副大統領ノ選舉ハ四箇年毎ニ一回法律ノ定ムル期日  
ニ於テ行ハルモノトス

大統領並ニ副大統領ノ任期ハ其ノ選舉後四箇年ヲ經過シタル十二月三  
十日正午ヲ以テ終了シ其ノ時ヨリ繼承者ノ任期開始スルモノトス

第五條 何人モ八箇年以上繼續シテ大統領ノ地位ヲ保持スルヲ得ス其ノ  
期間ハ大統領トシテ職務執行開始ノ日ヨリ起算スルモノトス

大統領ノ任意ノ職權拋棄ハ期間ノ如何ヲ問ハス其ノ選任セラレタル全  
任期ニトトリ在官繼續ノ中斷ト見做サレ得ス

第六條 大統領ノ任期開始日トシテ定メラレタ時ニ於テ大統領當選者  
死亡シタルトキハ副大統領當選者大統領ニ就任ス、大統領カ任期開始  
期日前ニ選舉セラレシ若ハ大統領當選者カ資格ヲ缺クニ至ツタ場合ハ  
副大統領ハ大統領カ資格ヲ備フルニ至ル迄大統領ノ職務ヲ代行ス

議會ハ大統領當選者及副大統領當選者カ共ニ失格シタル場合ニ關シ大  
統領ノ職務ヲ代行スル者若ハ右代行者選定ノ手續ヲ法律ヲ以テ規定ス  
ルヲ得

右ニヨリ法定又ハ選定セラレタル者ハ大統領若ハ副大統領カ資格ヲ有  
スルニ至ルマテ職務ヲ代行ス

比律賓……政治

教育的目的ノ爲ニ專ラ使用セラルル一切ノ土地建物及其ノ設備ニ對  
シテハ租稅ヲ免除ス

第二十三條 一 特別ノ目的ノ爲メ賦課セラレタル租稅ニヨル一切ノ  
徵收金ハ特別基金トシテ取扱ハレ其ノ目的ニノミ支出スヘキモノ  
トス

特別基金ヲ設定シタル目的カ達成セラレ若ハ廢棄セラレタル場合若  
シ剩餘金アラハ之ヲ政府ノ一般基金ニ繰入ルヘシ

二 如何ナル金額ト雖モ法律ニヨリ定メラレタル歳出豫算ニヨルニ非  
サレハ國庫ヨリ支出スルヲ得ス

三 公金若ハ公財產ハ如何ナル宗派、教會、分派、宗派機關又ハ宗教  
組織ノ使用、利益又ハ支持ノ爲ニモ或ハ如何ナル僧侶、宣教師、牧  
師若ハ其他ノ宗教的教師又ハ右ノ高位僧ノ使用、利益若ハ支持ノ爲  
メニモ直接又ハ間接ニ專用充當又ハ使用スルコトヲ得ス

但シ右僧侶、宣教師、牧師又ハ高位僧カ軍隊若ハ刑罰機關、孤兒院  
又ハ癩病療養所ニ配屬セラレタル場合ハ此ノ限ニ非ス

第二十四條 各省長官ハ自己ノ發意若ハ兩院ノ要求ニ基キ各院ニ出席シ  
其ノ所管事項ニ關シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ公共ノ利益上意見ヲ  
開陳セサルコトヲ必要トシ且大統領ニ於テ其ノ旨書面ヲ以テ通告シタ  
ル場合ハ此ノ限ニ非ス

第二十五條 宣戰ハ各院ノ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ニヨリ議會專ラ之  
ヲ行フノ權ヲ有ス

第二十六條 戰時若ハ國家非常時ニ際シ議會ハ法律ヲ以テ大統領ニ對シ  
一定期間且ツ議會ノ定ムル制限ノ下ニ宣言セラレタル國策遂行ノ爲メ  
必要ナル法令ヲ公布スル權限ヲ賦與スルコトヲ得

第七章 行政部

第一條 行政權ハ比律賓大統領ニ存ス

第二條 大統領ハ四箇年間其ノ地位ヲ保持シ同一任期ノ副大統領ト共ニ  
人民ノ直接投票ニヨリ選舉セラル、各州市ノ投票検査委員會ニヨリ正

第七條 大統領ハ其ノ就任ニ先立チ左ノ宣誓ヲナスヘシ  
「余ハ誠實且ツ良心ニ從ヒ、比律賓大統領トシテノ義務ヲ果シ、憲法  
ヲ維持擁護シ、法律ヲ施行シ、萬人ニ正義ヲ行ヒ、一身ヲ祖國ヘノ奉  
仕ニ捧クルコトヲ、茲ニ嚴肅ニ宣誓（若ハ誓言）ス、神ヨ願ハクハ加護  
ヲ垂レ給ヘ」（誓言ノ場合ハ最後ノ句ヲ略スヘシ）

第八條 大統領カ罷免セラレ又ハ憲法ノ條規ニ基キ職務權限カ終了シ若  
ハ死亡シ辭職シ或ハ其ノ職責ヲ遂行スルコト不能トナリタル場合ニハ  
大統領ノ地位ハ副大統領ニ移讓セラル、議會ハ法律ヲ以テ大統領及副  
大統領共ニ罷免、死亡、辭職、職務執行不能ノ場合ニ關シ規定ヲ設ケ

大統領ノ職務ヲ代行スヘキ官吏ヲ定ム、右官吏ハ不能カ除去セラレ若  
ハ大統領カ選舉セララルル迄大統領ノ職務ヲ代行ス

第九條 大統領ハ官邸ヲ有シ法律ニヨリ定メラレタル俸給ヲ受ク右俸給  
ハ其ノ選任任期中增加若ハ減少セララルコトヲ得ス、議會カ別段ノ  
府又ハ其ノ從屬機關ヨリ他ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ス、議會カ別段ノ  
規定ヲ設ケル迄ハ大統領ノ年俸ハ三萬ペントス

副大統領ハ大統領トシテノ職務ヲ代行セサル場合ハ法律ニヨリ別段ノ  
規定ヲ設ケラレサル限り年俸一萬五千ペントヲ受クルモノトス

第十條 一 大統領ハ一切ノ行政各部局若ハ官署ヲ統轄シ法律ノ規定ス  
ル所ニ從ヒ一切ノ地方政廳ニ對シ一般監督權ヲ行使シ且ツ法律カ  
誠實ニ施行セラルルコトヲ注意ス

二 大統領ハ比律賓ノ一切ノ軍隊ノ總帥ニシテ必要アル場合ハ不法暴  
行、侵略、暴動若ハ叛亂ヲ防止シ又ハ鎮壓スルタメ右軍隊ヲ召集ス  
ルコトヲ得

侵略、暴動、叛亂若ハ其レヲノ危險切迫シタル場合公共ノ安寧上必  
要アルトキハ人身保護令狀ノ特權ヲ停止シ若ハ比律賓又ハ其ノ一地  
方ヲ戒嚴令下ニ置クコトヲ得

三 大統領ハ行政各省及各局ノ長官、大佐以上ノ陸軍武官、大佐又ハ  
中佐以上ノ海軍及空軍武官並ニ本法ニ別段ノ任命規定ナキ他ノ一切

比律賓……政治

ノ政府官吏並ニ法律ニヨリ大統領ノ任命スルコトヲ得ヘキ者ヲ任命シ任命委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ任命ス

但シ議會ハ法律ヲ以テ右ヨリ下級官吏ノ任命權ヲ大統領一人、裁判所若ハ各省長官ニ賦與スルコトヲ得

四 大統領ハ議會閉會中任命權ヲ有ス但シ右任命委員會ニヨリ否認セラルル迄ハ議會ノ次期開會迄效力ヲ有スルモノトス

五 大統領ハ議會ニ對シ隨時國家ノ狀況ニ關スル報告ヲナシ且ツ必要ニシテ便宜ナリト思考スル方策ノ審議ヲ勸奨スヘシ

六 大統領ハ彈劾ノ場合ヲ除キ一切ノ犯罪ニ對シ有罪判決ノ後其ノ適當ト思考スル條件又ハ制限ノ下ニ刑ノ執行猶豫、減輕、免除ヲ行ヒ罰金及沒收ヲ免除スルノ權限ヲ有ス

七 大統領ハ議會ノ協賛ヲ得テ恩赦ヲ行フノ權限ヲ有ス

八 大統領ハ上院議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ條約ヲ締結スル權ヲ有ス又任命委員會ノ同意ヲ得テ大使、公使及領事ヲ任命ス

九 大統領ハ比律實政府ニ對シ正當ナル信任狀ヲ有スル大使及公使ヲ接受スヘシ

第十條 一 行政各部ハ議會ニヨリ別段ノ規定ヲ設ケラルル迄現行法所定ノ通り存續ス

二 各省長官、各局長若ハ各官署ノ長及其ノ輔佐並ニ選舉委員會ノ委員長及其ノ委員ハ在任中他ノ如何ナル職業ニモ從事スルコトヲ得ス

又其ノ官職ニヨリ影響セラルルコトアルベキ如何ナル私的企業ノ經營若ハ管理ニ直接ト間接トヲ問ハズ關與スルヲ得ス尙政府若ハ政府從屬機關トノ如何ナル契約ニ對シテモ直接又ハ間接ニ財利利害關係ヲ有スルヲ得ス

三 大統領ハ副大統領ヲ其ノ内閣ノ一員並ニ行政部ノ長官トシテ任命スルコトヲ得

第八條 司法部

第二條 議會ハ各種裁判所ノ裁判管轄權ヲ限定シ規定シ配分スル權限ヲ

有ス

但シ大使、公使及領事ニ關スル事件ニ對スル大審院ノ第一審管轄權ヲ奪フコトヲ得ス、又法律若ハ裁判所法規ノ定ムル所ニ從ヒ上訴、裁判

調書移送命令又ハ再審命令ニ基キ左記事件ニ關スル下級裁判所ノ最終判決若ハ命令ヲ再審理シ、修正シ、破棄シ、變更シ又ハ確認スル大審院ノ管轄權ヲ奪フコトヲ得ス

一 條約、法律、命令若ハ行政上ノ命令又ハ規則カ合憲法のナリヤ否ヤ若ハ有效ナリヤ否ヤノ問題トナレル一切ノ事件

二 租稅、輸入稅、課稅評價又ハ通行稅若ハ是等ニ關聯シテ課セラレタル罰金カ合法的ナリヤ否ヤノ問題ヲ含ム一切ノ事件

三 裁判所ノ管轄權カ問題トナレル一切ノ事件

四 死刑又ハ終身懲役ニ處セラレタル一切ノ刑事事件

五 法律ノ誤謬又ハ疑義ヲ含ム一切ノ事件

第六條 議會ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケラルル迄大審院ハ本憲法採擇ノ時比律實大審院ノ權限ニ屬シ且行使セラレタル第一審及上告審ノ管轄權ヲ有ス

大審院ノ第一審管轄權ハ大使、公使及領事ニ關スル一切ノ事件ヲ包含ス

第五條 大審院ノ判事及下級裁判所ノ一切ノ判事ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領之ヲ任命ス

第七條 特定ノ地方ニ對シ任命セラレタル判事ハ大審院ノ承認ナクシテ他ノ地方ニ任命若ハ轉任セシメララルコトナシ議會ハ法律ニヨリ下級裁判所ノ判事ノ住所ヲ定ムヘシ

第八條 議會ハ下級裁判所ノ判事ノ任用資格ヲ定ム、但シ比律實市民ニシテ比律實ニ於テ辯護士タルコトヲ許サレタルモノニ非サレハ右裁判所ノ判事ニ任命セララルコトヲ得ス

第九條 大審院判事並ニ下級裁判所ノ一切ノ判事ハ年齢七十歳ニ達スルカ又ハ職務執行不能トナル迄ハ其ノ行狀善良ナル限り其ノ地位ヲ保持

ス、右判事ハ法律ニヨリ定メラレタル報酬ヲ受ケ在任中減額セラルルコトナシ、議會ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケサル限り大審院長ハ年俸一萬六千ベソ各陪席判事ハ一萬五千ベソヲ受クルモノトス

第十三條 大審院ハ一切ノ裁判所ニ於ケル辯論、訴訟手續、裁判手續及辯護士事務許可ニ關スル規則ヲ公布スル權限ヲ有ス、右規則ハ同一審級ノ總テノ裁判所ニ對シ單一タルヘク且ツ本質的權能ヲ縮少シ増大シ若ハ修正スルコトヲ得ス

辯論、訴訟手續、裁判手續ニ關スル現行法律ハ法律トシテハ廢止セラレ大審院ノ權限ニヨリ變更修正セラレベキ條件ノ下ニ裁判所規則トシテ公布セラル、議會ハ辯論訴訟手續、裁判手續並ニ比律實ニ於テ辯護事務許可ニ關スル規則ヲ廢止シ變更シ若ハ増補スル權限ヲ有ス

第九條 彈劾

第一條 大統領、副大統領、大審院判事、選舉委員會ノ委員長及其ノ委員並ニ會計検査院長ハ有責ナル憲法違反、叛逆、贈收賄若ハ他ノ重大犯罪ニ關シ彈劾セラレ有罪判決ヲ受ケタル場合ニハ其ノ職ヲ免セラルヘシ

第二條 彈劾ハ議員總數ノ三分ノ二ノ可決ニヨリ下院專ラ之ヲ行フ權限ヲ有ス

第三條 一切ノ彈劾ノ審理ハ上院專ラ之ヲ行フ權限ヲ有ス、上院議員ハ右目的ノ爲メ出席スル場合ニ宣誓若ハ誓言ヲナスヘシ

比律實大統領力審理ヲ受ケル場合ハ大審院長之ヲ主宰ス

何人ト雖モ上院議員總數ノ四分ノ三ノ同意ナクシテ有罪ノ判決ヲ受ケルコトナシ

第十章 選舉委員會

第一條 任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ニヨリ任命セララル委員長一名及委員二名ヲ以テ組織セララル獨立ノ選舉委員會ヲ設ケ、委員長及委員ハ任期九箇年トシ再任命セララルヲ得ス

第一次ノ選舉委員會ノ構成員ハ一名ヲ任期九箇年他ノ一名ヲ六箇年、

比律實……政治

次ノ一名ヲ三箇年トス議會ニヨリ別段ノ規定ヲ設ケラルレサル限り委員長ハ年俸一萬二千ベソ他ノ委員ハ各年俸一萬ベソヲ受クルモノトス、右年俸ハ其ノ在任中増額若ハ減額セラルルコトナシ

第二條 選舉委員會ハ選舉行為ニ關スル一切ノ法律ノ施行及管理ニ付專ラ其ノ責ニ任シ且ツ法律ニヨリ賦與サルヘキ他ノ一切ノ權能ヲ行使スルモノトス選舉委員會ハ票決權ニ關スル問題ヲ除キ投票所ノ數、場所ノ決定並ニ選舉管理官其ノ他ノ選舉官吏ノ任命ヲ含ム選舉行政ニ關スル一切ノ問題ヲ決定スルモノトス

一切ノ法律ノ施行機關並ニ政府ノ補助機關ハ選舉委員會ノ要求アルトキニ限り選舉ノ自由、秩序、公正ヲ保障スルノ目的ヲ以テ其ノ代理機關トシテ行動スルモノトス

選舉委員會ノ裁決、命令、決定ハ大審院ノ復讐ヲ要スルモノトス

選舉法違反ニ對スル刑ノ免除、宣誓釋放、停止ハ選舉委員會ノ有利ナル勸告アルニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス

第三條 選舉委員會ハ大統領並ニ各選舉後ノ議會ニ對シ當該選舉ノ執行手續ニ關スル報告ヲ提出スヘシ

第十一章 會計検査院

第一條 會計検査院長ノ指揮及統制ノ下ニ會計検査院ヲ設ケ、會計検査院長ノ任期ハ十年トシ再任ヲ許サス、會計検査院長ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ニヨリ任命セラレ法律ノ定ムル年俸ヲ受ケ、右年俸ハ其ノ在任中減額セラルルコトナシ、議會ニヨリ別段ノ規定設ケラルル迄會計検査院長ハ年俸一萬二千ベソヲ受クルモノトス

第四條 會計検査院長ハ政府ノ財政狀態及運用ニ關スル年報並ニ要求セラルベキ其ノ他ノ報告ヲ大統領及議會ニ提出スヘシ

第十三條 天然資源ノ保存及利用

第三條 議會ハ法律ヲ以テ個人、會社若ハ組合カ獲得及保有シ得ヘキ私有農業地ノ面積ヲ決定スルコトヲ得

但シ右法律制定前ニ存スル權利ヲ基礎トス



第四條 議會ハ土地ヲ小區劃ニ分割シ原價ヲ以テ各個人ニ分譲スヘク正當ナル補償ヲ支拂ヒ土地ノ收用ヲ許可スルコトヲ得

第十四章 一般規定

第三條 議會ハ現存スル比島語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ發達及採甲ノタメノ手段ヲ講スヘシ、法律ニヨル別段ノ定メアル迄ハ英語及西班牙語ハ依然公用語タルヘシ

第七條 議會ハ一般法律ニヨルニ非サレハ私的會社ノ設立、組織若ハ取締ニ關シ規定スルヲ得ス但シ右會社カ政府又ハ政府ノ從屬機關ニヨリ所有若ハ管理セラルル場合ハ此ノ限りニ非ス

第八條 公共事業ノ經營ニ關スル特許免許又ハ其ノ他如何ナル形式ノ許可ト雖モ比律賓市民若ハ比律賓ノ法律ニヨリ組織セラレ其ノ資本ノ六十%カ比律賓市民ニヨリ所有セラルル會社若ハ團體ニ非サレハ之ヲ賦與スルヲ得ス、又右ノ如キ特許、免許、許可ハ獨占的性質ヲ有シ若ハ五十年以上ノ期間ニ及フヲ得ス

特許又ハ利權ハ公益上必要ナル場合ニハ議會ニヨリ修正、變更若ハ廢棄シ得ル條件ノ下ニアラサレハ如何ナル個人、組合若ハ會社ニ對シテモ之ヲ賦與スルヲ得ス

第十五章 憲法改正

第一條 議會ハ兩院合同會議ニ於テ上下兩院各々其ノ議員總數ノ四分ノ三ノ表決ニヨリ本憲法ニ對スル改正ヲ提議シ若ハ憲法改正ノタメ會議ヲ召集スルコトヲ得、右改正ハ之ニ對スル人民ノ承認ヲ求ムルタメハルヘキ選舉ニ於テ投票ノ過半数ニヨリ承認セラレタルトキハ本憲法ノ一部トシテ效力ヲ生ス

第十九章 效力發生期日及暫定規定

第一條 本憲法改正ハ一九三九年度改正ト稱セラレ憲法第十四章ニヨリ之ニ對スル人民ノ承認ヲ求ムルタメニ行ハレタル選舉ニ於テ投票ノ過半数ニヨリ承認セラレ更ニ憲法附屬法令第一條第十八項ニヨリ米國大統領ノ裁可ヲ得タル場合ハ一九三五年二月八日採擇ノ憲法ニ基キ選出

セラレタル官吏ノ任期終了ニ當リ效力ヲ生スルモノトス (以下省略)

第二條 本改正憲法ノ第七章第五條ノ規定ハコムモンウエルス樹立以後スヘテノ比律賓大統領在職者ニ適用セラルルモノトス

第三條 本改正憲法ノ效力發生期日ニ效力ヲ有スル一切ノ法律ハ一九三五年二月八日採擇セラレタル憲法ト抵觸セサル限り議會ニヨリ修正、變更、改變若ハ廢棄セラルル迄繼續實施セラルヘシ

憲法附屬法令

第一條 一 比律賓議會ヲ通過シタル一切ノ法律ハ亞米利加合衆國議會ニ報告セラルヘシ

第二條 比律賓ニ對スル米國主權ノ最終且完全ナル撤退ニ至ル迄任命委員會ノ同意ヲ得テ比律賓コムモンウエルス大統領ニヨリ任命セラルヘキ比律賓ノ米國駐在委員ヲ設ク

駐米委員ノ權限及職責ハ一九三四年三月二十四日裁可セラレタル米國議會法律第二百二十七號第七條第五項ノ規定スルモノ及ヒ比律賓議會ノ決定スルコトアルヘキ義務トス

第三節 大統領

比律賓大統領は、比律賓コムモンウエルスの行政權を總攬する。

一 地位

大統領は、四箇年間其の地位を保持シ比律賓人民ノ直接投票により選舉せらる。

大統領ノ投票中最多數を得たる者が當選者として宣言せられ、同一ノ最多數を得たる者二名以上ある場合は兩院合同會議に於ける議員ノ過半数ノ表決を以て其の中一名が大統領に選舉せらる。

二 資格

の地方政廳に對シ一般監督權を行使し且つ法律の誠實に施行せらるることを注意す。

一 大統領は比律賓の一切の軍隊の總帥にして、必要ある場合は不法暴行、侵略、暴動若くは叛亂を防止し又は鎮壓するため右軍隊を召集することを得。

一 侵略、暴動、叛亂若くはそれらの危険切迫したる場合、公共の安寧上必要あるときは人身保護令狀の特權を停止し若くは比律賓の全島又は其の一地方を戒嚴令下に置くことを得。

一 大統領は行政各部及各局の長官、大佐又は中佐以上の海軍及空軍武官並に憲法に別段の任命規定なき他の一切の政府官吏並に法律により大統領の任命することを得べき者を指名し、任命委員會の同意を得て之を任命す。

但し議會は法律を以て右より下級官吏の任命權を大統領一人、裁判所若くは各部長官に賦與することを得。

一 大統領は議會閉會中任命權を有す、但し右任命は任命委員會により否認せらるる迄又は議會の次期開會迄效力を有するものとす。

一 大統領は彈劾の場合を除き一切の犯罪に對し有罪判決の後其の適當と思考する條件又は制限の下に刑の執行猶豫、輕減、免除を行ひ罰金及沒收を免除するの權限を有す。

一 大統領は議會の協賛を得て恩赦を行ふの權限を有す。

一 大統領は上院議員總數の三分の二の同意を得て條約を締結する權限を有す。

又任命委員會の同意を得て大使、公使及領事を任命す。  
大統領は比律賓政府に對し正當なる信任狀を有する大使及公使を接受すべし。  
一 大統領は議會を通過せる法案の提出を受け、右法案を裁可する場合は之に署名し裁可せざるときは反對理由を附して右法案を發案したる院に差戻すべし。

大統領たる資格は、(一)生來の比律賓市民にして、(二)選舉權者たるの資格を有し、(三)年齢四十歳以上にして、(四)選舉直前少くとも十年間比律賓に居住したる者たるを要し、以上の資格を具備する者でなくては、大統領の地位に有效に選舉せらるることを得ない。

三 任期

大統領の任期は四箇年とし、其の選舉後四箇年を経過したる十二月三十日正午を以て終了し其の時から繼承者の任期は開始する。

大統領に選舉せられたる者は、次期に於て再選舉せらるるを得るも、同一人が八箇年以上繼續して大統領の地位を保持するを得ない。

四 宣誓

憲法は、大統領が其の就任に先立ち宣誓をなすことを要求してゐる。それは職務遂行に於ける道德的義務と、憲法を維持擁護し、法律を施行し、萬人に正義を行ひ、一身を祖國への奉仕に捧ぐべき義務を大統領の上に置かんとするものである。

五 俸給及特權

大統領は、法律により定められたる俸給を受くる。右俸給は其の任期中増加若くは減少せらるることはない。大統領は、任期中政府又は其の從屬機關より他の報酬を受くるを得ない。大統領の年俸は、議會が別段の規定を設くる迄は、三萬ペソとする。

此の外、大統領は官邸を有し、大統領府經費を與へらる。又大統領は總ての國家の行政長官の地位に隨伴する特權と免責を享く。

六 權限

一 大統領は一切の行政各部を統轄し、法律の規定する所に従ひ一切

大統領は歳出豫算案の特定の項目若くは諸項目を拒否する権限を有す。

大統領は歳入法案若くは關稅法案中特定の項目若くは數項目を拒否する権限を有す。

大統領は議會の通常會期開會の日より十五日以内に一般歳出豫算案の基礎となるべき收支豫算を編成し議會へ提出する権限を有す。

大統領は比律賓人民の利益と福祉を擁護するため國家非常事態を宣言する権限を有す。

大統領は行政命令並に布告を公布する権限を有す。

### 七 義務

大統領は法律を施行するを要す。

大統領は議會に對し隨時國家の狀況に關する報告をなし且つ必要にして便宜なりと思考する方策の審議を勸奨すべし。

大統領は比律賓コムモンウェルス政府の施政經過及行政作用に付きアメリカ合衆國大統領及議會に年次報告をなし、又はアメリカ合衆國大統領及議會の要求により其の他の報告をなすものとす。

### 八 繼承

大統領の任期開始期日として定められた時に於て大統領當選者死亡したるときは副大統領當選者、大統領に就任す。

大統領が任期開始期日前に選舉せられず若くは大統領當選者が資格を缺くに至つた場合は、副大統領は資格を備ふるに至る迄大統領の職務を代行す。

議會は大統領當選者及副大統領當選者が共に失格したる場合に關し、大統領の職務を代行する者若くは右代行者選定の手續を法律を以て規定するを得、右により法定又は選定せられたる者は大統領若くは副大統領が資格を有するに至る迄職務を代行す。

### 九 罷免

くは副大統領が資格を有するに至る迄職務を代行す。

大統領が罷免せられ又は憲法の條規に基き職務權限が終了し若くは死亡し辭職し或は職務執行不能となりたる場合には大統領の地位は副大統領に移譲せらる。

議會は法律を以て、大統領及副大統領共に罷免、死亡、辭職、職務執行不能の場合に關し規定を設け大統領の職務を代行すべき官吏を定む。

右官吏は不能が除去せられ若くは大統領が選舉せらるる迄大統領の職務を代行す。

### 第四節 副大統領

副大統領の資格、選舉方法、任期は大統領と同一である。

大統領故障ある場合(大統領の項八參照)副大統領は大統領に昇格し若くは其の職務を代行する。

大統領は副大統領を其の内閣の一員並に行政部の長官として任命することを得、其の何れにも任命されざる時は何等の職務も行はない。

副大統領は、法律により別段の規定を設けられざる限り年俸一萬五千ペソを受くる。但し大統領としての職務を代行する場合は、大統領に關し規定せられた俸給を受くるものとす。

### 第五節 比律賓駐在米國高等辨務官

比律賓駐在米國高等辨務官 (The U. S. High Commissioner) は比律賓に於ける米國大統領の代表者にして米國上院の同意を得て米國大統領

### 第六節 立法

立法權は、比律賓議會 (Congress of the Philippines) に存す。

### 一 比律賓議會の構成

比律賓議會は、上院 (Senate) 及下院 (House of Representatives) の兩院を以て成立す。

上院の組織

上院は二十四名の議員より成る。議員は法律の定むるところにより比律賓に於ける選舉有資格者により全國的に選舉せらる。

議員の任期は六箇年とし選舉年度の十二月三十日より始まる。但し修正憲法により選舉せられた第一期議員は、法律の定むる所により等しく三種に分たれ、八名を任期六箇年とし、他の八名を任期四箇年次の八名を任期二箇年とす。

議員の資格は、(一)比律賓生來の市民にして、(二)選舉の當時年齢三十五歳以上に達せる選舉資格者であり、(三)選舉の直前二箇年以上比律賓に居住したる者なることを要す。

### 2 下院の組織

下院は、百二十名を超へざる議員を以て組織す、議員は出來得る限り住民の數に應じ、各州に割當てらるるを要し各州は少くとも一名の議員を選出するを要す。

議員の任期は、四箇年とし選舉年度の十二月三十日より始まる。

議員の資格は、(一)比律賓生來の市民にして、(二)選舉の當時年齢二十五歳以上に達せる選舉資格者であり、(三)選舉の直前一年以上比律賓に居住したるものなることを要す。

### 二 議會の開會及休會

### 1 通常會

比律賓……政治

により任命せらる。

タ・マ獨立法第七條第四項により規定されてゐる高等辨務官の職務權限は左の如くである。

- 一 高等辨務官は比律賓政府或は從屬機關の有する總ての記録を檢閲し、其の必要な資料を比律賓共和國最高行政官より提供さるべきものである。
- 一 高等辨務官は、若し比島政府が契約期限に達したる或は契約を遂行すべき擔保附公債又は公債若くは其の利子を支拂ひ得ざるときは、直に其の事實を合衆國大統領に報告し、大統領は高等辨務官を指揮して稅關及其の管理を引繼がしめ之を管理せしめ、其の收入の一部を期限超過公債の支拂或は契約履行に充當する。
- 一 高等辨務官は毎年及大統領の要求ありたる時は其の都度合衆國大統領及米國議會宛公報を提出する義務がある。
- 一 比律賓と諸外國との一切の公の外交折衝は高等辨務官を通じて行ふ。
- 一 高等辨務官は年俸三萬六千ペソを受く。

### 合衆國駐在比律賓委員 (The Philippine Resident of Commissioner to the U. S.)

合衆國駐在比律賓委員(以下駐米委員と稱す)は比律賓コムモンウェルスの代表にして比律賓議會の任命委員會の同意を得て比律賓大統領により任命せらる。

駐米委員は、米國下院に議席を有し、發言權を有するも投票權は有しない。

駐米委員は、米國に對する比律賓政府の代表者として比律賓に關する總ての場合に於いて其の代辯者である。

毎年若くは大統領の要求ある時は其の都度比律賓大統領に公報を提出すること及在米比律賓人の福祉を考慮することは、駐米委員の義務である。

議會は、法律により別段の期日を定めざる限り、毎年一月第四月曜日  
を以て通常會を召集す、通常會の會期は、日曜を除き百日以上繼續する  
ことを得ず。

2 臨時會  
大統領は、隨時一般法案若くは大統領の指定する特殊議案のみを議す  
る爲め臨時會を召集することを得。  
臨時會は三十日以上繼續することを得ず。

3 休會  
上下兩院は會期中他院の同意なくして三日以上休會するを得ず。且つ  
議會開催の場所を變更するを得ず。

### 三 議員の地位

#### 1 特權

一 身體の自由 上下兩院の議員は反逆罪、重罪及治安紊亂の場合を  
除く外、議會出席中及議會への往復の途次に於て逮捕せられざる特  
權を有す。

一 演説討論の自由 上下兩院の議員は議院に於てなしたる演説及討  
議に付き、院外に於て責を問はるることなし。

一 歳費及旅費を受くる權利 上下兩院の議員は法律に別段の規定な  
き限り、日當及其他の報酬若くは手當を含み各々歳費として七千  
二百ペソを受く、但し議會出席の爲め下院議員にありては選舉區よ  
り、上院議員にありては居住地よりの往復旅費は別に之を支給す、  
右歳費の増額は之を可決せる上下兩院議員の任期満了後に非ざれ  
ば效力を生ぜず。

法律に別段の規定なき限り、上下兩院の議長は一萬六千ペソの歳  
費を受くるものとす。

#### 2 不適格

一 上下兩院の議員は議員たるの地位を喪失することなくして、政府  
の他の官職に就くことを得ず、又其の任期中に創設せられ若くは報

酬の増額せられたる如何なる行政上の官職にも就くことを得ず。  
一 上下兩院の議員は、政府又は政府機關との如何なる契約若くは其  
の任期中議會により許與せられたる如何なる特許及特權に關しても  
財政的に直接又は間接に關係することを不得。

一 上下兩院の議員は選舉裁判所に、若くは政府又は政府機關が一方  
の當事者たる民事事件、若くは政府の官吏又は雇傭人が其の職務に  
關係せる犯罪により起訴せられたる刑事事件に關し如何なる司法裁  
判所にも、辯護人として出頭することを得ず。

一 上下兩院の議員は、行政上の手續に關し選舉裁判所又は司法裁判  
所に出頭することありとも、右に對し報酬を徴收することを得ず。

一 上下兩院の議員は、職務上其の行爲を必要とせらるることあるべ  
き訴訟事件若くは、事實問題に参加すべき職業に就くことを得ず。

3 除名  
上下兩院は各々、秩序を亂す行爲ありたる議員を罰し、且つ議員總數  
の三分の二の同意を得て議員を除名するを得。

### 四 議院内部の組織

#### 1 役員

上下兩院は各々議長其の他必要な役員を選任す。

#### 2 定足數

議員の半數を以て議事決定の定足數とす、但し議員數が右定足數に滿  
たざる場合は日程を順延することを得、又議會の定むる方法並に罰則に  
より缺席議員の出席を強要することを得。

#### 3 議事規則

上下兩院は議事規則を定む。

#### 4 選舉裁判所 (Electoral Tribunal)

上下兩院に各々選舉裁判所を置く。  
選舉裁判所は、議員の選舉、選舉報告、資格に關する一切の係争に對

する唯一の判決機關とす。

各選舉裁判所は、大審院長の指名する大審院判事三名並に上院若くは  
下院の議員六名を以て組織す、右六名の議員は各議院により選舉せらる  
も中三名は最多數の表決權を有する黨により、三名は第二多數黨により  
指名せらるるものとす、各裁判所に於ては上席判事を以て裁判長に充つ。

#### 5 任命委員會 (Commission on Appointment)

議會に院内に於ける各政黨の比例代表により、各議院により夫々選舉  
せられたる上院議員十二名、下院議員十二名より成る任命委員會を置く。  
上院議長は其の職務により委員長となり可否同數の場合を除く外投票  
せざるものとす。

#### 6 選舉裁判所及任命委員會

議長選舉と共に上院下院の組織せられたる後三十日以内に構成せらる  
べきものとす。

任命委員會は、委員長若くは委員の過半數の要求により議會開會中  
のみ開催せられ憲法により賦與せられたる權能並に職務を執行す、即ち  
大統領による憲法所定の官吏の任命に對し同意權を有す。

### 五 議會の權限

#### 1 立法權

比律賓憲法若くはタ・マ法により禁止されたるものを除くの外、總て  
法律は議會により制定せらるるを要す。

法律制定手續 議會を通過せる一切の法案は法律として成立するに先  
立ち大統領に提出するを要す、大統領右法案を裁可する場合は之に署名  
し、裁可せざるときは反對理由を附して右法案を發案したる院に差戻す  
べし。

該院は其の反對理由を議事録中に詳細記載し右法案を再審議すべし、  
再審議の後該院の議院總數の三分の二が右法案の通過に同意するときは

右法案は反對理由と共に他院に送付せらるべく、送付を受けたる院は前  
同様の手續を以て右法案を再審議すべし、該院の議院總數の三分の二の  
同意ありたるときは右法案は法律として成立す。

右の如き場合各院の表決は賛否の投票により決定せられ、賛成又は反  
對の票決をなせる議員の氏名は議事録に記載すべし。

若し法案が大統領に提出せられたる後二十日以内(日曜を除く)に本項  
の規定に従ひ大統領より返付せられざる場合には、右法案は大統領が之  
に署名したると同様法律として成立するものとす。

但し議會が閉會によつて大統領の返付を妨げたる場合は此の限に非  
ず、此の場合、右法案は議會閉會後三十日以内に大統領により拒否せら  
れざる限り法律として成立す。

#### 2 國家の歳出歳入豫算案の議定

大統領は議會の通常會期開會の日より十五日以内に一般歳出豫算案の  
基礎となるべき收支豫算を提出すべし。

議會は豫算に明記せられたる政府の施政上必要なりとして大統領によ  
り勸奨せられたる經費を増額することを不得、但し議會及司法部の經費  
は此の限に非ず、豫算の形式並に其の包含すべき説明事項は法律により  
規定す、如何なる條項若くは條例と雖も一般歳出豫算案中の或特定の經  
費に關係なき限り一般歳出豫算案中に包含せしむることを得ず、且つ右  
の如き條項若くは條例の適用は當該經費のみに限らるるものとす。

大統領は歳出豫算案の特定の一項目若くは諸項目を拒否する權限を有  
す、但し其の拒否は大統領の反對せざる他の項目に影響せざるものと  
す。

歳出豫算の一項目が同法案の一若くはそれ以上の項目に影響する場合  
には、大統領は右條項の關係を有する特定の項目若くは諸項目を同時に  
拒否することなくして右條項を拒否することを得ず。

大統領により反對せられたる項目若くは諸項目は大統領の裁可なくし  
て議會に返付せられたる法案に關する前項規定の方法に由るに非ざれば

有効に成立せず。

大統領の拒否が前年度の一般政費に關する歳出豫算案に於て可決せられたる總額の一割を超過する額の所出を規定する法案、又は、歳出豫算案の或る項目に關し若くは公債増額の権限を賦與せんとする法案に關する場合は、是等の法案は各院の議員總数の四分の三の同意あるに非ざれば法律として成立せざるものとす。

大統領は歳入法案若くは關稅法案中、特定の一項目若くは諸項目を拒否する権限を有す。

拒否せられたる項目若くは諸項目は、大統領により拒否せられたる法案に關し規定せられたる方法に由るに非ざれば效力を生ぜず。

3 憲法の改正

議會は兩院合同會議に於て上下兩院各々其の議員總数の四分の三の表決により憲法の改正を提議し、若くは憲法改正のため會議を召集するを得。

4 宣戰の布告

宣戰は各院の議員總数の三分の二の同意により議會專ら之を行ふの権限を有す。

5 大統領、副大統領の選舉

大統領、副大統領の選舉に於て同一の最多數投票を得たるもの二名以上ある場合は、兩院合同會議に於ける議員の過半數の表決を以て、右の中一名を大統領若くは副大統領に選舉す。

6 彈劾手續による免職

大統領、副大統領、大審院判事、選舉委員會の委員長並に會計検査院長の免職

7 各種裁判管轄の限定、配分

8 大統領の恩赦權、任命權の行使に對する同意權

尙、上下兩院は各々單獨に左記權限を有す。

一 部務に關する年次報告を大統領府に提出すること

一 部相互間の事項に付き部の法定代表者たること

一 所部官吏の配置を變更すること

一 尙、各部長官は議會に對する關係に於ては次の權限を有す。

自己の發意若くは兩院の要求に基き各院に出席し其の所管事項に關し、意見を開陳する事を得、但し公共の利益上意見を開陳せざる事を必要とし且つ大統領に於て其の旨書面を以て通告したる場合は此の限りではない。

各部長官が病氣其の他の故障のため職務執行不能の場合は、其の故障が除かれ若くは餘人が大統領により任命せらるる迄、次官に於て其の職務を代行す。

2 部次官

任命委員會の同意を得て大統領之を任命し部長官を輔佐し長官事故ある時は之に代る。

3 局長

任命委員會の同意を得て大統領之を任命し所屬長官の命令により局務を統轄する。

二 中央官署名

1 大統領府

大統領直屬の官署は次の如くである。

- 官房……Executive Office
- 會計検査院……General Audit Office
- 文官任用局……Bureau of Civil Service
- 文官控訴委員會……Civil Service Board of Appeals
- 考試委員會……Board of Examiners
- 豫算委員會……Budget Commission
- 豫算局……Budget Office

比律賓……政治

一 上院は、大統領の條約締結に對する同意權を有す。  
一 下院は、公費支出法案、國內收入法案、關稅法案、公債増額授權法案、並に私的法案の發案權を有す。

第七節 行政

一 中央行政

中央行政組織は、大統領の下に行政事務を各部(The Executive Department)に分配し、各部の長官は其の主管事務に付き、最高の行政官廳をなす。行政各部は、内務、財務、司法、農商務、土木交通、教育、勞働、國防、厚生九部があり、部に長官を置く。

別に大統領府があり、大統領書記官長を主長とする。大統領府は部と看做され、大統領書記官長の官職上の地位は、部長官と同一である。各部長官、部次官及局長に付き其の法制上の地位其他に就き述べれば次の如くである。

1 部長官

各部の長官は、任命委員會の同意を得て大統領により任命され、各々其の部務を統轄し所屬官署を指揮監督する。而して其の任命資格は (一) 比律賓市民たる事 (二) 任命前少くとも三年間比律賓に繼續して居住したる者 (三) 年齢三十歳以上に達したる者、なる事を要する。各部長官の權限には左の各種がある。  
一 大統領其の他の權限に屬するものを除くの外所部の官吏を任命すること  
一 法律に抵觸しない限り、所管事務に付き命令、規則を制定すること

一 所管事項に關する行政法規にして其の公布が大統領の排他的權限に屬するものの公布に就き大統領に勸奨すること

一 部豫算見積書を大統領府に提出すること

國勢 査委員會……Commission of the Census

國勢調査統計局……Bureau of the Census and Statistics

砂糖管理局……Philippine Sugar Administration

砂糖諮問委員會……Sugar Advisory Committee

比律賓國立病院……Philippine General Hospital

國語調査會……Institute of National Language

國院會議……Council of National Defense

國家經濟會議……National Economic Council

國家調査會議……National Research Council

移民局……Bureau of Immigration

2 行政各部

部別の官署名は右の如くである。

内務部……Department of the Interior

長官々房……Office of the Secretary

情報局……Division of National Information

比律賓巡警隊……Philippine Constabulary

州市 村政廳……Provincial, City, and Municipal Government

映畫檢閱局……Board of Review for Moving Picture

ミンダナオ及ヌール事務局……Office of the Commissioner for Mindanao and Sulu

民族局……Board of Races

財務部……Department of Finance

長官々房……Office of the Secretary

關稅局……Bureau of Customs

收稅局……Bureau of Internal Revenue

財務局……Bureau of the Treasury

銀行局……Bureau of Banking

印刷局……Bureau of Printing

購買供給課……Division of Purchase and Supply  
 保險局……Government Service Insurance System  
 煙草局……Tobacco Board  
 慈善基金局……Philippine Charity Sweepstakes  
 會計局……Board of Accountancy  
 船舶運轉士試験委員會……Board of Examiners for Marine Engineers  
 高等船員試験委員會……Board of Examiners for Marine Officers  
 海事審問委員會……Board of Marine Inquiry  
 州、市、村、田籍官……Provincial, City, and Municipal Treasurers  
 州、市鑑定官……Provincial and City Assessors  
**司法部**……Department of Justice  
 長官々房……Office of the Secretary  
 司法局……Bureau of Justice  
 始審裁判所……Court of First Instance  
 公共事業委員會……Public Service Commission  
 産業裁判所……Court of Industrial Relations  
 有價證券及爲替委員會……Securities and Exchange Commission  
 刑務局……Bureau of Prisons  
 土地登記局……General Land Registration Office  
 審査課……Division of Investigation  
 高利防遏委員會……Anti-Usury Board  
 恩赦委員會……Board of Pardons  
 治安裁判所……Justice of the Peace Courts  
 市裁判所……Municipal Judges of Chartered Cities  
 州、市検事局……Provincial and City Fiscal's Office  
**農商務部**……Department of Agriculture and Commerce  
 長官々房……Office of the Secretary  
 植産局……Bureau of Plant Industry

畜産局……Bureau of Animal Industry  
 山林局……Bureau of Forestry  
 土地局……Bureau of Lands  
 商務局……Bureau of Commerce  
 鑛務局……Bureau of Mines  
 科學局……Bureau of Science  
 中央氣象臺……Weather Bureau  
 織維検査所……Fiber Inspection Service  
 水産課……Division of Fisheries  
 土地調査課……Division of Soil Survey  
 統計課……Division of Statistics  
 出版課……Division of Publications  
 工業委員會……Industrial Committee  
 獸醫試験委員會……Veterinary Examining Board  
 調査員試験委員會……Board of Examiners for Surveyors  
**土木交通部**……Department of Public Works Communications  
 長官々房……Office of the Secretary  
 土木局……Bureau of Public Works  
 逓信局……Bureau of Posts  
 水道局……Metropolitan Water District  
 灌溉委員會……Irrigation Council  
 土木技師試験委員會……Board of Examiners for Civil Engineers  
 機械技師試験委員會……Board of Examiners for Mechanical Engineers  
 電氣技師試験委員會……Board of Examiners for Electrical Engineers  
 化學技師試験委員會……Board of Examiners for Chemical Engineers  
 鑛山技師試験委員會……Board of Examiners for Mining Engineers  
 建築技師試験委員會……Board of Examiners for Architects  
**教育部**……Department of Public Instruction

長官々房……Office of the Secretary  
**教育局**……Bureau of Education  
 私教育局……Office of Private Education  
 成年者教育局……Office of Adult Education  
 國家體育指導局……Office of the National Physical Director  
 國立圖書館……National Library  
 國家教育委員會……National Council of Education  
 教科書委員會……Board of Textbooks  
 教育調査合同委員會……Joint Educational Survey Committee  
**労働部**……Department of Labor  
 長官々房……Office of the Secretary  
 労働検査課……Labor Inspection Division  
 安全状態検査課……Safety Inspection Division  
 安全諮問委員會……Advisory Safety Council  
 労働統計課……Division of Labor Statistics  
 管理課……Administrative Division  
 社會施設課……Social Improvement Division  
**國防部**……Department of National Defense  
 長官々房……Office of the Secretary  
 比律賓陸軍……Philippine Army  
 航空局……Bureau of Aeronautics  
 沿岸測量局……Bureau of Coast and Geodetic Survey  
 比律賓商船學校……Philippine Nautical School  
 國家ラジオ放送委員會……National Radio Broadcasting Committee  
**厚生部**……Department of Health and Public Welfare  
 長官々房……Office of the Secretary  
 保健局……Bureau of Health  
 厚生局……Bureau of Welfare

検閲局……Bureau of Quarantine Service  
 食料検査委員會……Board of Food Inspection  
 生物資源委員會……Biologic Products Board  
 醫師試験委員會……Board of Medical Examiners  
 齒科醫師試験委員會……Board of Dental Examiners  
 藥劑師試験委員會……Board of Pharmaceutical Examiners and Inspectors  
 眼科醫師試験委員會……Board of Optical Examiners  
 看護婦試験委員會……Board of Examiners for Nurses

### 三 地方行政

比律賓の行政区劃は、州 (Province) 村 (Municipality) 特別市 (Chartered City) 村區 (Municipal District) に分たる。  
 全島を十一市四十九州に區劃し、各市に市長、各州に州知事を置き之を管轄せしむる。  
 州は、住民の文化程度により、正規の州 (Regular-Province) と特別州 (Special Province) に分ち、兩者は稍々その政治組織を異にする。  
 財政上の理由に基き獨立の一州を形成する迄に至らざるものは、之を副州とし特定の州 (Sub-Province) に附屬せしめてゐる。現在二つあり副知事を置いて之を管轄せしむる。  
 特別市は Municipal Law の適用を受けず Charters と稱する特別法により設立せらるるものである。  
 村及村區も亦住民の文化程度よりくる區別であり、村の行政分區としては、字 (Barrio) がある。  
 大別すると以上の如くであるが、尙州、特別市村及村區に就き詳述すれば次の如くである。

#### 1 州

州は、正規の州、特別州、副州の三種に分たれ、各々相異なる政治組

職を有す。

(一) 正規の州(以下単に州と稱す) 州は、五年間に於ける年平均収入を標準として次の如く五階級に分たる。

- 一 等級A州…五〇萬ベソ以上のもの
- 是に屬するものとしては、セブ州、オクシデンタル・ネグロス州、イロイロ州、バンガシナン州がある。
- 一 等級B州…四〇萬ベソ以下四〇萬ベソ以上のもの
- 又エバ・エシハ州、リサール州、タヤパス州に屬す。
- 一 等級C州…三〇萬ベソ以下三〇萬ベソ以上のもの
- バムパンガ州、ブラカン州、レイテ州、パタンガス州、タルラク州、ボホール州に屬す。
- 二 等級州…二〇萬ベソ以下二〇萬ベソ以上のもの
- ラグナ州、イロコス・スール州、イロコス・ノルテ州、カガヤン州、カピス州、オリエンタル・ネグロス州、ラ・ウニオン州、ダバオ州、サマール州、アルバイ州に屬す。
- 三 等級州…一〇萬ベソ以下一〇萬ベソ以上のもの
- カビテ州、サムボアンガ州、カマリネス・スール州、マウンテン州、イサベラ州、オリエンタル・ミサミス州、アンティケ州、オクシデンタル・ミサミス州、ソルソゴン州、コタバト州、スリガオ州に屬す。
- 四 等級州…一〇萬ベソ以下五萬ベソ以上のもの
- ミンドロ州、スール州、サムバレス州、バタイン州、アブラ州、マサテ州、ラナオ州、又エバ・ビスカヤ州、カマリネス・ノルテ州、マリンドケ州、ロムブロン州、アグサン州、バラワン州に屬す。
- 五 等級州…五萬ベソ以下のもの
- プキドノン州、バタネス州に屬す。

州議員 州議員は、選挙による者と任命にかかる者がある。選挙に

よる者には、州知事及二名の参事會議員があり何れも任期三年とす。任命にかかる者には、州出納官、州鑑定官、州検事、地方技師、地方保健官、地方視學、地方會計検査官等があり、何れも其の行狀良好なる限り其の地位を保持す。

州知事 州知事は、州の行政長官にして、州・村並に其の副州の行政を統轄す、其の任期は三年にして、人民により選挙せらる。

州知事は次の如き職務権限を有す。

- 一 法律の誠實なる施行を注視す。
  - 一 少くとも六箇月に一回各村を巡視し村官吏への不平を聴取するを要す。
  - 一 州下に於ける一切の村の警察力を統轄す。
  - 一 管内の秩序を維持し、州駐在の比律賓巡警隊の援助を受け、騷擾暴動、叛亂其他公安を害する行為の鎮壓。
  - 一 前項の場合鎮壓求援のため、比律賓軍隊並に合衆國軍隊の出兵を比律賓大統領に要求するを得。
  - 一 議長として州参事會を司宰す。
  - 一 州の政治、經濟、財政、商業、工業、社會の狀況に關し内務長官への年次報告。
- 州参事會 州参事會は、州の立法機關にして、州知事及議員二名より成る、参事會議員は總て人民により選挙せられ其の任期は三年とす。参事會の常會は少くとも一週間に一回開會せらるるを要し、州知事は臨時必要ある場合は臨時會を召集す。
- 州知事を以て州参事會の議長となす、参事會議員は正規の俸給を受けず各會期に日當として一五ベソ以下の額を受く。
- 参事會の議事録は記録せられ、右議事録は、州の印璽を保管し州知事の職務行為を證明し法律により記録するを必要とする州知事の行為を記録する所の書記により保管せられる。
- 州参事會は、州豫算の議定並に州法律、州條例の制定の外次の如き職務権限を有す。

務権限を有す。

一 内務長官の承認を必要とせざる職務権限

- イ 州印璽の規定
  - ロ 州首都に裁判所並に州刑務所の設置
  - ハ 州技師の勸告により州に於ける道路、橋梁其の他の公共施設のための基金設定
  - ニ 州政府に對し提起せられたる民事訴訟に對する抗辯
  - ホ 州の法定債務の償還
  - ヘ 傳染病若くは農業虫害撲滅のため村若くは村區に對する資金融通
  - ト 地方基金が經費負擔に不十分な場合 村若くは村區に於ける警察力の組織並に維持
  - チ 公衆衛生法により賦與された権限に基き衛生當局により收用若くは破壊を受けた財産の補償
  - リ 州立學校の設立維持並に一名又は二名の留學生のマニラ派遣
  - ヌ 村長會議の召集、但し會議召集が年に四回を超える場合は内務長官の承認を必要とする
- 二 内務長官の承認を條件とせる権限
- イ 公用徴收權の行使
  - ロ 州の一般的福祉に關することを條件として、法律に明記されざる目的のための經費支出
  - ハ 法律の定むる所により、副知事の俸給額決定
  - ニ 州内の村若くは村區に對する融資の爲の金額支出
- 州知事並に州参事會議員の資格及選挙 州知事及州参事會議員は、次の如き資格を具備することを要す
- (イ) 州の選挙權者であること、(ロ) 選挙直前、選挙せらるべき州に一年以上居住しをること、(ハ) 年齢二十五歳に達しをること。
- 州知事及州参事會議員の任期は三箇年とし、三年毎に之が選挙を執行す。

州知事並に参事會議員は、バタネス、バラワン、アグサン、ダバオ、又エバ・ビスカヤ、サムボアンガの各特別州にあつては人民により選挙せらるるも、プキドノン、コタバト、ラナオ、マウンテン、スールの各特別州にあつては、知事は任命せられ、参事會議員は村及村區の副村長、参事會議員により選挙せらる。

(三) 副州 現在副州としては、アルバイ州に附屬するカタンドウアネス(Catanduanes)とオリエンタル・ネグロス州に附屬するシキホー

ル (Siquijor) の二つがある。

各副州は其の附屬する州とは殆ど獨立した政治組織を有して地方自治を享有してゐる島嶼であり、唯其の財政状態が貧弱なる爲め、別個獨立の州組織を認められてゐないのである。

副州は理事機關として副知事を有し、其の資格、選挙、任期は州知事同様である。

即ち法律の施行、公記録の保管、副州の状況につき州参事會への報告書提出等は副知事の任務である。

カタンドウアネスの副知事はアルバイ州の州参事會員であり副州に關する事項につき投票権を有す。

シキホールは知事によつてではなく、副州の選挙権者により選挙せられたる州参事會の特別議員によりオリエンタル・ネグロスの州参事會に代表せられる。

財政に關しては、法律は、副州の収入の三〇%は一般州會計へ繰込まれ、殘餘の七〇%が副州の行政費として使用せらるる旨を規定してゐる。

2 特別市

特別市は Municipal Law の適用を受けず、特に Charters と稱する特別法により支配せらる。

Charters は一般法と同様に議會により制定せられ其の修正は議會専ら之を行ふ。

Charters は市の職務権限を創設し、規定し、制限する。以下、マニラ市の行政機構を述べ、全般を窺ふこととする。

マニラ市の統治機關としては、市長、市参事會、市行政各部がある。

(一) 市長 市長は、市の行政長官にして市を統轄し市を代表す、市長は議會に於ける任命委員會の同意を得て比律賓大統領により任命し、任期は三年とす。

市長の主たる職務権限は次の如くである。

(b) 市條例違反に對する處罰。

(c) 市行政各部 市長の下に鑑定、土木、警察、消防、法務、財務の六部門があり、市長の補佐機關をなす、内務長官は、市長の勸奨に基き是等各部を統合し擴充し再組織するを得。

行政各部の長、市鑑定官、市技師、警察部長、消防部長、市検事、市出納官は議會に於ける任命委員會の同意を得て比律賓大統領により任命され、各部を統轄す、其の権限は行政法規に於て規定せらる。

3 村及村區

村は村區に比し多數の字より構成せらるるも、兩者の基本的區別は次の通りである。

一 村は比較的文化的に進んだ住民の居住せる進歩的公共團體であるに對し、村區は現行の法律に規定せらるる如き村の統治に編入可能な程度まで充分なる文化の段階に達せない住民によつて居住せられてゐる。

一 村は議會若くは議會の委任に基き比律賓大統領により設置せらるるに對し、村區は内務長官により設置せられる。

一 村長副村長並に村参事會員は選挙によるに對し、村區の役員は内務長官により任命せらる。

一 村區の權限職務は内務長官により規定せらるるに對し、村の權限職務は法律の規定する所による。

一 村は村區に比し遙かに廣汎なる自治を享有す。

(二) 村 村は、過去三年間に於ける年平均収入を基礎として、次の如く五階級に分たる。

- 一 等級村……五萬ペソ以上のもの
- 二 等級村……五萬ペソ以下三萬ペソ以上のもの
- 三 等級村……三萬ペソ以下一萬五千ペソ以上のもの
- 四 等級村……一萬五千ペソ以下五千ペソ以上のもの
- 五 等級村……五千ペソ以下のもの

(f) 市の法律條例を施行する事 (g) 市歳出入豫算案を毎年十月三十一日迄に市参事會へ提出する事 (h) 市に有利なる施策を市参事會へ勸奨する事 (i) 市の認可許可を許容若くは拒否し法律の定むる所に從ひ之を取消す事 (j) 市職員職務執行を監督する事 (k) 一切の市租稅並に收入の適法なる徵收支出を監督する事 (l) 財産及び權利を保全する事 (m) 市條例違反により刑を執行せられ若くは刑の宣告を受けた者に對し一定の條件若くは無條件に之が減免をなす事 (n) 一切の市行政事に關し市民の請願、苦情要求、を受理し聽問し決定する事 (o) 一切の儀禮に市を代表する事 (p) 其の他法律若くは市條例により市長の權限に屬する事項。

(二) 市参事會 市参事會は、市の立法機關にして議員十名より成る、参事會議員は市選挙権者により市全地域より選挙せられ任期三年とす。

参事會議員たるには、(1) 選挙権者である事 (2) 年齢二十三歳以上に達しをる事 (3) 選挙直前に一年以上市の住民である事等の資格を必要とす。

市参事會は毎年議員中より議長を選挙す。

議長は會議を司會し一切の通過したる決議に署名す。

市参事會は、法規、土木、其の他の分科委員を設置す。

市参事會の常會は一週間に二回開會し、開會の期日及び時刻は市参事會に於て之を決定す。

市長は臨時必要ある場合は臨時會を召集するを得、但し一年を通じて三十回を超ゆるを得ず。

参事會議員六名を以て定足數となし、六名の賛成投票あるに非ざれば如何なる條例、動議、決議と雖も成立するを得ず。

市條例は参事會通過後裁可を求むる爲め市長へ提出さるるのである。

職務権限の主なるものは次の如くである。

(1) 豫算の議定 (2) 條例の制定 (3) 租稅の賦課徵收の權限賦與 (4) 小学校、高等小学校、中學校、専門學校の設立維持 (5) 法律により設置せられたる市裁判所の維持 (6) 水道、下水渠、公園、娛樂運動場の設置維持

村の役員は選挙及任命による。

選挙による役員は、村長、副村長、村参事會員であり、任命による役員は、収入役、書記、警察署長、治安判事、字の代理者である。

村長、書記、収入役、警察署長は有給とし副村長(村長代理たる場合を除く)参事會員、字の代理者は名譽職とす。

村の役員に選挙せらるるには次の如き資格を具備するを要す。

(1) 選挙資格を有すること (2) 少くとも一年以上その村に居住すること (3) 年齢二十三歳に達しをること (4) 西語、英語若くは比島語の何れか一を讀み且つ書き得ること、

左記の者は村役員に選挙若くは任命せられるを得ない。

(1) 聖職者 (2) 現役軍人 (3) 州若くは中央政府から俸給若くは報酬を受けてゐる者 (4) 村に於ける公共事業の契約者

村長 村長は、村の行政長官にして、人民によつて選挙せられ任期三年とす。

村長は次の如き職務権限を有す。

一 村長は、村の一切の行政を統轄し、法律命令の施行監督に當り且つ下部の官吏及雇傭人の職務執行を監督す。

一 村長は、公共の安全並に洪水、颶風、火事、動物傳染病より生ずる災害除去に關し必要な命令を發す。

一 村長は、一定條件の下に下部の官吏及雇傭人を任命し、若くは停職す、右停職は十月以上に亘るを得ず停職十日以上に亘る場合は、其の免職の場合と同じく村参事會の同意を得るを要す。

一 村の官吏若くは雇傭員の任命に關し村長と村参事會との間に意見統一せず且つ右不一致が三箇月以上に及ぶ場合は州参事會に於て之を裁決す。

一 参事會は、村長若くは参事會員二名により召集せらる、村長は村参事會の議長となる、但し賛否同數の場合に非ざれば投票せざる

ものとす。

- 一 村長は、参事會により通過せられたる條例を裁可し若くは拒否す。
- 一 村長は、豫算に基く収入役の支出を承認す。
- 一 村長は、租税徴収に際して収入役と協力し、衛生法規の施行に當つて衛生當局と協力す。
- 一 治安判事の一時的不在の場合村長は證書を作成し若くは辨護士を監督し並に保釋を許可するを得。
- 一 村長は、三箇月毎に村の農業及畜産の状況に關し、州知事、畜産局長、殖産局長に報告書を提出するを要す、右報告書は豫め村参事會員の同意を得るを要す。
- 辯助 助役は、次位の選舉官吏である。
- 助役は、三年の任期を以て村の選舉権者により直接に選舉せられ、俸給を受けず名譽職とす。
- 助役は、村長の職務執行不能若くは缺員の場合に於て村長の職務を代行す。
- 助役は職務上當然に村参事會員であり、村参事會員としての職務及役限を有し、特權を享有す。
- 村参事會議員 村参事會議員は、村長、助役と同じく任期三年を以て選舉せられ、俸給を受けず。
- 名譽職とする参事會議員の定員は村の階級により異なり、一等級村八名、二等級村八名、三等級村六名、四等級村六名、五等級村四名である。
- 参事會議員は、村の立法機關たる参事會の會議に出席し其の協議に關與する主要職責の外に左記職務権限を有す。
- 一 参事會により割當てられた字を擔當し、字に對し直接管理權を行使する、從つて其の住民の福祉を考慮することは其の義務に屬する。
- 一 字の住民に村の重要事項を告知し、住民に關係ある法律命令を知

らしめる。

- 一 其の管理下にある字の代理人を任命する。
- 一 村参事會に於いて字の住民を代表す。
- 一 村参事會 村参事會は、村の立法機關にして、村長、助役、参事會員を以て構成する。
- 一 村参事會の常會は少くとも二週間に一回村参事會に於て定めたる期日に開會し、臨時會は臨時必要ある場合、村長若くは参事會員二名により召集する、但し臨時會は年に二十四回を超ゆるを得ない。
- 一 参事會員の二分の一以上を以て定足数となし、定足数を缺ぐ場合は出席議員の過半数により會議を延期して缺席議員の出席を強制し若くは村條例の定むるところにより懲罰するを得。
- 一 村参事會の會議は、議事の秘密を要しない限り公開する。
- 一 村参事會は、村の平和、繁榮、幸福の保持につき條例を制定し、保健と道義の作興につき規則を制定す。其の他の主なる權限は次の通りである。
- 一 村豫算の議定
- 一 村雇傭人の俸給決定
- 一 村租税並に手数料の徴収に關する規定
- 一 道路、橋梁、渡船、人道及其他の村營造物の管理
- 一 酒類及飲料水の販賣統制
- 一 賭博、決闘、並に動物に對する殘虐行爲の禁絶
- 一 公衆の騷擾、暴動、不法集會の禁止
- 一 市場に於て販賣される、果實、野菜、魚類、肉類、其の他の産物の査察取締
- 一 市場及屠場の設置
- 一 小學校の設置及維持
- 一 條例及決定 村参事會の立法行爲は、條例若くは決定である。

(Mountain)州など非基督教徒地域に存在する。

(三) 字

村の行政区分は字である。字は古のバランガイ制度の遺制である。字の長としては字の代理人があり更に其の補助者として副代理人がある。字の代理人並に副代理人は共に右字を管轄する村参事會員により任命さる。但し特定の場合一つは、右村参事會員の同意を得て字の住民により選舉せられる。

字の行政に於て村参事會員を輔佐し、字の秩序を保持し、並に村、州及びマニラに於ける重要事項を字の住民に告知することは代理人の義務に屬す。

字の代理人は俸給を受けず名譽職である。

彼は何等の特權を享有することなく、如何なる權限をも有しない。只住民の安寧に對する熱愛の情から其の義務を遂行する。併し常に字の代理人は其の住民の信頼を受け、住民の政治的、社會的の指導者である。

各市・州所在島、州設置年及州廳所在地名を示せば次の如くである。

各市所在島及設置年表

市名	所在島名	設置年
マニラ	ルソン	一九〇一
バギオ	同	一九一七
ダバオ	ミンダナオ	一九三七
サムボアンガ	同	一九三七
セブ	セブ	一九三七
イロイロ	ネグロス	一九三七
パロロド	同	一九三八
ケン	ルソン	一九三八
タガイタイ	同	一九三八

條例は、其の通過に形式を要し且つ恒久性を有する點に於いて決定と相異り、決定は條例程度の形式を必要とせず一時的性質のものである。

條例若くは決定は参事會に於て可決後村長の承認並に署名を要す。

村長は、右條例若くは決定を公共の福祉のため不利益と思料する場合、之を否認若くは拒否するを得。

右拒否は、参事會に於て總員の三分の二の票決を以て再通過せしめた場合は效力を生ぜず、右條例若くは決定は村長の承認を得たと同様の法的效力を有するものとす、又、村長に於て其の通過後五日以内に承認若くは拒否をなさない場合は、條例若くは決定は村長の承認若くは署名なくとも法的效力を有する。

村書記は、條例若くは決定が村参事會により通過せしめられた後三十六時間以内に、其の寫しを州参事會に送付し、もし、右條例若くは決定が村収入の徴収を必要にし又は其の權限を賦與する場合は更に州會計官へ寫しを送付するを要す。

(二) 村區 住民の大部分が村政治の下に編入せられ得るに充分なる文化の程度に達しない地方、並に、住民の人口が稀薄であり又は分散してゐる爲め村にまで組織され得ざる地方にあつては内務長官は法律により、村區を設置すべき權能を與へられてゐる。

村區の官吏は州知事を通し内務長官により任命さる村區の官吏の權限及職務は内務長官により規定せられ、右權限及職務は村の官吏に賦與された以上に出づるを得ない。

村區は今日、ラナオ (Lanao) 州、ダバオ (Davao) 州、ロタバト (Cotabato) 州、ブキドノン (Bukidnon) 州、アグサン (Agusan) 州、スルー (Sulu) 州、サムボアンガ (Zamboanga) 州、ヌエバ・ビザヤ (Nuva Vizaya) 州、ヌエバ・エニヤ (Nuva Eniya) 州、ヌエバ・カヤ (Nuva Kaya) 州、イロロス (Iloilo) 州、ノルテ (North) 州、ラウニオン (La Union) 州、並にマウンテン



各州所在島・設置年及廳所在地表 (一九三七年現在)

Table with columns: 州名 (State Name), 設置年 (Year of Establishment), 州廳所在地名 (Capital Name). Lists states like アブラ, アグサン, アルバイ, etc.

Table with columns: 州名 (State Name), 設置年 (Year of Establishment), 州廳所在地名 (Capital Name). Lists states like ラグナ, ラナオ, レイテ, etc.

第八節 司法

司法權は、大審院並に現在及將來の法律により設立せらるる裁判所に與へらる。

議會は各種裁判所の裁判管轄権を限定し、規定し、配分する権限を有す。但し、大使、公使及領事に關する事件に對する大審院の固有管轄権を奪ふことを得ず、又、法律若くは裁判所法規の定むる所に從ひ、上告、裁判調書移送命令又は兩審命令に基き下級裁判所の最終判決若くは命令を再審理し、修正し、破棄し、變更し又は確認する大審院の管轄権を奪ふことを得ず。

一 司法組織

司法組織は、憲法の規定による大審院 (Supreme Court) と議會により設置せらるる下級裁判所 (Inferior Court) より成る。下級裁判所は、控訴院 (Court of Appeals) 始審裁判所 (Court of First Instance) 治安裁判所 (Justice of the Peace Court) 市裁判所 (Municipal Court of the City) 産業裁判所 (Court of Industrial Relations) 及公共事業委員會 (Public Service Commission) より成る。米國の聯邦大審院 (Federal Supreme Court of the United States) も亦或る程度まで比律賓司法の一機能を有す。

1 大審院

大審院は、比律賓コモンウェルスに於ける最高最終裁判所である。

主席判事一名及陪席判事六名より成り、何れも議會の任命委員會の同意を得て比島大統領により任命せらる。大審院判事は、年齢七十歳に達するか又は職務執行不能となる迄は、其の行狀善良なる限り其の地位を保持す。

議會に於て別段の規定を設けざる限り、大審院長は年俸一萬六千ペソ、各陪席判事は一萬五千ペソを受く。大審院判事の資格は (イ) 五年以上比律賓市民にして (ロ) 年齢四十歳以上に達し (ハ) 少くとも十年間若くは其れ以上登録裁判所の判事たるか又は比律賓に於て法律事務に従事したる者なることを要す。大審院は、議會に於て別段の規定を設くる迄、憲法採擇の時比律賓大審院の權限に屬し、且行使せられたる第一審及上告審の裁判権を有す。大審院は左の事項に付裁判権を有す。

- (一) 第一審として 大使、公使及領事に關する一切の事件を包含す。
(二) 終審として 法律若くは裁判所法規の定むる所に從ひ、上訴、裁判調書移送命令又は再審命令に基き、左記事件に關する下級裁判所の最終判決若くは命令を再審理し、修正し、破棄し、變更し又は確認す。
イ 條約、法律、命令若くは行政上の命令又は規則が、合憲法的なりや否や、若くは有效なりや否やの問題となる一切の事件
ロ 租税、輸入税、課税評價又は通行税若くは是等に關聯して課せられる罰金が、合法的なりや否やの問題を含む一切の事件
ハ 裁判所の管轄権が問題となる一切の事件
ニ 死刑又は終身懲役に處せられたる一切の刑事事件
ホ 法律の誤謬又は疑義を含む一切の事件
ヘ 價額二萬五千ペソを越ゆる民事事件
大審院は、毎年七月一日より四月一日まで、マニラに於て定期に開廷す、殘餘の期間は休廷するが其の休廷中と雖も、判事一名は勤務に服す

るものとす。

### 2 控訴院

控訴院は主席判事一名及陪席判事十四名より成り、何れも議会の任命  
委員会同意を得て比律賓大統領により任命さる。事務の處理上、三部  
に分たれ各判事は判事五名を以て組織さる。

控訴院は次の如き裁判権を有す。

- 一 大審院の権限に屬するものを除く外、始審裁判所の裁判に對する  
上訴事件の最終裁判  
但し法律の疑義を含む一切の事件に關し、大審院は自由裁量によ  
り若くは下級裁判所の判決により不利益を受けたる當事者の請求  
により、裁判調書移送命令に基き、上告の場合と同じく、該事件  
を再審理し判決するを得
- 一 固有管轄権として 訴訟中止令、各種命令狀、裁判調書移送命令、  
禁止令、人身保護令狀を發行するを得

控訴院判事の資格は大審院判事と同様である、主席判事は年俸一萬二  
千ペソ、陪席判事は年俸一萬一千ペソを受く。

### 3 始審裁判所

全島を、九裁判區に分つ。

#### (一) 裁判區

法律一四五號に規定する裁判區、管轄州判事数は次の如くである。

#### 第一裁判區

判事四名を有す。

カガヤン、バタネス、イサベラ、ヌエバ・ビスカヤ、イロコス・ノル  
テ、イロコス・スール、アブラの諸州及マウンテン州のアバヤオ副州  
を包含す。

#### 第二裁判區

判事四名を有す。

リガオ、ラナオ、プキドノン、サムボアンガ、スール、ダベオ、コ  
タバトの諸州を包含す。

#### (二) 裁判権

始審裁判所は右の事項に付き第一審裁判権を有す。

- 一 價額二千ペソ以上の一切の民事事件
- 一 遺言檢證に關する一切の事件
- 一 禁錮六箇月以上、罰金二百ペソ以上の刑罰を課せらるべき一切の刑  
民事事件

比律賓の海事裁判權に關する一切の事件

公海若くは比律賓領海に於いて且つ比律賓に於いて登録若くは認許  
せられたる一切の船舶内に於いて行はれたる總ての犯罪事件

尙ほ始審裁判所は、民事訴訟法の規定する手續に従ひ、裁判區並に各  
州内に於いて、命令狀 (Writs of Mandamus) 命令書 (Quo-Warranto)  
裁判調書移送命令 (Certiorari) 人身保護令狀 (Habeas Corpus) 並に禁  
止令 (Injunction and Prohibition) を發行するを得。

#### (三) 自由判事 (Judge-at-large)

自由判事は十二名あり、必要ある場合、司法長官により、裁判區に配  
屬せしめらる。

#### 4 治安裁判所

治安裁判所は各村内に設けられ、比較的小犯罪並に婚姻宣誓及一般公證  
事務を取扱ひ、比島大統領の任命に係る治安判事が駐在する。

#### 5 マニラ市裁判所

各種に設けられたる治安裁判所に匹敵するものにして、四名の判事を  
置く。

## 二 警察

警察は、比律賓軍の比律賓巡警隊 (Philippine Constabulary) と地方

比律賓……政治

ラ・ウオニン、マウンテン(アバヤオ副州を除く)

パンガシナン、サムバレス、バタインの諸州を包含す。

#### 第三裁判區

判事六名を有す。  
ヌエバ・エシハ、タルラック、ブラカン、バムパンガの諸州を包含  
す。

#### 第四裁判區

判事九名を有す。

マニラ市、リサール、バラワンの二州を包含す。

#### 第五裁判區

判事五名を有す。

カビテ、ラグナ、バタングス、ミンドロ、ダヤバス、マリンドケの諸  
州を包含す。

#### 第六裁判區

判事六名を有す。

カマリネス・ノルテ、カマリネス・スール、アルバイ、ソルソゴン、  
マスバテの諸州及カタンンドウアネス副州を包含す。

#### 第七裁判區

判事七名を有す。

カビス、ロムブロン、アンテイケ、イロイロ、オクシデンタル・ネグ  
ロス、オリエンタル・ネグロスの諸州及シキホール副州を包含す。

#### 第八裁判區

判事七名を有す。

サマール、レイテ、セブ、ボホルの諸州を包含す。

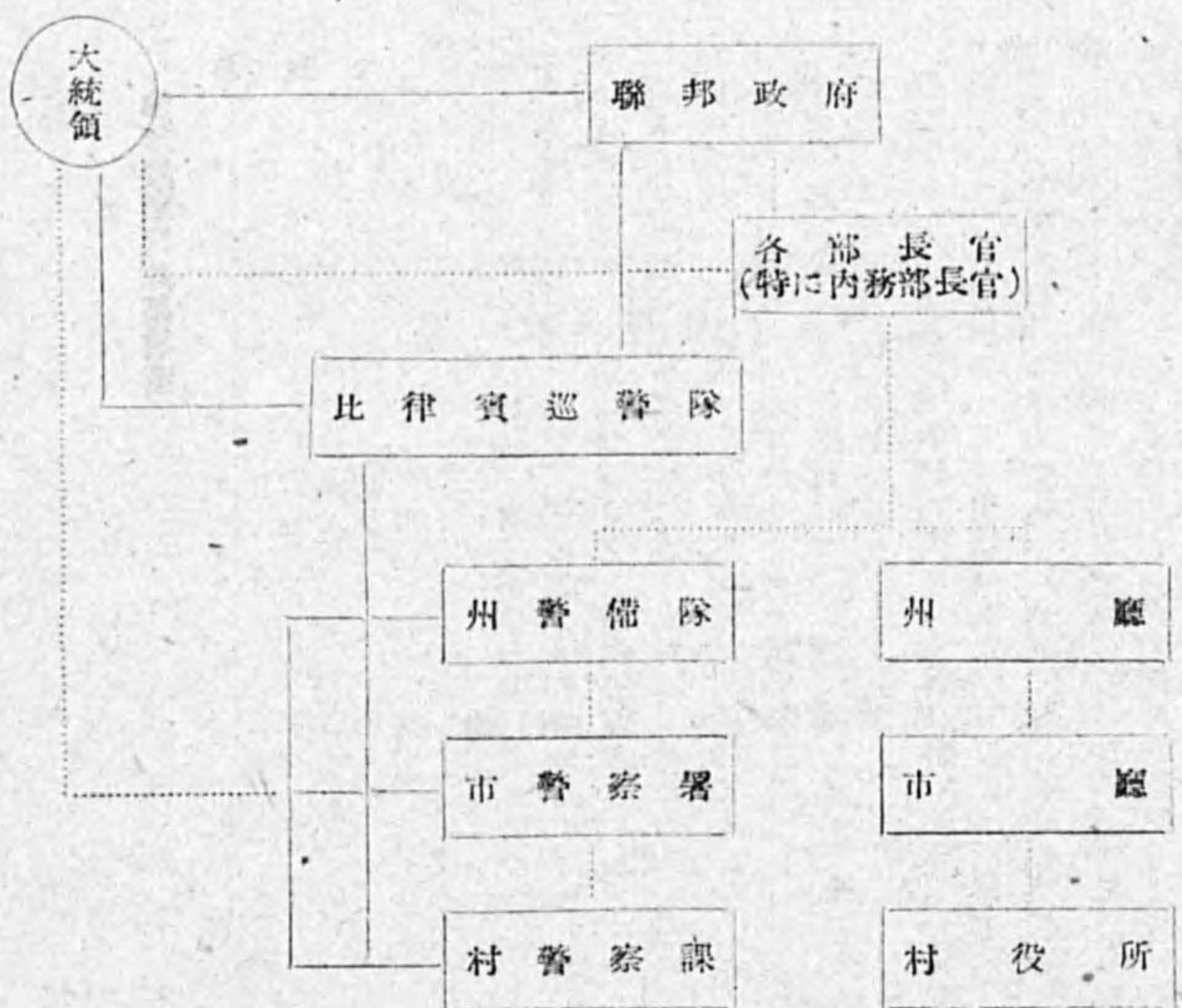
#### 第九裁判區

判事四名を有す。

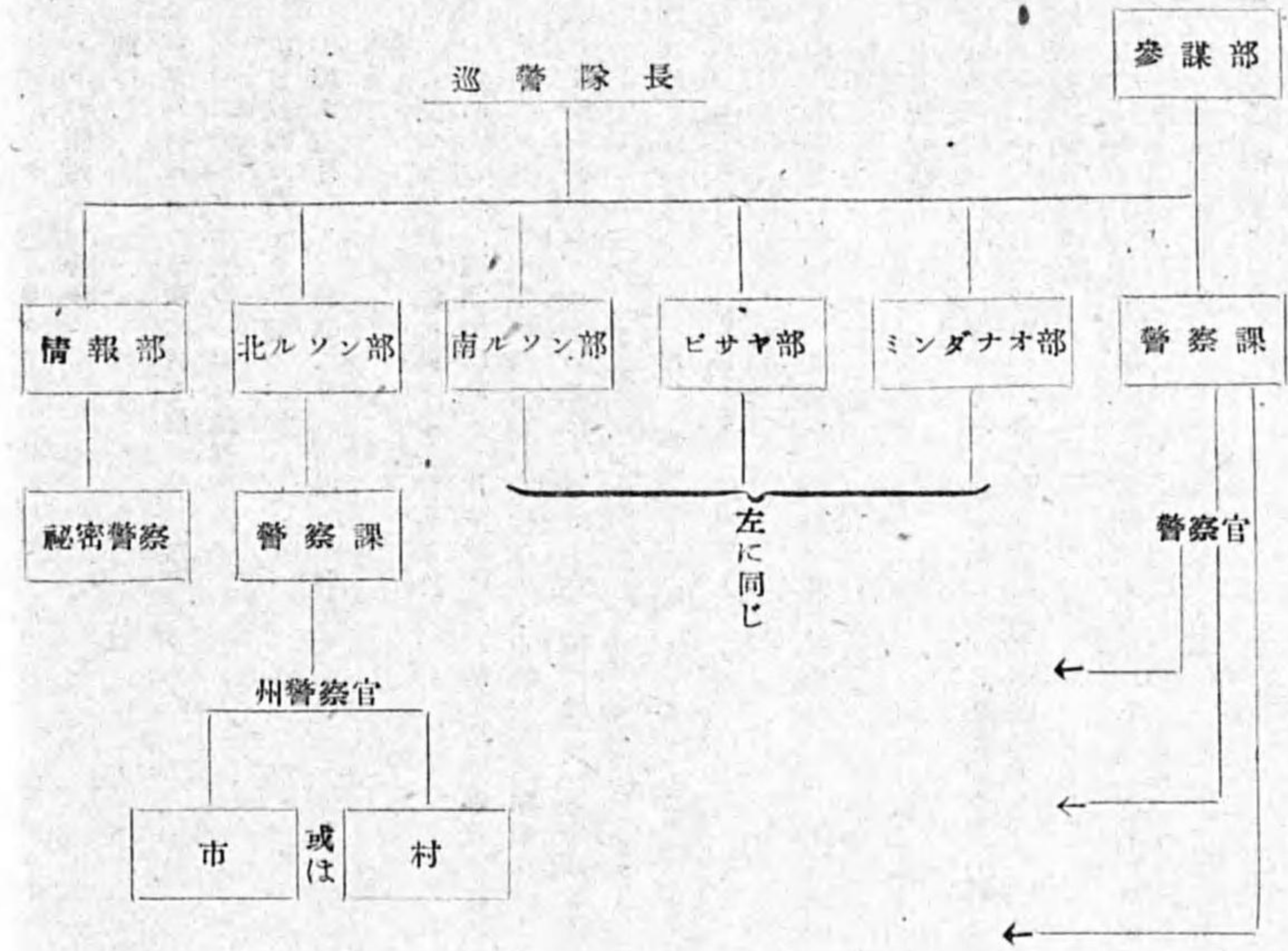
オクシデンタル・ミサミス、オリエンタル・ミサミス、アグサン、ス

の州、市、村警察組織によつて行はれてゐるが、現在では地方警察課が  
國家警察の中核を形成してゐる。  
次に警察行政機構を圖解す。

### 1 聯邦警察構成圖

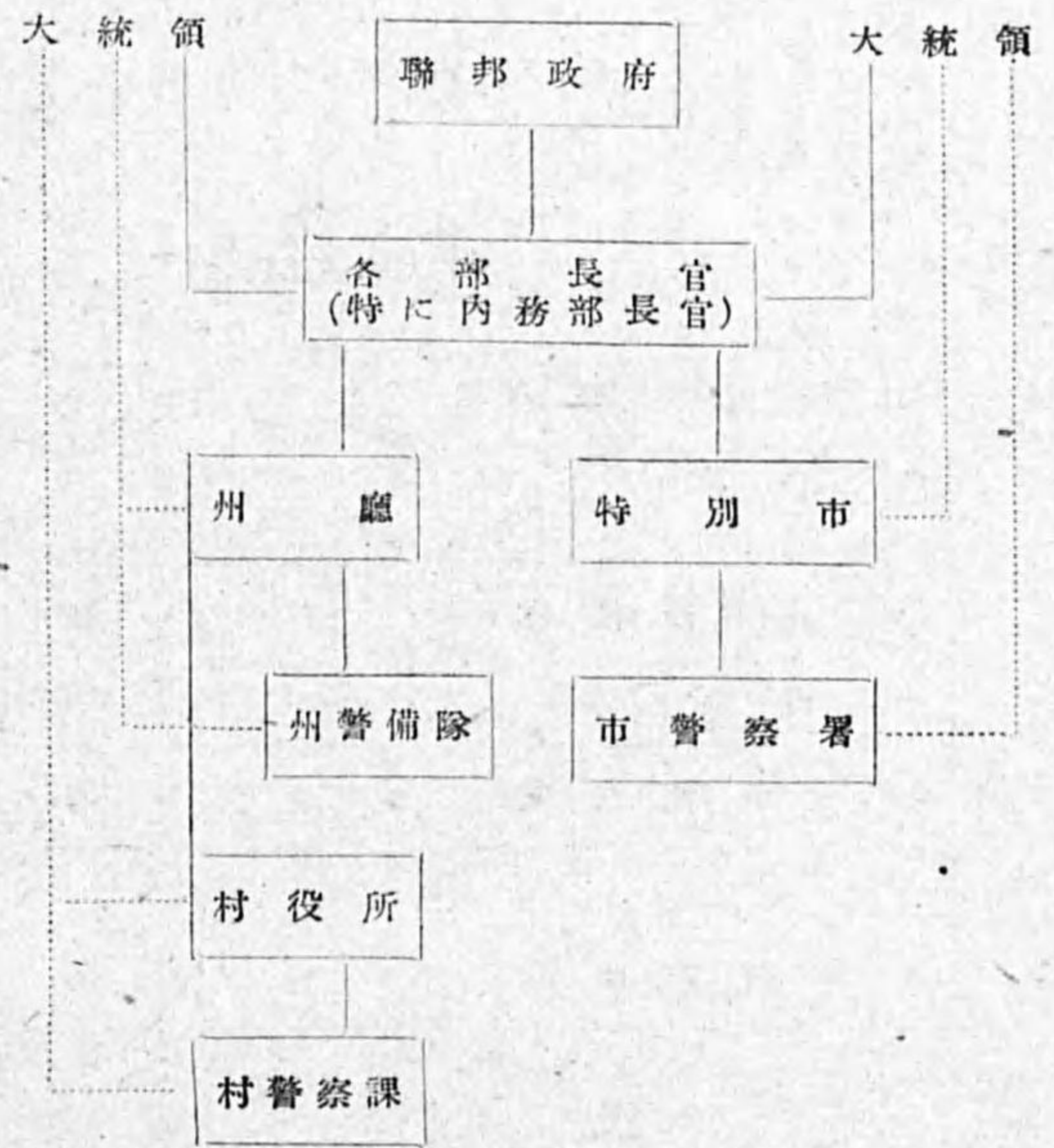


2 比律賓巡警隊地方別組織圖



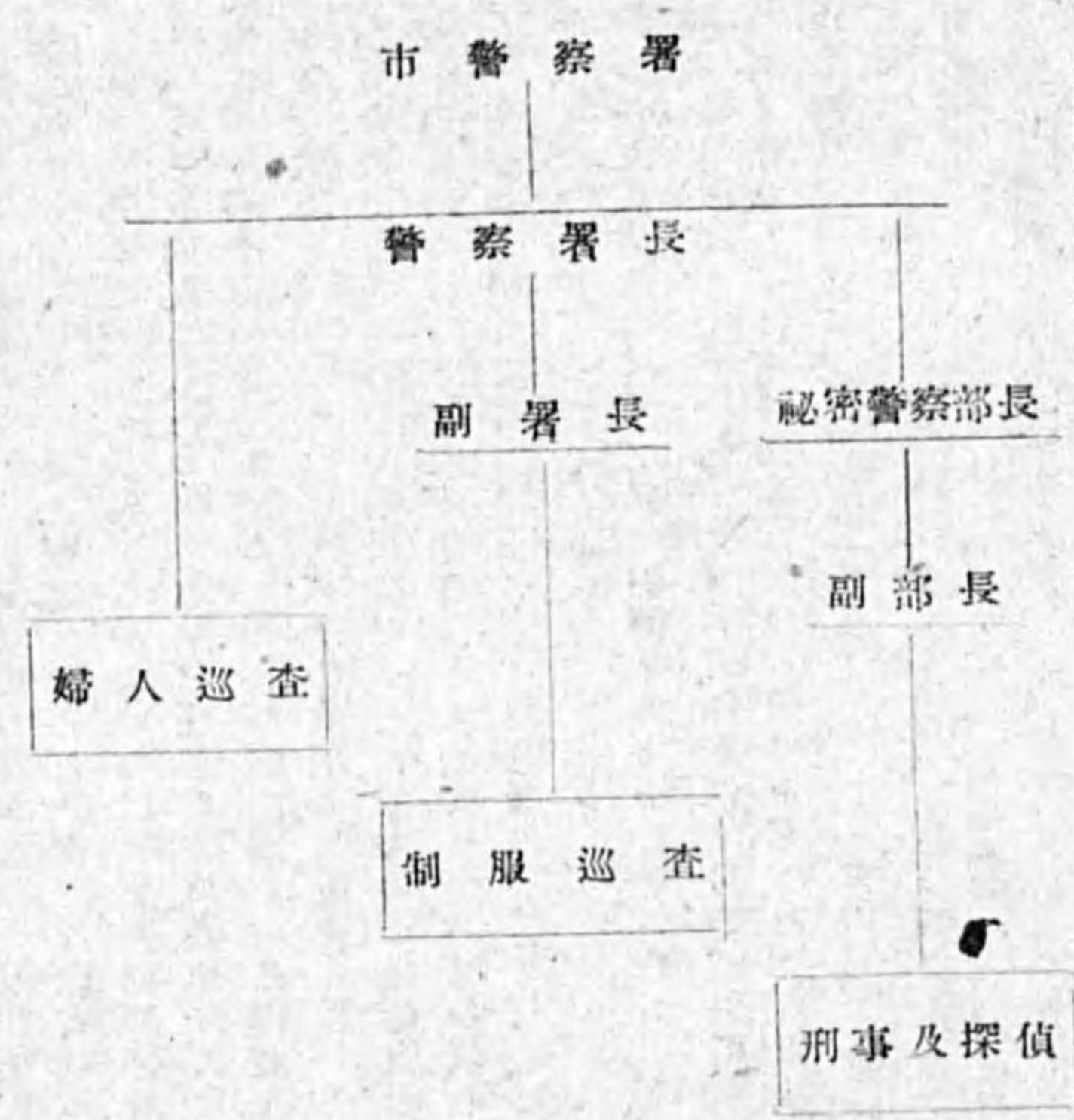
比律賓……政治

3 地方警察行政系統圖



一四八

4 市警察行政系統圖



5 村警察行政系統圖



比律賓……政治

三 刑務所

一八六五年比島民が未だ西班牙統治下にあつた頃、ピリビッドの名で何人も記憶に残る今の刑務局が建設されたのである。其當時建築監督の任に在つた西班牙人技師は、マニラで發行されて居た西班牙のエルオリエンテ紙上へ、其の理由は述べて居ないが、建築が餘りよくないことを發表したが、其後八〇年の歳月を経て、其の間幾度かの地震にも遇ひ洪水にも浸つたが、今猶周圍の城壁も大堂宇も些かの搖ぎなく、マニラ名物の一として遺つて居る。然し此のマニラ名物も時勢の浪には拮抗し得ず、ラグナ湖畔に移轉を餘儀なくされるに至つた。尙比律賓に於ける主要刑務所としては、ピリビッドを中央刑務所とし、イワヒグ囚人植民地、サンラモン刑務植民地、ポントック刑務植民地、フォートミル刑務所、ダバオ囚人植民地等がある。總て之等刑務所は司法部の監督に屬するものである。ピリビッド刑務所は比律賓に於て代表的なもので、戦前迄服役する者二千乃至三千、内部には幾多の職業科を設け、囚人各自の経験に依り、最も適する職に就かしめ、最高能率を發揮せしめる制度を採用して居る。

# 第七章 國防

總説―國防豫算―陸軍―海軍―空軍

## 第一節 總説

西班牙が占領してからの比律賓は、西班牙の東洋進出の據點として重要な役割を果して居た事は、比律賓史の物語るところである。然し乍ら當時の比律賓に於ては、國內の秩序維持の爲の軍隊は必要であつたが、特に國防と云ふ程のものを維持する必要はなかつた。葡、西、蘭等の外敵侵入の恐れはあつたが、是等に對しては、比律賓人、日本人、支那人等を利用し、常に是を撃退して居た。従て比律賓軍の兵力は微々たるものであつた。十八世紀に入つてからは、更に西班牙政府は、比律賓人の多數を武装せしむる事に危険を感じ、在比西班牙人による軍隊の組織と、本國軍隊の派遣を計畫したが時既に遅く、比律賓人は好んで兵となり、武器を執り、遂には西班牙の支配から脱する爲、干戈に訴へるの行爲を敢てなさしむるの結果になつたのである。比律賓の國防費が、膨脹し出したのは、丁度西班牙時代の末期からで、其の頃の國防費を見ると、陸軍費四、〇二二、九〇〇ペソ、海軍費二、五七三、七七六ペソとなつて居る。

一八九八年比律賓の獨立に引續き米國領となつてからは、全群島を最初ルソン、ビサヤ、ミンダナオの三陸軍區に分ち、駐屯軍司令官には、少將を任命し、各軍區司令官には、代將を充てた。占領當時に於ける駐屯米國兵は、三二、二五一人であつたが、一九〇〇年には倍加して七一、五二八人に増加し、翌年には五〇、〇七四人となり、一九〇四年には、更に減じて一二、七二三人となつたが、爾後漸減して、正規軍としての米兵は、將校を合して五千人足らず、海軍もカビテ軍港、オロンガポ軍港に常に五百人内外が常駐し、艦隊としては米國亞細亞艦隊の一部が主

「全比律賓人ハ兵役ノ義務ヲ有ス」として、全男性市民成年者の登録を命じ、身體検査の後訓練所に收容し、五箇月半の訓練を施す事を規定して居る。

斯くて、比律賓國防體制は、右國防法の規定により整備されて來たが、正規兵の増加、諸設備の擴張に伴ひ、國防部の設置を必要とするに到り、ケソン大統領は、一九三九年の國民議會の承認を経たる法律第四三〇號により、同年十月三十一日附を以て之を發令し内閣に國防部(Department of National Defense)を創立し其の長官に、テオヒロ・シソンを任命した。新設された國防部には、比律賓陸軍、同巡警隊、沿岸測量局、航空局、航空學校、無電局を包含せしめた。國防部の設置方針は、比律賓陸軍創設と共に考慮せられてゐたもので、米軍事顧問、ダグラス・マッカーサーの立案によるものと云はれて居る。かくて國防法の制定、國防部の創立等により比律賓國防は、比律賓人の手によつてなすべき體制が整つたが、タ・マ獨立法の示す如く、一九四六年の獨立までは、比律賓國防上の責務及實権は、一切米陸海軍の掌握するところとなつて居り、國防部の任務は、單に青年に軍事教練を施し、毎年四萬人(二萬人宛五箇月半訓練)の訓練せられた青年中から、正規兵を採用し、將來に備へる事に過ぎなかつた。従て、米軍事顧問マッカーサーが、一九三六年六月十九日に發表した比律賓軍備擴充案(南洋年鑑第三回版参照)も、陸軍はさて置き、他は徒らに計畫のみで、實質の伴はざる嫌がなきにしもあらずである。即ち同案によると「十年間に乗組員八名、水雷發射管二門を有し、時速六〇哩の快速巡邏艇五〇隻乃至一〇〇隻を保持すべき」が、一九四〇年現在に於ても未だ一隻の水雷艇をも見ず、「十年間に二五〇機を有すべき」管の空軍は漸く練習機四〇機を所有するに過ぎない状況であつた。

然し乍ら東亞の形勢は、刻一刻重要性を加へ、比律賓は、其の主權國たる米國の壓力下に、漸次對日A B C D包圍陣の一翼として、對日軍備を整へ、同時に米國は、比律賓を足場として對日壓迫を企圖し、比律賓に

として上海、マニラ間を往來して警備に當つてゐた。かくの如く比律賓の國防は、其の主權國である米國の管掌するところで、事實米陸海軍が常駐して、國防の安全を保つてゐたが、一九三四年のタ・マ獨立法により、比律賓は一九四六年七月四日を以て獨立し、米國軍はこれによつて撤退する事を約束せられた結果、比律賓は比律賓人自身の手によつて、國防の安全を維持して行かなければならなくなつた。比律賓は今大歐洲大戰と東亞の時局に影響せられ、種々なる點よりして所謂混迷時代であるが獨立に對する初志は變更せず、其の實現に邁進して居る。即ち一九三五年十一月十五日比律賓獨立準備政府の樹立せらるるや、十二月二十一日には議會の協賛を経て國防法を制定し、米軍撤退後の準備を完了したのである。右國防法は、比律賓人による比律賓の國防を規定したものであつて、百箇條よりなり、其の主なる條目を見れば次の如くである。其第二條第一項には「國家ノ保全ハ全市民ノ義務トス」と規定して、國民皆兵主義の國防方針を定め、同條第四項には「比律賓大統領ハ軍ノ總司令官ニシテ且ツ國家總動員手段ノ常時準備セラレアルコトニ關シ責ヲ有ス」と規定して、大統領自ら總司令官となつて外敵の侵入と國內の治安維持に當る事を示して居る。第二章に於ては、其人員及資源徵用に關する規定を定め兵役は比律賓人全體の義務となし、成年に達した青年は全部登録をなす事及必要に應じ、政府は、有形無形一切の資源、財産、所有物を徵用する權限を有する事を規定して居る。動員に關する條目は、第六章の第十四、十五條に規定して居るが、即ち大統領は國家緊急状態に入るや直ちに一部動員を命ずる事を得るが、その動員令は緊急議會を召集して之を報告し、議會はこの命令を取消すべきや否やを決定することが出来るとして居る。第二編に於ては、軍の組織を示し其の第三章第二十七條には「比律賓男性市民にして十八歳乃至三十歳ノ強壯ニシテ疾病ヲ有セザル品行方正、品性高潔、普通程度ノ知識ヲ保有シ、指定ノ學歷ヲ有スル者ハ左記制限ニ從ヒ之ヲ徵集ス」と規定し其の第二項に於て、徵兵は三箇年なる事を示して居る。第三編に於ては、第五十條に

米軍隊の増派を行つて、對日包圍陣結成の大なる脅威を果してゐた。即ち、一九四〇年十一月には、空軍一七七名が到着したのを皮切りに、續いて、第二陣は十二月に到着し、一九四一年五月は、クラゲット代將を以て、第二陣は十二月に到着し、一方陸軍に於ては、一九四一年四月リパブリック號は、二、七〇〇人の米正規兵を搭載してマニラに入港し、續いて同月下旬には二、〇〇〇人がワシントン號で到着した。かくて約一萬の米軍隊と共に、一九四一年召集せられた比律賓兵二五、〇〇〇及七月に召集せられた約七萬と共に、約一〇萬の軍隊は、比島各地に分駐して、其の防備を堅めてゐたのである。

比律賓に於ける海上の防備には、一九三九年一月に陸軍沿岸防備隊が結成せられたが、これは、水雷艇を以てする小艇隊で、而も、甚だ劣勢である事は後述の如くである。従て其の防備は、全く米海軍に依存するところとなつて居るが、一九四〇年には、巡洋艦シンシナタイ號が、亞細亞艦隊に増強せられて、ハート提督坐乗のヒューストン號外巡洋艦マニラヘッド、潜水艦約二五隻、驅逐艦約二〇隻、ラングレイと云ふ航空母艦一隻と飛行機約三五〇機があつて、マニラに集結して居る。他方、一般市民の非常時訓練を目的として、一九四〇年十月に、エマージェンシー・プランニング・ボード(非常時企畫局)が、米國側の機關として設けられ、高等辨務官付カスウェル大佐が委員長となつて、比律賓の防備、一般市民の非常時訓練を計畫してゐた。この非常時企畫局に於て樹立せられた計畫は、總てシビル・エマルジェンシー・アドミニストレーション(非常時管理會議)が之を實行に移し、食糧管理、衛生、防空避難、通信、警備の各方面に亘つて活動を開始して居たが、其の實際的活動は未だに幼稚の域を脱してゐない状況であつた。然し乍ら、全比律賓は、米國政府の指導の下に漸く其戰時體制を整へつゝあり、一九四一年四月九日には、マッカーサー比島軍事顧問を中心に、香港より飛來した英極東軍司令官ブルック・ボツバム大將及フアン・クレフェンス蘭印外相は鼎座して、三國共同防衛に關する討議をなし、是等の對日包圍陣は益々

固められつゝあつた。かくて一九四一年七月二十六日ルーズベルト大統領は、全比島軍を戦時編成として、米國陸軍の指揮下に編入すべき緊急處置を採り、同時にマニラに米國陸軍極東軍司令部を設置し、比島政府軍事顧問マツカドサーが現役復歸の上駐比米陸軍司令官に任命せられ、且つ七月二十八日には新たにケソン大統領が米國極東軍最高司令官に任命せられた。右ルーズベルト大統領の軍事命令の要點は左の通りである。

- 一 比島陸軍は今後米國陸軍司令官の指揮下に入る
- 二 比律賓陸軍海上部隊は今後米國第十六海軍區司令部(在マニラ)の指揮下に入る

かくて米極東軍に比島軍を編入する事となり、同年八月十五日には比島空軍全部、九月一日には豫備軍二萬の徵集編入が行はれ、又十月十五日には、比島巡警隊一、二〇〇人、更に巡警隊は引續き約六、〇〇〇人を編入すべく準備中であつた。十一月二日には、比島豫備歩兵七箇聯隊一四、〇〇〇人が、又更に一九四一年度中には六萬人の豫備軍が編入せらるゝ事となつてゐた。一方米比合同軍は、米國極東軍總司令官マツカドサーを中心として、海軍にハート提督、空軍にブレアンソン少將を配して、一觸即發の體制を備へてゐたのである。

### 第二節 國防豫算

一九四一年に於ける比律賓國防部豫算は、比島政府豫算總額八〇、五四二、三七〇ペソの中一六、九八六、二三〇ペソで、其の各部割合中首位を占めて居る。其の内容は次の如くである。

- 一 俸給及手当 一三〇、七四〇
- 長官室 二七七、〇八五
- 沿岸測量局 七九、一八〇
- 航空局 二四六、八〇〇
- 二 雜費

### 三 諸設備費

#### 比律賓陸軍

而して之を準備政府始政第一年の一九三六年豫算一五、二五〇ペソに較べると、僅かの増加に過ぎないが、豫算總額八千萬ペソ前後の比島豫算にとつては、相當大きな割合で、比律賓當局が、如何に其の國防に汲々たるかを示すものである。加ふるに東亞情勢の緊迫と共に、米國は比律賓軍を米軍の指揮下に編入し、米國の軍事基地として、比律賓を建設せんとして、頗りに米本國豫算中に比律賓軍事基地建設費を計上し、一九四一年には、比律賓の直接防備費として二千萬弗を貸與したといはれ、又一九四一年七月二十四日には、カビテ軍港航空基地建設費五五七萬弗を含む米海軍追加豫算が下院を通過した。其の他最近に於ては米國議會に對し、一億一千万ペソに上る砂糖消費稅、弗價切下による益金等を比島國防費として要請したと傳へられて居る。

### 第三節 陸軍

比律賓軍の組織は、一九三五年獨立準備政府が樹立せられてから發布せられた。國防法の規定に基き組織編成せらるゝところである。

右に依れば、比律賓軍は、正規軍(Regular Force)と豫備軍(Reserve Force)よりなつてゐる。

#### 一 正規軍

正規軍は、歩兵、騎兵、野戰砲兵、岸軍砲兵、航空兵、工兵、通信兵、内海巡邏現役要員、參謀團、軍務局、法務部、補給部、醫務部、兵器部、軍僧部の各部要員、陸軍士官學校教官及士官候補生、特別派遣將校、同下士官兵、未配賦徵兵其他規定せられたる將校及下士官兵並巡警隊から

乙種 某兵種ニノミ適スル者

丙種 次期迄延期ヲ要スル者  
丁種 體格上ノ理由ニ依リ免除ヲ要スル者

#### 二 豫備軍

豫備軍は大統領の指定すべき實設歩兵師團若干、大統領の裁定すべき獨立聯隊、大隊、中隊及同種部隊若干及上記同部隊に屬しない豫備役軍並に内海巡邏豫備要員から成つて居り、其の要員は、軍事教練の兵役義務を完了した者、並に其の他正規軍退役者を以て、之に充て、其の年齢に應じて各々第一、第二、第三豫備軍に分けて居る。即ち  
第一豫備軍—二十二歳以上三十歳以下の義務軍事教練完了者、二十二歳に達しない者でも右の軍事教練を終了した者は第一豫備軍に服せしむる。

第二豫備軍—同じく三十一歳以上四十歳以下の者

第三豫備軍—同じく四十一歳以上五十歳以下の者  
となつて居り、五十一歳以上に及んで兵役の義務を失する事となつて居る。

然して右各豫備軍に在籍する者に對しては、演習訓練勤務を行ふ事となつて居る。其の期間は、

- 第一豫備軍 毎年 十日以上
- 第二豫備軍 毎年 五日以上
- 第三豫備軍 毎三年 七日以上

右正規軍、豫備軍を合する比律賓軍の最高指揮官として統帥の全權を常握して居るのは大統領であつて、必要なる場合は暴動、外寇、一揆又は内亂を防止し、又は鎮定する爲に軍を動員する權利を有すると共に、陸軍に於ては大佐以上、海軍及空軍に於ては艦長・司令官以上の任命權を有してゐる。かくて大統領は廣汎に亘る支配統帥の權利を掌握してゐる。

成つて居り、是等を總括したものが所謂常備の正規軍と對稱される。是等正規軍を編成組織する將兵の要員數は、國防法の第十九條により、參謀總長が毎年是を要求する事になつてゐる。現在其の正確なる總員數は不明であるが、約二萬前後と推定せられ、是等が適宜大隊、聯隊、師團其の他に區分編成せられて、大統領の命ずる各部隊に入る事になつてゐる。

比律賓軍の將校の階級は、三等中尉、二等中尉、一等中尉、大尉、少佐、中佐、大佐及將官で、將官の階級は更に大統領の指定する階級に區分せられてゐる。正規軍將校の任命は一切三等中尉の階級に始まり、任命當時二十一歳以上二十六歳以下の志願者中より任命せられ、(イ)比律賓軍士官學校卒業者若くは米國陸海軍士官學校卒業者、(ロ)普通學校又は專門學校に於ける上級軍事教練修了者、(ハ)下士官兵にして任命當時比律賓軍に一年以上服務した者、(ニ)其の他、の順序で優先的に缺員充足が行はれる。

上記常備の正規軍將兵の他、適齡男子は被訓練者(Trainees)と呼ばれる服務者として義務軍事教練を受ける事になつてゐるが、其の申告登錄、抽籤決定、身體検査、猶豫者、教練の期間等に付説明すれば次の通りである。

申告登錄は一定年度内(一月一日より十二月三十一日迄)に滿二十歳に達する適齡比律賓男子は、同年四月一日から一週間以内に居住地の市町村當局に出頭して申告登錄する義務を有し、是等申告登錄者は、毎年五月十五日に、憲兵司令官によりて行はれる抽籤に當籤した者のみが、服務者として當籤、翌年、各五箇月半の期間に亘り義務軍事教練を受ける事となつて居る。一九三六年以降は毎年四萬人の當籤者が二回に分けられて訓練せられてゐる。是等當籤者は、訓練を受ける前に、徵兵官に届出をなし、身體検査を受ける事となつてゐるが、其の身體検査の結果は次の如く分類せられてゐる。

甲種 如何ナル兵種ニモ適スル者

るが、其の他諸國機關として國防會議がある。更に大統領の必要と認めるときは、米國陸軍から國防顧問を迎へ得る事となつて居るが、戦前迄は前米國陸軍參謀總長マツカーサーがこの任にあり、大統領より全權を委ねられてゐた。

### 三軍管區

動員作戦計畫の實施、平時戦時に於ける軍需品の供給並に豫備軍事教練等を地方的に指揮檢閲し、統制せしむる目的を以て、大統領の命令する處に従ひ、全群島を數箇の軍管區に區分し、夫々司令官が任命せられてゐる。軍管區司令官は參謀總長の直接命令により當該軍管區内の防備、豫備軍事教練に關し全責任を有して居る。この軍管區司令官の下には州司令官があり、軍管區司令官の指揮の下に、當該州區内の兵役登錄申告其の他兵事項の實施、國防資源、將兵の動員に關し責任を有して居る。

右軍管區は、全比島を左の十區に分けてゐる。

第一軍管區	パギオ
第二軍管區	タルラ
第三軍管區	サン・フェルナンド
第四軍管區	マニラ
第五軍管區	レガスピ
第六軍管區	イロイロ
第七軍管區	パコロド
第八軍管區	セブ
第九軍管區	タクロバン
第十軍管區	サムボアンガ

### 四 軍事教育施設

比律賓正規軍士官養成所の中で、最重要なものは、パギオにある比律

賓陸軍士官學校である。この學校は、全く米國陸軍の様式を基礎とするもので、四箇年に亘り智育、體育、德育の訓練が行はれ、卒業の際候補生は何れも理學士の稱號が附與される事になつて居る。最近東亞勢の緊迫化と共に、此の種學校は益々充實、擴充される傾向を示し、參謀總長ヴァルデスは、特に豫備將校訓練所の重大性を指摘して居るが、近年大統領は百名以上の男子在學生を有する大學、專門學校に於ては、豫備將校の訓練をなさしむる命令を發した。其の結果一九四一年度に於ては、合計三〇を算する豫備訓練所が開設せられてゐる。是等訓練所に於て行はれる軍事教練は、其の義務に耐へ得る男學生に對し強制的に行はれるもので、陸軍士官によつて三箇年の訓練を施される事になつて居る。又一九四一年度の新國防政策に基き、中等學校第四學年の男學生に對しては、更に之を強化し、從來中等學校教師によつて行はれて居たのを、今後は直接比律賓軍の配屬將校に依つて行はしむる事とした。かくて中等學校生徒は此の課程を修了し、丁年に達した場合陸軍の豫備軍に編入せられる事になつてゐる。

又近年特に發達した近代戰を研究する爲、一九四〇年にはケソン市に、比律賓陸軍士官學校が新設せられた。此の學校は、正規軍の將校を學生とし、卒業生には、陸軍訓練所及豫備將校訓練所の教官たる資格が與へられる。

其の他一九四〇年一月には沿岸警備學校を開設し、將校に對し一箇年、兵に對し六箇月の訓練を施して居る。

一般的軍事教練としては、初等學校在學生十歳以上の少年に始まり、專門學校若くは大學に入學するに至る殘餘の在學期間強制的に正課として課目中に編成教育する事が、國防法に規定してあり、尋常小學校第四年級以上の學校に於て實施せられつゝある。

### 五 米駐屯軍

比島獨立まで、比島國防の全責任を負ふのは米駐屯軍であるが、其の

勢力は米西戰爭によりマニラを占領した後、アギナルド將軍と戦つた當時即ち一八九八年には約三二、〇〇〇の米兵が駐屯し、更に年々増加して一九〇〇年には、七萬を突破したが、平和克復と共に漸減して一九〇四年には一二、七二三人と稱せられた。最近までには更に減少し、正確な數は不明であるが大約五千人位になつてゐた。然し米兵とは別に比律賓人にして米國陸軍に編入せられてゐる比律賓が約六千人あり、米軍の勢力は大體一萬一千人位であつた。是等の米軍は、比律賓軍とは全然別箇の存在で常に國防の第一線にあつたもので、次の各兵營に分駐してゐたのである。

- サンチャゴ要塞兵營(マニラ市)
- ジョン・ヘー兵營(パギオ市)
- ストリエンバーグ兵營(バムバンガ州)
- ミールス兵營(コレヒドール島)
- マツキンレー師團(リサール州)
- ペティット兵營(サムボアンガ市)
- マニラ兵營(マニラ市内)

併し右米軍は、憲法の規定する處により、獨立準備政府の施政開始當日より滿十箇年の期間滿了後の第一年月の七月四日に於て、比律賓より撤退する事になつて居り、右に屬する比島軍は、當然比律賓軍に編入されるのである。

### 第四節 海軍

比律賓は特に海軍と稱せらるゝ程の艦隊を所有してゐないが、比律賓軍には、陸軍沿岸警備隊を附屬せしめて、比律賓沿岸の防備に當らしめてゐる。此の沿岸警備隊は、一九三九年一月に組織せられ、其の本部は比律賓陸軍司令部にあり、其の基地及學校は、マニラのポート・エヤリヤに位置して居るが、近年は、ピサヤ及ミンダナオ島に基地を置いて、三箇中隊を編成し、各中隊は一九四六年獨立までに各十二隻のQボート

と稱する水雷艇による小艇隊の編成が計畫せられて居た。然し歐洲大戰の影響により、この小艇隊の建造編成は、遅々として進まない状態であり、僅に一九三九年に比律賓陸軍が購入したQ百一十一型ルンン號及百一十二型アララ號の二隻の水雷艇が比律賓陸軍沿岸警備隊の中心として、比島全島を定期的に航海して各地沿岸の防備に従事してゐた。この種のQボートは、時速四十五ノット、各二個の水雷を備へ、防空の裝備として五〇糶口徑の機關銃を備へ、地上及空中部隊との連絡の爲強力なる無線裝置を有して居たと云はれる。かくの如く比律賓軍の海上部隊は劣勢で、而も軍事顧問マツカーサーの國防擴充案も遅々として行はれざる状態であつた。従て比律賓の海防は、殆ど米國亞細亞艦隊に委せられてゐたのである。

現在米國亞細亞艦隊の根據地は、マニラ灣の關門を扼するカピタ軍港と、マニラから海上五〇哩の北西スピック灣に臨むオロンガボ要港である。從來米國亞細亞艦隊は、上海とマニラの間を往復して居たが、近年は、マニラに集結し、時局の進展と共に、増強せられつゝあつたものゝ如くである。其の正確なる勢力は不明であるが、大體次の如きものであつた。

巡洋艦	三隻
マニラヘッド號	
シンシナテイ號	
航空母艦	一隻
ラングレー號	
驅逐艦	約二〇隻
潜水艦	約二五隻
飛行機	約三五〇機

併しながら海軍としては肝腎のドックを有せずオロンガボ要港には、

僅かに潜水艦を容るゝに足る程度のドックを所有するのみで、A B C D 包圍陣の一翼としての米亞細亞艦隊の勢力は餘りにも貧弱なものであつた。

### 第五節 空軍

比律賓の空軍は、一九三五年に結成せられ、米空軍士官によつて、パイロットの養成が行はれ、其の實績も相當舉りつゝあつたが未だ過渡期たるの域を脱してゐなかつた。従つて比律賓軍が其の空軍に於て、今までに努力したのは、パイロットの養成にあり、獨立までに五百乃至六百名のパイロットを養成する計畫を建てゝゐたものゝ如くである。其の實勢力は甚だ貧弱なもので、パイロット數八〇、航空機は約四〇機の練習機を所有するに過ぎなかつた。然し乍ら東亞情勢の緊迫化と共に、比律賓軍當局も空軍の擴張に就いては大なる關心を示し、最近迄には、七箇中隊より成る空軍を編成してゐたといはれる。其の空軍の編成は次の通りである。

- 第一 飛行中隊 練習機二〇機
- 第二、三 飛行中隊 補給、兵站用
- 第六、七 飛行中隊 偵察機六機、攻撃機六機

尙一九四一年度には、新に追撃爆撃機よりなる飛行中隊が組織せられる事になつて居た。比律賓空軍の基地としては、從來サブラン・フィード、キヤムプ・マリーフイ、ケソン市等に廣大なる兵營を有して居たが大東亞戦前は更に航空隊の擴充と共に、バムパンガ州のクラーク・フィールド、フォート・ストリエンバーグ、セブ州のキヤムプ・ラフダに最新式航空基地を設け、更に一九四一年度にはコタバト州のキヤムプ・ルナにも基地が設けられる事になつて居た。

かくの如く比律賓空軍は、着々其の質及量に於て増加、向上しつゝあつたが、其の勢力が劣勢であつた事は云ふまでもない。この劣勢を補つ

て居たのが、米國の陸軍航空隊であつた。比律賓に於ける米國航空隊は、偵察、爆撃、特務、撮影、追撃等からなる混成航空隊で、ニコルス飛行場に其の本部其の他を置き、クラーク飛行場に追撃隊を置いて居た。戦前の米空軍の實勢力は不明であるが、比律賓獨立準備政府創始當時の兵力は、將校五五、下士兵七八〇、其の他航空補充部員を合すれば、總計將校一〇五、下士兵一、四〇五と云はれてゐたが、大東亞戦前は勿論相當増強せられてゐた事は豫想し得る。一九四一年七月二十六日ルーズベルト大統領の聲明により、比律賓軍の米極東軍への編入が行はれ、同年八月十五日には、比律賓空軍は擧げて米極東空軍部に編入を了し、同時に空軍司令官は、從來代將であつたものを昇格して、ブレアントン少將を、米極東空軍司令官に任命したが、この事は米國が比島空軍を更に擴大強化せんとしてゐた事を意味するものである。即ち米國空軍に於ては、通常空軍少將を司令官とする空軍管轄區には、重輕爆以下各種軍用機共全部揃へた部隊を配し、空軍師團とも云ふべき實勢力を有するものであるのに鑑み、比島が必然的に空軍大擴張をなすべき前提を示したに外ならない。

## 第八章 財政

總説―歳計―公債―税制(概要―中央政府の税制)―  
(附)關稅定率表

### 第一節 總説

比律賓の財政制度は米國領有以前より確立されて居たのである。一九〇一年の米國軍政時代の財政は比較的少額で、歳入二七、四五二、二二二ペソ、歳出二七、九〇八、〇二二ペソで、四五五、八一〇ペソの赤字を出せる如き状態であつた。

現在に於ては比律賓に於ける經費は總て自給自足の基礎に立ち、政府の費用は盡く比律賓國內の稅擔當者の負擔となつて居る。併し乍ら、之は米國領有以來の比島財政に就て見れば必ずしもそうではなかつたのである。即ち比律賓に於ける國政上の重要經費の一部分が米國合衆國に依つて負擔されて居たもので、比律賓駐屯米國陸海軍費、米國議會に議席を有する華府駐在比島委員に對する俸給及經費、會計検査院長經費、沿岸測量局、檢疫局經費の一部、一九〇三年に於ける比律賓國勢調査の費用等である。一九一五年に於ける歳入は三九、四四八、二二〇ペソ、歳出は三八、〇九七、二〇〇ペソで、爾來比律賓財政は黒字の好調を續けて居たが、一九二九年末の經濟恐慌の波動を受けて、一九三〇年に於ては八四、四九四、六三〇ペソの歳入に對して、九五、八二八、二三〇ペソの歳出で差引一一、三三三、六〇〇ペソの赤字を出すに至つたが、一九三三年には新にフランク・マリーフイ總督が來任して本國ルーズヴェルト政府の意向と世界經濟不況の時局に對處する意味に於て極度の經濟節約を行つた結果、實行豫算に於て一、四一六、〇一三ペソの黒字を出し、再び健全なる財政状態に復歸するに至つたのである。

比律賓……財政

此島の財政機關としては財務部及會計検査院がある。財務部は更に關稅・收稅・財務・銀行・印刷の五局に分れる。

比島政府豫算は當初國務會議即ち閣議に於て大體の財政方針を決定し、其の方針に従つて各局長先づ其の豫算を所屬長官に提出し、各部長は之に増減を加へて部豫算として財務部に回附する。財務部長官は全體に亘る検査を行つた後、政府豫算を編成し之を閣議に提出する。閣議に於て之を承認する時、大統領は之に意見を附して比島議會に提出するのである。

### 第二節 歳計

一九三六、一九三七、一九三八の各年度及一九三九年度上半期(但し一月一日―六月三十日)に於ける歳出決算(Actual Expenditure)は次表の如くである。

費目	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九(一―六月)
一般基金	一、八三三、八八一	三、一三三、三三三	一、〇七〇、一七〇	一、〇七〇、一七〇
諸稅徵收費	一、五七六、〇三三	一、八三三、八八一	三、一三三、三三三	一、〇七〇、一七〇
商工業施設費	四、六九一、二一七	五、八四一、八六六	五、五七二、二八〇	二、七〇二、一五〇
公債費	八、三三三、三三〇	八、〇六五、〇八四	八、一六八、一三三	三、三三〇、五九四
一般行政費	七、一九七、七七一	七、九四一、八九二	一、四八七、二八四	一、〇〇二、一五〇
秩序維持費	一、五九七、四三六	二、四八〇、二四六	二、六四八、六八九	一、六三三、二四三
社會改良費	一、八三三、三三〇	二、四八〇、二四六	二、六四八、六八九	一、六三三、二四三
經濟發展助長費	六、六四七、六四八	七、八八四、二〇五	一、〇七〇、一七〇	四、三三〇、七三三
退職資金	一、二二四、九三六	一、〇五三、七五五	八、七五八、二八一	四、七五八、二八一
比律賓鐵道會社	六、八三三、三三〇	三、五〇九、三三六	—	—
貸付金	二、〇〇六、九九八	九、九六二、一三〇	二、一五〇、〇〇〇	一、〇七〇、一七〇
投資	—	—	—	—
合計	—	—	—	一、五七

比律賓...財政

公共事業基金

計	110,291,610	76,957,742	76,957,742
(備考) (1) 經常臨時費合計	76,957,742	76,957,742	76,957,742
(2) ペソ以下切捨			

各部別歳出額比較表

費目	一般基金		単位ペソ
	1936	1937	
國民議會費	1,269,373	1,333,334	1,269,373
國立圖書館費	1,451,334	1,854,335	1,451,334
駐米委員費	5,110,000	5,110,000	5,110,000
大統領府費	3,000,000	3,000,000	3,000,000
比律賓陸軍費	1,000,000	1,000,000	1,000,000
副大統領府費	1,000,000	1,000,000	1,000,000
會計検査院費	5,000,000	5,000,000	5,000,000

決算及豫算表

費目	1937		1938		1939(1-6月)	
	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算
經常歳入	225,296,433	211,648,100	210,861,100	212,337,800	107,617,000	107,617,000
課税收入	377,922,264	390,000,000	383,632,264	390,000,000	190,927,264	190,927,264
移入	4,577,755	5,000,000	5,592,264	5,000,000	2,670,000	2,670,000
印刷紙	6,647,000	6,100,000	6,572,264	6,100,000	3,117,264	3,117,264
内閣稅收入	1,167,433	6,000,000	9,111,264	8,000,000	5,234,264	5,234,264

内務部費	1937		1938		1939(1-6月)	
	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算
財務部費	77,957,742	77,957,742	77,957,742	77,957,742	39,478,871	39,478,871
司法部費	2,471,333	2,471,333	2,471,333	2,471,333	1,235,666	1,235,666
農商務部費	3,444,334	3,444,334	3,444,334	3,444,334	1,722,167	1,722,167
土木交通部費	4,677,915	4,677,915	4,677,915	4,677,915	2,338,957	2,338,957
教育部費	1,938,995	1,938,995	1,938,995	1,938,995	969,497	969,497
労働部費	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	1,666,666	1,666,666
大審院費	1,992,333	1,992,333	1,992,333	1,992,333	996,166	996,166
控訴院費	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222	1,111,111	1,111,111
比律賓大學費	1,027,333	1,027,333	1,027,333	1,027,333	513,666	513,666

一九三七年、一九三八年、一九三九年度上半期の財政状態は次の如くである。

内閣品	1937		1938		1939(1-6月)	
	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算
免許税及營業税	6,647,000	6,100,000	6,572,264	6,100,000	3,117,264	3,117,264
無免許礦區税	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
所得税	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
特許税	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
相續税	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
雜種税	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
地方政廳に對する内稅收入の配賦	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
臨時收入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
公有林收入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
公有地拂下收入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
米國內國稅收入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
收益及其他の貸付金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
販賣純利益	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
貸付利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
銀行預金利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
投資物件利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
支拂繰延金利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
手産物	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
生産物	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
不動産賣却收入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
任意寄附金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000
前年度貸付金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000

比律賓...財政



比律賓...財政

Table with columns for various financial items like '比律賓鐵道會社前貸金回收', '比律賓國立銀行拂戻金', and 'マニラ鐵道會社貸付金回收'. It includes numerical values and a total '總計' at the bottom.

尙比島歳入豫算で特記すべきは古々椰子油消費稅基金であるが、本勘定中に於ける變更を示せば次表の如くである。

古々椰子油消費稅基金表

Table showing '古々椰子油消費稅基金表' with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) for the years 1937 and 1938. It includes sub-items like '古々椰子油消費稅收入' and '銀行預金利息'.

(備考) 一 大統領府費には豫算委員会、國語調査會、砂糖管理局、國勢調査統計局、駐米委員事務局の豫算を含む。

二 本表は比律賓情報第五十號に依る。

右豫算費目の中、議會及司法關係を除く他の總てのそれは、大統領に於て緊急の場合何時にても、其の支出を停止し、之を國防乃至非戦闘員保護施設に流用し得る權限が賦與されて居る。

第三節 公債

比律賓の公債は米國が比島を西班牙より讓受け、其の領有とせる當初、即ち一九〇二年に西班牙領以來の難題たる寺領地四〇六、三七〇ヘイカーの買收費七、二九九千弗の調達に際し、米國議會が比律賓政府に一、四〇〇萬ペソの公債募集を認可せるを以て嚆矢とする。一九〇五年土木事業費として一千万ペソの起債を承認し、一九一六年のジョーンズ法に依り、比律賓政府の公債限度を寺領地は、擔保とするものを除き三千万ペソに限定された。

一九二二年五月三十一日附の米國法律を以て、寺領地公債及州・町村公債を除き比律賓の資産總額の十分の一まで比島政府に公債發行を許可する事となつた。此の結果比律賓國內に於て課税し得る資産の全評價額ベソは約二〇億ベソと見積られて居るが故に、政府の公債發行可能限度は二億ベソに達する譯である。

比律賓獨立準備政府の樹立せられた一九三五年一月一日に於て比島政府の所有せる公債は中央政府、地方政府をも含み一五四、八六四、七〇〇ベソに達し、一九四〇年六月末日現在に於て一四六、九〇七千ベソの数字が見られる。併し乍ら同政府は公債の償還を計る爲適當なる減債基金を積立て、居り、公債總額より減價準備額七一、九四〇、一九九ベソを差引く時は公債の純負債額は七四、九六六、八〇〇ベソの少額となるのである。

尙比律賓政府は米國聯邦銀行中に預金しある保證準備金に於て、一九三四年三月米國政府の弗の切下げに依つて生じた利益額は四、七〇〇萬

總額實に一億五千萬ペソを突破し、一九三七年度豫算に比し約二倍の膨脹振りを示して居る。尙一般豫算の内譯を掲示するに左表の如くである。

Table showing '一般豫算' (General Budget) with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) for 1937 and 1938. It lists various departments like '大統領府', '内務省', '司法省', etc.

比律賓...財政

ベソに達し、此の外砂糖、古々椰子の経過税等の償還を見積れば、比律賓獨立準備政府の純公債負債額は更に少額となる譯で、一九四〇年六月末に於ける比律賓國債の國民一人當り負擔額は八ベソであるが、前記理

由に依り適當する差引を爲し得るので、實際負擔額は更に少額となる。最近十箇年間に於ける公債總額の減債基金・純負債額及政府公債一人當り負擔額を掲示すれば左表の如くである。

公債發行額・減債基金及一人當り負擔額表

會計年度	公債總額		減債基金		純公債額	政府公債		人 口	政府公債一人當り負擔額
	單位ベソ	單位ベソ	單位ベソ	單位ベソ		單位ベソ	單位ベソ		
一九三一年十二月末	一七三〇八七〇〇〇	五七二二二九二〇	一五八七四七〇九	一四九四四〇〇〇	一三三六八二八	一三三六八二八	一、一八	一一一	
一九三二年十二月末	一七三〇八七〇〇〇	六三〇四九六〇〇	一〇三三三三三〇	一四九四四〇〇〇	一三六三三三三	一三六三三三三	一〇、五	一〇、五	
一九三三年十二月末	一七三〇八七〇〇〇	六九〇八二七三〇	一〇五二八一九三	一四九四四〇〇〇	一三九〇八九五	一三九〇八九五	一〇、七	一〇、七	
一九三四年十二月末	一六〇三六四七〇〇	六〇八八四三三	九四九七〇五六	一三五四四〇〇〇	一四一六九七〇	一四一六九七〇	九、五	九、五	
一九三五年十二月末	一五四八六四七〇〇	五九三九六四四	九五四六二四三	一三一四四〇〇〇	一四四七〇〇〇	一四四七〇〇〇	九、〇	九、〇	
一九三六年十二月末	一五三、九三七〇〇〇	六二七六六四九	九一、六〇〇〇	一四四、三〇〇〇	一四七、五九四〇〇	一四七、五九四〇〇	八、七	八、七	
一九三七年十二月末	一五〇、四三七〇〇〇	六四、一五八二	八六、三二、一六	一四四、〇五〇〇〇	一五〇、五四〇〇〇	一五〇、五四〇〇〇	八、六	八、六	
一九三八年十二月末	一四八、九三七〇〇〇	六七、六一七、四九	八一、三九、八五	一四〇、四四〇〇〇	一五三、五五〇〇〇	一五三、五五〇〇〇	八、四	八、四	
一九三九年六月末	一四八、九三七〇〇〇	六九、三五四、〇七	七九、五八、九二	一四〇、四五〇〇〇	一五三、〇九〇〇〇	一五三、〇九〇〇〇	八、四	八、四	
一九四〇年六月末	一四六、九七〇〇〇	七一、九四〇、九九	七四、九六、八〇	一三七、五〇〇〇〇	一六〇、〇七〇〇〇	一六〇、〇七〇〇〇	八、〇〇	八、〇〇	

第四節 税 制

一 概 要

1 關稅制度及政策

米國の比島領有以後本島に於ける關稅政策は米・比兩國の貿易を助長せんが爲自由貿易を目標として進んで來たが、一九〇九年に於て米本土並に米國關稅法の施行せらるゝ米領土より比律賓に輸入せらるゝ米を除く生産品で、該地にて戻税を許され居らざるものは、原産地より比島に無税にて輸入を許可する法律が規定されたが、一九一三年一〇月米國關稅法中比島に關する關稅を規定したる條項で之を改正し、新に米比間相互の自主々義を確立し、比島に於ては米國品の比島輸入を無税となし、且つ仕向地貿易の如何を問はず輸出税を完全に撤廢し、米國側にては比

島生産品は其の外國原料含有量が價格の二〇%に相當するものを除き米國及其の領土へ無税輸入を許容した。

斯くて比島が未だ原料品生産國にして米國の加工生産品を輸入し、米國製品は比島市場に於ては絕對優勢の地位にありし爲、他國品に對し防遏的手段を探るに至らなかつたが、近年に至り漸次米國外諸國の對比島貿易が盛んとなり、就中本邦品の進出は特に著しく、例へば一九三四年の如きは比島輸入總額一六、七二一萬ベソ中、本邦品の輸入額は二、〇六九萬ベソにして、米國の一〇、八七五萬ベソに次ぎ百分率を以て示せば米國の六五・〇四%に比し本邦は二二・三八%を占むるに至つた。(一九三九年に就て見るに比島輸入總額は二四五、五三五千ベソ、米國よりの輸入額一六六、八五五千ベソ、其の百分率六七・九六%、本邦品は一五、二二七千ベソ六・二〇%である)。

數量の卸賣價格荷造り費及表裝價格の合計に對し賦課する。

3 輸出税及棧橋税

輸出税—一九〇九年の關稅法には輸出税に關する規定ありたるも、一九一三年の法律を以て之を廢止し、爾來輸出に對する賦課税は比島獨特の棧橋税のみとなつた。

棧橋税 (Wharfage)—比島産石炭、木材、セメントを除き、貿易港 (Port of call) より輸出する貨物には、其の目的港及搭載船舶の國籍如何に拘らず、米國及其の屬領に出荷するものと雖も總重量千噸に付米貨一弗の棧橋税を賦課す。但し米、比政府用の貨物には賦課しない。

4 インボイス(仕切書)

比島の關稅賦課方法は、輸出國に於ける輸出當時の價格を以て稅率賦課の目的となすが故に、輸出品のインボイスは絕對必要にして、船客の自用品以外價格米貨百弗以上の關稅賦課目的物はインボイス無くしては絕對に輸入を許されぬ。インボイスには其の通貨を以て眞價を記載し、若し買入れたる物品なる時は、其の價格を記載し、且つ關稅法用語を以て數量(メートル法)、品質及其他の記載を爲し、買入れたるものなる時は、其の所有船積人の署名、買入れたるものに非ざる時は製造者又は所有者の署名あるを要し、四通を必要とする。インボイスを直に提出する事が出来ない時は稅關吏に宣誓書を提出し、稅關吏の決定したる期間にインボイスを提出する爲の保證金を供託しなければならぬ。右の宣誓書にはインボイス同様のステートメントを附屬する要がある。稅關吏は該ステートメントに就て關係人の立證を求むることが出来る。米國領土以外よりの輸入に係るものは、船積の際又はそれ以前にインボイスを製造購買地管轄の領事館に提出するを要す。但し島内稅關長は其の裁量に依り、右コンシユラー・インボイス無くして無稅品輸入を許すことが出来る。

無稅品(關稅法第九條參照)

- 一 樹木、芽、苔類

茲に於て米國の比島に對する關稅政策は變更を加へ關稅改正が頻繁に行はるゝに至つた。即ち一九三二年に至り (一)爲替關稅法(輸入する商品の爲替換算價格下落の爲生じたる關稅收入減少の補填を目的とするもの) (二)不當廉賣防止法(大藏長官に於て不當廉賣と認むる外國商品の輸入を拒絕し又は正規の輸入税の外特別關稅の納付に依りて之が輸入を許可することを得る旨を規定せるもの) (三)從價稅制限撤廢法案(從價一〇〇%を超えたる關稅を賦課するを得ざる旨の制限規定を削除せんとするもの)の三法案が比島議會に提出せられ夫々議會を通過し米國大統領の承認を得るに至つた。

一九三二年一二月に於ては比島産業保護助長と關稅增收を目的とする六十九稅目に亘る一般關稅引上案が議會を通過し、一九三四年に入つては前記一般關稅引上げより除外されたる綿布其他の綿製品に關し、本邦品の顯著なる進出に依り米國品の優越地位を脅かすに至つたので米國側は狼狽し、日比對等の割當量を協定せんことを提議するに至つた。交渉は紆餘曲折の後一九三五年一〇月一二日に至り大體左の如き協定が成立するに至つた。

- 一 日本輸出自製期間を二箇年とし、一九三五年八月一日より一九三七年七月三十一日迄とす。
- 一 一箇年間の輸出總數量を四、五〇〇萬平方米とす。
- 一 半箇年間の最高輸出量を二、六〇〇萬平方米とす。
- 一 各年間に四五〇萬平方米の超過量を認む。
- 一 日本綿布の輸入量を決定する證據となるべき數字は比島關稅統計に依る。

2 輸入税

比島主要産物たる煙草・砂糖の類を除き、稅率は比較的低く平均從價稅率二五%であつて、保護關稅と稱するより寧ろ收入關稅と云ふことが出来る。從價稅は日本と異り輸入當時の價格に對して賦課せずして、比島に輸出する時の輸出國の主要市場に於ける比島向輸出品としての卸賣

比律賓...財政

- 二 礦石類・屑金屬類
  - 三 鎊、推進器其他の船舶修繕材料類
  - 四 填架
  - 五 原棉
  - 六 植物纖維(特定物を除く)
  - 七 動物の毛(洗ひたる儘迄の分)
  - 八 紙・バルブ類
  - 九 見本
  - 一〇 葱、馬鈴薯(以下略)
- 茲で比島稅制改正法(後記)の中インボイスに就て記述する(註)。
- 一九三九年度比島通常議會を通過し、ケソン大統領の署名裁可を得て、一九四〇年六月一日より實施を見て居るものに稅制改正法第五二六號がある。其の内容を概説するに、同法第二條に於て「一般商人、輸入商、製造業者ニシテ、其ノ前年ノ總賣上額ガ二萬、三萬、四萬、五萬、六萬、七萬、八萬、九萬、十萬、十一萬、十二萬、十三萬、十四萬、十五萬、十六萬、十七萬、十八萬、十九萬、二十萬、二十一萬、二十二萬、二十三萬、二十四萬、二十五萬、二十六萬、二十七萬、二十八萬、二十九萬、三十萬、三十一萬、三十二萬、三十三萬、三十四萬、三十五萬、三十六萬、三十七萬、三十八萬、三十九萬、四十萬、四十一萬、四十二萬、四十三萬、四十四萬、四十五萬、四十六萬、四十七萬、四十八萬、四十九萬、五十萬、五十一萬、五十二萬、五十三萬、五十四萬、五十五萬、五十六萬、五十七萬、五十八萬、五十九萬、六十萬、六十一萬、六十二萬、六十三萬、六十四萬、六十五萬、六十六萬、六十七萬、六十八萬、六十九萬、七十萬、七十一萬、七十二萬、七十三萬、七十四萬、七十五萬、七十六萬、七十七萬、七十八萬、七十九萬、八十萬、八十一萬、八十二萬、八十三萬、八十四萬、八十五萬、八十六萬、八十七萬、八十八萬、八十九萬、九十萬、九十一萬、九十二萬、九十三萬、九十四萬、九十五萬、九十六萬、九十七萬、九十八萬、九十九萬、百萬元以上ノ實績ヲ有スルモノハ、各販賣ニ對シ其ノ販賣額ノ如何ヲ問ハズ「インボイス」ヲ發行セザルベカラズ」と規定されて居る。従て前年中に二萬ベソ以上の賣上を爲したものは總て卸商・小賣商及製造業者の別無く皆一樣に本法の適用を受け、今後は一セントボ、二セントボの小賣をして其の都度インボイスを發行せねばならぬ。
- 右インボイスの様式に就ては特に規定は無いが、稅務局法律課に於て番號入り複寫用インボイスが用意されて居る。インボイスの發行には左記事項の記載を要する。
- 一 二枚寫しにして順序番號を附する事
  - 二 販賣人の住所、姓名又は營業名稱
  - 三 購買人の住所、姓名又は營業名稱(但し本項は五〇ベソ以下の賣上には必要なし)
  - 四 賣上品名及價格
  - 五 賣上月日

而して左記の諸點は特に注意を要する。

- 一 右賣品に商標のあるものはインボイスに其の旨明記せねばならぬ
- 一 インボイスには右賣品が輸入品か或は島内仕入品かを明記する事
- 一 インボイスを受取つた者が商人である場合は、インボイスの日附から五箇年間商店に保管して置かねばならぬ
- 一 右インボイスの寫しは、其れを發行した店に同じく五箇年間保存して置かねばならぬ
- 一 輸入品賣上げのインボイスと島内仕入品販賣のインボイスとは別々に保管して置かねばならぬ
- 一 輸入品の積荷證券(Bill of Lading) 並に其他の記録も大切に保管して置かねばならぬ

尙前年の總賣上額二萬ベソ未満のものに對しては従前通りで、即ち一〇ベソ以上の賣上毎にインボイスを發行することになつて居る。

(註) 比律賓情報第三十八號による。

6 噸稅

比島と比島以外の地點との間に出入する船舶は、國籍の如何を問はず、船籍證明書に記載せられた噸噸一噸に付一二セントボ半、若くは比島の港に於て積荷積卸を爲す貨物一千噸に付三五セントボを、船長若くは船舶受託者の選擇によりて課する。然し本稅は左のものには之を課せず。

- 一 船荷の積卸しを爲さず、單に船客及船客の荷物の積卸しを爲すもの
- 二 米國政府若くは外國政府に所屬若くは備船せられたる船舶にして貿易に従事せざるもの
- 三 海難船舶
- 四 噸稅又は之と同様な稅を米・比ヨットに課せざる外國のヨット

の實施に依つて徵稅率は約四〇%の増加を見たる譯で、新稅率は從來の稅率に比し相當引上げられて居る。而して右增收部分の内、所得稅、相續稅の一部及農産物稅の全部は地方政府の收入となる筈で、之に依り地方政府の收入は殆ど倍加されるべく教育、保健、衛生の公共施設の充實に振向けられて居る。新稅率は大體に於て穩當と稱し得べく、唯一の反對根據は同法が極端に複雑且つ不明瞭なる爲、各個人及商社の納稅額の不明なる點に在ると見られて居る。

右增收は直接稅を主眼とし、間接稅に於て減少されて居るのは、能力原則、利益原則を根本に擔稅者負擔の公平を計らんとするに在る。稅制改革の主旨に關し三月七日ケソン大統領が議會で爲した聲明は大要次の如くである。

二 中央政府の稅制

中央政府の稅制は大要次の如く分たれて居つた。

- (イ) 人頭稅
- (ロ) 印紙稅
- (ハ) 特權稅
- (ニ) 特別消費稅
- (ホ) 林産物稅
- (ヘ) 度量衡計器検査稅
- (ロ) 礦産物稅
- (フ) 相續稅
- (リ) 所得稅

あつたが、比島獨立後の經營に備へ必要收入増加の目的を以て比律賓稅制改革案は、一九三八年八月以來稅制委員會に依り専心立案を重ねた末、一九三九年二月十七日報告案をケソン大統領に提出、大統領の承認を得て同年三月七日議會の審議に附された。以來議會は二箇月餘に亘り慎重討議を加へ、殆ど全面的に修正したる後五月十七日之を通過した。同法案は六月十五日大統領の署名を得て七月一日より實施せらるゝに至つたが、是れ實に一九〇四年以來の最初の徹底的稅制改革である。同法の實施に依り一九三九年度歲入は八〇〇萬ベソ、一九四〇年度は約一、五〇〇萬ベソ、四一年度以後約二、〇〇〇萬ベソの増徴を見る豫定である。從來比島に於ける徵稅總額は五、〇〇〇萬ベソ見當なるに依り新稅法

(一) 科學的稅法の確立 (二) 新經濟機構の確立 (三) 富の分配、負擔の公平を計るに在る。即ち(一)現行稅法の根本たる一九〇四年の法律は、當時比島の未開發情勢を基本とせる頗る非科學的法制であつて、其後の比島經濟狀態の躍進は全く當時と事情を異にし、更に其後世界の稅法は科學的研究が積まれ非常な進歩を示し、比島稅法獨り舊態依然たるものがあるからである。(二)は政治的機構の確立と歩調を一にし、依つて來るべき獨立後の準備を整へんとする爲である。即ち比島政府は來るべき獨立後の重大責務遂行上政治的機構の充實を計り來つたが、經濟的機構に就ては全然着手して居ない。従つて確固たる經濟機構を確立し老獪算の收入の道を計るは當然の處置である。(三)は富の分配を公平ならしめ稅負擔の均衡を主旨としたものである。從來國內收入の大部分は消費者に負はされ生産者に軽く、従つて負擔能力の無い階級に重く當然能力を備へた富裕階級に輕いと云ふ不合理があつた(註)。

(註) 稅制改革の項は「研究資料」第二卷第七號及外務省亞米利加局第一課一九三九年度比島經濟事情による。

1 居住稅

本稅法は一九三八年に廢止せられた人頭稅(Cedula tax)の代案にし

て、一九四〇年一月一日より實施せられてゐた。
人頭税一比島内に居住する十八歳以上六十歳未満の男子は内外人を問はず人頭税年一ペソ(但しマニラ市・マウンテン州及ヌエバ・ビスカヤ州以外の市及州は、市會及州會の決議に依り二ペソを賦課することあり)を納むる義務がある。軍人・軍屬・外國の外交官・領事・不具者・精神病者・隔離患者・一年以上の刑に服するもの及ミンダナオ、スール地方以外の非基督教徒にして州會に於て、除外例を設けたる地方の住民は納税の義務はない。

本税領収書は自己證明の必要ある場合若くは官吏・議員選舉・納税公證・公金受領・免狀許可證の下附其他の官吏と公取引する際に提示を求められる。

本税収入は一ペソを課するものは州及郡に二分分し、二ペソを課するものは一ペソは前同様、他の一ペソは特別規定あるものを除き、道路、橋梁其他の土木工事に當てられる。

右人頭税は西班牙の比島統治當初から課せられた悪税であつたが、新税法の實施に依り改廢せられたわけである。居住税は基礎税五〇セントの外男女の差別なく各人の収入に應じ追加税を徴収するものである。

2 印紙税 (Documentary stamp tax)

本税は官廳の發行する證書及慈善團體の發行する保險年金證書を除き、總ての證書・類・債務・權利・財産の受領、賣買、讓渡、移轉に關し、署名、發行、受領、移轉する毎に當事者の納付すべき印紙税である。本税は前記税制改革に依り、政府収入の増大と他税率引上との均衡を計る主旨の下に一率五割の増税を見た。
新印紙税率を表示すれば次の如くである。

文書の種類

- 一 比島内にて發行受取らるゝ受取並に支拂爲替手形、
每二〇〇ペソ及其の端數に付 一・〇〇四

ハ 六百噸以上

三 渡航證明税

Table with 2 columns: Category and Amount.
Category: 一 四八・〇〇
Category: 二 一〇・〇〇
Category: 三 一・五〇
Category: 四 〇・〇〇

3 特權税 (Privilege tax)

營業又は職業に従事若くは開業するものに課す。營業事務所毎に又營業若くは職業二種以上兼業する時は、各別に年額四ペソ以上の定額税を課するもので純然たる鑑札税である。之を大別して營業税 (Business tax) 及特種業税 (Occupation tax) とに分つ。營業税を課せらるゝ營業中定額税の外に年収入總額に對し百分率による賣上税とを併課せらるゝもの及定額税のみを賦課せらるゝものがある。

而して商人にして三箇月の賣上額二〇〇ペソに満たざる者及公證市場に於て食料品の小賣をなし月賣上額二、〇〇〇ペソに足らざる者に就ては、税制改革の結果定額税及賣上税の兩種の負擔を免ぜられるに至つた。行商及露店商人に就ては従前同様免税されて居る。

税制改革は賣上税全體に互り課税範圍の制限と平均賦課を行ひ、更に本税逃避を防止する手段として商人及製造業者以外の者でも、外國から直接貨物を受取る時は一分半の補償税を命ずることとした。

茲に補償税とは通信註文、證書註文業で外國より直接貨物の輸送を受ける場合、郵便局又は税關に於て到着當時の全價格(郵税、運賃、保險、手数料其他の費用を含む)の一分半を課税するものである。但し全價格一〇〇ペソ以内の物を除く。

更に賣上税賦課品目中農産物、養澤品、礦物及鑛産物に對しては右税率を賦課せず、左記規定の税率を適用する。

- (一) 農産物賣上税 農産物及加工農産物(六割以上の農産物原料の重量價值を含む物)に對する課税方法は、從來製糖工場及精米工場所有者又は經營者に全収入の一分を、工場、椰子油工場、デシケータッド古々椰子工場の所有者又は經營者に一般賣上税率を

二 資産(若くは信用)保險證券・保險金の毎四ペソ及其の端數に付

三 年金保險證券、年金額二〇〇ペソ及其の端數に付

Table with 2 columns: Category and Amount.
Category: 四 船荷證券、但し比島港(一場所)より比島港(一場所)へ 一〇〇四
Category: 五 外國向切符 一〇〇四
Category: 六 六〇ペソ以下 三・〇〇
Category: 七 六〇ペソ一〇〇ペソ 五・〇〇
Category: 八 一〇〇ペソ一五〇ペソ 七・〇〇
Category: 九 一五〇ペソ以上 一〇・〇〇

四 船荷證券、但し比島港(一場所)より比島港(一場所)へ

五 外國向切符

イ 六〇ペソ以下

ロ 六〇ペソ一〇〇ペソ

ハ 一〇〇ペソ一五〇ペソ

ニ 一五〇ペソ以上

六 投票委任狀

七 財産の販賣、貸與、管理、處分の委任狀

八 不動産貸付契約書

イ 一年以内

ロ 一年以上三年以下

ハ 三年以上

九 不動産不產抵當

イ 一千ペソ以上三千ペソ以下

ロ 三千ペソ以上每三千ペソ及其の端數に付

不動産販賣證券

イ 二百ペソ以上一千ペソ以下

ロ 一千ペソ以上二千ペソ以下

ハ 二千ペソ以上一千ペソ又は其の端數に付

二 船舶證券

イ 三百噸以下

ロ 三百噸以上六百噸以下

適用して居つたが、改正税率は右の全部に互り全工作品(派生物、副産物一切を含む)價格の一分半を賦課することになつて居る。更に農産物中外國輸出用の麻(原料及半製品)、甘蔗、米、コブラに對しては全價格の一分半が課せられる。

養澤品賣上税 養澤品が一般賣上税より除かれたのは、更に高率課税を爲す目的に依る。

イ 寶石及香水(共に模造品を含む)、二、五〇〇ペソ以上の自動車、ゴマード、髪飾、化粧品、化粧用具、オペラグラス、長柄雙眼鏡等は二割の課税

ロ 二、五〇〇ペソ以下の自動車、運動用具、樂器、冷蔵庫、蓄音機、蓄音機及ラヂオ混合セット、レコード、寫眞機、レンズ、二〇ペソを超える懐中時計及柱時計、各種雙眼鏡、十六粒以下映畫フィルム、高級家具、ゴルフ槌(クラブ)及球(ボール)、同靴、クラブ、ボール、釣竿及絲車、撞球臺及球、將棋盤及駒、骸子、麻雀セットは五分の課税

ハ 自動車部分品、タイヤ、樂器、冷蔵庫、蓄音機の部分品及附屬品、飲料及炭酸水は三分の課税

鑛物及鑛産物 鑛物及鑛産物にして鑛山の所有者、租借者又は經營者により外國に販賣若くは委託せらるゝ物に就ては、國內鑛業發展の主旨を以て販賣税及委託税を免除す

營業税及特種業税に對する税制改革は擔稅者の能力を原則として、營業税には世界經濟の變化に適應して多額收益を齎しつゝある營業種目の負擔を増加する爲に増率し、特種業税には所得税改革に伴ひ所得税との重課負擔を考慮して税率を約半減したものである。次に營業税及特種業税改訂種目及改訂税を見るに次の如くである。

一 營業税

イ 建築請負業者及印刷出版業者(新聞雜誌業者を除く)は、年額四ペソと總賣上額の一分の課税より年額四ペソと總賣上額の一分

半に改訂されて居る。  
 精錬工場、鍍金工場、鑽孔装置、寫眞スタジオ等の所有者は、  
 今迄賣上税が免除されて居たが改訂に依り年總賣上税の一分半  
 が賦課される。  
 ハ 水陸運送請負人及運送業者(關稅局の規定により現在納稅せる  
 者を除く)にして三箇月の收入二〇〇ペソ以上の者は、年額總  
 收入の一分より一分半に改訂されて居る。  
 ニ 酒類釀造業者の年額定額税は従前三〇〇ペソであつたが、改訂  
 後は生産量に應じて左表の如く課稅されて居る。

年産高	稅額
五萬立以下	五〇
五萬乃至一〇萬立	一〇〇
一〇萬乃至二五萬立	二〇〇
二五萬立以上	三〇〇

而して酒類調合を業とする者は釀造業者と同率を課せられる。  
 ホ 準仲介業者は仲介業者同様年額定額税八〇ペソと、三箇月以上  
 收入五〇〇ペソ以上の者に年總收入の四分の課稅。  
 其他の賣上税を課せられざる者に對しては左表の如き定額税を  
 賦課す。

年賣上額	年額
〇・二萬ペソ以上一萬ペソ以下	四
一萬ペソ以上二・五萬ペソ以下	一〇
二・五萬ペソ以上五萬ペソ以下	二〇
同五萬ペソ以上一〇萬ペソ以下	五〇
同一〇萬ペソ以上二〇萬ペソ以下	一〇〇
同二〇萬ペソ以上五〇萬ペソ以下	二〇〇
同五〇萬ペソ以上	三〇〇

二 特種業稅

イ 従前年額四〇乃至五〇ペソ課稅されて居た左記業者は、改訂に  
 依り年額二四ペソに減稅された。  
 辯護士、醫師、土地測量技師、建築家、經理士、土木技師、電氣  
 技師、機械技師、保險代理業者、同準代理業者、齒科醫、光學  
 器具商、美術鑑定家、煙草其他内外製品鑑定家、司法代書人、  
 獸醫、特許船長、一等機關士(海)、寫眞師、彫刻家  
 従前年額二〇乃至二四ペソを課せられて居た左記業者は一、二、  
 三に減せられた。  
 一等運轉士(海)、二等機關士(海)、藥劑師、手足病醫、理爪術  
 師、文身師、按摩師、理髮師  
 従前年額一〇乃至一六ペソ課稅されて居た左記業者は免稅され  
 た。

4 特別消費稅 (Specific tax)

本稅は比島の生産品にして島内にて販賣消費せられ、又米國及外國よ  
 り輸入したる特定のものに課す。但し比島にて産出又は製造せられたる  
 物品にして、原料の儘なると生産品の一部として用ひられたるを問はず、  
 輸出せられ比島に歸還せざるものには之を課せず。但し輸入品には  
 關稅の外内國收入税をも課す。

本稅は米國陸海軍用として直接賣却輸送せられたるもの及米國政府の  
 資金にて購入せられ、沿岸及測量に賣却せられたるものは之を課せず。  
 若し已に納稅したるものに對しては拂戻を爲す。  
 本稅も稅制改革に依つて増稅、減稅、新規課稅等全般的改訂を加へ國  
 民負擔の均衡と密賣密造の防止に努めた。稅率引上種目は贅澤品又は之  
 に準ずべき品目に付き從量稅の引上げをなし、負擔能力の原則を實現し  
 て居る。

改訂後の課稅の目的物、其稅額及新規課稅種目を示せば次の如くであ  
 る。

一 高價蒸溜酒精	一立に付一ペソ三〇セントタポ
二 葡萄酒	一立に付六〇セントタポより一ペソ二〇セン タポ
三 酸酵酒類	一立に付一〇セントタポ
四 麥酒	一立に付一二・五セントタポ
五 葉卷煙草	千本に付二ペソより六ペソ
六 紙卷煙草	千本に付左の如くである
價 格	稅 額
二・五〇以下	一・四〇
二・五〇一三・〇〇	二・〇〇
三・〇〇一六・〇〇	三・〇〇
六・〇〇以上	四・〇〇
七 其他煙草	一庇に付四八セントタポより六〇セントタ ポ、一箱八〇本を超えるものは右に比例し 割増
八 燐寸	一グロス(一箱八〇本以下)に付四〇セン タポ、一箱八〇本を超えるものは右に比例し 割増
九 脫脂乳	一庇に付二〇セントタポ
一〇 製油(精製及製造礦油)	一立に付一セントタポ半より三セントタ ポ
一一 石炭及骸炭	一庇に付二五セントタポ
一二 映畫フィルム	十六耗以下の物は免稅、十六耗以上一米に 付五セントタポ
一三 トランプ骨牌	通常型一組に付二五セントタポ、小型一組に 付二〇セントタポ
一四 機械製ライター	一個に付四〇セントタポ
一五 爆竹	一庇に付四〇セントタポ
一六 乾燥葉煙草	一庇に付四〇セントタポ

比律賓...財政

一七 藥 包 價格の五分

一八 石炭車用燃料油	一庇に付四〇セントタポ
一九 ディーゼル燃料油	一庇に付八〇セントタポ
二〇 工業用動力アルコール	一立に付〇・五セントタポ
二一 農業用動力アルコール	無稅
二二 ガソリン	一立に付六セントタポ

5 山林產物稅 (Charges for forest products)

本稅は比島の公有林又は保有林を伐採する場合に賦課されるもので一  
 種の特許稅である。  
 一 本稅賦課に關する材木の量定一材木の量定は挽切り又は製材せざ  
 る以前圓又は角の儘にて量定す。但し製材所免許を得たるものは  
 挽切りたる後に量定するを得べし。此の場合山林稅として木材類  
 別法に左の如き等級に分ちて課稅す。

種 別	一千ボード呎	一千ボード呎	同上市場價格に對する賦課率
第一級	二五・〇〇	一七・五〇	七・〇
第二級	一三・〇〇	一〇・〇〇	七・七
第三級	七五・〇〇	六・二五	八・三
第四級	五五・〇〇	三・〇〇	四・五
種 別	賦課額		
カマゴン	五・〇〇		
モラーヴ	四・〇〇		
第一級	三・〇〇		
第二級	二・〇〇		

第三級 一・二五  
第四級 〇・六〇

尙木材中丸太に就ては島内消費用は一立方メートルに付五〇セントダボの従量税を課し、輸出丸太には一立方メートルに付三〇セントダボを賦課する。

公有林より伐採したる薪に對する料金—公有林及保有林より伐採したる薪に關する料金。

バカナン及ダンガル 一平方メートルに付二〇セントダボ  
其 他 一〇セントダボ

薪として伐採し得べき木材は三等材に限る、但し一、二等材にして其の山林が山林用としてよりも農業用として價値ある土地にある時は、山林局長の裁量を以て薪炭として伐採するを許可せらる。登記せざる私有林より伐採したる木材—之に對しては前記料金を課し、此種土地より伐採運搬したる木材は公有林より免許の下に伐採運搬したるものと見做し、之に關する法規を準用す。

五 不法の伐採運搬及滞納—免許なくして公有林より伐採したる時は倍額の料金、インボイス無くして運搬し、又は運搬後許可なくして船車其他の運輸機關より荷卸したる時は五〇%の割増料金、滞納したる時は五〇%を割増す。

六 鑛業權行使の爲の伐採に對する料金—鑛業權を有する土地以外に於て鑛業權行使の爲木材伐採免許を得たる時は、之に對して前記諸料金の半額を課す。

七 樹膠・樹脂其他の林産物に對する料金—公有林、保有林より之等を集取したるものに對しては、其の市價の一〇%を課す。

八 森林より取れる土及石に對する料金—公有林、保有林より之等を採取したる時は、個々の場合に付山林局長料金を決定す。

九 無償免許に依り且つ關係法規に準據する伐採—此の場合は無料とす。

RM00	RM00	111,375,000 (RM 7,750)
RM00	RM00	111,070,000 (RM 0)
RM00	RM00	111,175,000 (RM 111)
RM00	RM00	111,500,000 (RM 111)
RM00	RM00	111,975,000 (RM 175)
RM00	RM00	112,475,000 (RM 275)
RM00	RM00	112,975,000 (RM 375)
RM00	RM00	113,475,000 (RM 475)
RM00	RM00	113,975,000 (RM 575)
RM00	RM00	114,475,000 (RM 675)
RM00	RM00	114,975,000 (RM 775)
RM00	RM00	115,475,000 (RM 875)
RM00	RM00	115,975,000 (RM 975)
RM00	RM00	116,475,000 (RM 1,075)
RM00	RM00	116,975,000 (RM 1,175)
RM00	RM00	117,475,000 (RM 1,275)
RM00	RM00	117,975,000 (RM 1,375)
RM00	RM00	118,475,000 (RM 1,475)
RM00	RM00	118,975,000 (RM 1,575)
RM00	RM00	119,475,000 (RM 1,675)
RM00	RM00	119,975,000 (RM 1,775)
RM00	RM00	120,475,000 (RM 1,875)
RM00	RM00	120,975,000 (RM 1,975)
RM00	RM00	121,475,000 (RM 2,075)
RM00	RM00	121,975,000 (RM 2,175)
RM00	RM00	122,475,000 (RM 2,275)
RM00	RM00	122,975,000 (RM 2,375)
RM00	RM00	123,475,000 (RM 2,475)
RM00	RM00	123,975,000 (RM 2,575)
RM00	RM00	124,475,000 (RM 2,675)
RM00	RM00	124,975,000 (RM 2,775)
RM00	RM00	125,475,000 (RM 2,875)
RM00	RM00	125,975,000 (RM 2,975)
RM00	RM00	126,475,000 (RM 3,075)
RM00	RM00	126,975,000 (RM 3,175)
RM00	RM00	127,475,000 (RM 3,275)
RM00	RM00	127,975,000 (RM 3,375)
RM00	RM00	128,475,000 (RM 3,475)
RM00	RM00	128,975,000 (RM 3,575)
RM00	RM00	129,475,000 (RM 3,675)
RM00	RM00	129,975,000 (RM 3,775)
RM00	RM00	130,475,000 (RM 3,875)
RM00	RM00	130,975,000 (RM 3,975)
RM00	RM00	131,475,000 (RM 4,075)
RM00	RM00	131,975,000 (RM 4,175)
RM00	RM00	132,475,000 (RM 4,275)
RM00	RM00	132,975,000 (RM 4,375)
RM00	RM00	133,475,000 (RM 4,475)
RM00	RM00	133,975,000 (RM 4,575)
RM00	RM00	134,475,000 (RM 4,675)
RM00	RM00	134,975,000 (RM 4,775)
RM00	RM00	135,475,000 (RM 4,875)
RM00	RM00	135,975,000 (RM 4,975)
RM00	RM00	136,475,000 (RM 5,075)
RM00	RM00	136,975,000 (RM 5,175)
RM00	RM00	137,475,000 (RM 5,275)
RM00	RM00	137,975,000 (RM 5,375)
RM00	RM00	138,475,000 (RM 5,475)
RM00	RM00	138,975,000 (RM 5,575)
RM00	RM00	139,475,000 (RM 5,675)
RM00	RM00	139,975,000 (RM 5,775)
RM00	RM00	140,475,000 (RM 5,875)
RM00	RM00	140,975,000 (RM 5,975)
RM00	RM00	141,475,000 (RM 6,075)
RM00	RM00	141,975,000 (RM 6,175)
RM00	RM00	142,475,000 (RM 6,275)
RM00	RM00	142,975,000 (RM 6,375)
RM00	RM00	143,475,000 (RM 6,475)
RM00	RM00	143,975,000 (RM 6,575)
RM00	RM00	144,475,000 (RM 6,675)
RM00	RM00	144,975,000 (RM 6,775)
RM00	RM00	145,475,000 (RM 6,875)
RM00	RM00	145,975,000 (RM 6,975)
RM00	RM00	146,475,000 (RM 7,075)
RM00	RM00	146,975,000 (RM 7,175)
RM00	RM00	147,475,000 (RM 7,275)
RM00	RM00	147,975,000 (RM 7,375)
RM00	RM00	148,475,000 (RM 7,475)
RM00	RM00	148,975,000 (RM 7,575)
RM00	RM00	149,475,000 (RM 7,675)
RM00	RM00	149,975,000 (RM 7,775)
RM00	RM00	150,475,000 (RM 7,875)
RM00	RM00	150,975,000 (RM 7,975)
RM00	RM00	151,475,000 (RM 8,075)
RM00	RM00	151,975,000 (RM 8,175)
RM00	RM00	152,475,000 (RM 8,275)
RM00	RM00	152,975,000 (RM 8,375)
RM00	RM00	153,475,000 (RM 8,475)
RM00	RM00	153,975,000 (RM 8,575)
RM00	RM00	154,475,000 (RM 8,675)
RM00	RM00	154,975,000 (RM 8,775)
RM00	RM00	155,475,000 (RM 8,875)
RM00	RM00	155,975,000 (RM 8,975)
RM00	RM00	156,475,000 (RM 9,075)
RM00	RM00	156,975,000 (RM 9,175)
RM00	RM00	157,475,000 (RM 9,275)
RM00	RM00	157,975,000 (RM 9,375)
RM00	RM00	158,475,000 (RM 9,475)
RM00	RM00	158,975,000 (RM 9,575)
RM00	RM00	159,475,000 (RM 9,675)
RM00	RM00	159,975,000 (RM 9,775)
RM00	RM00	160,475,000 (RM 9,875)
RM00	RM00	160,975,000 (RM 9,975)
RM00	RM00	161,475,000 (RM 10,075)
RM00	RM00	161,975,000 (RM 10,175)
RM00	RM00	162,475,000 (RM 10,275)
RM00	RM00	162,975,000 (RM 10,375)
RM00	RM00	163,475,000 (RM 10,475)
RM00	RM00	163,975,000 (RM 10,575)
RM00	RM00	164,475,000 (RM 10,675)
RM00	RM00	164,975,000 (RM 10,775)
RM00	RM00	165,475,000 (RM 10,875)
RM00	RM00	165,975,000 (RM 10,975)
RM00	RM00	166,475,000 (RM 11,075)
RM00	RM00	166,975,000 (RM 11,175)
RM00	RM00	167,475,000 (RM 11,275)
RM00	RM00	167,975,000 (RM 11,375)
RM00	RM00	168,475,000 (RM 11,475)
RM00	RM00	168,975,000 (RM 11,575)
RM00	RM00	169,475,000 (RM 11,675)
RM00	RM00	169,975,000 (RM 11,775)
RM00	RM00	170,475,000 (RM 11,875)
RM00	RM00	170,975,000 (RM 11,975)
RM00	RM00	171,475,000 (RM 12,075)
RM00	RM00	171,975,000 (RM 12,175)
RM00	RM00	172,475,000 (RM 12,275)
RM00	RM00	172,975,000 (RM 12,375)
RM00	RM00	173,475,000 (RM 12,475)
RM00	RM00	173,975,000 (RM 12,575)
RM00	RM00	174,475,000 (RM 12,675)
RM00	RM00	174,975,000 (RM 12,775)
RM00	RM00	175,475,000 (RM 12,875)
RM00	RM00	175,975,000 (RM 12,975)
RM00	RM00	176,475,000 (RM 13,075)
RM00	RM00	176,975,000 (RM 13,175)
RM00	RM00	177,475,000 (RM 13,275)
RM00	RM00	177,975,000 (RM 13,375)
RM00	RM00	178,475,000 (RM 13,475)
RM00	RM00	178,975,000 (RM 13,575)
RM00	RM00	179,475,000 (RM 13,675)
RM00	RM00	179,975,000 (RM 13,775)
RM00	RM00	180,475,000 (RM 13,875)
RM00	RM00	180,975,000 (RM 13,975)
RM00	RM00	181,475,000 (RM 14,075)
RM00	RM00	181,975,000 (RM 14,175)
RM00	RM00	182,475,000 (RM 14,275)
RM00	RM00	182,975,000 (RM 14,375)
RM00	RM00	183,475,000 (RM 14,475)
RM00	RM00	183,975,000 (RM 14,575)
RM00	RM00	184,475,000 (RM 14,675)
RM00	RM00	184,975,000 (RM 14,775)
RM00	RM00	185,475,000 (RM 14,875)
RM00	RM00	185,975,000 (RM 14,975)
RM00	RM00	186,475,000 (RM 15,075)
RM00	RM00	186,975,000 (RM 15,175)
RM00	RM00	187,475,000 (RM 15,275)
RM00	RM00	187,975,000 (RM 15,375)
RM00	RM00	188,475,000 (RM 15,475)
RM00	RM00	188,975,000 (RM 15,575)
RM00	RM00	189,475,000 (RM 15,675)
RM00	RM00	189,975,000 (RM 15,775)
RM00	RM00	190,475,000 (RM 15,875)
RM00	RM00	190,975,000 (RM 15,975)
RM00	RM00	191,475,000 (RM 16,075)
RM00	RM00	191,975,000 (RM 16,175)
RM00	RM00	192,475,000 (RM 16,275)
RM00	RM00	192,975,000 (RM 16,375)
RM00	RM00	193,475,000 (RM 16,475)
RM00	RM00	193,975,000 (RM 16,575)
RM00	RM00	194,475,000 (RM 16,675)
RM00	RM00	194,975,000 (RM 16,775)
RM00	RM00	195,475,000 (RM 16,875)
RM00	RM00	195,975,000 (RM 16,975)
RM00	RM00	196,475,000 (RM 17,075)
RM00	RM00	196,975,000 (RM 17,175)
RM00	RM00	197,475,000 (RM 17,275)
RM00	RM00	197,975,000 (RM 17,375)
RM00	RM00	198,475,000 (RM 17,475)
RM00	RM00	198,975,000 (RM 17,575)
RM00	RM00	199,475,000 (RM 17,675)
RM00	RM00	199,975,000 (RM 17,775)
RM00	RM00	200,475,000 (RM 17,875)
RM00	RM00	200,975,000 (RM 17,975)
RM00	RM00	201,475,000 (RM 18,075)
RM00	RM00	201,975,000 (RM 18,175)
RM00	RM00	202,475,000 (RM 18,275)
RM00	RM00	202,975,000 (RM 18,375)
RM00	RM00	203,475,000 (RM 18,475)
RM00	RM00	203,975,000 (RM 18,575)
RM00	RM00	204,475,000 (RM 18,675)
RM00	RM00	204,975,000 (RM 18,775)
RM00	RM00	205,475,000 (RM 18,875)
RM00	RM00	205,975,000 (RM 18,975)
RM00	RM00	206,475,000 (RM 19,075)
RM00	RM00	206,975,000 (RM 19,175)
RM00	RM00	207,475,000 (RM 19,275)
RM00	RM00	207,975,000 (RM 19,375)
RM00	RM00	208,475,000 (RM 19,475)
RM00	RM00	208,975,000 (RM 19,575)
RM00	RM00	209,475,000 (RM 19,675)
RM00	RM00	209,975,000 (RM 19,775)
RM00	RM00	210,475,000 (RM 19,875)
RM00	RM00	210,975,000 (RM 19,975)
RM00	RM00	211,475,000 (RM 20,075)
RM00	RM00	211,975,000 (RM 20,175)
RM00	RM00	212,475,000 (RM 20,275)
RM00	RM00	212,975,000 (RM 20,375)
RM00	RM00	213,475,000 (RM 20,475)
RM00	RM00	213,975,000 (RM 20,575)
RM00	RM00	214,475,000 (RM 20,675)
RM00	RM00	214,975,000 (RM 20,775)
RM00	RM00	215,475,000 (RM 20,875)
RM00	RM00	215,975,000 (RM 20,975)
RM00	RM00	216,475,000 (RM 21,075)
RM00	RM00	216,975,000 (RM 21,175)
RM00	RM00	217,475,000 (RM 21,275)
RM00	RM00	217,975,000 (RM 21,375)
RM00	RM00	218,475,000 (RM 21,475)
RM00	RM00	218,975,000 (RM 21,575)
RM00	RM00	219,475,000 (RM 21,675)
RM00	RM00	219,975,000 (RM 21,775)
RM00	RM00	220,475,000 (RM 21,875)
RM00	RM00	220,975,000 (RM 21,975)
RM00	RM00	221,475,000 (RM 22,075)
RM00	RM00	221,975,000 (RM 22,175)
RM00	RM00	222,475,000 (RM 22,275)
RM00	RM00	222,975,000 (RM 22,375)
RM00	RM00	223,475,000 (RM 22,475)
RM00	RM00	223,975,000 (RM 22,575)
RM00	RM00	224,475,000 (RM 22,675)
RM00	RM00	224,975,000 (RM 22,775)
RM00	RM00	225,475,000 (RM 22,875)
RM00	RM00	225,975,000 (RM 22,975)
RM00	RM00	226,475,000 (RM 23,075)
RM00	RM00	226,975,000 (RM 23,175)
RM00	RM00	227,475,000 (RM 23,275)
RM00	RM00	227,975,000 (RM 23,375)
RM00	RM00	228,475,000 (RM 23,475)
RM00	RM00	228,975,000 (RM 23,575)
RM00	RM00	229,475,000 (RM 23,675)
RM00	RM00	229,975,000 (RM 23,775)
RM00	RM00	230,475,000 (RM 23,875)
RM00	RM00	230,975,000 (RM 23,975)
RM00	RM00	231,475,000 (RM 24,075)
RM00	RM00	231,975,000 (RM 24,175)
RM00	RM00	232,475,000 (RM 24,275)
RM00	RM00	232,975,000 (RM 24,375)
RM00	RM00	233,475,000 (RM 24,475)
RM00	RM00	233,975,000 (RM 24,575)
RM00	RM00	234,475,000 (RM 24,675)
RM00	RM00	234,975,000 (RM 24,775)
RM00	RM00	235,475,000 (RM 24,875)
RM00		



る、所得として申告すべし  
 相互海上保險會社は其の總所得として、徴收したる總保險料より再保險料を差引きたるものを記載するを要するも、記載すべき申告は保險加入者に對し、保險料前納の理由により拂戻したる金額及右金額に對する保險料前納の事實發見の時より拂戻しに至る迄の利子とを控除す。生命保險會社に就ては個人保險加入者より受入れたる拂戻しをなすべき保險料及保險料減額として取扱ひたる金額は所得として計算せず

三 イ負債に對する年度内支拂利子(但し債務及擔保買收の爲蒙りたる負債に對する利子にして該債務の利子が所得税法により課税を免除せらるゝものを除く)は、該負債が (イ)該年度末に於ける拂込資本株の金額、拂込資本株無き時は該年度末營業に使用したる資本總額 (ロ)利子付負債の半額を超えざる程度内に於て控除す

ロ本法に關しては優先資本利子附負債と見做さず、同株に對する利子配當金は總所得より控除せず

ハ資本株が額面價格を以て發行せられざりし時は、本項による拂込資本株は同株に對する現金額を以て計算す

ニ但し會社組合が其の營業上取扱ふ財物を以て負債の抵當としたる場合には、該負債の利子は負債が抵當物件價格の範圍内に止まる限り營業として控除す

ホ尙利子課税免除保證の下に發行したる債券其他の負債に關しては本項の控除を爲さず。銀行・金融組合及信託會社に就ては預金又は投資金額にして該銀行等の債券證書(利子付)により保證せられたる金額に對する利子は控除す

四 該年度内に於て外國政府、比島政府、地方政府の課したる税額、但し局部的地域の便益の爲による賦課は此の限に非ず。

(其二) 外國にて設立、組織、現存する法人の純所得は比島より受け

たる總所得より左の控除を爲す。

一 同國法人の(其一)の第一項と同じ(但し比島に關するものに付)

二 同 第二項と同じ(但し比島に關するものに付)

三 同 第三項と同じ(但し比島に關するものに付)

(其一) 第三項の中(イ)に就ては内國法人に準用せず

(其二) 第三項の中(ロ)に就ては内國法人に準用せず

住民の預金投資金のみに付準用せらる。

一 比島にて支拂ひ且つ米國政府・比島政府及地方政府の課したる税額、但し局部的地域の便益の爲に課するものを除く。

〔申告及納税〕 税は前記の方法を以て決定したる前曆年の純所得に課す。但し法人は任意の月の末日を以て會計年度の締切をなし夫れより前一年内の純所得に付課税を受くるを得、曆年制によるものは三月一日前三十日以内に、又會計年制によるものは右期間内に締切日を收税官に通じ締切後六十日間に申告すべし。

曆年制に依るものは六月一日に納税額告知を受け同月十五日迄に納付し、會計年制によるものは申告期限後百五日迄に納付すべし。

納税期限迄に納付せず、且つ十日間の催告期間に尙納付せざる時は、月に五分の増税及期限後一箇年毎に税額の一分の利子を附加す。申告を怠り又は拒絶し又は虚偽の申告をなしたる時は二萬ペソを超えざる罰金を課す。

所得税に關する罰則其他の補則一期間内に申告を爲さざる時は税額五割を増し、故意に虚偽の申告を爲したる時は税の倍額を課す。之等附加税に就ては所得税納付に關する規定を準用す。税を納付せず申告を爲さず又求められたる事實を申立てざる者は、特別規定なき限り四〇ペソ以上二千ペソ以下の罰金を課す。

個人又は法人の役員にして申告書の作成提出署名証明をすべきものが故意に虚偽の申告をなしたる時は、四千ペソを超えざる罰金又は一年を超えざる禁錮に處し或は之を併課す。

(附) 輸入關稅率

(備考) 從量稅率の單位が重量なる場合は特に規定なき限り正重量とし又其の非は米國通貨とす。

品名	稅率
第一類 石、土、硝子及陶器	
六 土	
耐火粘土、石灰及ローマンセメント、ポルトランドセメント並に其他の水硬セメント	總量每百斤 〇・六五
一〇 陶器瓦	
ワニスを施したるもの(裝飾せざるもの)	同 〇・四五
陶化せると否とに拘らず釉藥を施し、珐瑯又は裝飾を施したるもの	同 一・二〇
磁器、ビスク、フアヤンス、陶器、石器及其他別掲せざる陶磁器	同 一・一〇
濾過器及衛生建設物用たることを明示する形跡を有する物品並に其の部分品と認め得るもの	從 價 一〇%
普通の壺、壺、罎、キユーベル、庖厨具及花瓶(鍍金、彩色、エナメル又は裝飾せざるもの)	同 一五%
別掲せざるもの(鍍金、彩色、エナメル又は裝飾せざるもの)	同 二〇%
皿、食卓用具又は別掲せざるものにして又は無地淡色を施したるもの、但し鍍金、彩色又は裝飾せざるもの	同 二五%
皿、食卓用具又は別掲せざるものにして彩色、鍍金、又は裝飾したるもの	同 四〇%
精巧なる裝飾を施したる器具、花瓶(花立及裝飾用品、小像、ハイ・エン)	同 四〇%

所得税の賦課收納免除拂戻に關しては、反對の規定なき限り國內收入税の規定を準用す。所得税法中、外國及外國人なる語は、米國及米國の地方行政區劃内の米國人をも含め比島に居住する米國市民の米國より得たる所得は米國政府の米國に納税したることを證明するものに限り課税せず。

(註) 以上舊法の條を列記す。

10 娛樂稅  
 本税は劇場、映畫館、キャバレー等の全收入に課税するものである。稅率は入場料二〇乃至四〇セントに對して五分、夫以上のものは一割を課す。尙園、競技場、キャバレー等は入場料徴收と否とを問はず一率に一割を課税す。

11 保險稅  
 本税は保險會社が徴收する保險料年額に對して稅率一分半を課す。

12 國庫收入の配分  
 比島に於る國內收入税は特別規定なき限り、左記の充當費を除き比島財政部に歸屬せしめ中央政府の一般費に充つ。

比島財政部に歸屬する國內收入の一〇%は州へ、一〇%は道路橋梁へ、二〇%は村へ配分す。尙右の三特別充當費は合計一九〇九年度合計を超ゆるを得ず。





Table with columns for item codes (e.g., 九八, 九七, 九六), descriptions of goods (e.g., 重量八疋又は夫れ以上のもの), and tax rates (e.g., 〇・二, 〇・三). Includes sub-sections for 九八 and 九七.

Table with columns for item codes (e.g., 一〇三, 一〇四, 一〇五), descriptions of goods (e.g., 但し綿製ブランケットにして単製又は二枚綴りのものはヘムを取り又は縁縫したるものと否を問はず), and tax rates (e.g., 〇・五, 二・五%). Includes sub-sections for 一〇三, 一〇四, 一〇五, and 一〇七.

Table with columns for item codes (e.g., 一〇〇, 一〇一, 一〇二), descriptions of goods (e.g., 重量十疋未満のものにして毎平方米、重量八疋未満のものにして毎百平方米), and tax rates (e.g., 〇・二, 〇・三). Includes sub-sections for 一〇〇, 一〇一, and 一〇二.

Table with columns for item codes (e.g., 一〇八, 一〇九, 一一〇), descriptions of goods (e.g., 其他のもの、タペストリーと稱する織物), and tax rates (e.g., 〇・五, 〇・二). Includes sub-sections for 一〇八, 一〇九, 一一〇, and a section for '第八類' (Class 8).

織絲及縫絲(繻・絹用、カガリ又は刺繡用のもの)	同	三五%
但し本號(ロ)項に分類する物品は税率従價二五%を下ることなし		
第二節 織物及絹製品		
一四三 絹反物	從	四〇%
一四四 製 品	同	六〇%
イ レース、絹の割合の如何を問はず		
ロ 其他のもの、全部又は主要價格が絹より成るもの	同	五〇%
第三節 レイヨン製品及其他の合成織物		
一四五 織維、織絲及シート	同	三〇%
イ フライメント、織維、ストリツツペンバ	從	五〇%
ロ 織絲及織維	同	三〇%
一四六 レイヨン織物及製品並に其他の合成織物	同	六〇%
イ 織物及編物、絹布及パイル織物(反物)		
ロ 製品(全部又は主要價格がレイヨンより成るもの)及其他の合成織物	從	六五%
但しレイヨン絲を含む織物又は其他の合成織物にして、經緯に於て數へらるる絲の數が織物を組成する全絲數の五分の一を超えたるときは比律實關稅定率法に於て反對の規定あるも本號に依り課稅す		
第七類 紙及其の製品		
一四九 各種の紙、ペリススト・ボード、カード・ボード、プリスル・ボード、薬板紙及バルブ・ボード	同	二〇%
イ 有罪のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)	從	二五%
ロ 無線電信用ウオール・ポケット及安全器	同	二五%

ハ 印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エツチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの	同	三五%
ニ 前項と同一のものを物品に製造し別掲せざるもの	同	四〇%
第十一類 動物及動物製品並に屑		
第二節 皮革、皮革製品、腸及屑		
一七七 靴 類	每	足 〇・二五
イ 護謨、植物纖維及カンバス製のもの	每	足 〇・五〇
ロ 牛皮、馬皮、羊皮及豚皮並に其の模造品製のもの	同	〇・七五
ハ 其他のもの(爬虫類皮製靴、絹以外の材料製スリツツバ及サンダルを含む)	同	一・〇〇
ニ 前項と同一のもの(絹、レイヨン及其他の合成織物製のもの)	同	一・〇〇
但し本號(イ)に分類するものにして皮革、絹又は其の模造品を含むときは其の割合を問はず本號の相當項たる(ロ)、(ハ)又は(ニ)項に依り課稅す		
又本號(イ)、(ロ)、(ハ)及(ニ)項に分類する物品の税率は夫々従價二〇、四〇、四五及五〇%を下ることなし		
第十二類 器具、裝置、機械、車輛及船舶		
第二節 裝置及機械		
一九〇 電氣及電氣工業機械、裝置及用具	從	價 一五%
イ 發電機、發電裝置、交流發電機、電動機及別掲せざる類似の機械、變壓機及蓄電池、配電盤及閉閉器、孤光燈、電鈴器、電流計、電扇、電氣信機及呼鈴器、電流計、電壓計、電力計及類似部分品並に其の配設に專用するもの、電氣用のみの碍子及絶緣用合成物並に材料、炭素及白熱球並に管		
ロ 調理、冷凍及加熱裝置並に器具、シャデリヤ、机用ランプ、懐中電燈、火		

ハ 散荷のもの	同	價 二五%
イ 小形又は小賣用包装のもの	從	價 二五%
ロ 小形又は小賣用包装のものは税率従價二〇%を下ることなし		
ニ 三〇 野菜、漬けたるもの	同	價 二五%
イ 散荷のもの	同	價 一五%
ロ 小形又は小賣用包装のもの	從	價 一五%
ハ 鳳梨、散荷のもの	同	價 二〇%
ニ 鳳梨、小形又は小賣用包装のものは税率従價一五%を下ることなし		
又本號(ロ)項に分類するものは税率従價二五%を下ることなし		
第五節 咖啡、茶、カカオ、香料、ソース、調味料及香味料		
二四四 茶	同	價 一・五〇
第六節 酒精、葡萄酒、麥芽性及其他の飲料		
二六四 麥芽性飲料及サイダー	同	價 一・七五
イ 每容器の容量二立を超えたる容器入のもの	同	價 一・七五
ロ 其他の容器入のもの	同	價 一・七五
第十四類 雜 品		
二七四 扇(各種)	從	價 三五%

散荷のもの	同	價 一・七五
イ 小形又は小賣用包装のもの	從	價 一・七五
ロ 小形又は小賣用包装のものは税率従價二〇%を下ることなし		
ニ 三〇 野菜、漬けたるもの	同	價 二・五〇
イ 散荷のもの	同	價 〇・〇三
ロ 小形又は小賣用包装のもの	從	價 〇・〇三
ハ 鳳梨、散荷のもの	同	價 一・五〇
ニ 鳳梨、小形又は小賣用包装のものは税率従價一五%を下ることなし		
又本號(ロ)項に分類するものは税率従價二五%を下ることなし		
第五節 咖啡、茶、カカオ、香料、ソース、調味料及香味料		
二四四 茶	同	價 〇・一七
第六節 酒精、葡萄酒、麥芽性及其他の飲料		
二六四 麥芽性飲料及サイダー	同	價 四・〇〇
イ 每容器の容量二立を超えたる容器入のもの	同	價 五・五〇
ロ 其他の容器入のもの	同	價 五・五〇
第十四類 雜 品		
二七四 扇(各種)	從	價 三五%

二七五	ペン(別掲せざるもの)、針(外科用針を除く)、普通のピン並に安全ピン、フック、エンドアイ、鈕釦用リング並に上記のもの何れかにして普通の金銀製のもの(金又は銀を以て被覆したるものを除く)	同	二五%
二七六	各種の時計、鎖、附飾品及各種の装飾品(金又は銀、若しくは鍍金又は鍍銀若しくは其の主要價格の構成材料が琥珀、ジュエツト、玉、磁甲、珊瑚、象牙、メアシャウム又は眞珠母貝より成るものを除く)	直接容器の重量毎延	一・七五
二七七	琥珀、ジュエツト、磁甲、珊瑚、象牙メアシャウム及眞珠母貝	同	一五%
イ	細工せざるもの又は嵌込の爲切り又は小珠用として孔を穿ちたるもの	同	四〇%
ロ	細工したるもの、別掲せざるもの	同	四〇%
二七八	角、骨、鯨骨、セルロイド及上記のもの、何れかの模造品、又は第二七七號に列挙せるもの、何れかの模造品	同	同
イ	細工せざるもの	直接容器の重量毎延	〇・三〇
ロ	細工したるもの、別掲せざるもの	同	一・五〇
ハ	但し本號(ロ)項に分類するものは税率従價三〇%を下ることなし	同	同
二八〇	鈕釦	同	二・五〇
イ	眞珠母貝製	同	〇・三〇
ロ	骨、陶磁器、合成物、木材、鋼、鐵又は類似の材料製のもの	同	〇・五〇
ハ	其他の材料(金、銀又は白金又は鍍金若しくは銀鍍金したるものを除く)製のもの	同	〇・五〇
イ	但し本號(イ)項に分類するものは税率従價五〇%を下ることなし	同	同
ロ	又本號(ロ)又は(ハ)項に分類するもの	同	同

二九三	は税率従價二五%を下ることなし 面・紙帽子並にケイン、人造クリスマス・ツリ、クリスマス・ツリ、玩具車輪並に別掲せざる其の他兒童用小車輪及實用する小形物品を含む遊戯具又は玩具	同	一・四〇
二九五	雨傘及日傘	同	同
イ	紙にて被ひたるもの	同	〇・一五
ロ	絹、レイヨン又は其他の合成織物にて被ひたるもの	同	〇・七五
ハ	其他の布帛にて被ひたるもの	同	〇・三〇
ニ	骨粗の完全なるものにして被はざるものは柄を附したると否とを問はず	同	四〇%
イ	但し本號に分類するものは税率従價二五%を下ることなし	同	同
二九六	帽子、婦人帽及其のクラウンにして麥稈、經木、椰木葉、草、籐、杞柳及類似材料製のもの	同	同
イ	完成したるものにしてトリムせざるもの	同	〇・三五
ロ	前項と同一のものにしてトリムしたるもの	同	〇・六〇
ハ	クラウン	同	〇・三〇
イ	但し本號に分類するものは税率従價六〇%を下ることなし	同	同
二九七	前號と同一のものにして其他の材料製のもの	同	〇・二〇
イ	完成したるものにしてトリムせざるもの	同	同

### 第九章 金融

#### 第一節 經濟の概観と金融

經濟の概観と金融—貨幣制度と通貨—金融機構と金融機關—  
外國爲替と國際收支—要約

比律賓は、一九三四年に制定をみたタイデングス・マクダファイ獨立法により一九三五年十一月コムモンウェルス政府の成立をみ、一九四六年七月を以て獨立すべく規定されてゐるが、今尙典型的な農業植民地たるの段階を脱してゐない。近年に於てもその輸出額の九割以上が砂糖、ココラ、ココ椰子油、アバカ等の農産物によつて占められてゐる。而してこの輸出は殆んど完全に米國に依存してゐる有様である。例へば比律賓輸出總額のうち米國向輸出額の占める割合は、一九三七年八〇%、一九三八年七七%、一九三九年七六%であつた。斯る農産物の輸出(主として米國へ)によつて消費財及生産財としての工産品を輸入し(主として米國より)以てその經濟の再生産を維持してきたのである。

一八九八年比律賓をスペインの手から奪取した米國は、國內及近隣の支配圏に尠大な未開發資源を擁してゐたので、遠く離れた極東の比律賓に資本を投下しその産業を大々的に開發せんとする積極的な意圖をもたなかつた。かうしたわけで米國の比律賓における投資額は一九三五年に於いて約二五、〇〇〇萬弗、其中産業投資額は六一%弱の一四、〇〇〇萬弗にすぎないと推定されてゐる。而もタ・マ法の制定により、その後における米國投資額は極めて激々たる増加を示したにすぎず、むしろ米國への引上資本額の方が多と考へられてゐる。ところでかやうな絶對的には僅少な米國投資額が相對的には極めて大なる地位を占めてをり、政府機關による投資を除き、比律賓投資總額の約半を占めると推定されたことよりみて、いかに比律賓の近代産業開發が遅れてきたかといふことが明らかである。